



三股町総合福祉計画



平成 31 年 3 月
宮崎県 三股町

ご あ い さ つ

平素から皆さまには本町の福祉行政にご理解とご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

近年、わが国では、少子高齢化が進む中、地域の連帯感が希薄化し、特に大都市での地域社会の脆弱化は顕著です。また、中山間部では限界集落等の問題もあります。現状では、公的な福祉サービスだけで要支援者を支援することは困難となっていており、新たな社会問題として顕在化しています。



このような中、本町では平成30年度に、第3期地域福祉計画（計画期間：平成31～35年度）、第3次障害者基本計画（計画期間：平成31～35年度）、第2期自殺対策行動計画（計画期間：平成31～35年度）の三つを「三股町総合福祉計画」として策定致しました。

各計画の策定に当たり、本町の最上位計画であります「三股町第五次総合計画」において目指す将来像「自立と協働で創る 元気なまち 三股」の実現に向けての基本方針で「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」を施策の中心として据えています。

地域福祉計画の策定に当たっては、地域に暮らす全ての人が支え合い、生きがいを持って生活していくために、「みんなで支えあい 助け合うことで やさしさとぬくもりの感じられる地域社会づくり」を基本理念として、「三股町まちづくり基本条例」で掲げている「町民等が主体的に参加する協働のまちづくり」を福祉分野においても積極的に推進することとします。そして、「みんなでつながり、支え合う地域づくり」、「困りごとを『丸ごと』受け止める仕組みづくり」、「安全な・安心に暮らせる地域づくり」を基本目標として計画を策定致しました。

次に、障害者基本計画については、障害者権利条約の理念に基づき、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの判断に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現出来るよう支援し、全ての町民が障がいに対する理解を深め、障がいのある方々が、地域で自立した生活が送れることを目指す計画としています。

最後に自殺対策行動計画については、全国、宮崎県と近年減少していますが、本町においては、ここ数年自殺者数は、横ばい傾向にあります。本町ではこれからも「自殺者ゼロ」をめざし孤独を防ぐ居場所づくりや相談など、包括的な生きる支援につなげるため、また、施策の運動性を更に高めるため本計画を策定致しました。

終わりに、この計画策定にあたりアンケート調査にご協力いただきました町民の皆さまをはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました三股町総合福祉計画審議会委員の方々に心から感謝し、御礼申し上げます。

今後も、町として福祉部門の体制を強化し、計画の実現に向け、積極的に取り組んでいく所存でありますので、町民の皆さまおよび関係機関の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

三股町長 木佐貫 辰生

～ 目 次 ～

第1部 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 計画の策定方法	2
6 「障がい」の表記について	3

第2部 地域福祉計画

第1章 計画策定に関する事項.....5

1 計画策定の背景	5
2 計画の根拠	5
3 「地域福祉」とは	6
4 国・宮崎県の動向	7

第2章 地域福祉に係る本町の状況.....9

1 人口の状況	9
2 世帯の状況	12
3 要介護（要支援）認定者の推移	14
4 年齢2区分認定者出現率	14
5 障害者手帳所持者の推移	15
6 生活保護受給世帯・受給人数・保護率の推移	15
7 園児数の推移	16
8 児童・生徒数の推移	16
9 町民アンケート調査結果からみる本町の状況	17
10 民生委員等アンケート調査結果からみる本町の状況	31
11 公民館長アンケート調査結果からみる本町の状況	34
12 児童福祉関係者アンケート調査結果等からみる本町の状況	37

第3章 本町の課題及び今後の方向性41

1 本町の課題	41
2 今後の方向性	42

第4章 基本理念等	45
1 基本理念.....	45
2 基本目標.....	45
3 施策の体系.....	46
第5章 施策の展開	47
基本目標1 みんなでつながり、支え合う地域づくり.....	47
1 地域力の強化.....	49
2 地域福祉を支えるリーダー等の育成.....	49
基本目標2 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり.....	51
1 多様なニーズを「丸ごと」受け止めることができる相談体制の構築.....	53
2 他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成.....	53
基本目標3 安心・安全に暮らせる地域づくり.....	55
1 避難行動要支援者への支援体制の強化.....	58
2 誰もが安心して暮らすことができる環境整備.....	58
3 多様なニーズに対応できる仕組みづくり.....	59
第3部 障害者基本計画	
第1章 計画策定に関する事項	61
1 計画策定の背景.....	61
2 計画の根拠.....	61
3 国・宮崎県の動向.....	62
第2章 障がい者を取り巻く状況	64
1 障がい者の状況.....	64
2 障害者手帳所持者アンケート調査結果からみる本町の状況.....	72
3 障がい福祉サービス事業所アンケート調査結果からみる本町の状況.....	84
第3章 基本理念等	90
1 基本理念.....	90
2 基本的視点.....	90
3 施策の体系.....	92

第4章 施策の展開	93
1 生活環境の整備.....	93
2 情報・コミュニケーション.....	96
3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	97
4 生活支援.....	98
5 保健・医療.....	102
6 教育・育成.....	104
7 雇用・就業、経済的自立の支援.....	106
8 行政サービス等における配慮.....	108

第4部 自殺対策行動計画

第1章 計画策定に関する事項	111
1 計画策定の背景.....	111
2 計画の根拠.....	111
3 国の主な動向.....	112
4 宮崎県の動向.....	113
5 計画の数値目標.....	113
第2章 本町の自殺に関する状況	114
1 統計データからみる本町の自殺の状況.....	114
2 町民アンケート調査結果（抜粋）からみる本町の状況.....	120
3 本町の自殺の特徴・傾向.....	131
第3章 これまでの実施状況と今後の課題	132
基本施策1 自殺予防に向けた普及啓発の充実.....	132
基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実.....	132
基本施策3 心の健康づくりと心の病気の早期発見・早期治療の促進.....	133
基本施策4 自殺未遂者、遺族等への心のケアの充実.....	134
第4章 基本理念等	135
1 基本理念.....	135
2 基本施策・重点施策.....	135
3 施策の体系.....	136

第5章 いのちを支える自殺対策における取組137

第1節 基本施策.....137

- 1 地域におけるネットワークの強化137
- 2 自殺対策を支える人材の育成.....138
- 3 住民への啓発と周知.....139
- 4 生きることの促進要因への支援141
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....143

第2節 重点施策.....144

- 1 高齢者144
- 2 生活困窮者145

第6章 生きる支援関連施策147

第5部 計画の推進

- 1 計画の推進体制157
- 2 計画の点検・評価159

資料編

- 1 三股町総合福祉計画審議会設置要綱.....161
- 2 三股町総合福祉計画審議会委員名簿.....162
- 3 自殺対策行動計画ワーキングチーム名簿.....163
- 4 用語解説.....164

【用語解説について】

この計画書の中で、〇〇〇※となっている部分は164～169頁に用語解説を掲載しています。ご活用ください。

第1部 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

この計画は本町における福祉の施策を明らかにするとともに、その実現に向けた具体的な施策の方向を示すものとして、平成26年3月に策定した「三股町総合福祉計画」の改定計画（以下、「本計画」という。）となるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画の「第五次三股町総合計画」の基本理念や基本方針、施策目標を踏まえ、地域における福祉施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

なお、本計画は、社会福祉法*に基づく「市町村地域福祉計画」として、また、障害者基本法*に基づく「市町村障害者計画」及び自殺対策基本法*に基づく「市町村自殺対策計画」を包含し、保健福祉関連の分野別計画やその他関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。

第五次三股町総合計画

三股町第3期地域福祉計画

【三股町総合福祉計画】

三股町第3次障害者基本計画

三股町第2期自殺対策行動計画

三股町高齢者福祉計画
第7期介護保険事業計画

第5期三股町障がい福祉計画
第1期三股町障がい児福祉計画

三股町子ども・子育て支援事業計画
三股町第2期次世代育成支援行動計画

いきいきげんきまた21（第2次）

その他関連計画

3 計画の期間

本計画の期間は、平成31年度（2019）から平成35年度（2023）までの5年間とします。

なお、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

		平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)	平成36年度 (2024)
三股町総合福祉計画	三股町地域福祉計画	第2期計画	第3期計画					第4期計画
		見直し					見直し	
	三股町障害者基本計画	第2次計画	第3次計画					第4次計画
		見直し					見直し	
	三股町自殺対策行動計画	第1期計画	第2期計画					第3期計画
		見直し					見直し	

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く意見を聴くため、関係団体の代表者等からなる「三股町総合福祉計画審議会」において、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。

また、三股町自殺対策行動計画策定にあたっては、庁内横断的体制として「ワーキングチーム」を設置し、自殺対策関連の事業棚卸し等を行いました。

5 計画の策定方法

(1) 三股町総合福祉計画審議会

本計画を検討するため、三股町総合福祉計画審議会を設置し、3回の委員会を開催し検討を行いました。

回	期 日	協議内容
第1回	平成30年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> 三股町総合福祉計画策定について 3計画の概要について 次期計画骨子案・施策体系案について 今後のスケジュールについて
第2回	平成30年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案について
第3回	平成31年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント※実施状況について 計画最終案について

(2) 町民アンケート調査

町民の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、平成30年9月から平成30年10月まで町民に対してアンケート調査を実施しました。

(3) 障害者手帳所持者アンケート調査

三股町在住の障害者手帳所持者の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、平成30年9月から平成30年10月まで障害者手帳所持者に対してアンケート調査を実施しました。

(4) 障がい福祉サービス事業所アンケート調査

三股町第3次障害者基本計画策定の基礎資料とするために、平成30年9月から平成30年10月まで三股町在住の障がい者が利用している事業所に対してアンケート調査を実施しました。

(5) 民生委員・児童委員、主任児童委員アンケート調査

三股町総合福祉計画策定の基礎資料とするために、平成30年9月に民生委員・児童委員、主任児童委員に対してアンケート調査を実施しました。

(6) 公民館長アンケート調査

三股町総合福祉計画策定の基礎資料とするために、平成30年10月に公民館長に対してアンケート調査を実施しました。

(7) 児童福祉関係者アンケート調査・ヒアリング調査

三股町総合福祉計画策定の基礎資料とするために、平成30年8月及び平成30年11月に児童福祉関係者（主任児童委員、母子保健推進委員^{*}、三股町役場関係職員等）に対してアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

(8) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、平成31年1月21日から平成31年2月20日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

6 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2部 地域福祉計画



第 1 章 計画策定に関する事項

1 計画策定の背景

全国的に少子高齢化や核家族化*が進行する中で地域のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、住民の抱える福祉ニーズは多様化・複雑化しています。

これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児が同時に直面する世帯（ダブルケア）や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。

こうした課題に対応するため、国においては、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」に向けた様々な施策が講じられています。

近年の「地域共生社会の実現」に向けた法律、指針、関連通知等を踏まえ、「三股町第3期地域福祉計画」を策定します。

2 計画の根拠

この計画は、社会福祉法第 107 条に定める「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向性を定めるものです。

【根拠法令（抜粋）】

社会福祉法（第 107 条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

3 「地域福祉」とは

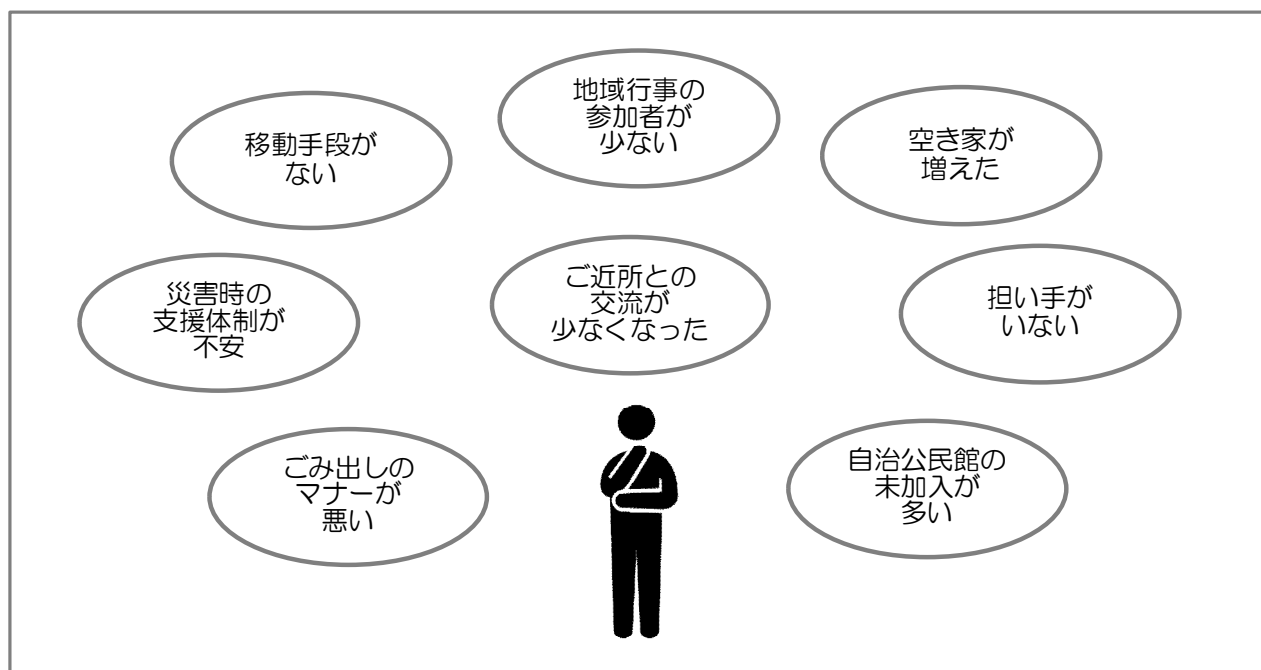
福祉を考えると、私たちは、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに分けてとらえがちです。それは、今まで対象者ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきた背景によるところが大きいと考えられます。

しかし、地域の課題の中には、1つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的なサービスの対象にはならないものの生活する上での困りごとなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことが多くあります。

地域福祉とは、地域の「ひと」のつながりを大切にし、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、一人一人の地域の課題を解決し、さらに地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

【「地域福祉」のイメージ】

地域には、様々な生活課題があります。



このような困りごとに対し、地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「地域福祉」です。

4 国・宮崎県の動向

(1) 国の動向

① 「地域共生社会」の実現に向けた動向

近年の国の「地域共生社会」の実現に向けた動向をまとめると次のとおりとなります。

平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」報告）
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン [*] 」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7月	「我が事・丸ごと [*] 」地域共生社会実現本部の設置
10月	地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会）の設置
12月	地域力強化検討会 中間とりまとめ
平成29年2月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステム [*] の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を国会に提出
2月	「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5月	社会福祉法改正案の可決・成立
6月	改正社会福祉法の公布
9月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

② 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

平成29年12月に厚生労働省から発出された「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」で示された市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項は、次のとおりです。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 宮崎県の動向

宮崎県では平成28年3月に、「ともに支え合い、助け合う あたたかい思いやりの社会づくり」を基本理念とする「宮崎県地域福祉支援計画 第3期計画」が策定されています。

【宮崎県地域福祉支援計画 第3期（平成28年3月策定）の概要】

【基本理念】

「ともに支え合い、助け合う あたたかい思いやりの社会づくり」

【基本目標】

- 1 地域福祉を担う人づくり
 - (1) 地域福祉の意識の醸成
 - (2) 社会福祉事業従事者等の確保と資質向上
 - (3) 地域福祉の担い手の育成
- 2 地域福祉サービスの基盤づくり
 - (1) 相談支援体制の整備
 - (2) 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり
 - (3) 福祉サービス提供体制の充実
 - (4) 地域福祉活動を支える体制づくり
- 3 みんなで支え合う地域づくり
 - (1) 住民参加で進める地域福祉活動の推進
 - (2) 「福祉」で進めるまちづくりの推進
 - (3) 本県の地域や特性を捉えた地域福祉の推進

第2章 地域福祉に係る本町の状況

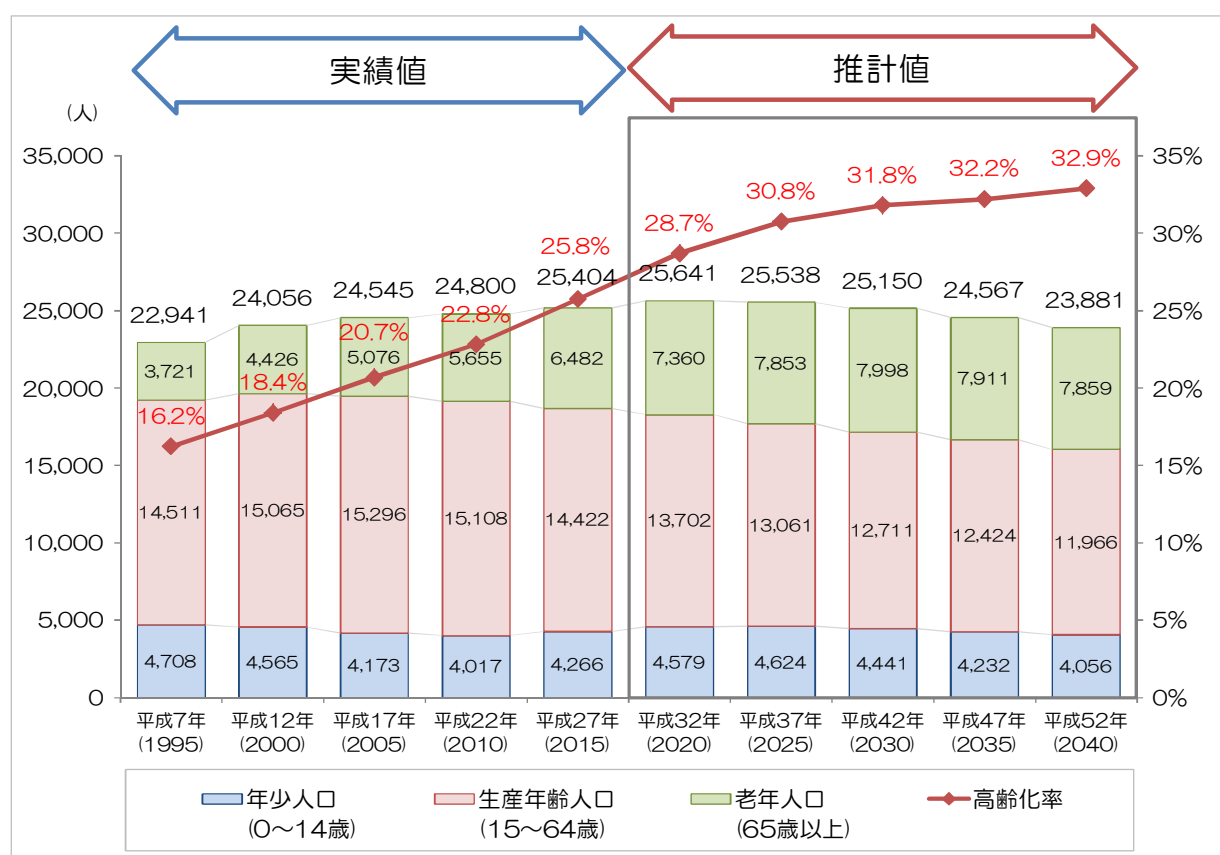
1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移・推計

本町の総人口は、平成7年の22,941人から平成27年には25,404人となり、2,463人の増加となっています。

年齢階層別で見ると、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向で推移している一方、65歳以上の老年人口が増加傾向にあります。

今後、少子高齢化の進展により総人口は減少に転じる予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年（平成52年）の総人口は23,881人、高齢化率は32.9%となる見込みとなっています。

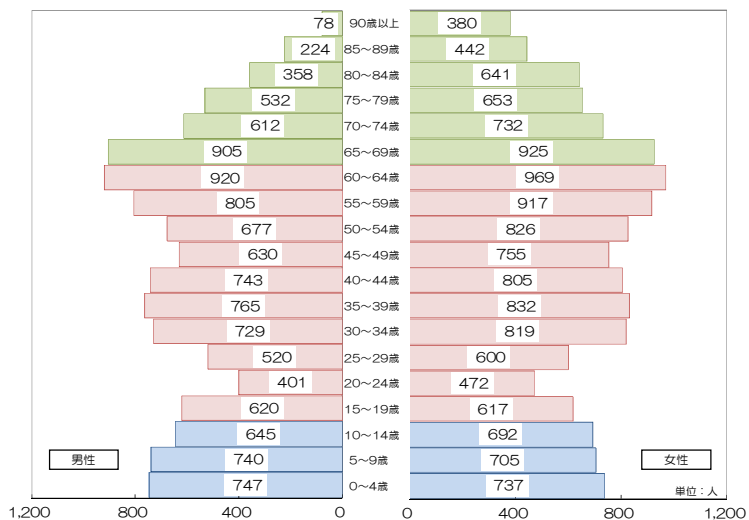


出典：国勢調査（平成7年～平成27年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（平成32年（2020年）～）

(2) 男女別・年齢別人口構成

本町の平成27年の男女別・年齢別人口構成をみると、20～24歳の主に高校卒業者を中心とした若年層にくびれがみられ、町外への流出がうかがえます。

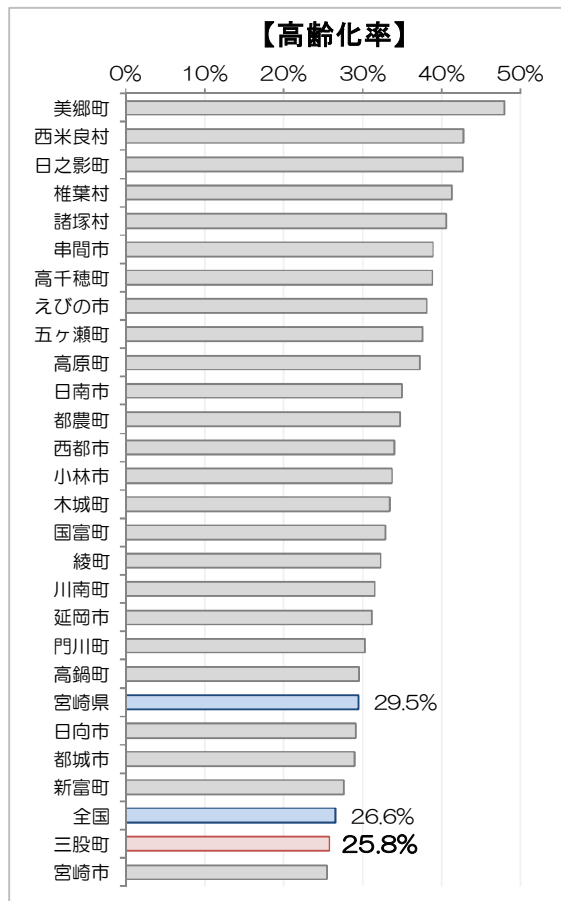
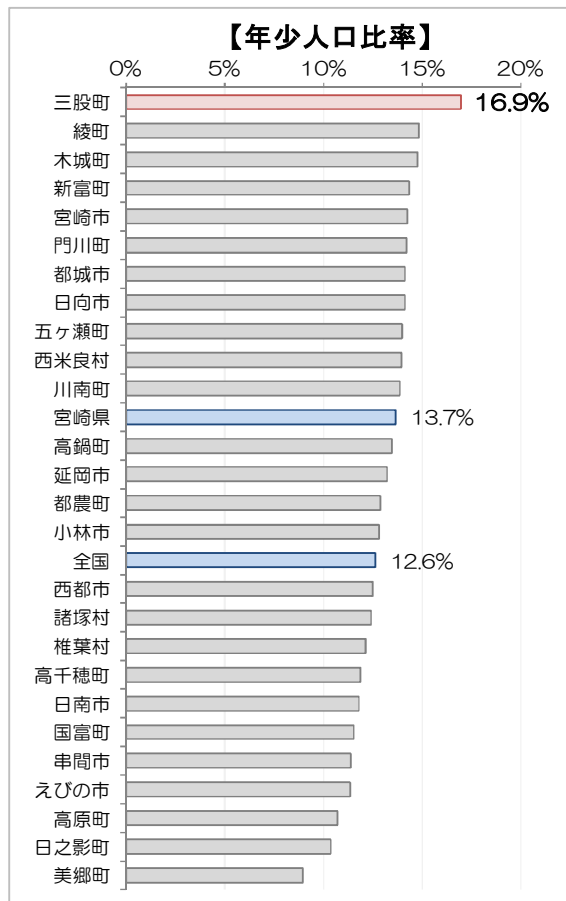
一方、60～64歳の団塊世代層及び35～39歳の団塊ジュニア層を中心に膨らみがみられます。



出典：国勢調査

(3) 年少人口比率・高齢化率

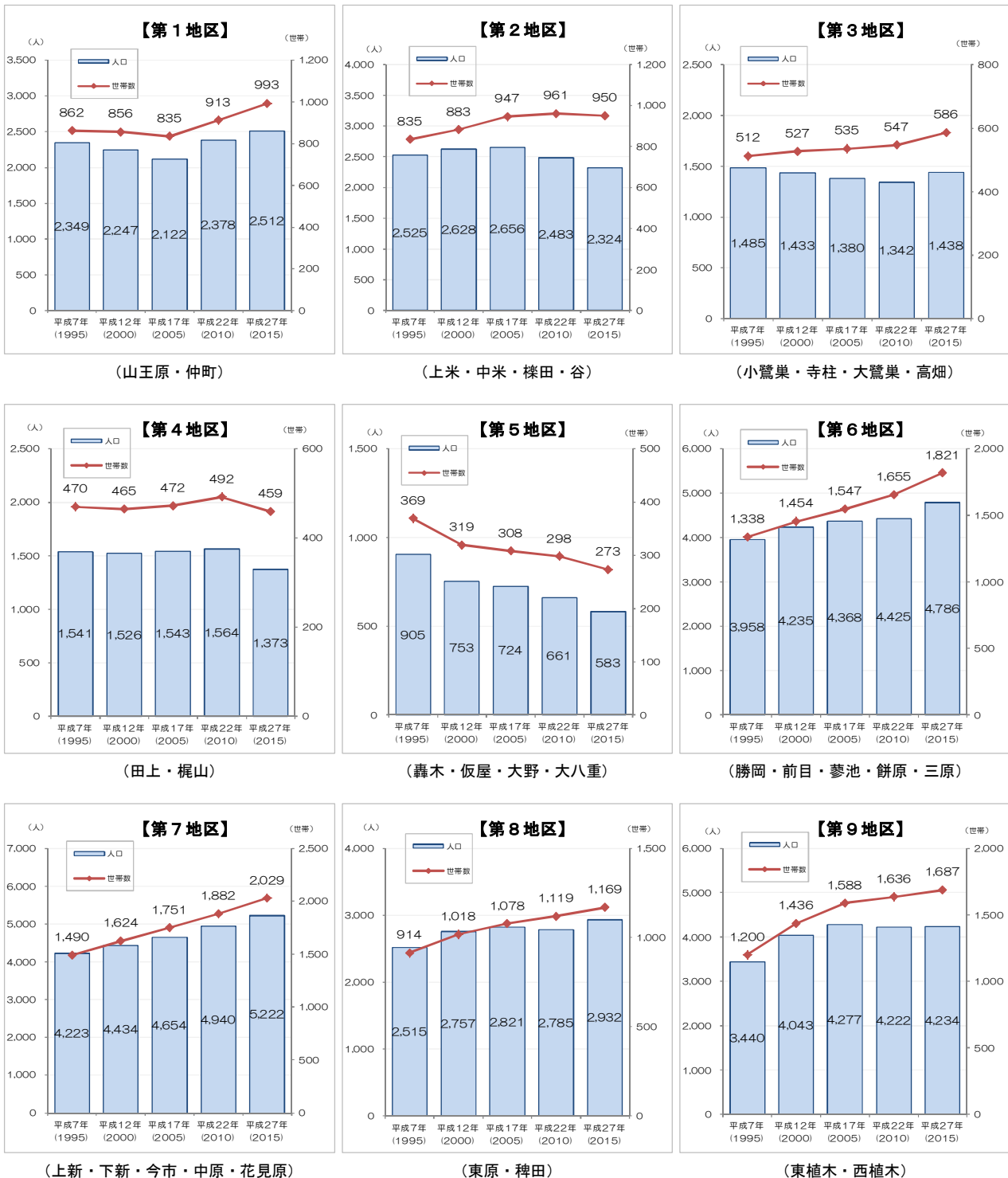
本町の平成27年の年少人口比率（総人口に占める15歳未満の人口の割合）は16.9%で、全国平均、宮崎県平均を大きく上回っています。一方、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は25.8%で、全国平均、宮崎県平均を下回っています。



出典：国勢調査

(4) 地区別人口・世帯数の推移

地区別人口・世帯数の推移は下図のとおりとなっています。

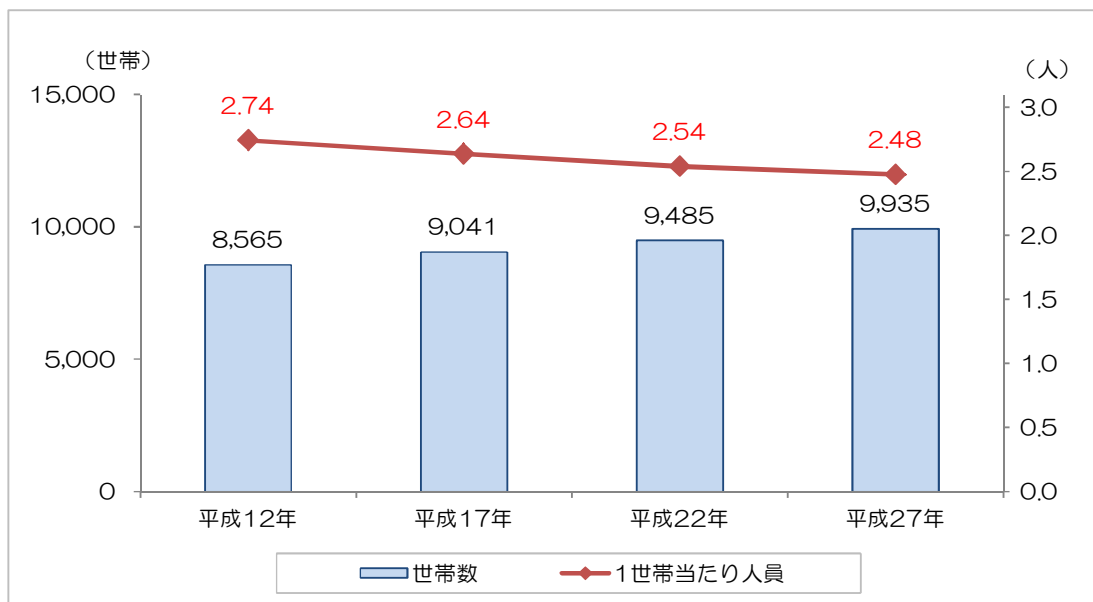


出典：数字で見る三股町（平成30年）

2 世帯の状況

(1) 世帯数・1世帯当たり人員数の推移

核家族化の進展により、世帯数は増加傾向にある一方、1世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。

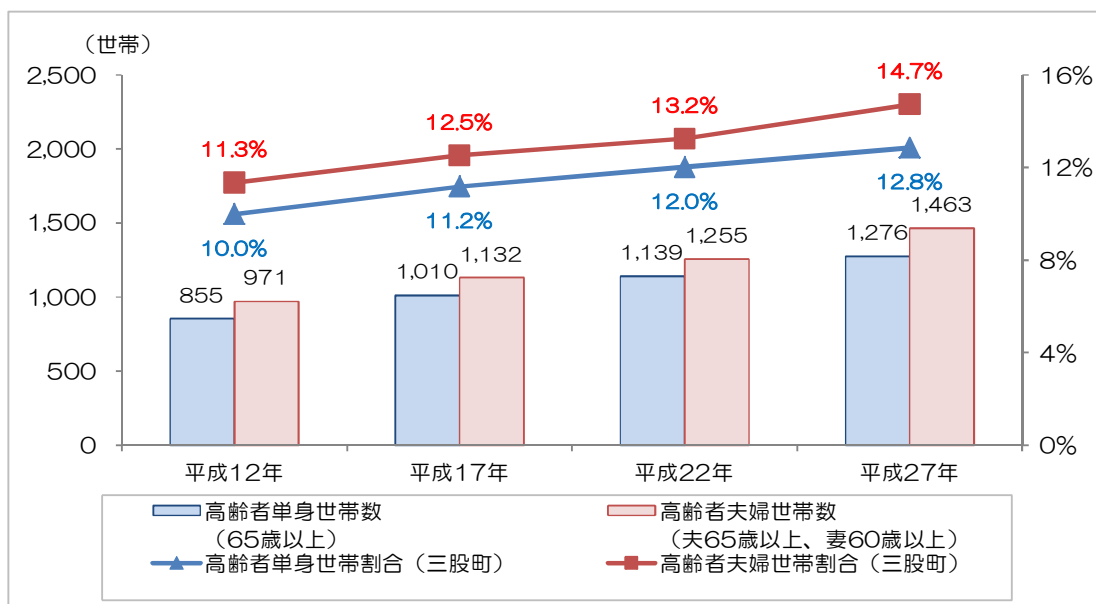


出典：国勢調査

(2) 高齢者世帯の推移

高齢者単身世帯数及び高齢者夫婦世帯数は増加傾向にあります。

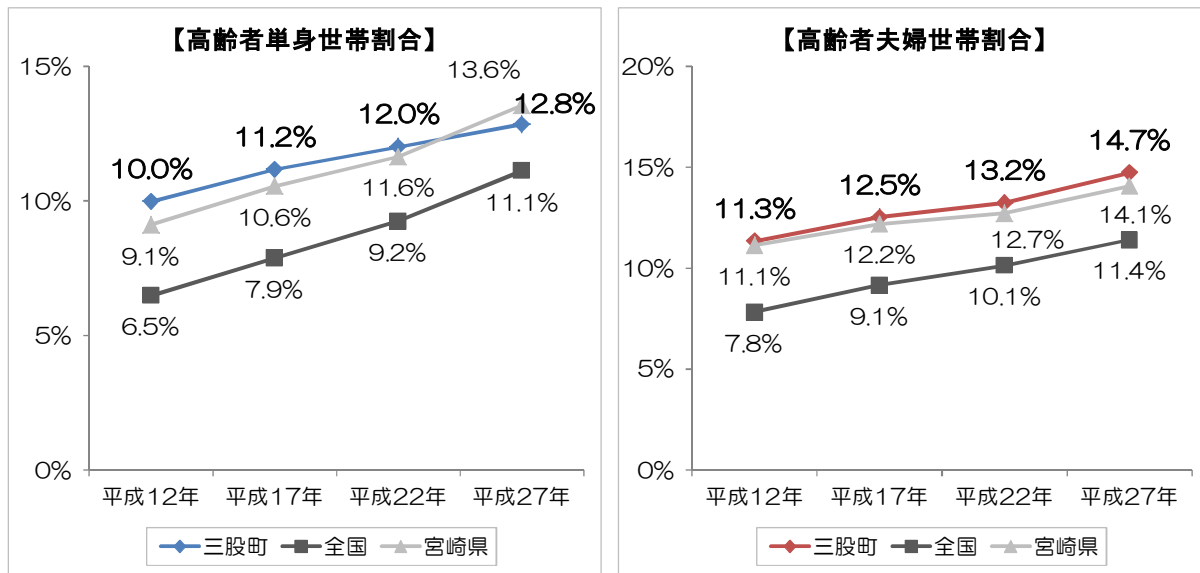
同様に、一般世帯に占める高齢者単身世帯割合及び高齢者夫婦世帯割合は上昇傾向にあります。



出典：国勢調査

(3) 全国平均・宮崎県平均との比較（高齢者世帯）

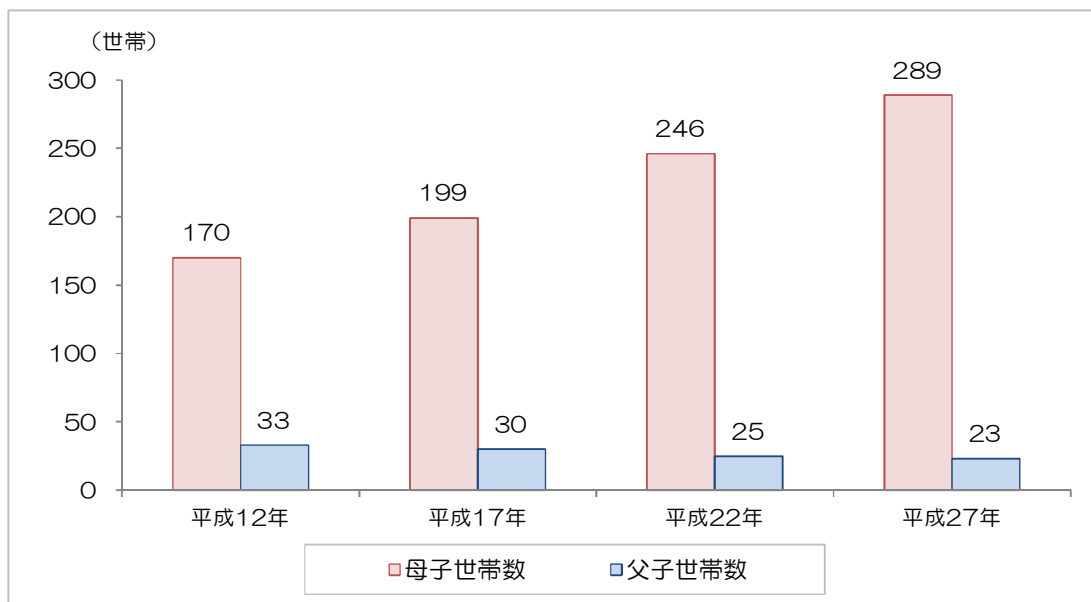
平成27年の本町の一般世帯に占める高齢者単身世帯割合は12.8%、高齢者夫婦世帯割合は14.7%となっており、いずれも全国平均を上回っています。



出典：国勢調査

(4) ひとり親世帯の推移

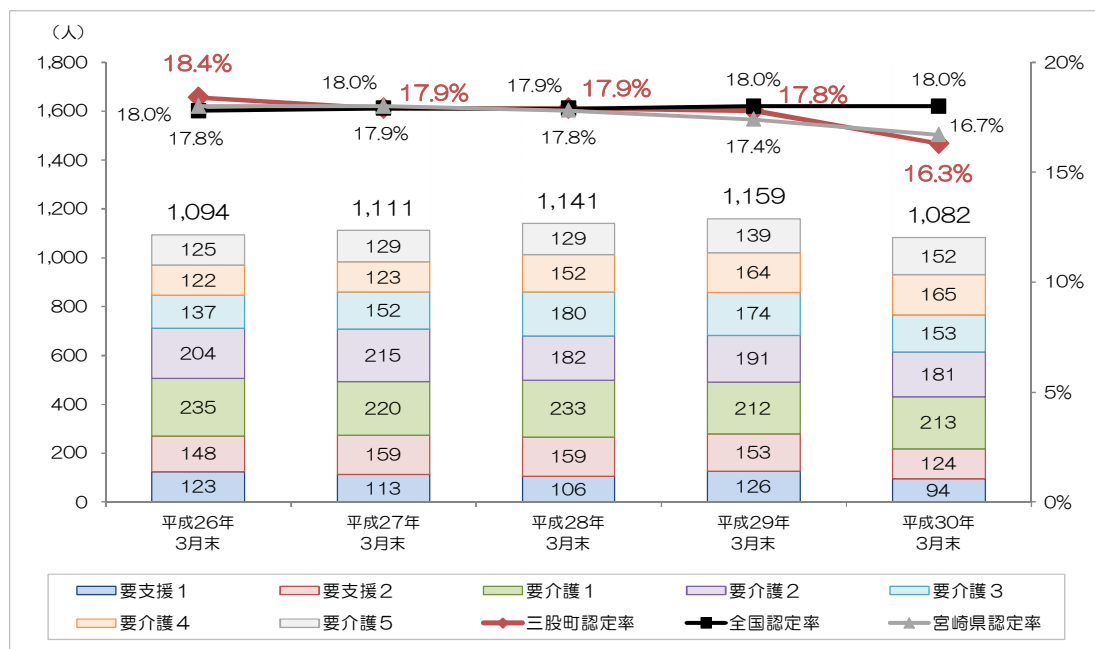
平成27年の母子世帯数は289世帯、父子世帯数は23世帯となっており、父子世帯数が減少傾向である一方、母子世帯数が増加傾向にあります。



出典：国勢調査

3 要介護（要支援）認定者の推移

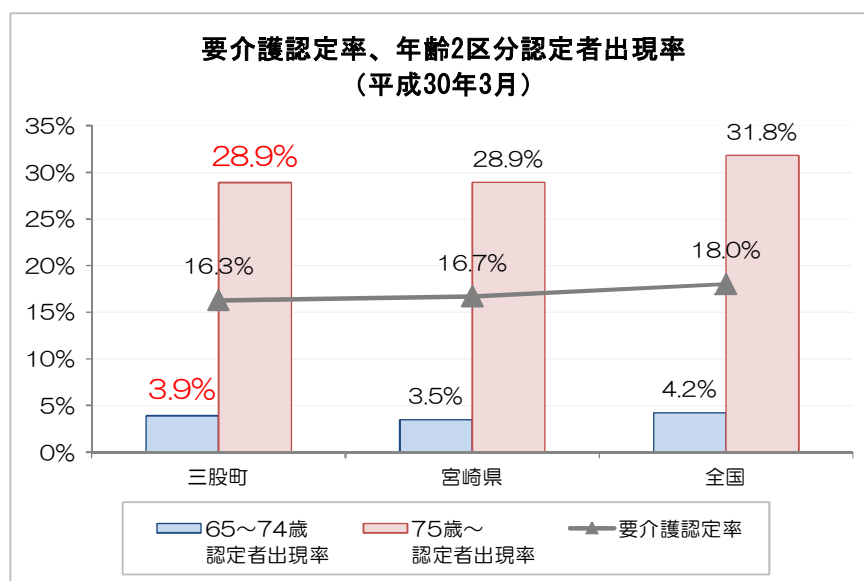
要介護（要支援）認定者数は増加傾向で推移していましたが、平成30年には減少に転じ、1,082人となっています。また、平成30年の第1号被保険者※に占める認定者割合は16.3%で、全国平均、宮崎県平均を下回っています。



出典：介護保険事業状況報告（年報）

4 年齢2区分認定者出現率

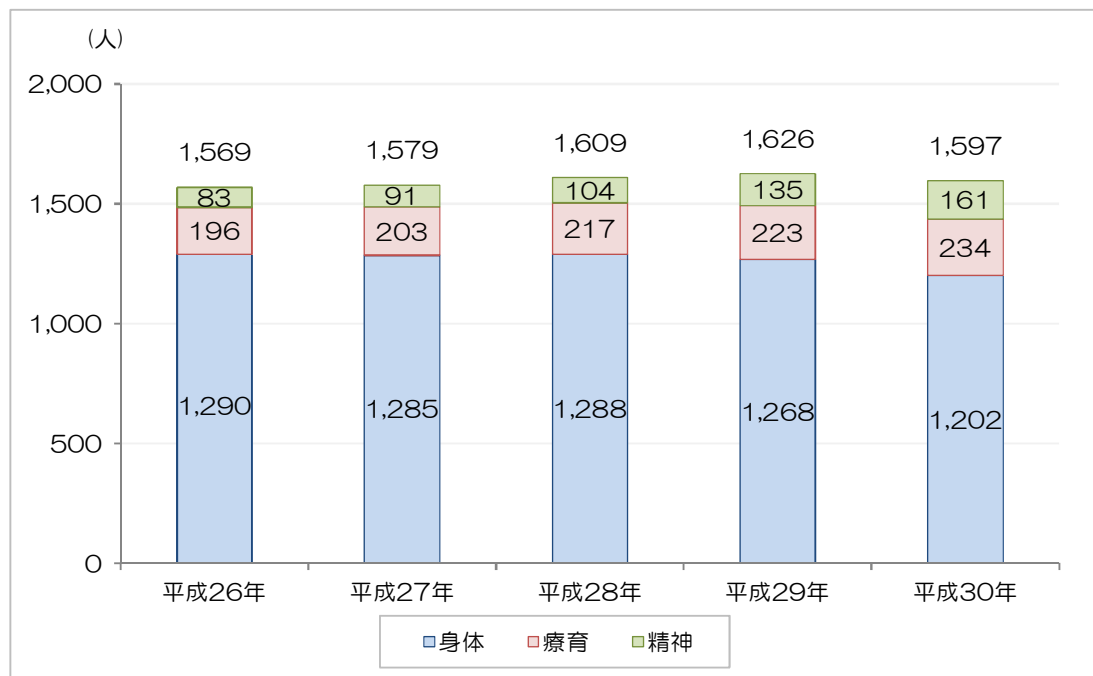
認定者出現率は65～74歳3.9%、75歳以上28.9%で、宮崎県平均とほぼ同水準となっています。



出典：介護保険事業状況報告（平成30年3月月報）

5 障害者手帳所持者の推移

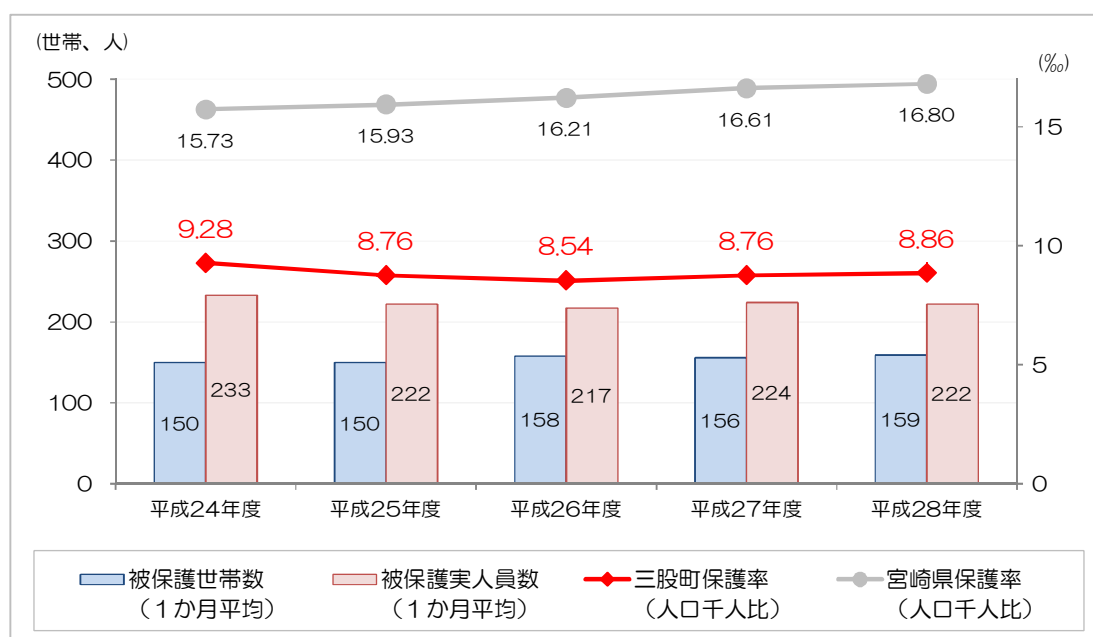
平成30年の障害者手帳所持者数は1,597人（うち身体1,202人、療育234人、精神161人）で、ほぼ同水準で推移しています。



出典：三股町福祉課資料（各年4月1日現在）

6 生活保護受給世帯・受給人数・保護率の推移

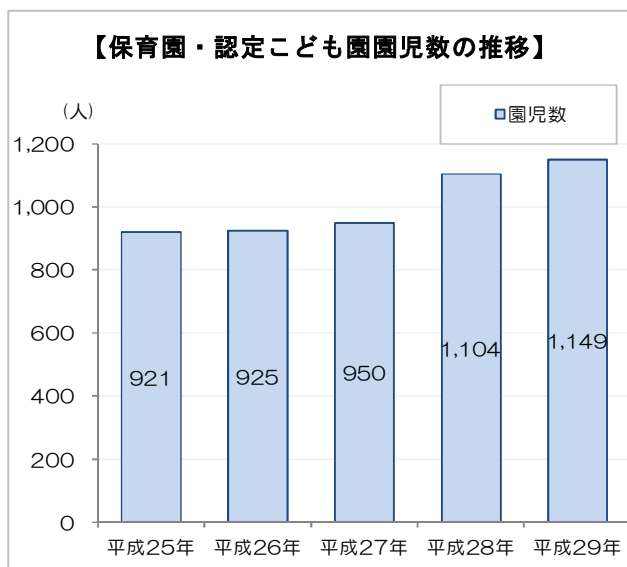
平成28年度の被保護世帯数は159世帯、被保護実人員数は222人となっています。また、保護率（人口千人比）は8.86となっており、ほぼ同水準で推移しています。



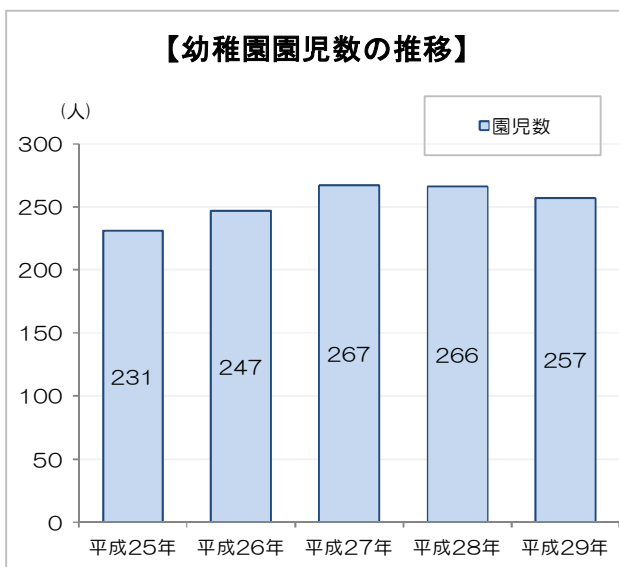
出典：宮崎県統計年鑑

7 園児数の推移

平成29年の保育園・認定こども園園児数は1,149人、幼稚園園児数は257人となっています。



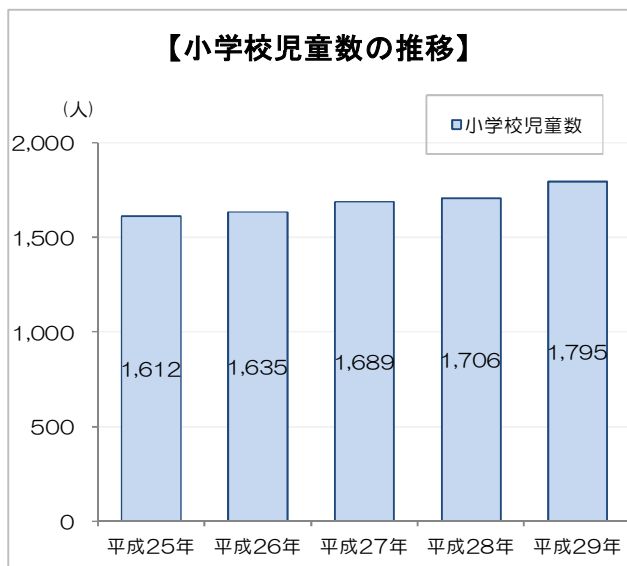
出典：三股町福祉課資料（各年4月1日）



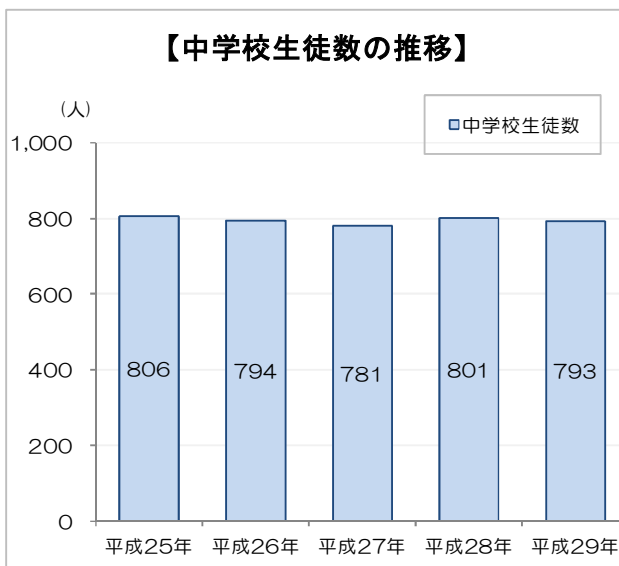
出典：数字で見る三股町（平成30年）

8 児童・生徒数の推移

平成29年の小学校児童数は1,795人、中学校生徒数は793人となっています。



出典：数字で見る三股町（平成30年）



9 町民アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

平成30年9月から10月まで実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本町在住の町民から無作為抽出した1,995人を対象とし、郵送による配付回収を行いました。

配付数	有効回答数	有効回答率
1,995人	833人	41.8%

(2) 調査結果（抜粋）

※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

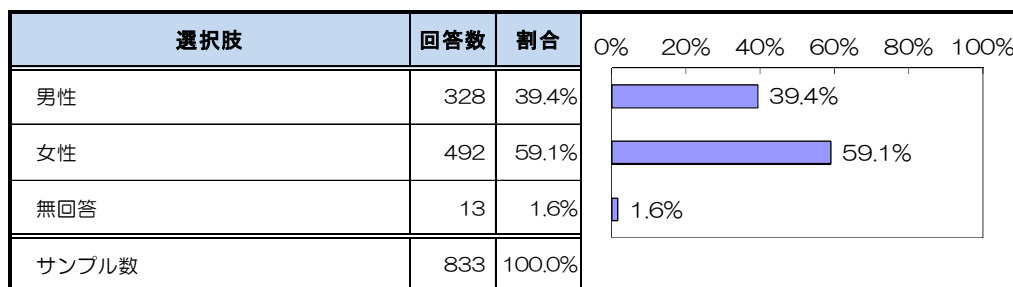
※ 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。

※ 以降の調査結果についても同様となります。

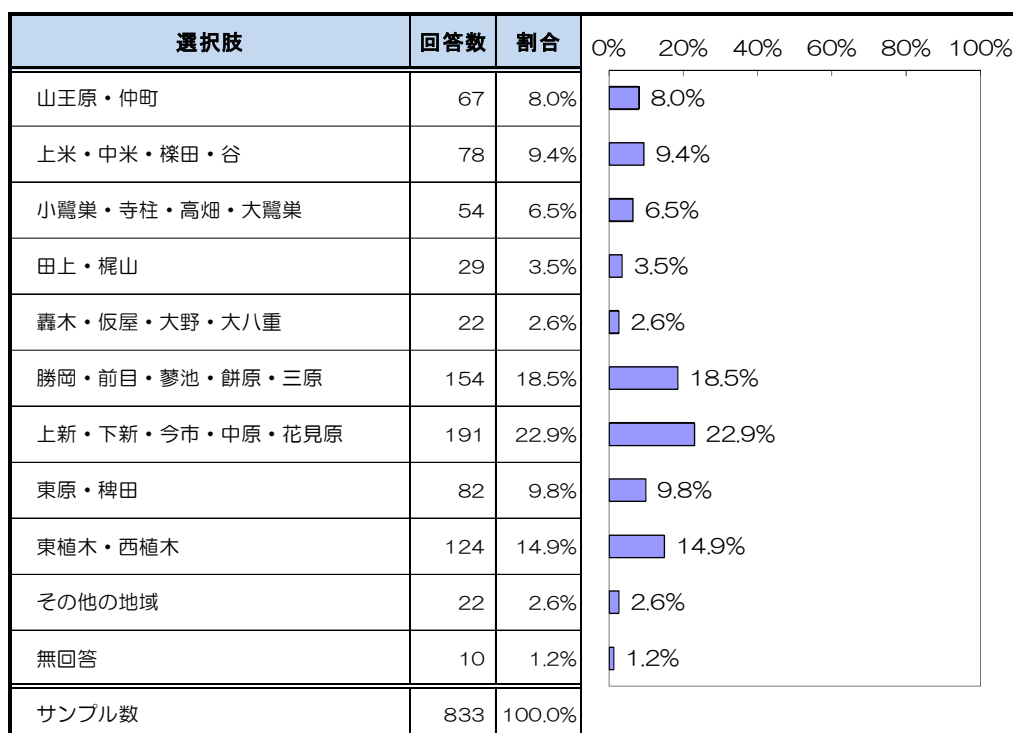
① 年齢（平成30年4月1日現在）

選択肢	回答数	割合	
18～19歳	18	2.2%	
20～29歳	53	6.4%	
30～39歳	125	15.0%	
40～49歳	145	17.4%	
50～59歳	153	18.4%	
60～69歳	252	30.3%	
70～79歳	77	9.2%	
80歳以上	1	0.1%	
無回答	9	1.1%	
サンプル数	833	100.0%	

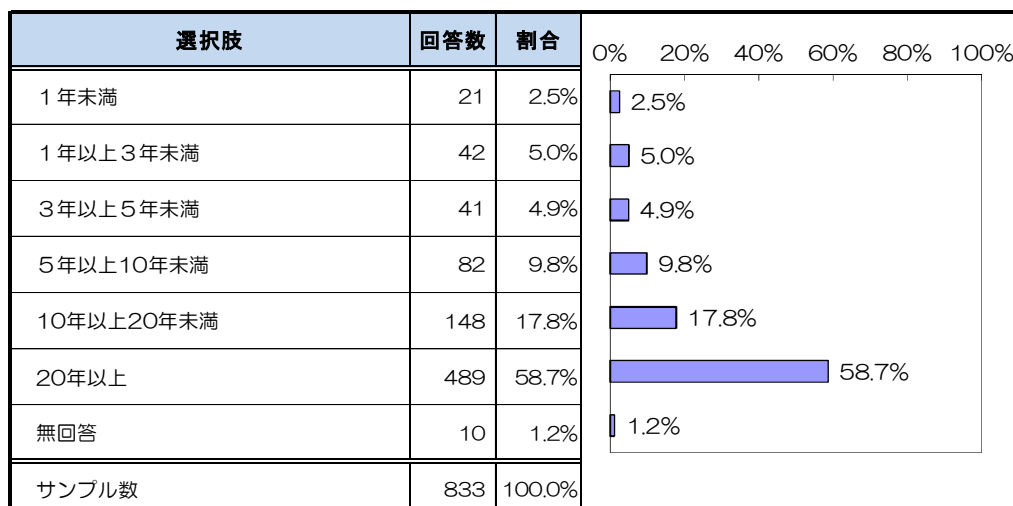
② 性別



③ 居住地域



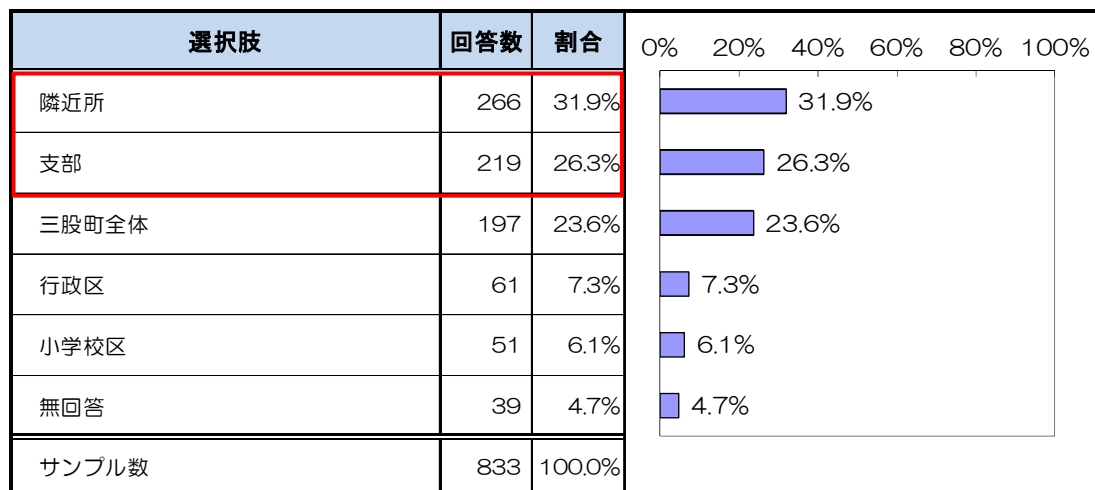
④ 居住期間



⑤ 身近な地域のことについて

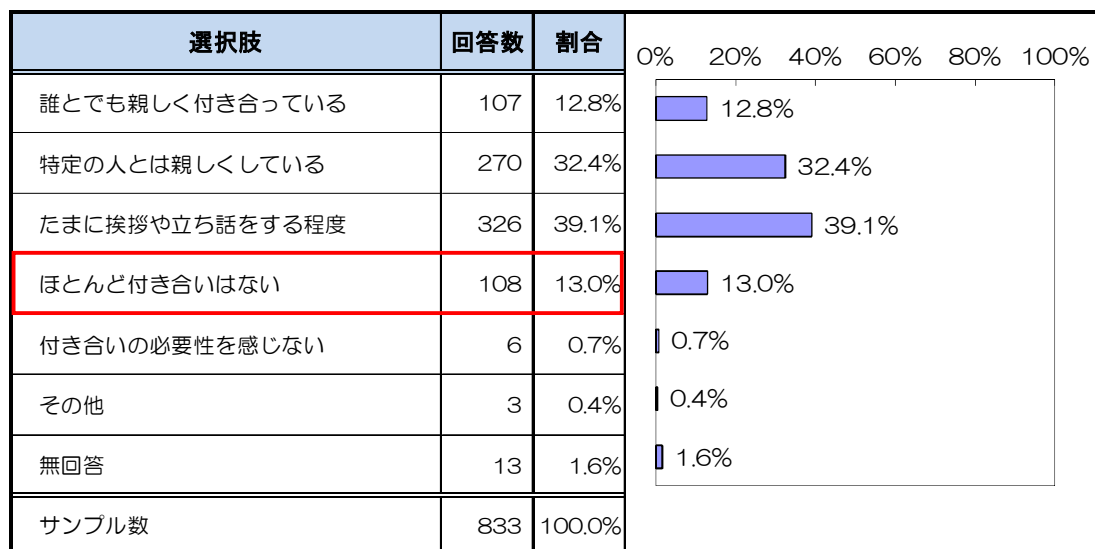
問 あなたにとって助け合いや支える「地域」とは、こういった範囲ですか。

「隣近所」が31.9%、「支部」が26.3%となっており、より身近な地域を「助け合いや支える『地域』」と認識しています。



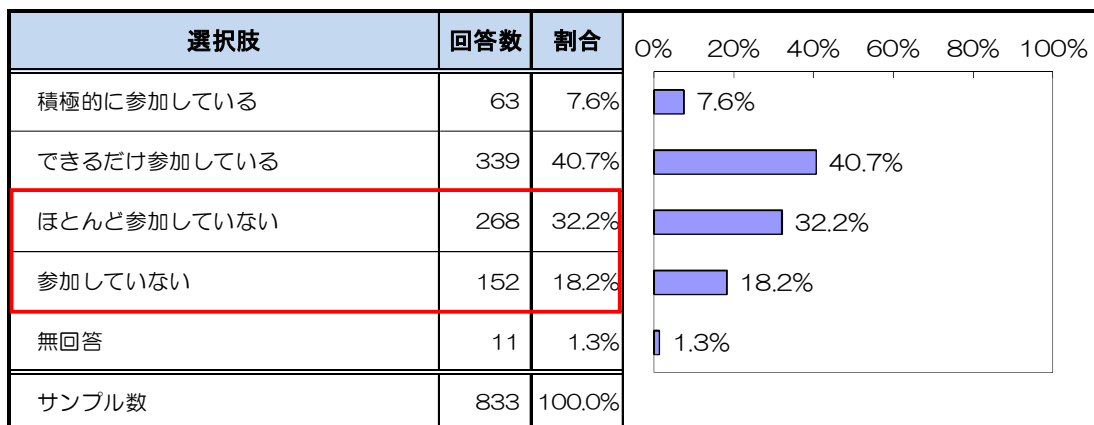
問 あなたは、町内の人とはどの程度お付き合いをしていますか。

「ほとんど付き合いはない」と回答した方が13.0%で1割を超えています。



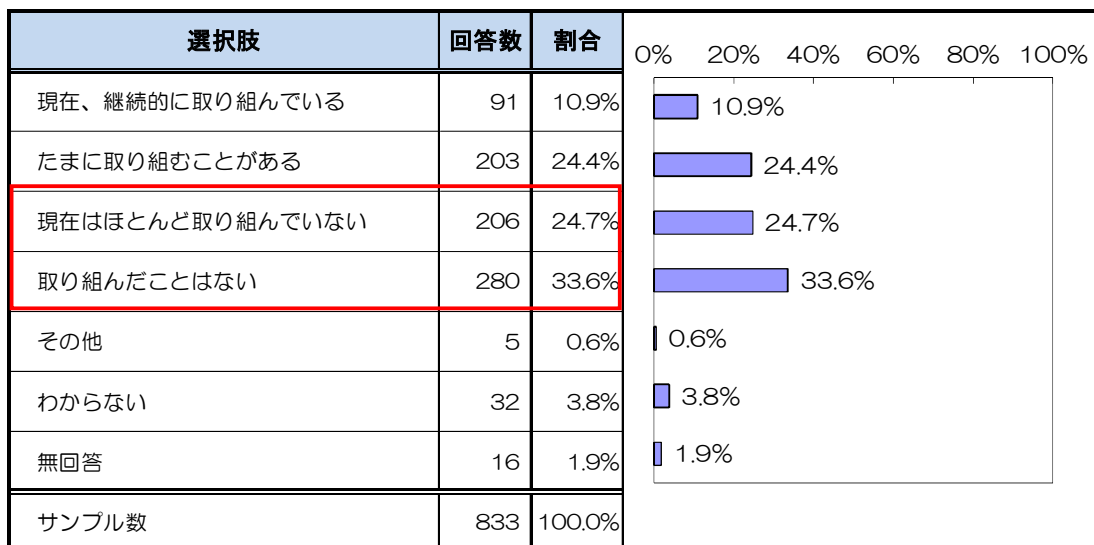
問 あなたは、町内の行事や活動等に参加していますか。

「参加していない」、「ほとんど参加していない」の合計が5割を超えています。



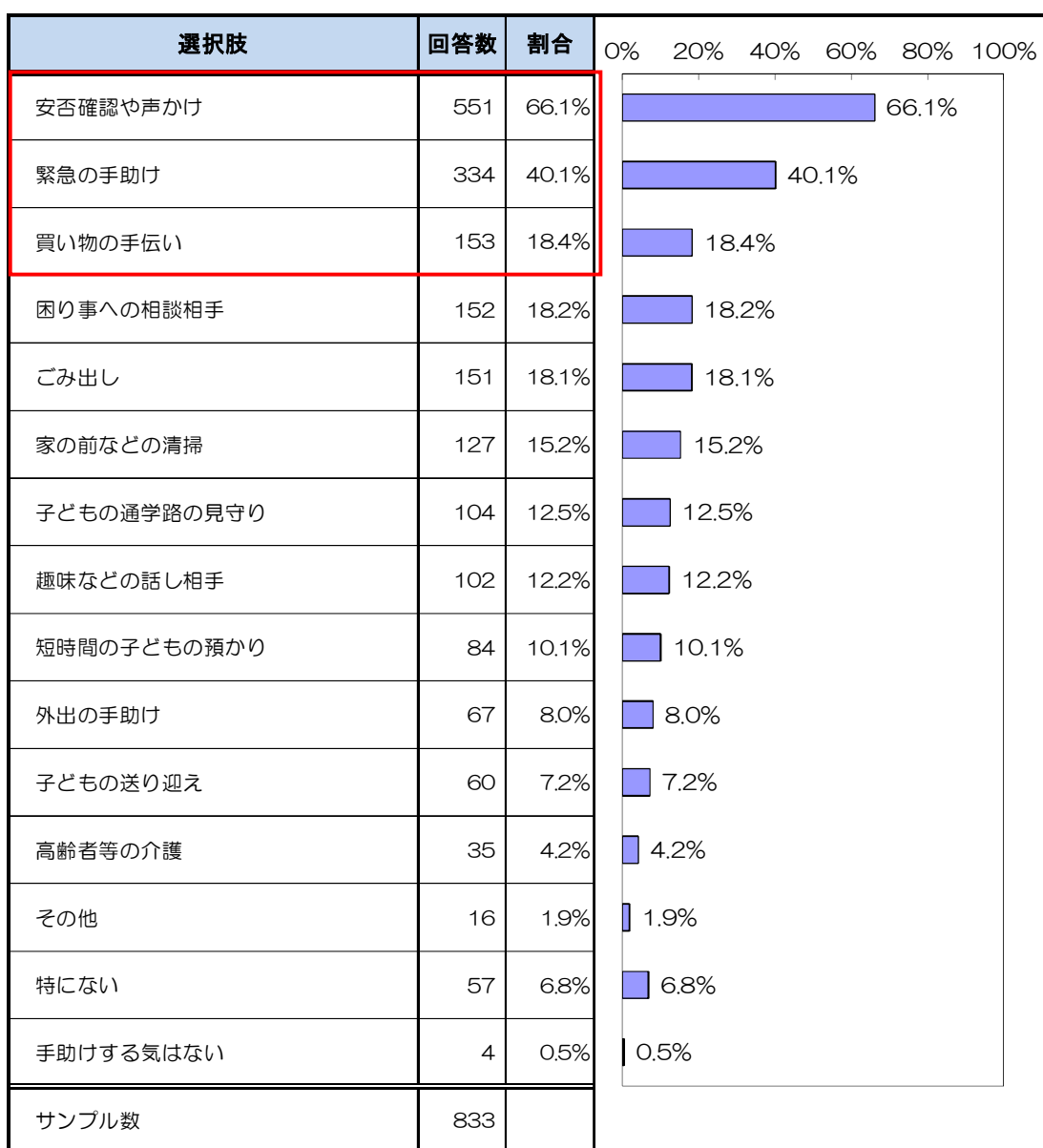
問 あなたは、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に取り組んでいますか。

「取り組んだことはない」、「現在はほとんど取り組んでいない」の合計が約6割となっています。



問 隣近所で、高齢者や障がい者の介助や子育てなどで困っている家族があった場合、あなたはどのような手助けができると思いますか。（複数回答）

「安否確認や声かけ」が66.1%と最も多く、次いで、「緊急の手助け」の40.1%、「買い物の手伝い」の18.4%の順となっています。



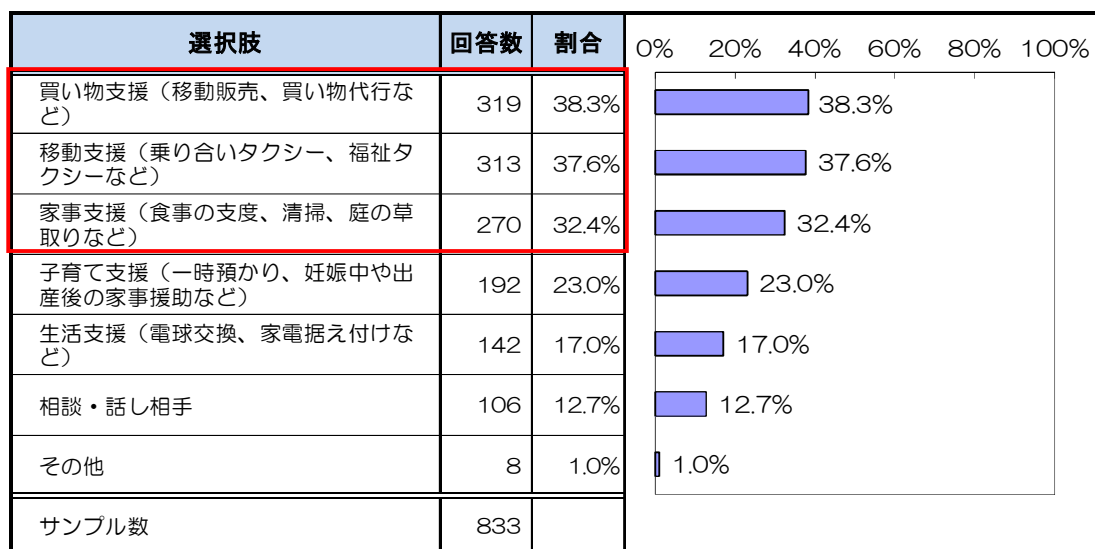
問 現在、あなたの住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものは何ですか。（複数回答）

「緊急時の対応体制がわからない」が34.8%と最も多く、次いで、「町内の移動交通手段の不足」の22.2%、「交通マナーの乱れ」の21.4%の順となっています。



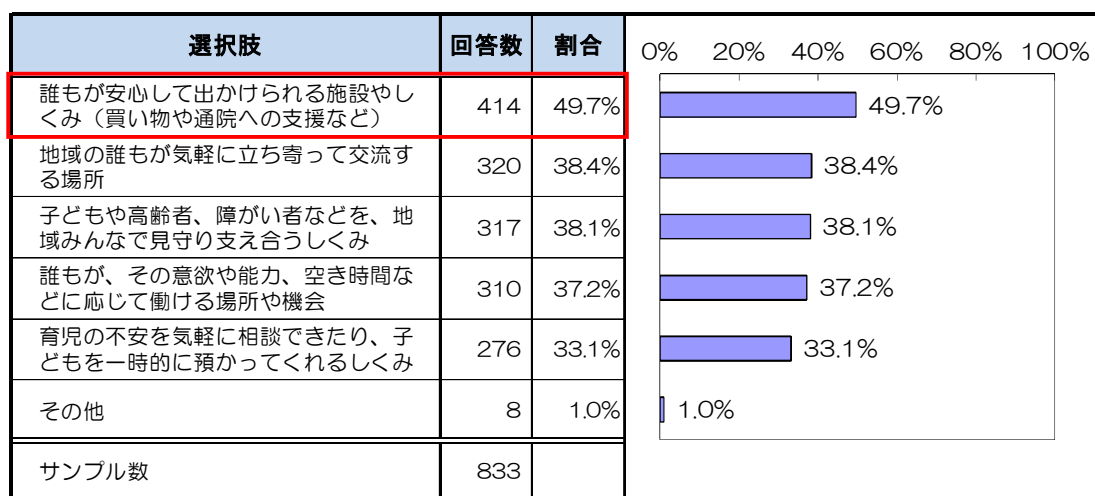
問 三股町で、生活の中でちょっとした困りごとに対応するサービスや支え合い活動として、利用できればよいと思うものは次のうち何ですか。（複数回答）

「買い物支援」が38.3%と最も多く、次いで、「移動支援」の37.6%、「家事支援」の32.4%の順となっています。



問 子ども、高齢者、障がい者、子育て中の方など、誰もが安心して暮らすために、あなたが身近な地域に「あったらいいな」と思うものは次のうち何ですか。（複数回答）

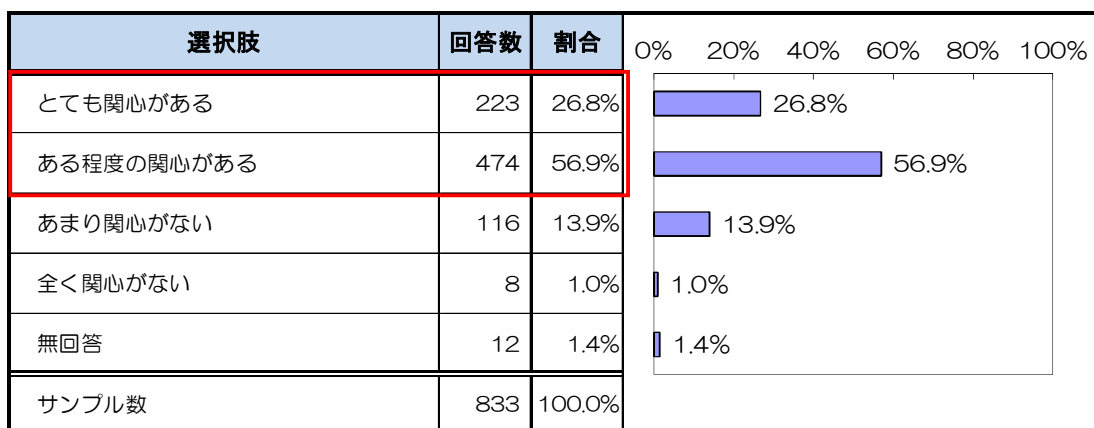
約5割の方が「誰もが安心して出かけられる施設やしくみ」と回答しています。



⑥ 本町の福祉施策や福祉サービスについて

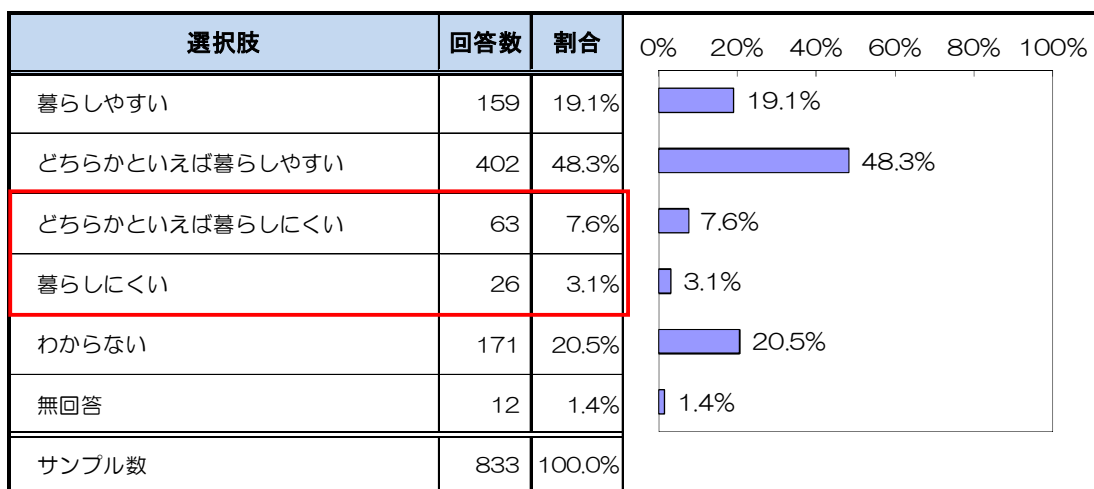
問 あなたは「福祉」に関心をおもちですか。

8割以上が「関心がある」と回答しています。



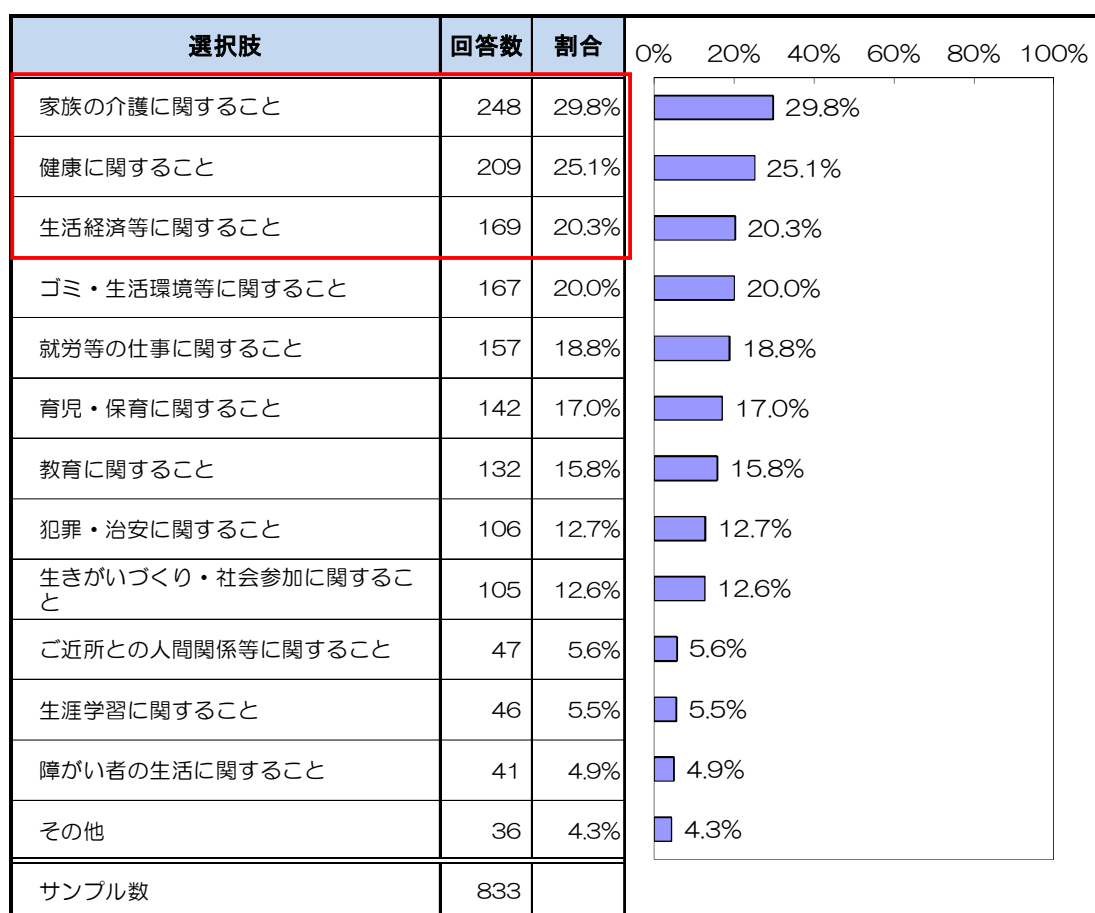
問 三股町は、子どもや高齢者、障がい者などにとって暮らしやすいまちだと思いますか。

「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」と回答した方の合計が約7割である一方、約1割の方が「暮らしにくい」、「どちらかといえば暮らしにくい」と回答しています。



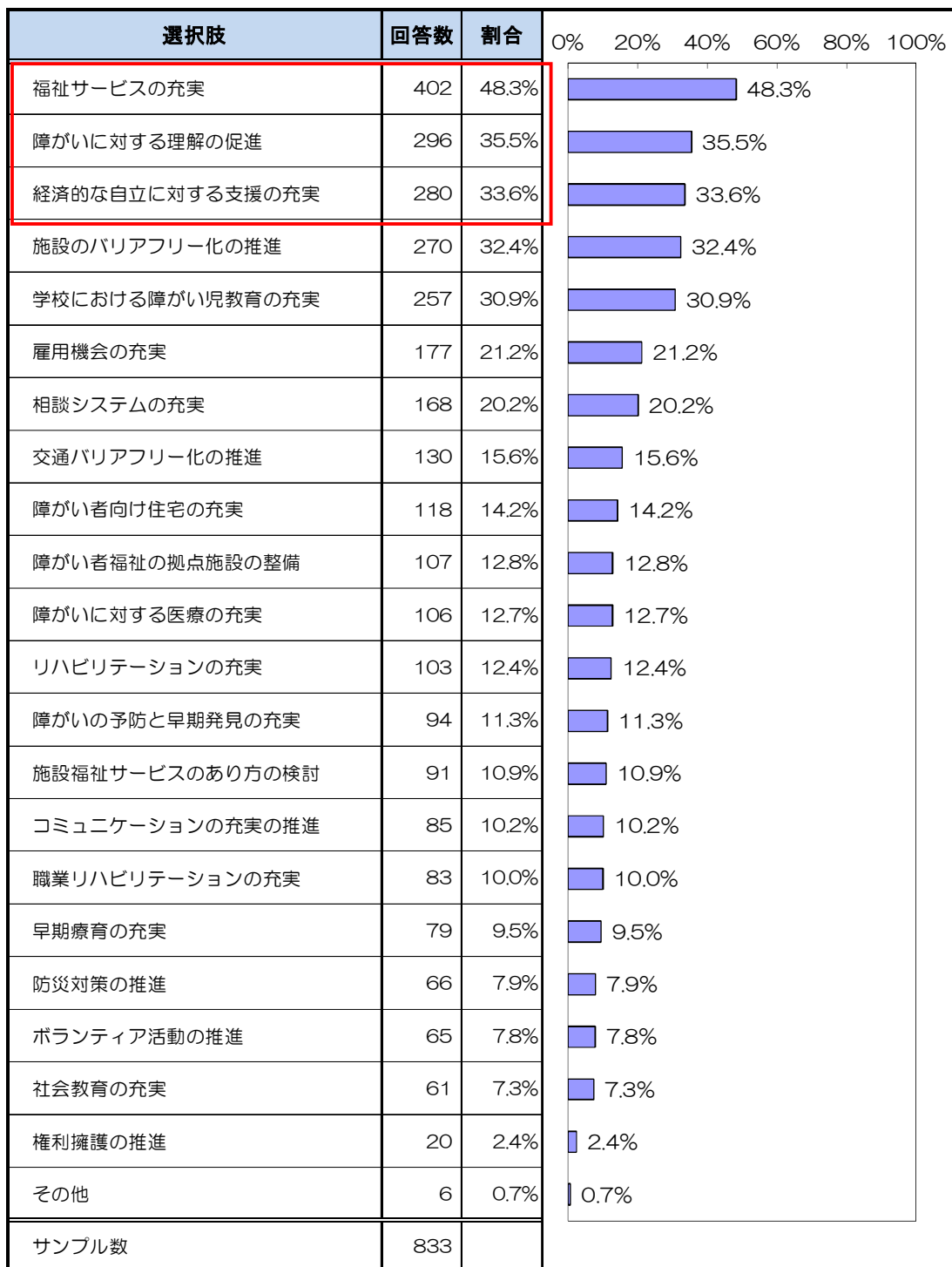
問 あなたが日々暮らしていくにあたり、解決してほしいと思うのはどのようなことですか。（複数回答）

「家族の介護に関すること」が29.8%と最も多く、次いで、「健康に関すること」の25.1%、「生活経済等に関すること」の20.3%の順となっています。



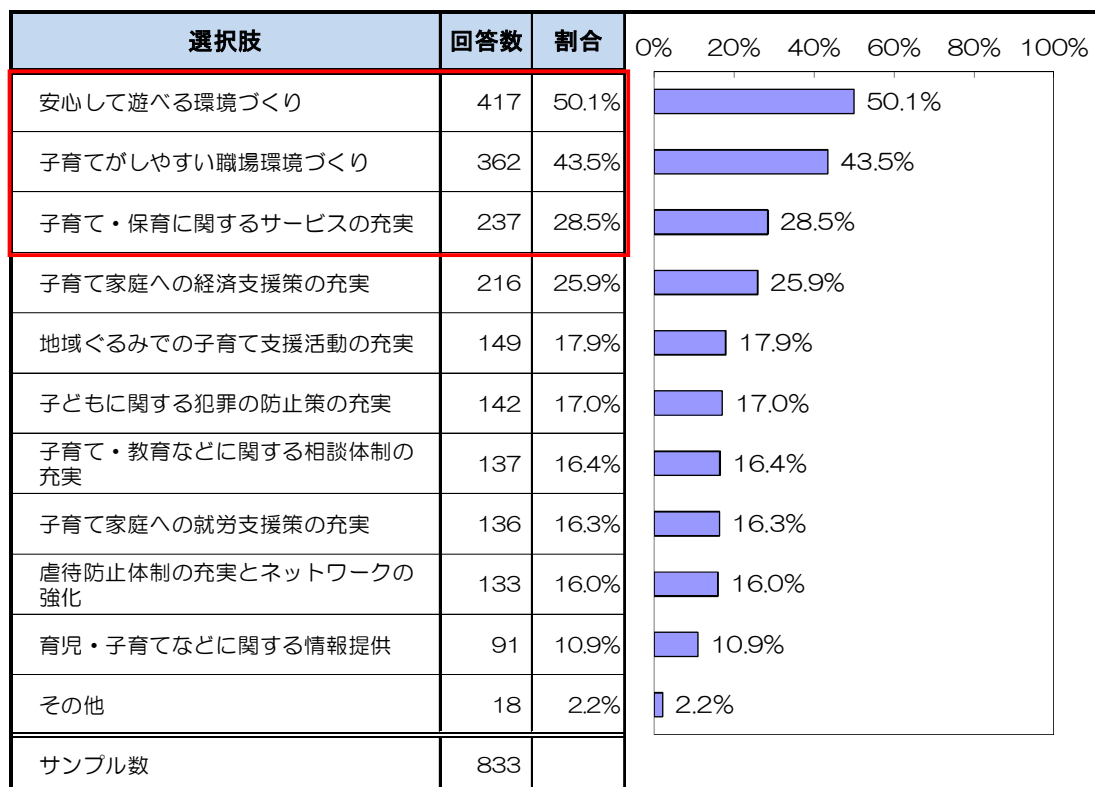
問 障がいのある人が安心して暮らしていくために、重要な取組と思うのは、次のうちどれですか。（複数回答）

「福祉サービスの充実」が48.3%と最も多く、次いで、「障がいに対する理解の促進」の35.5%、「経済的な自立に対する支援の充実」の33.6%の順となっています。



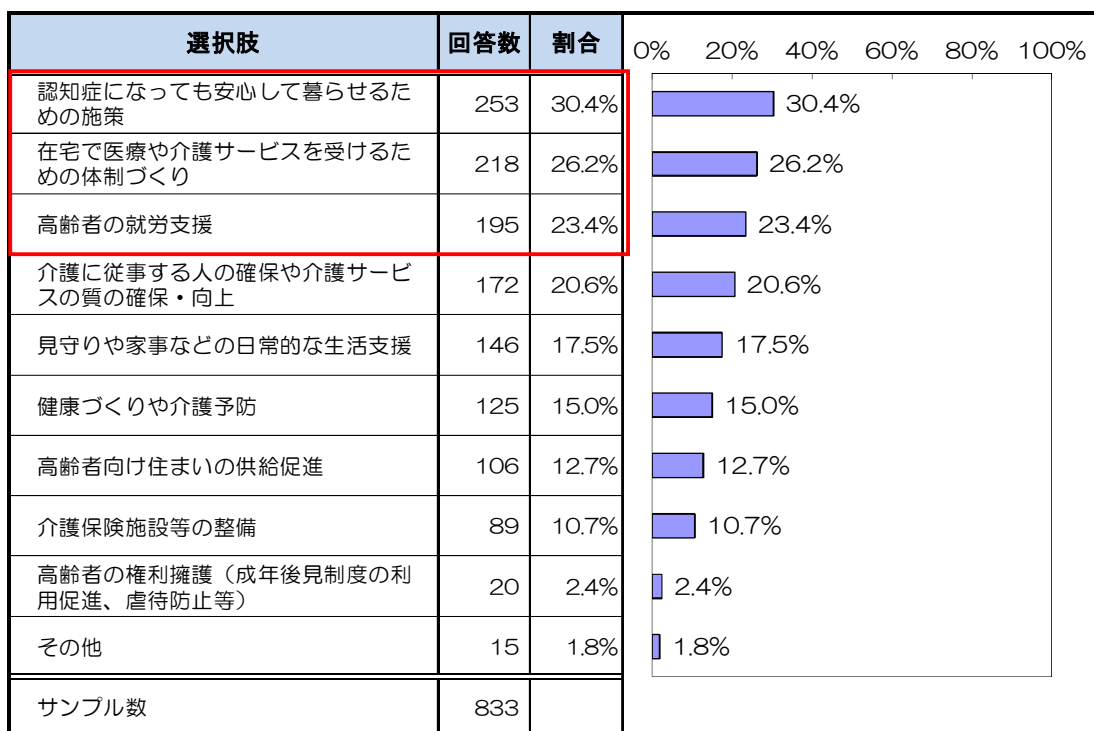
問 子どもを健やかに育てるために、重要な取組と思うのは、次のうちどれですか。
 (複数回答)

「安心して遊べる環境づくり」が50.1%と最も多く、次いで、「子育てがしやすい職場環境づくり」の43.5%、「子育て・保育に関するサービスの充実」の28.5%の順となっています。



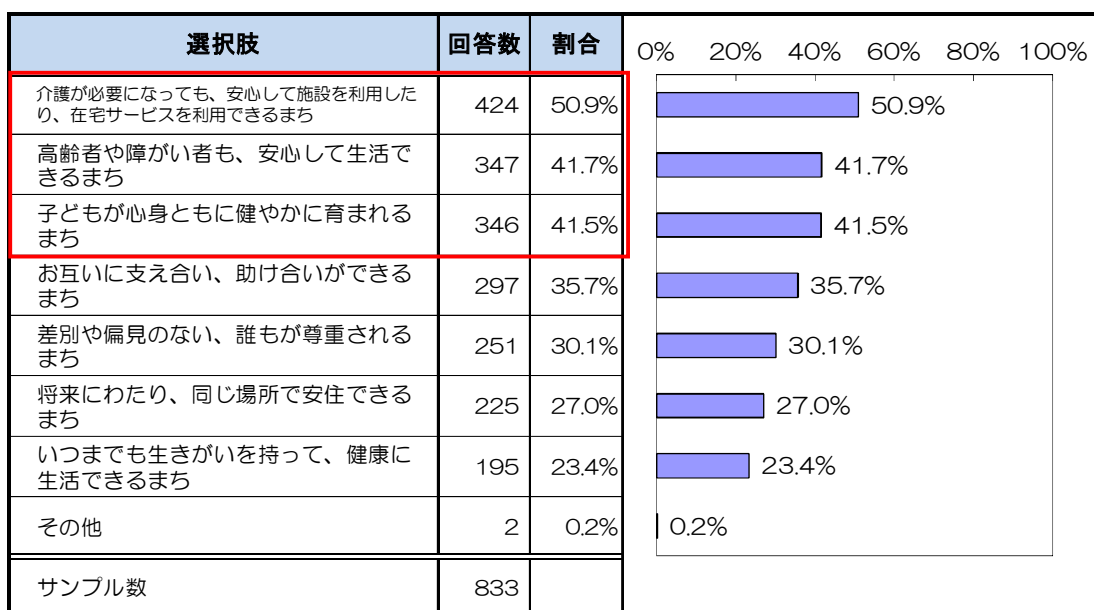
問 あなたは、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するために、何が足りないと思いますか。(複数回答)

「認知症になっても安心して暮らせるための施策」が30.4%と最も多く、次いで、「在宅で医療や介護サービスを受けるための体制づくり」の26.2%、「高齢者の就労支援」の23.4%の順となっています。



問 あなたは、三股町をどのような「福祉のまち」にしたいと思いますか。
（複数回答）

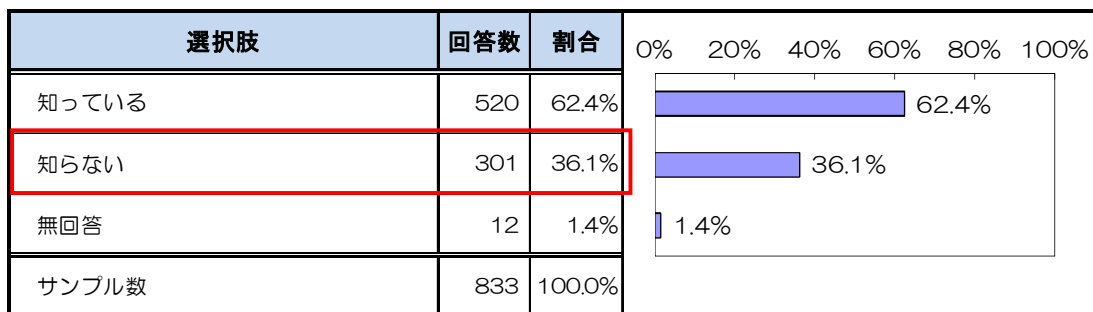
「介護が必要になっても、安心して施設を利用したり、在宅サービスを利用できるまち」が50.9%と最も多く、次いで、「高齢者や障がい者も、安心して生活できるまち」の41.7%、「子どもが心身ともに健やかに育まれるまち」の41.5%の順となっています。



⑦ 災害時の対応等について

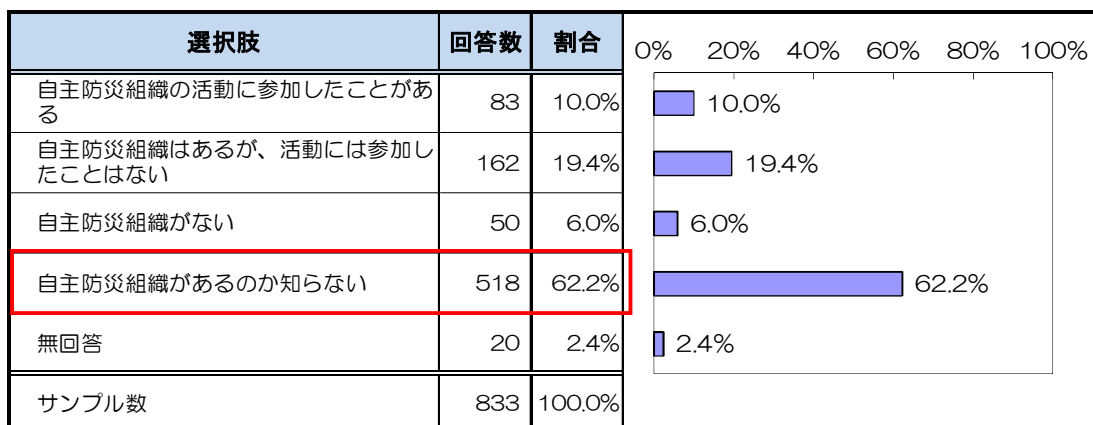
問 あなたは、お住いの地域の中で、三股町が定めている災害時の避難場所がどこにあるか知っていますか。

約4割の方が、「知らない」と回答しています。



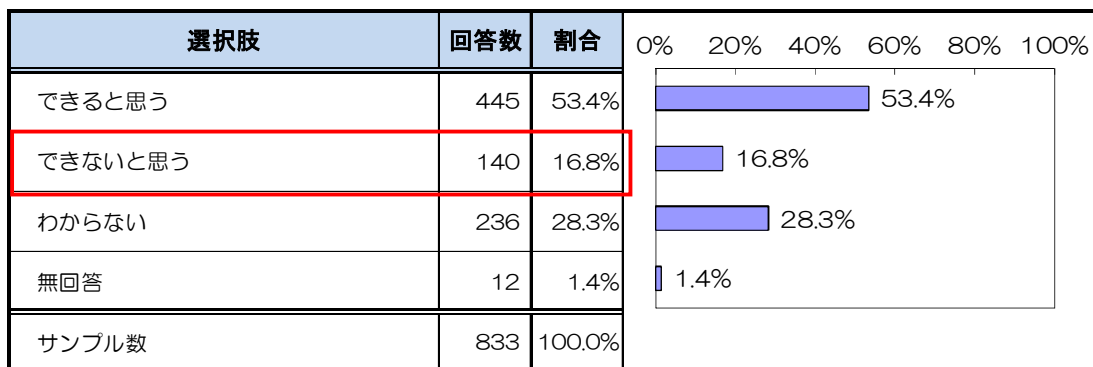
問 あなたは、これまでに自治公民館の中の防災活動など、自主防災組織[※]が行う防災訓練などに参加したことがありますか。

6割以上の方が「自主防災組織があるのか知らない」と回答しています。



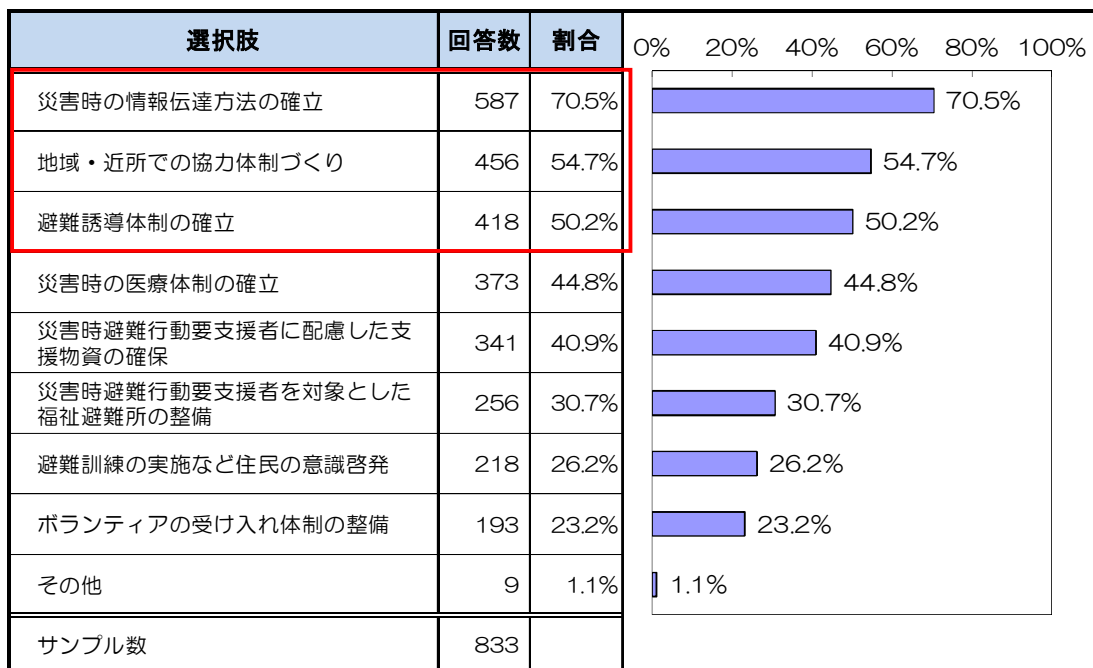
問 地震や台風・大雨などの災害発生時に、一人で避難することができると思いますか。

約2割の方が、「できないと思う」と回答しています。



問 災害発生時に備えて、地域や行政が優先して取り組むべきことは何だと思いますか。（複数回答）

「災害時の情報伝達方法の確立」が70.5%と最も多く、次いで、「地域・近所での協力体制づくり」の54.7%、「避難誘導体制の確立」の50.2%の順となっています。



10 民生委員等アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

平成30年9月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

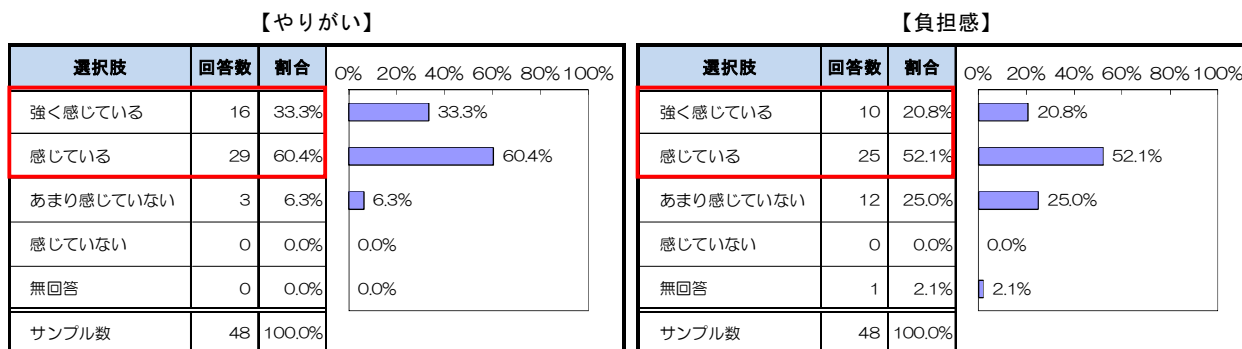
本町の民生委員・児童委員、主任児童委員を対象とし、直接配付回収（一部郵送による回収）を行いました。

配付数	有効回答数	有効回答率
50人	48人	96.0%

(2) 調査結果（抜粋）

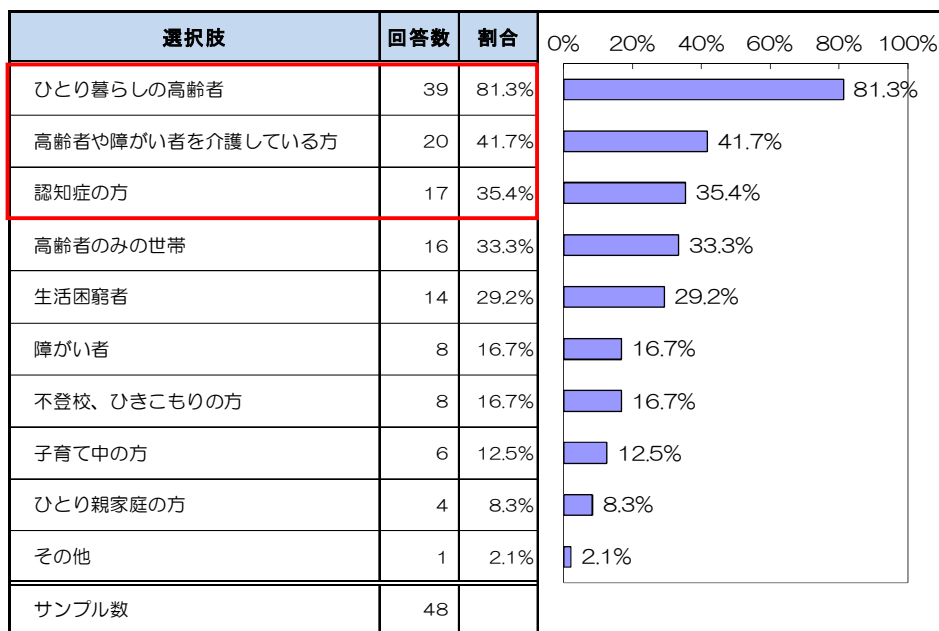
問 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について、どのように感じていますか。

9割以上の方がやりがいを感じている一方、7割以上の方が負担感を感じています。



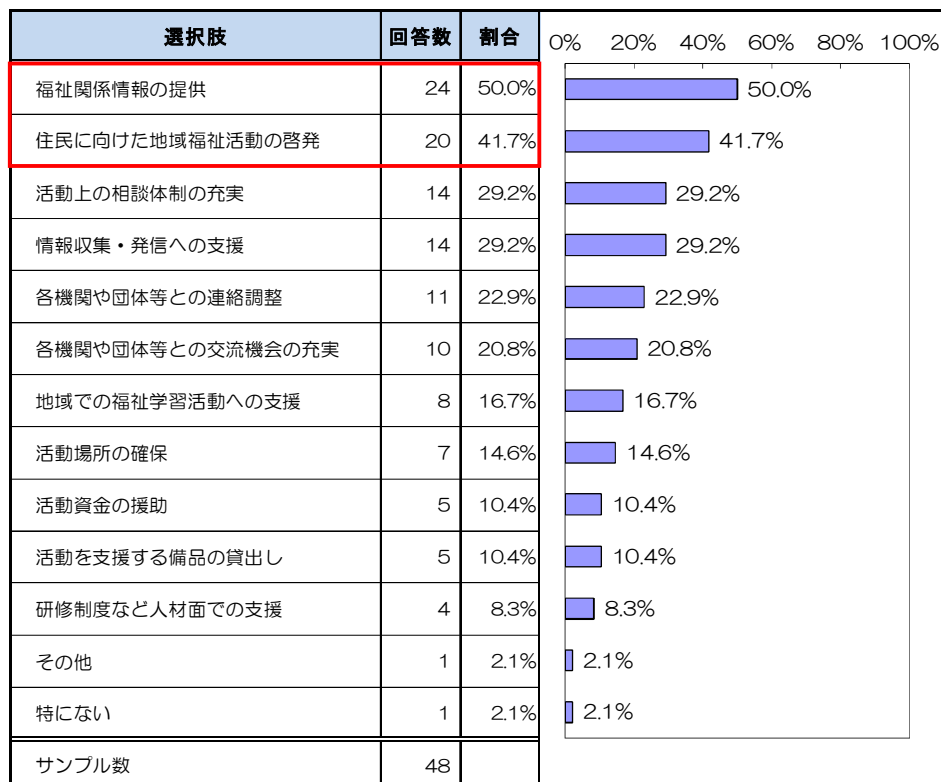
問 地域の中で特に支援が必要と思われる方はどんな方々ですか。（複数回答）

「ひとり暮らしの高齢者」が81.3%と最も多く、次いで、「高齢者や障がい者を介護している方」の41.7%、「認知症の方」の35.4%の順となっています。



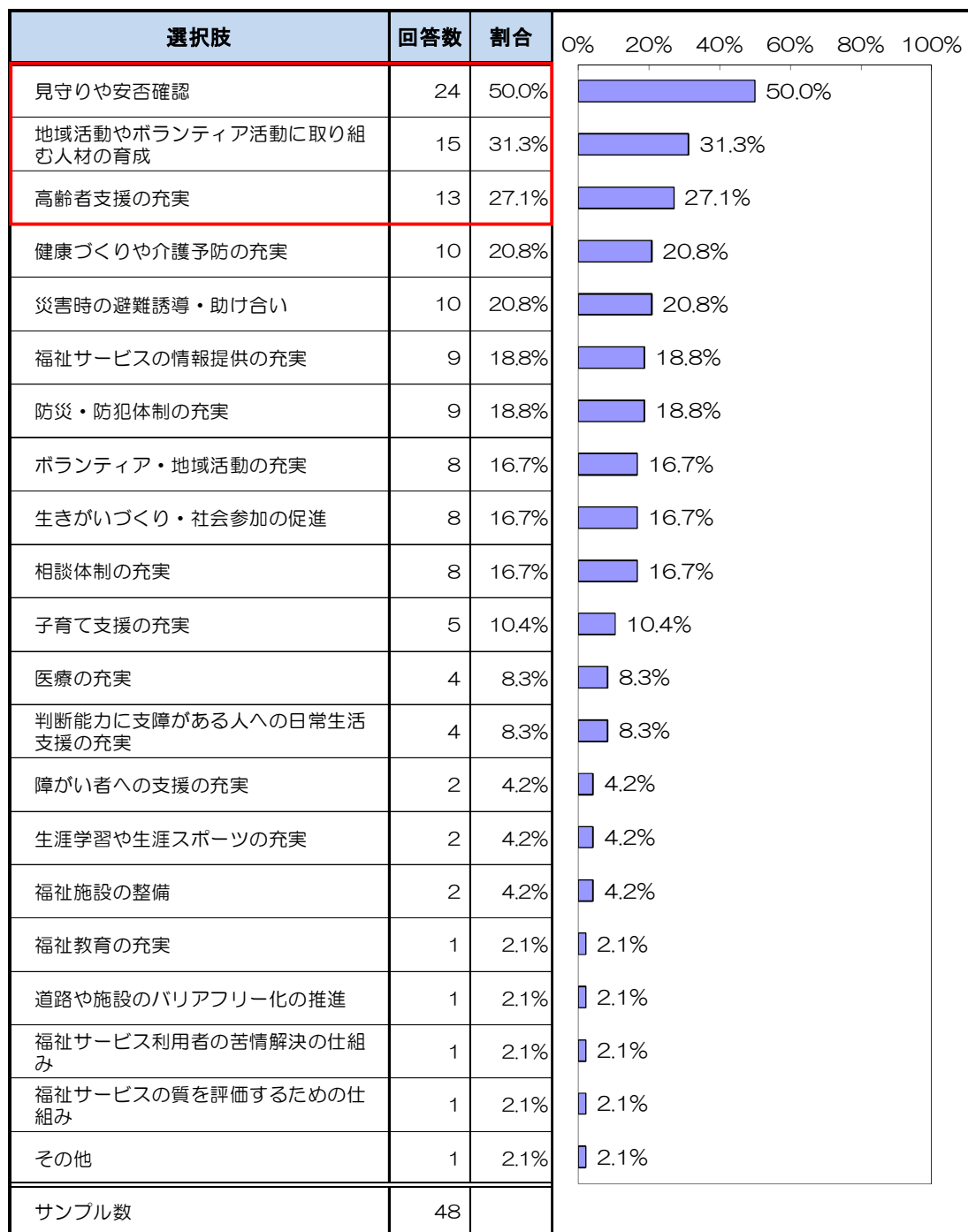
問 様々な地域福祉活動を推進していく上で、三股町に期待することは何ですか。
(複数回答)

「福祉関係情報の提供」が50.0%と最も多く、次いで、「住民に向けた地域福祉活動の啓発」の41.7%などとなっています。



問 誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なことは何だと思いませんか。（複数回答）

「見守りや安否確認」が50.0%と最も多く、次いで、「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」の31.3%、「高齢者支援の充実」の27.1%の順となっています。



1.1 公民館長アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

平成30年10月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

本町の公民館長を対象とし、直接配付、直接及び郵送による回収を行いました。

配付数	有効回答数	有効回答率
30人	26人	86.7%

(2) 調査結果（抜粋）

問 あなたの公民館では、会合などの話し合いの場を通して、地区に困っている人がいる、地区内で困りごとが起きているなどの情報がある程度共有していますか。

8割以上の方が、「ある程度共有している」と回答しています。

選択肢	回答数	割合	
ある程度共有している	21	80.8%	
特に共有していない	5	19.2%	
サンプル数	26	100.0%	

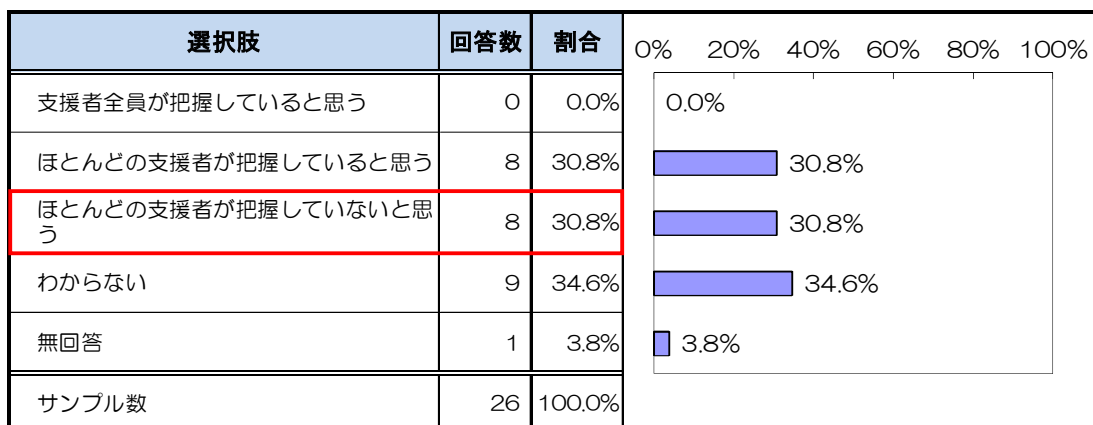
問 あなたの公民館では、子どもの登下校時などの見守り活動や高齢者単独世帯等への声掛け活動など、何らかの見守り活動を行っていますか。

8割以上の方が、「行っている」と回答しています。

選択肢	回答数	割合	
行っている	21	80.8%	
特に行っていない	5	19.2%	
サンプル数	26	100.0%	

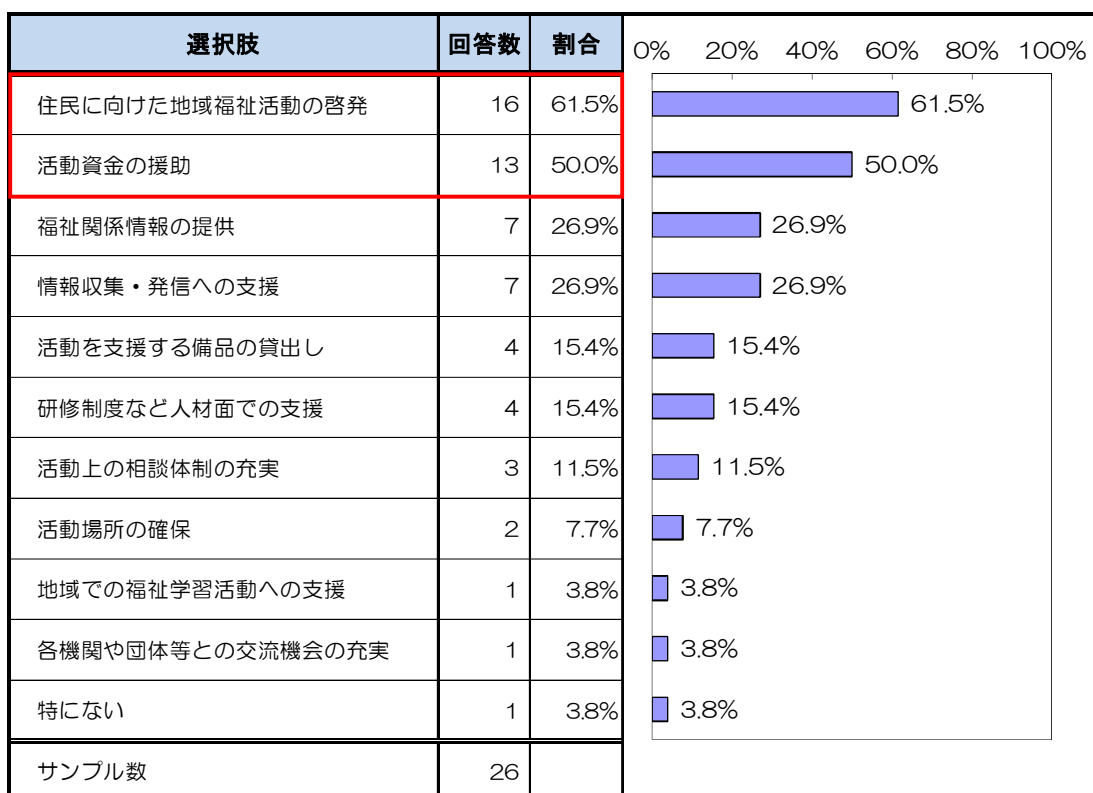
問 災害時の避難行動に支援を必要している方に避難支援者を配置していますが、あなたの公民館の支援者の方々は「自分が誰を避難誘導するか」をしっかりと把握していると思いますか。

3割以上の方が、「ほとんどの支援者が把握していないと思う」と回答しています。



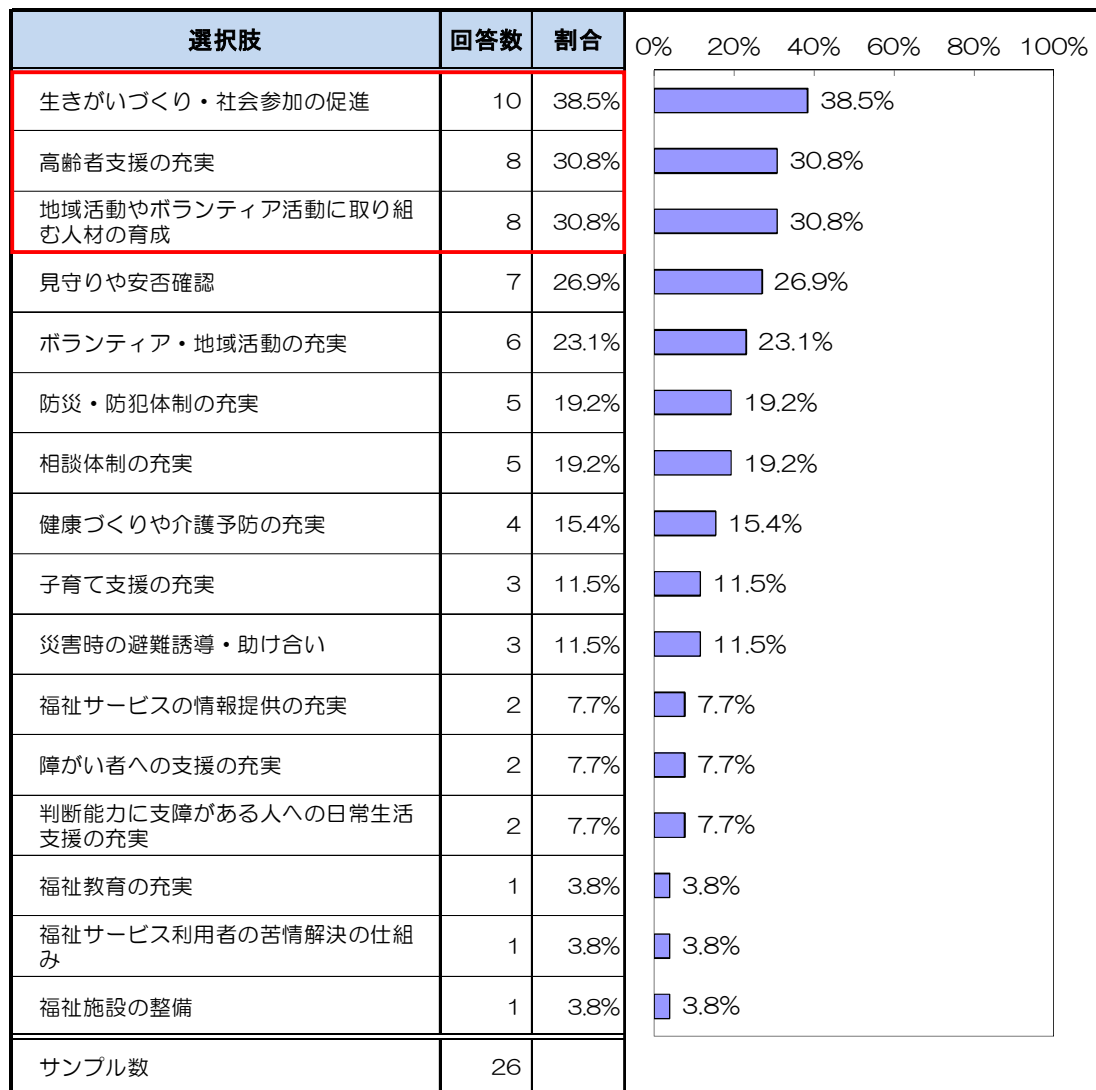
問 様々な地域福祉活動を推進していく上で、三股町に期待することは何ですか。(複数回答)

「住民に向けた地域福祉活動の啓発」が61.5%と最も多く、次いで、「活動資金の援助」の50.0%などとなっています。



問 誰もが安心して暮らしていくために、地区で特に重要なことは何だと思えますか。（複数回答）

「生きがいづくり・社会参加の促進」が38.5%と最も多く、次いで、「高齢者支援の充実」、「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」の30.8%の順となっています。



1.2 児童福祉関係者アンケート調査結果等からみる本町の状況

(1) アンケート調査

① 調査概要

ア) 調査実施時期

平成30年8月及び平成30年11月に実施しました。

イ) 調査対象者

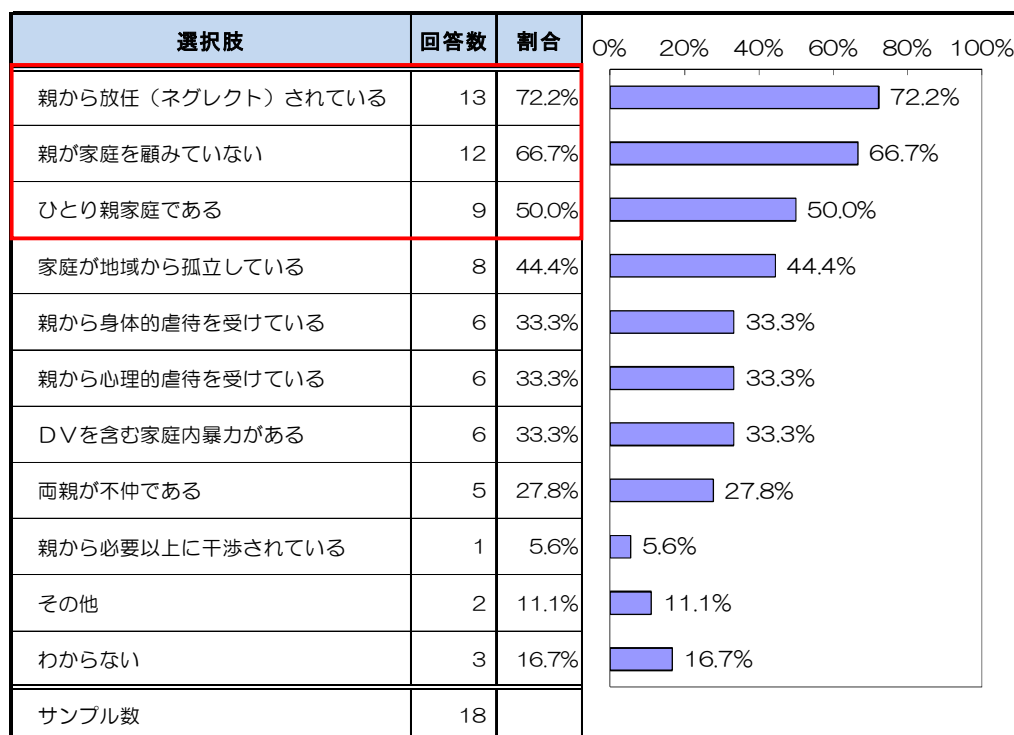
本町の母子保健推進員、主任児童委員、三股町役場関係職員を対象とし、直接配付、直接及び郵送による回収を行いました。

配付数	有効回答数	有効回答率
23人	18人	78.3%

② 調査結果（抜粋）

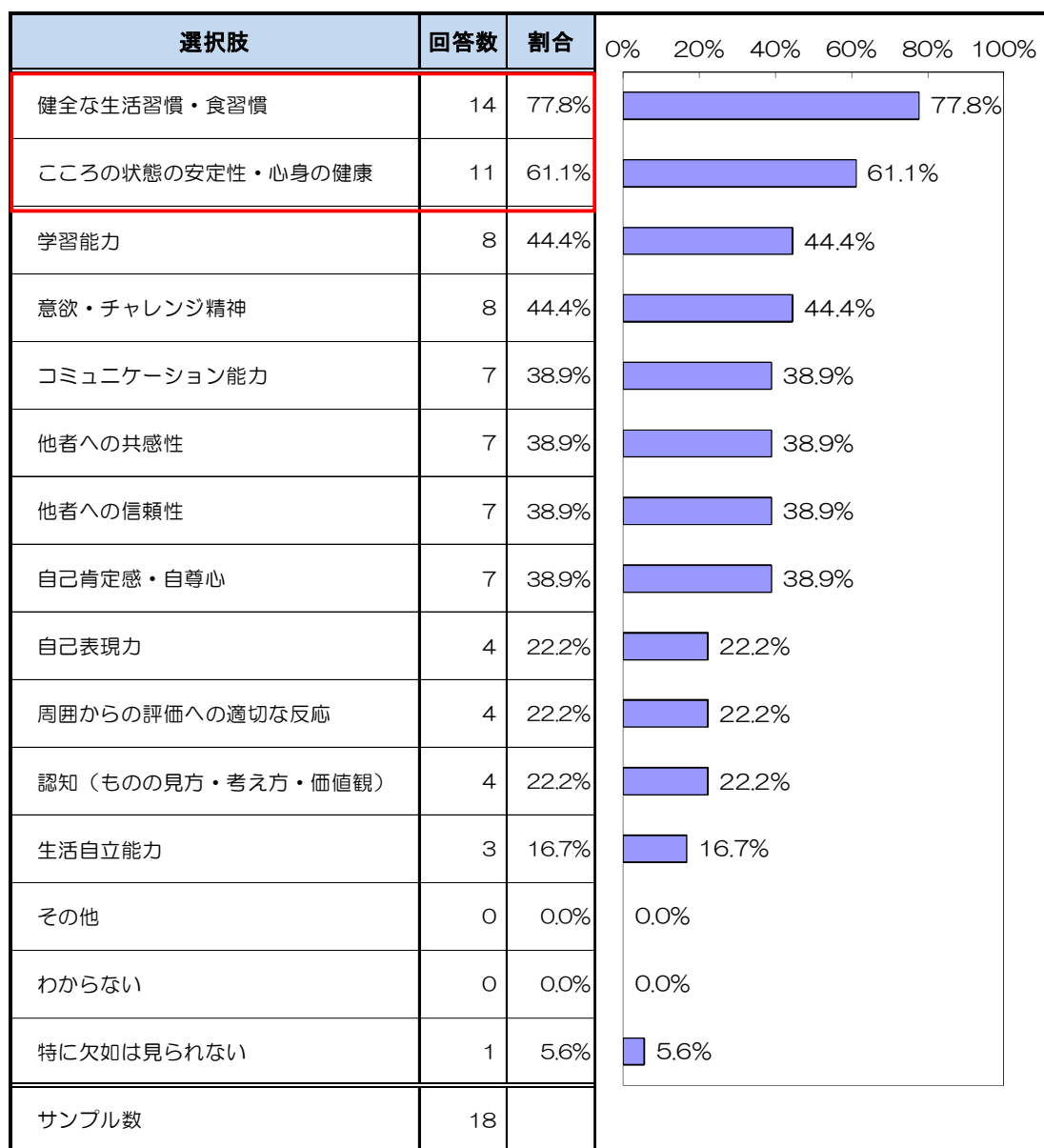
問 経済的に困窮していると思われる世帯の子どももしくはネグレクトなど養育環境がよくないと思われる子ども（以下、「経済的もしくは精神的貧困にあると思われる子ども」という。）は、どのような状況にありますか。（複数回答）

「親から放任されている」が72.2%と最も多く、次いで、「親が家庭を顧みていない」の66.7%、「ひとり親家庭である」の50.0%の順となっています。



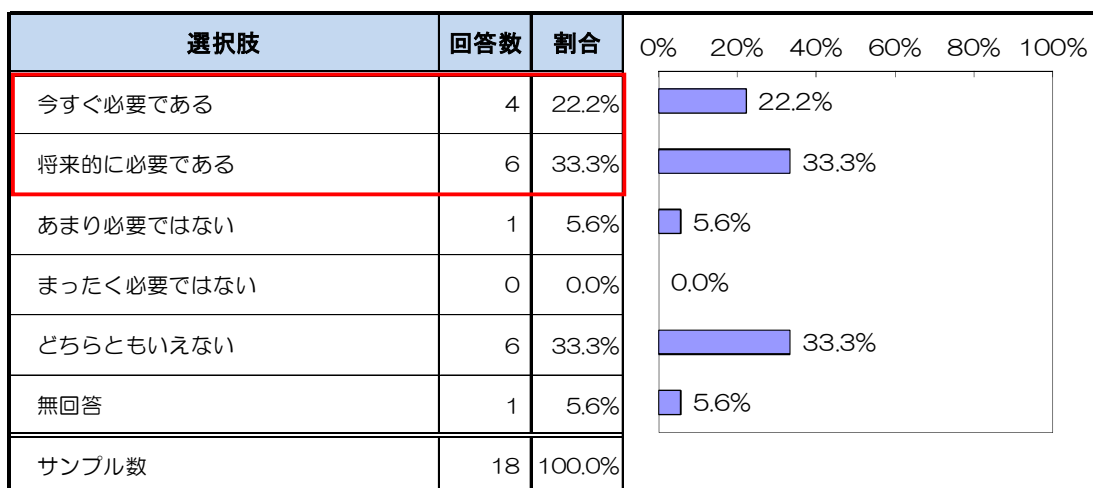
問 経済的もしくは精神的貧困にあると思われる子どもは、どのような課題が見られると思いますか。（複数回答）

「健全な生活習慣・食習慣」が77.8%と最も多く、次いで、「こころの状態の安定性・心身の健康」の61.1%などとなっています。



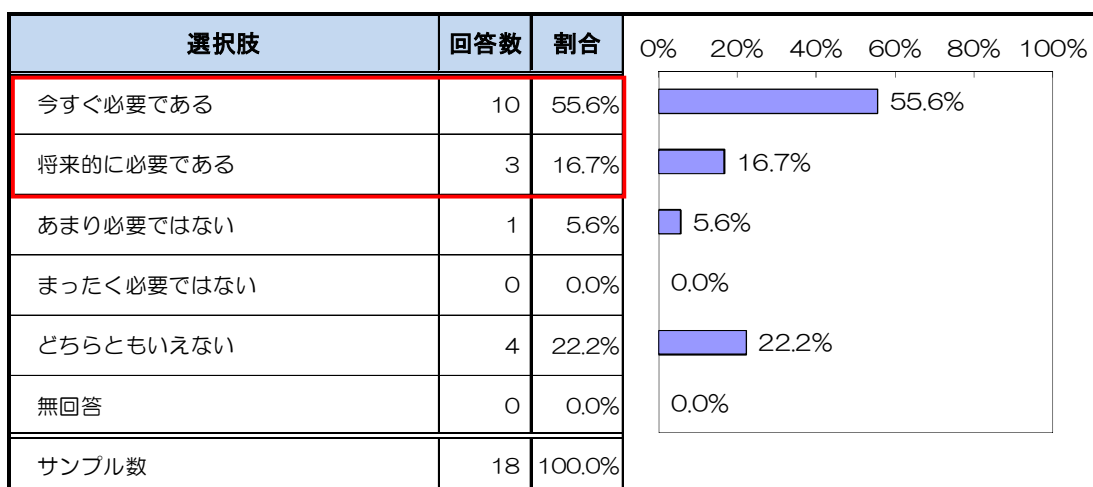
問 三股町ではボランティア団体が、主に経済的な理由で食事を満足に取れなかったり、親が忙しく、一人で食事をしている家庭の子どもの支援を目的として「子ども食堂」を開催しています。本町の現状を踏まえ、「子ども食堂」の開催や実施主体を増やす必要があると思いますか。

「今すぐ必要である」が22.2%、「将来的に必要である」が33.3%となっています。



問 三股町で、主に経済的に困っている世帯の子どもを対象に、無料もしくは低額な利用料金で元教職員等がボランティアで学習指導を行う「学習支援事業」は必要だと思いますか。

「今すぐ必要である」が55.6%、「将来的に必要である」が16.7%となっています。



(2) ヒアリング調査

① ヒアリング調査概要

本町の母子保健推進員、主任児童委員、三股町役場関係職員の合計10人を対象に平成30年8月及び11月に実施しました。

② ヒアリング調査結果

ア) 何らかの支援を必要と思われる(思われた)家庭について

・母子保健推進員として家庭を訪問する機会があり、玄関先から家の中が散らかっている状況を目にする機会があるが、踏み込んだ話はできないので、養育環境は把握できない。
・健診時に、自分の子どもに全く無関心な親がいたことがあった。子育ての状況が心配になり、保健師につないだ。
・経済的には困窮していないが、ゲームや情報機器を子どもに買い与えて、ほとんど子どもに関わらない親もいる。
・親とのコミュニケーションが不足している子どもは、大きくなるにつれ、コミュニケーション能力に課題が出てくるように思う。
・「不登校」は経済的困窮や養育環境に恵まれていない状況が背景にあり、子どもだけの問題ではない。家庭全体を支える支援が必要。
・支援が必要と思われる家庭は、相談や支援を受け入れないケースが多い。
・何らかの支援が必要と思われる家庭は、支部に加入していないことが多く、地域から孤立している。
・父子家庭については実態が捉えづらい面があり、問題が表面化した場合、深刻なケースが多い。

イ) 必要な支援策等について

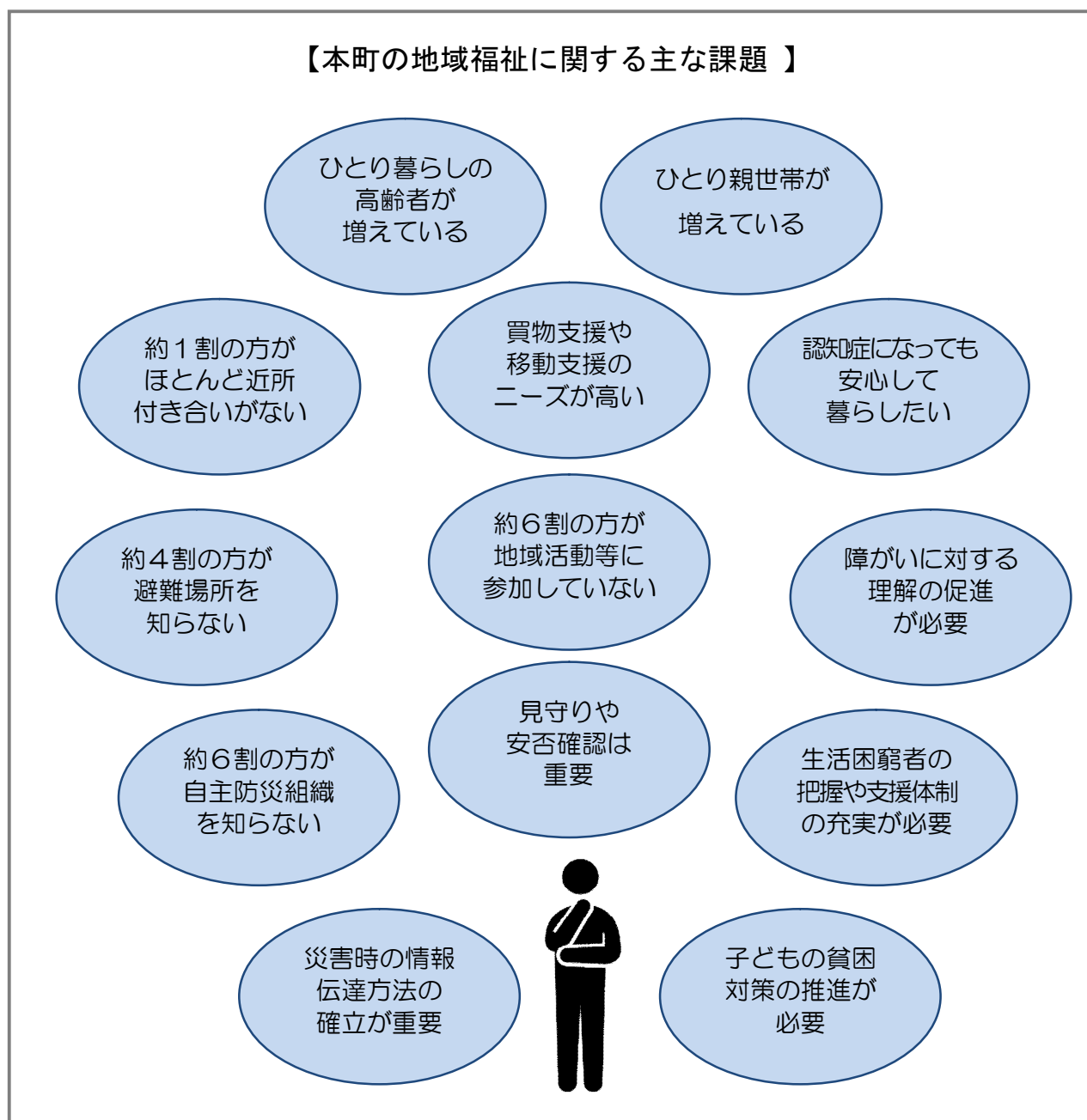
・学習支援事業で必要な元教員等のボランティアについては、人材確保は可能な状況にあると思う。
・学習支援事業の実施場所は、児童館やコミュニティセンターを利用してはどうか。また、元教員等のボランティアの他、産休中の先生等も対応可能かもしれない。
・総合的な支援体制の構築や情報の共有化のために、幼稚園・保育園・学校の更なる連携が必要。
・社会福祉協議会で実施しているフードバンク事業については、各家庭で作りすぎた野菜など協力できる方が多くいるように思うし、周りの方に声かけをしてみたい。
・対象家庭に寄り添い、訪問を基本に個別の状況に合わせた支援体制が必要。
・支部に加入していない家庭が、地域で孤立しないような支援が必要。

第3章 本町の課題及び今後の方向性

1 本町の課題

近年の「地域共生社会」実現に向けた国の動向や本町の現状データ、アンケート調査結果から下図のような様々な課題が抽出されています。

抽出された課題には、1つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や既存の公的サービスの枠組みに当てはまらない課題が多くあり、住民、地域、関係機関、行政が力を合わせて課題解決に取り組む必要があります。



2 今後の方向性

(1) つながり合い、支え合う意識の醸成

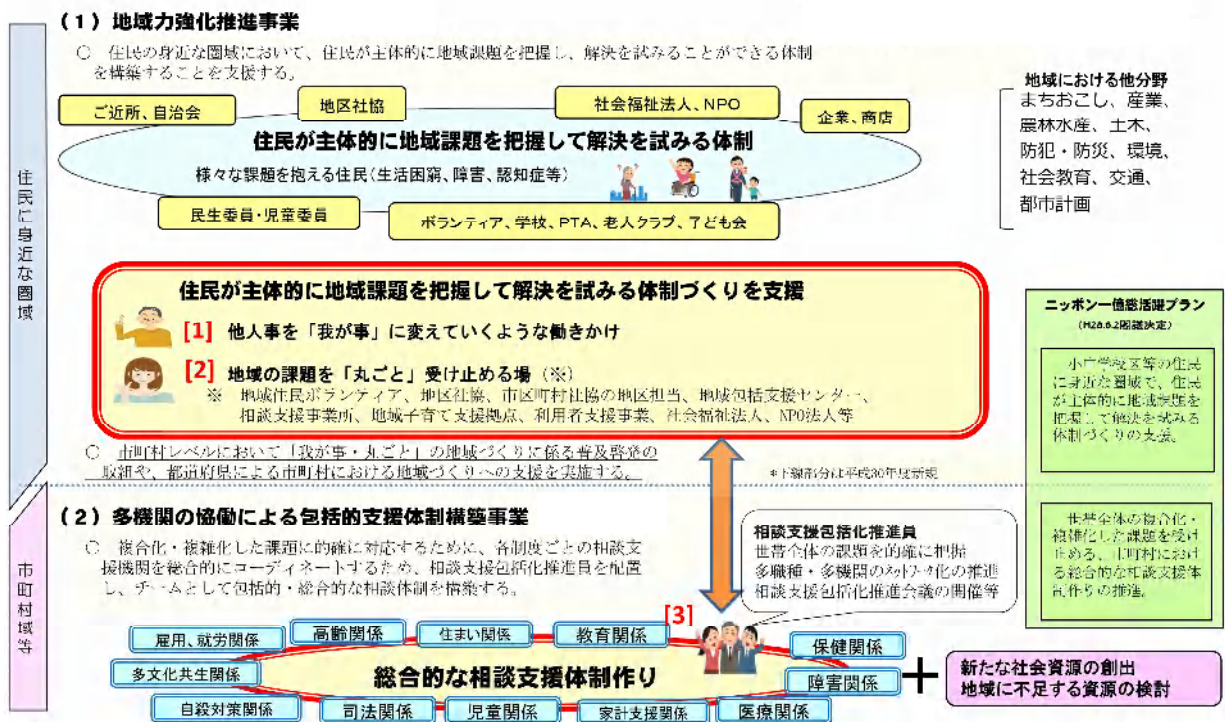
本町の総人口は増加傾向で推移していますが、少子高齢化の進展により減少傾向に転じる予測となっており、平成52年（2040年）には総人口23,881人、高齢化率32.9%（国立社会保障・人口問題研究所）になると推測されています。少子高齢化が進展していくことで、核家族化の進行や高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の増加が予想され、地域のつながりの希薄化の進行や、家族内又は地域内の支援力の低下が懸念されます。

しかしながら、身近な地域の課題解決のためには、住民同士がつながり合い、支え合うことが重要となります。

町民アンケート調査結果では、「近所で困っている人に対して出来ること」として「安否確認や声かけ」、「緊急の手助け」など他人の困り事に対して、何らかの手助けをしたいという回答が多くなっています。また、民生委員等アンケート調査結果では、「誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと」として「見守りや安否確認」が最も多くなっています。

「見守りや安否確認」に代表される「つながり合い」、「支え合い」を深めるための様々な取組を展開することにより、「他人の困り事を自分の事として問題解決を図る意識」を醸成し、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指します。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進



出典：厚生労働省資料（一部加工）

(2) 相談体制づくり

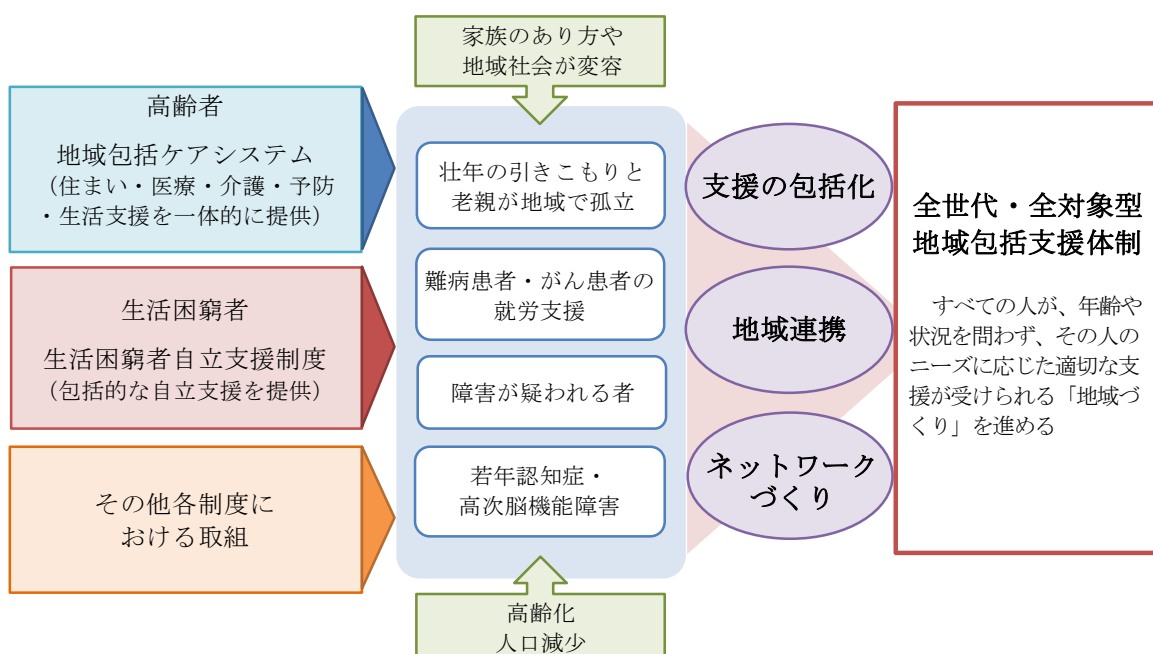
これまで、国では高齢者、障がい者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとに、公的支援制度の整備を図ってきましたが、その一方で、介護と育児が同時に直面する世帯や障がいのある子どもと要介護の親で構成される世帯のように、1つの世帯で複数の課題を抱え、単一の公的支援制度では対応することが難しいケースの増加が懸念されています。また、ひきこもりやサービス利用拒否等の制度の狭間にあり支援が行き届いていない人への対応が求められています。

本計画書の41頁にあるとおり、本町の現状データやアンケート調査結果等から抽出された地域福祉に関する課題は様々な対象者、様々な分野にわたっています。

今後は、全ての住民が世代やその背景を問わず安心、安全に生活を送ることができるように、住民や地域からの相談を一元的に受け止め、関係機関等と連携し、適切な専門機関等に確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる相談支援体制及びそれを支える関係機関等との連携体制の構築に取り組みます。

新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを揃い取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



出典：厚生労働省資料（一部加工）

(3) 地域防災力の強化

本町では、土砂災害危険箇所が多数存在することから、毎年6月頃、県及び関係機関とともに災害危険箇所調査を実施し、災害防止のための点検を行っています。

また、毎年6月に災害危険箇所がある地域で土砂災害に対する防災訓練を実施し、情報伝達手段の確認、土砂災害警戒情報に基づく適切な避難勧告の発令・解除、避難場所及び避難経路の確認等による警戒避難体制の強化を図るとともに、地域住民の参加による自主防災の意識高揚に取り組んでいます。

しかしながら、町民アンケート調査結果では、「避難場所を知らない」と回答した方の割合が約4割、「自主防災組織があるのか知らない」と回答した方の割合が6割以上となっています。また、公民館長アンケート調査結果では、「ほとんどの避難支援者が、自分が誰を避難誘導するか把握していないと思う」と回答した方の割合が3割以上となっています。

今後は、あらゆる災害や有事に対応できるように、防災教育・訓練、自主防災組織や防災士の育成に取り組み、町民の防災意識の高揚に努めます。

自主防災組織の活動

【平常時】

- ・ 防災知識の普及
- ・ 地域の災害危険箇所の把握
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 火気使用設備器具等の点検
- ・ 防災資機材の備蓄と整理・点検



【災害発生時】

- ・ 災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・ 出火防止と初期消火
- ・ 避難誘導
- ・ 被災住民の救出・救護
- ・ 給食・給水



第4章 基本理念等

1 基本理念

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになっても、身近な人とつながり合いながら、社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その実現のためには、少子高齢化の進行や住民同士のつながりの希薄化により増えていく、地域での多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、今後は、高齢者、障がい者、子どもを含む全ての町民が、それぞれの役割を持って地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを推進していくことが必要です。

そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

「みんなで支え合い 助け合うことで

やさしさとぬくもりを感じられる地域社会をつくります」

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 みんなでつながり、支え合う地域づくり
- 2 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり
- 3 安心・安全に暮らせる地域づくり

3 施策の体系

【 基本理念 】

「みんなで支え合い 助け合うことで
やさしさとぬくもりを感じられる地域社会をつくります」

基本目標1 みんなでつながり、支え合う地域づくり

- 1 地域力の強化
- 2 地域福祉を支えるリーダー等の育成

基本目標2 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり

- 1 多様なニーズを「丸ごと」受け止めることができる相談体制の構築
- 2 他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成

基本目標3 安心・安全に暮らせる地域づくり

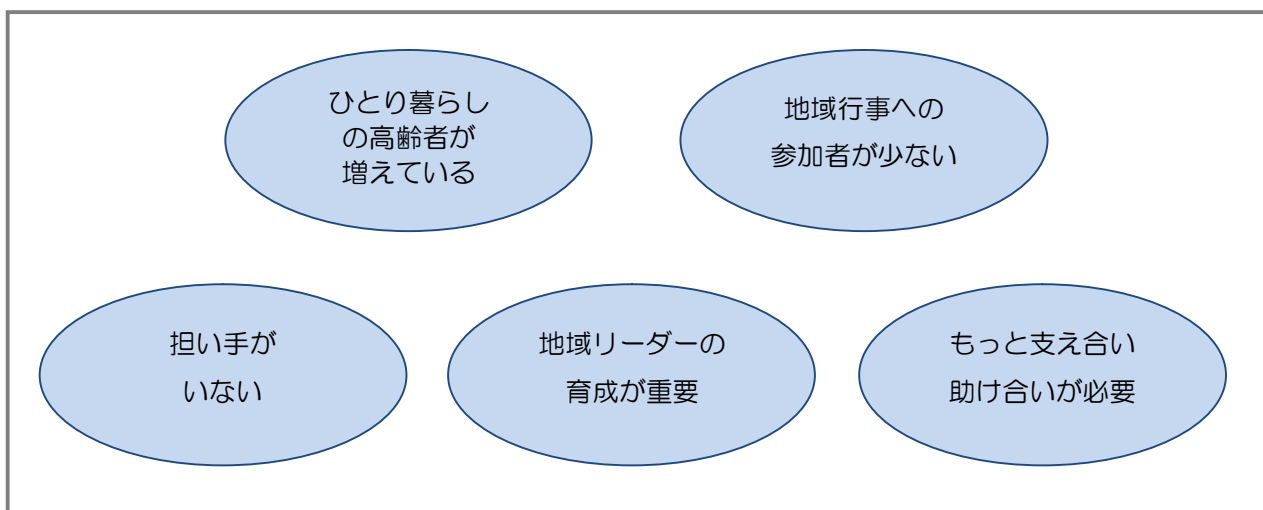
- 1 避難行動要支援者への支援体制の強化
- 2 誰もが安心して暮らすことができる環境整備
- 3 多様なニーズに対応できる仕組みづくり

第5章 施策の展開

基本目標1 みんなでつながり、支え合う地域づくり

様々な要因による社会的孤立*を防ぎ、多様化・複雑化する課題に対応するため、協働によるまちづくりの推進を図るとともに、地域福祉を支えるリーダーの育成に努めます。

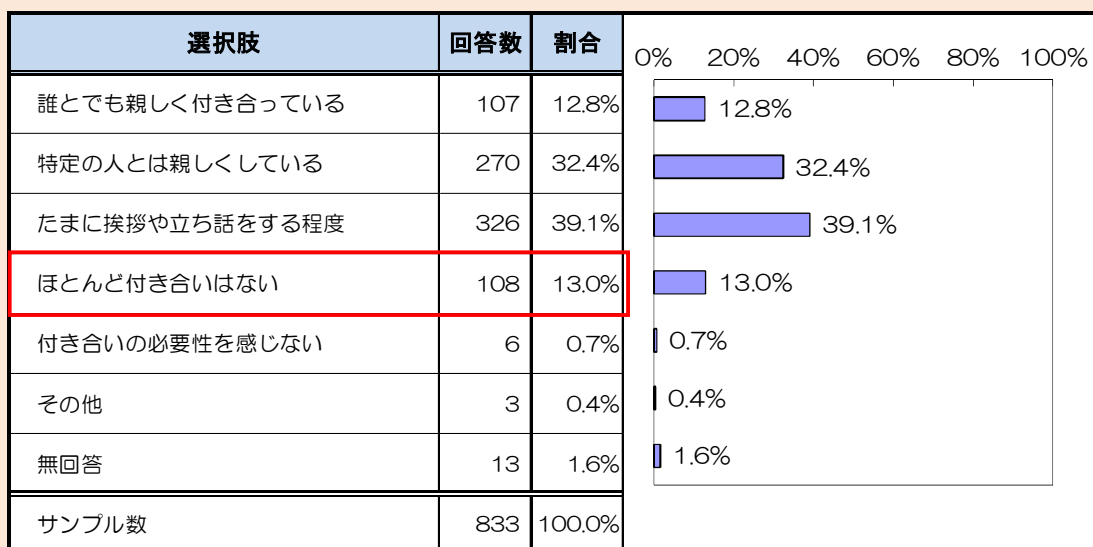
【主な課題】



【主な調査結果】

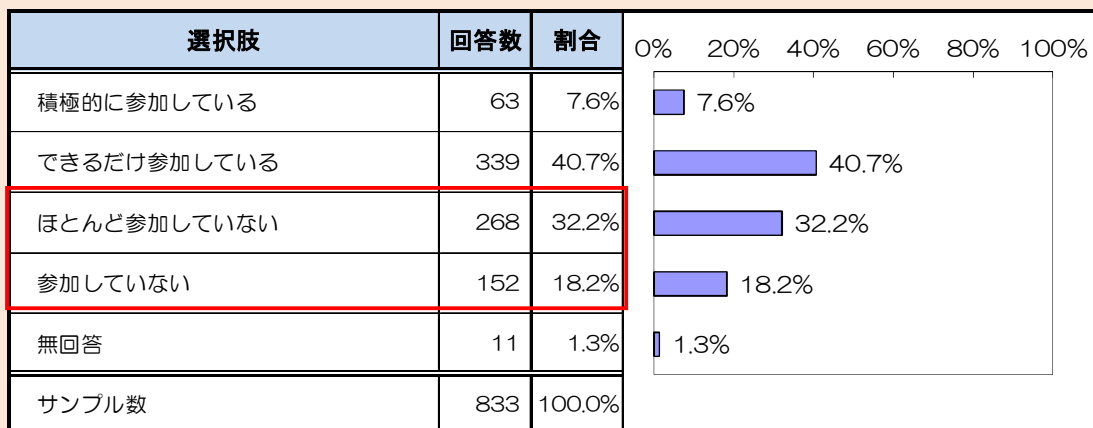
・ 日常の近所付き合いの状況（町民調査）

「ほとんど付き合いはない」と回答した方が1割を超えています。



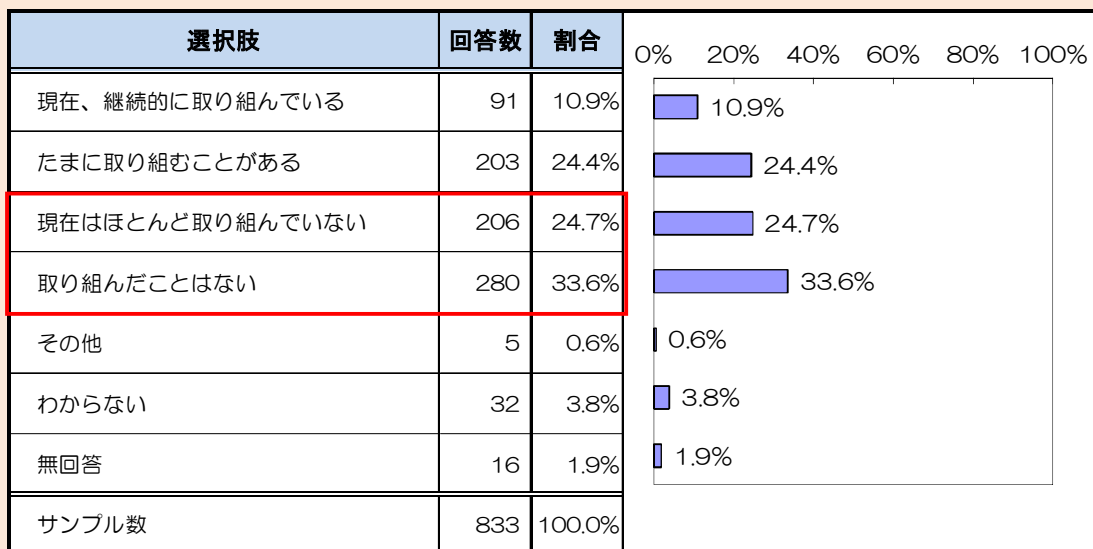
・ 町内の行事や活動等の参加状況（町民調査）

「参加していない」、「ほとんど参加していない」と回答した方の合計が5割を超えています。



・ 地域活動やボランティア活動等への取組状況（町民調査）

「取り組んだことはない」、「現在はほとんど取り組んでいない」と回答した方の合計が約6割となっています。



【今後の方向性】

1 地域力の強化

地域には様々な課題やニーズがあり、全てのニーズに行政が対応するには限界があります。これからの地域福祉を推進するためには、公的なサービスの充実や地域住民が主体となって地域づくりを進めていくことが不可欠です。そのためには、多くの住民が地域福祉に理解を深め、地域の持つ力を高めるとともに、住民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを積極的に推進していく必要があります。

(1) 協働によるまちづくりの推進

本町では、平成24年12月に「三股町まちづくり条例」を制定し、自治公民館組織や各種団体などが参画しやすい仕組みづくりに取り組んでいます。今後も、各団体や個人が主体的にまちづくりに参画し、達成感が得られるような環境づくりを推進します。

また、町民のアイデアをまちづくりに反映させるため、審議会等への町民の参加促進、地区座談会等での意見交換などに取り組んでいます。引き続き、町民のアイデアを把握しやすい方法を検討していきます。

(2) 地域関係者・関係団体等との連携強化

複雑化・多様化する福祉ニーズに対して、地域団体や関係機関等が情報共有、ケース検討、サービス調整などの連携を図り、ネットワークを形成できる場づくりを支援します。

また、高齢者や障がい者、子ども、ひとり親家庭など、分野を越えた連携体制の強化を図り、地域力の向上を目指すなど、包括的な支援力の強化を図ります。

2 地域福祉を支えるリーダー等の育成

自治公民館や民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア・NPO等、各種地域組織は地域活動を推進する上で重要な役割を担っていることから、今後も連携の強化を図ります。

また、地域課題を発見し、地域での共有・活動を支える地域福祉のリーダーを担う人材の育成や活動支援に努めます。

(1) 地域活動団体等への支援

自治公民館や民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア・NPO等の地域活動団体が、地域福祉推進体制の確立に向けて取り組むことができるよう支援します。

(2) 地域リーダーの育成と活動支援

各種団体と連携し地域福祉活動を主導的に進めるリーダー的人材の育成と確保ができるよう支援します。

また、母子保健推進員、健康づくり推進員、食生活向上員、高齢者サロンリーダーなど各分野のリーダーの人材育成及び活動支援を継続して行います。

(3) ボランティア等の育成と活動支援

ボランティア活動を広く町民に広報するとともに、福祉に関する講座等の受講者に対し、ボランティアに関する情報や活動の場を提供するなど、受講後の支援を行います。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等への支援環境の充実を図ります。

【基本目標1 評価指標】

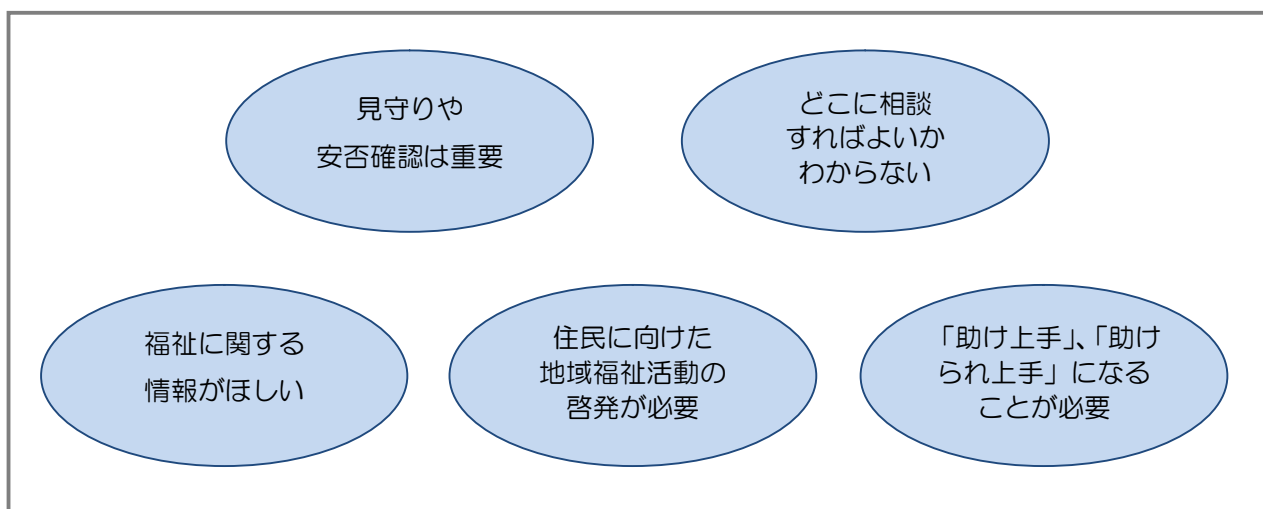
項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
地区座談会の実施	実施	実施	企画商工課
シルバー人材センター登録人数	163人 (H29年度)	増加	シルバー人材センター
ボランティア登録人数	331人 (H29年度)	増加	社会福祉協議会
日常の近所付き合いがほとんどないと回答した方の割合	13.0%	減少	町民調査
町内の行事や活動等に参加していないと回答した方の割合	50.4%	減少	町民調査
地域活動やボランティア活動等に取り組んでいないと回答した方の割合	58.3%	減少	町民調査

基本目標2 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり

地域での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談体制を整えていきます。また、制度の狭間等の課題に対応する包括的な相談支援体制の構築に向けて今後検討を進めていきます。

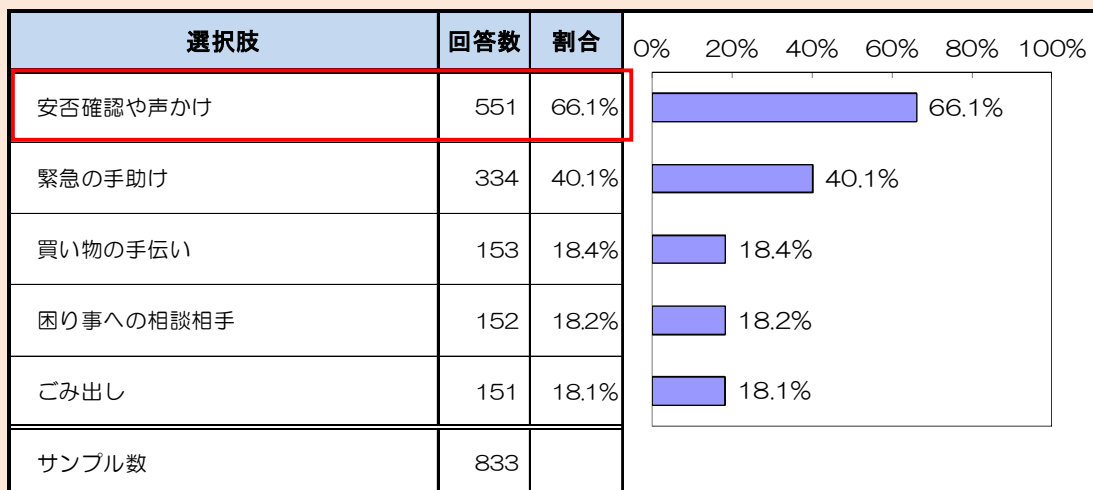
また、住民の方に地域における当事者意識を持ってもらうため、身近な地域の福祉に関する情報提供や担い手の育成等を行います。

【主な課題】



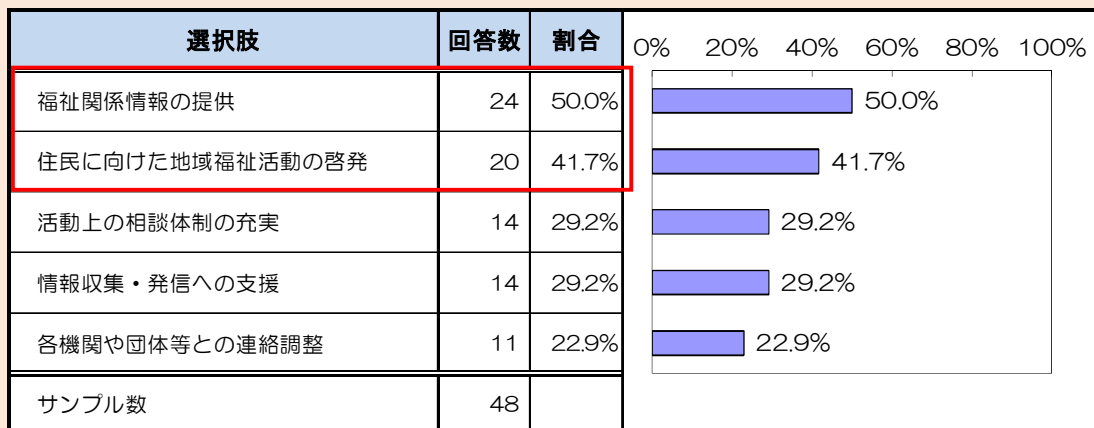
【主な調査結果】

- ・近所で困っている人に対して出来ること（町民調査）
「安否確認や声かけ」が66.1%で最も多くなっています。



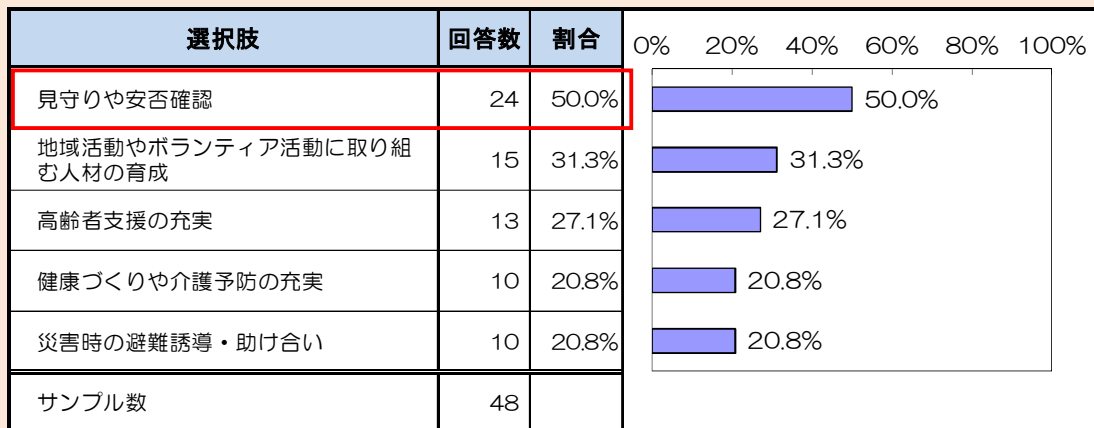
・ 地域福祉活動を推進していく上で、本町に期待すること（民生委員等調査）

「福祉関係情報の提供」が50.0%で最も多く、次いで、「住民に向けた地域福祉活動の啓発」の41.7%の順となっています。



・ 誰もが安心して暮らしていくために、地域で必要なこと（民生委員等調査）

「見守りや安否確認」が50.0%で最も多くなっています。



【今後の方向性】

1 多様なニーズを「丸ごと」受け止めることができる相談体制の構築

複合的な課題や制度の狭間の課題の解決を図るためには、課題を抱える世帯が支援を円滑に受け入れられるような働きかけや、課題の受け止めや分析を行い、関連する専門機関や住民主体の組織の協力を得るための調整を中心的に担うことが求められます。

現在、本町では様々な相談支援体制が整備されています。今後はそれらの充実を図るとともに、複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、既存の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みを検討していきます。

(1) 地域住民の相談を包括的に受け止める体制づくり

役場内の相談窓口、地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者基幹相談支援センター等と連携し、住民からの相談に適切に対応できる相談体制を構築するとともに、相談に応じる職員の資質の向上や関係機関・団体等との連携を強化するなど、相談に関する機能及び対応の充実を図ります。

(2) 関係機関・関係団体等との連携による地域生活課題の早期把握

地域生活課題を早期に把握するため、民生委員・児童委員、主任児童委員等による相談活動の支援及び情報の共有化を図ります。

また、社会福祉協議会及び地域包括支援センター等と連携を図りながら、関係者のネットワーク化や地域支援ニーズとサービス提供者のマッチングなど、人と情報、サービスがつながる関係を目指し、支援を求める人に必要な支援を円滑に行うことができる仕組みづくりを推進します。

(3) 分野横断的相談支援体制の構築

支援につながりにくい生活課題のある人や家族、社会的孤立に陥る可能性がある人に対して、制度や組織の枠組みを越え、問題解決に向けた支援を行うことができるよう、分野横断的相談体制の構築を図ります。

2 他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成

他人の困りごとを「我が事」として捉える意識の醸成を図るためには、住民が身近な地域に関心を持つことが重要な要素となることから、適切かつ効果的な情報発信等に努めます。また、交流活動等の充実や福祉教育の推進、担い手の育成を行います。

(1) 身近な地域の福祉に関する情報提供・情報共有

地域福祉活動を知るきっかけや参加の機会を創出するため、広報紙やホームページなどを積極的に活用し、地域で実践されている福祉活動を広く住民に周知します。

また、様々な機会を捉え、住民に身近な地域の人口の推移や高齢化率の推移など福祉に関する情報提供を行い、地域における当事者意識の醸成を図ります。

(2) 交流活動等の充実

地域課題の把握については、地域における問題を身近なものであると理解し、より多くの人が地域の活動に参加し、支援・協力する機運をつくる必要があることから、気軽に集える機会の創出や交流活動等の充実を図ります。

(3) 地域福祉に関する意識の醸成

地域・行政・社会福祉協議会が連携し、偏見や差別などをなくしていくための人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図ります。

また、助け合い・支え合う地域づくりは、子どもから大人まですべての住民一人一人の心の中に、相手を尊重し助け合い・支え合う福祉の心を育てていることが大切となります。今後もボランティア養成講座や各種体験事業などの充実に取り組むとともに、子どもたちを対象とした福祉教育の推進に努めます。

(4) 地域福祉を支える担い手の育成

地域福祉を推進していく上で、担い手となる人材の確保は重要なものとなります。

あまり地域活動に参加できない人が参加しやすくするための機会づくりなど「地域活動を担う人材が育つ環境づくり」や、様々な能力や特技、知識や経験を蓄積している地域の人たちを発掘し地域活動で活躍してもらう「地域活動を推進する人材の発掘」を行っていきます。

【基本目標2 評価指標】

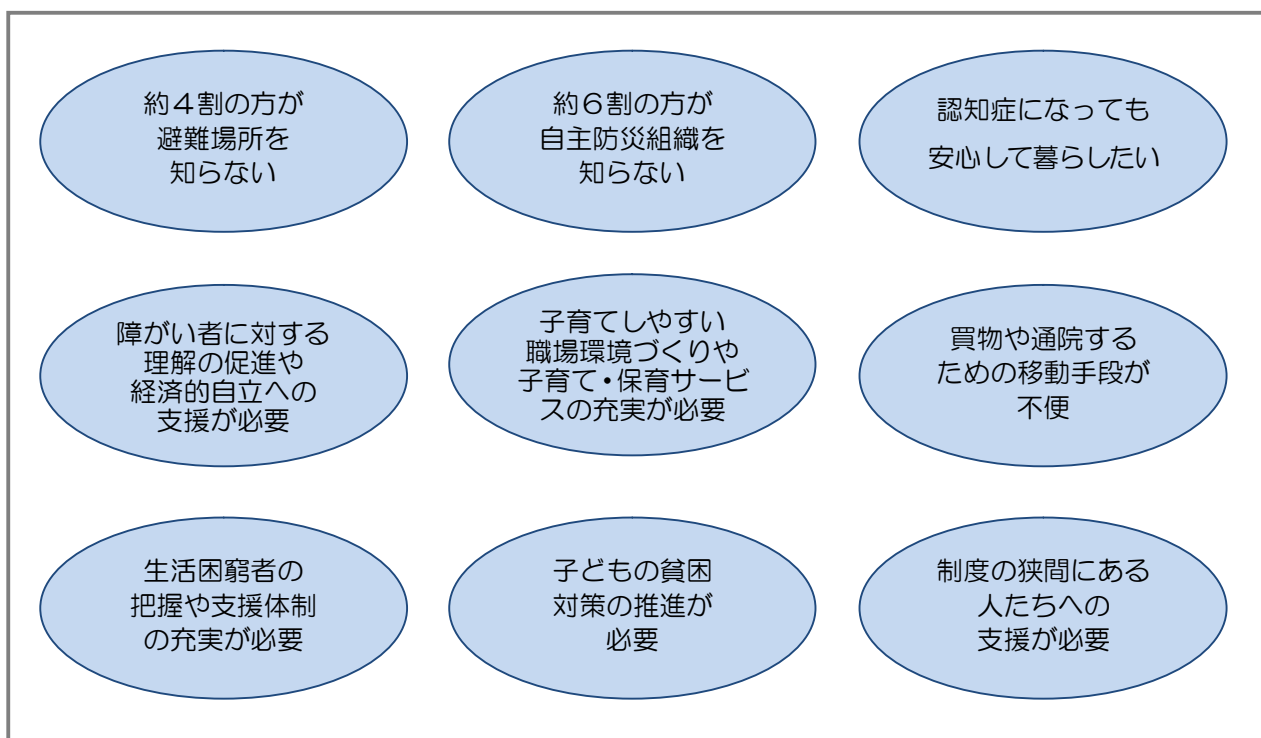
項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
地域福祉活動推進のための圏域設定	未設定	設定	福祉課 高齢者支援課
総合的相談体制の構築	未構築	構築	福祉課 高齢者支援課
広報紙やホームページを活用した地域で実践されている福祉活動の周知	未実施	実施	福祉課 高齢者支援課
地域福祉リーダー研修の実施	未実施	実施	福祉課 高齢者支援課

基本目標3 安心・安全に暮らせる地域づくり

住民の誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるように、災害時に備えた地域での防災力の強化を支援していきます。

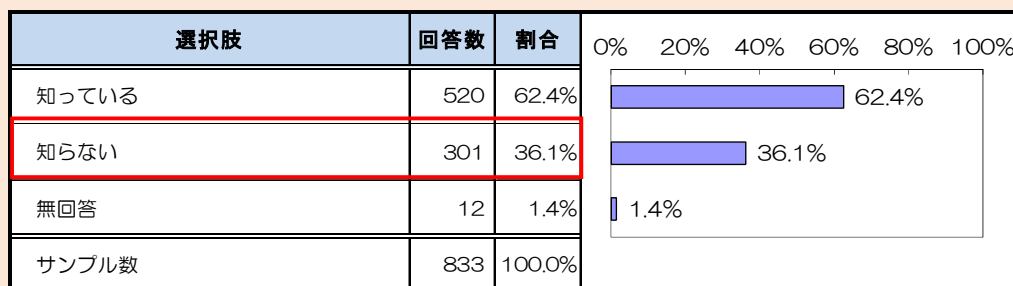
また、より一層の地域での見守り活動を推進し、多様なニーズに対応できる支援体制の構築を図ります。

【主な課題】



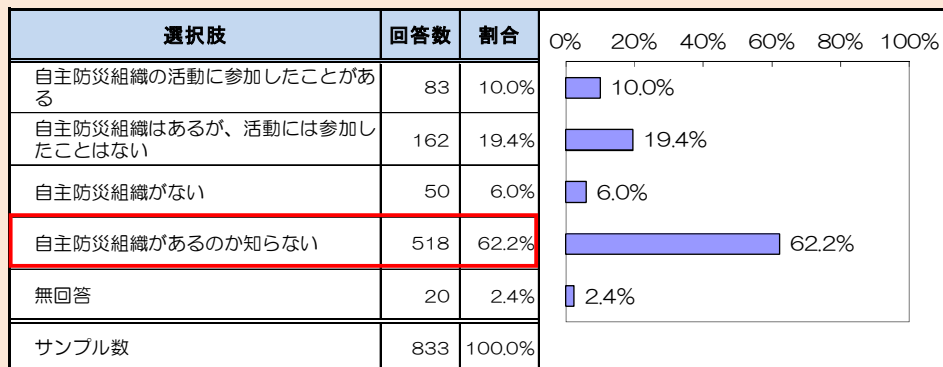
【主な調査結果】

- ・災害時の避難場所の認知度（町民調査）
約4割の方が「知らない」と回答しています。



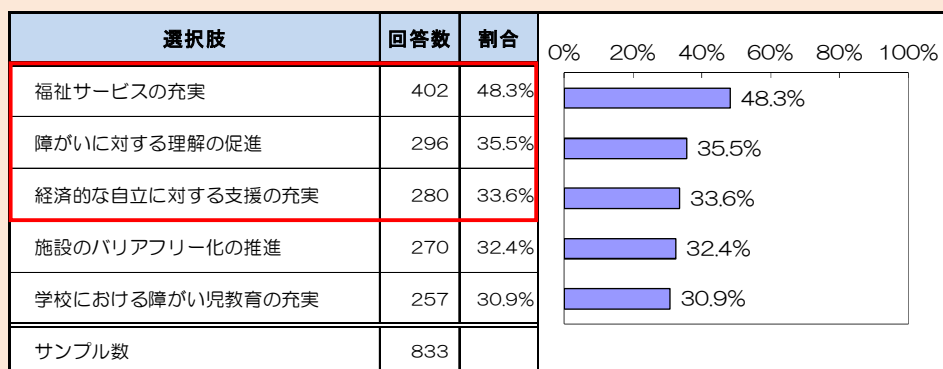
・ 自主防災組織活動の認知度（町民調査）

6割以上の方が「自主防災組織があるのか知らない」と回答しています。



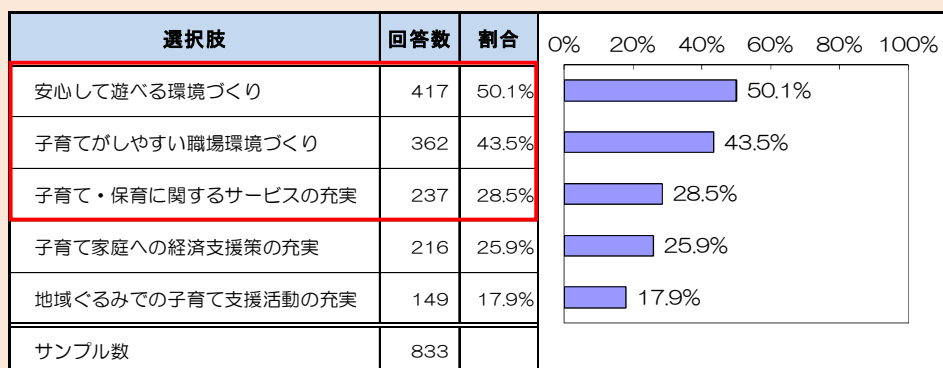
・ 障がい者が安心して暮らしていくための重要な取組（町民調査）

「福祉サービスの充実」が48.3%で最も多く、次いで、「障がいに対する理解の促進」の35.5%、「経済的な自立に対する支援の充実」の33.6%順となっています。

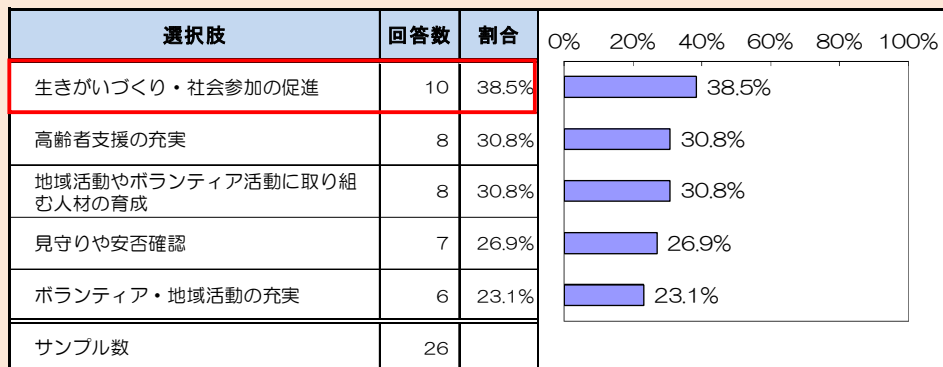


・ 子どもを健やかに育てるための重要な取組（町民調査）

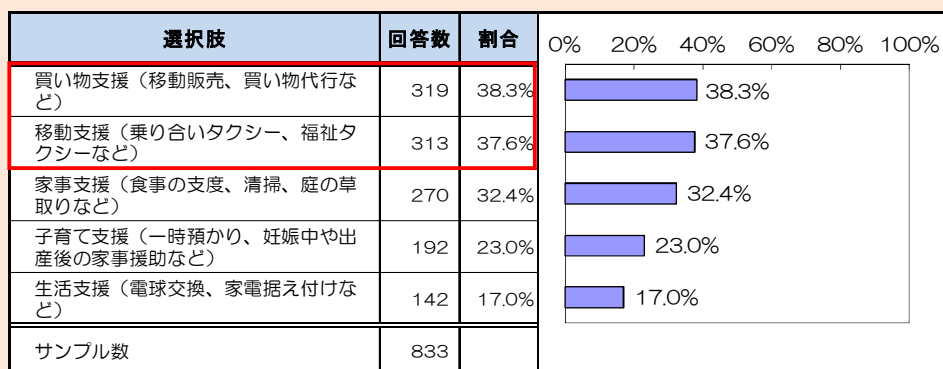
「安心して遊べる環境づくり」が50.1%で最も多く、次いで、「子育てがしやすい職場環境づくり」の43.5%、「子育て・保育に関するサービスの充実」の28.5%順となっています。



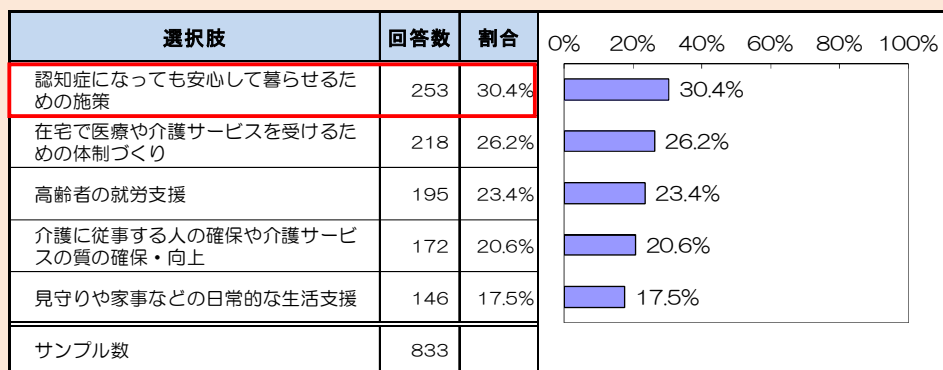
- ・誰もが安心して暮らしていくために、地区で必要なこと（公民館長調査）
「生きがいつくり・社会参加の促進」が38.5%で最も多くなっています。



- ・希望する日常の困り事に対応するサービスや支え合い活動（町民調査）
「買い物支援」が38.3%で最も多く、次いで、「移動支援」の37.6%の順となっています。



- ・住み慣れた地域で安心して暮らしていくために必要なこと（町民調査）
「認知症になっても安心して暮らせるための施策」が30.4%で最も多くなっています。



【今後の方向性】

1 避難行動要支援者への支援体制の強化

ひとり暮らし高齢者や障がい者などの要配慮者を把握し、自治公民館や民生委員・児童委員等と連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・充実に努めるとともに、避難時に支援を必要とする人の情報（避難行動要支援者名簿）を地域と共有し、日頃から支援体制を検討するなど、災害時における支援の仕組みづくりに努めます。

また、要配慮者の避難生活を支援するため、避難所等の福祉的配慮を推進します。

（1）災害時における要配慮者への支援対策の推進

災害時に必要な支援を行えるよう、地域住民や自治公民館、関係機関、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防機関等関係機関と協力し、災害時の情報提供体制や要配慮者の避難支援体制の構築、自主防災組織の育成等に取り組み、平常時から地域ぐるみでの連携の強化を推進します。

（2）地区防災力の強化

地域ぐるみで「自分たちの地域を守る」という意識を醸成し、地域住民が協力して防災活動ができるような自主的な体制づくりを推進します。

また、地域での防災教育や避難訓練等の支援を行います。

（3）全ての人にやさしい避難所機能の充実

高齢者や障がい者などをはじめとした避難者が避難所生活を送る際、その負担が少しでも軽減されるよう、避難所となる公共施設の機能の充実に努めます。また、全ての人がバリアフリー※、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所※機能の充実に努めます。

2 誰もが安心して暮らすことができる環境整備

誰もが安心できる日常生活を送るためには、支援が必要な人に対して、適切なサービス提供・利用が進むよう、成年後見制度※や日常生活自立支援事業※の普及・活用など、判断能力が不十分な人たちの権利を擁護する仕組みの普及と活用に努めます。

また、虐待や支援を必要とする人や世帯を早期に発見し対応するため、地域見守り活動のより一層の推進を図ります。

（1）権利擁護体制の充実

判断能力の不十分な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、利用支援を行います。

また、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の窓口の充実に努めるとともに、関連機関と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めます。

（２）虐待防止体制の充実

子どもや高齢者、障がい者への虐待をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている住民の権利を守り、民生委員・児童委員、主任児童委員等の地域福祉関係者や福祉サービス事業所と連携を図りながら迅速に対応します。また、養護者に対する支援を行います。

（３）地域見守り活動の推進

高齢者や障がい者、子どもなど、様々な事情により支援を必要とする人を早期に発見し、支援につなげる見守り体制の充実はとても重要です。今後も増加する一人暮らし高齢者など、支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、声かけやあいさつなど日常的な見守りを含めたネットワークづくりのための地域見守り活動の推進を図ります。

3 多様なニーズに対応できる仕組みづくり

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者といった区別や、支援を必要としている人を制度に当てはめるのではなく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況に応じた支援が受けられるよう、本人の支援ニーズに寄り添った支援体制を構築し、多様なニーズに対応します。

（１）生活困窮者自立支援の推進

様々な支援機関や地域関係者と連携を深め、生活困窮者*が制度の狭間や地域の中で孤立することのないよう、早期発見の仕組みづくりや地域の中における支え合いの取組を推進します。また、生活困窮者の自立に向け包括的な支援体制を構築し、対象者に寄り添った支援を実施します。

（２）子どもの貧困対策の推進

経済的環境や養育環境を原因として貧困が連鎖することがないように、「三股町子どもの未来応援計画」に基づき、地域で見守り、専門機関につなげ、支援を必要としている対象者に確実に支援が行き届くように、住民、関係団体、関係機関等総ぐるみで一体的な支援を行います。

（３）自殺のないまちづくりの推進

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「三股町自殺対策行動計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材育成、住民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進します。

(4) 制度の狭間の課題への横断的支援の構築

現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者や複合的な課題を抱える人に対しても必要な支援が行き届くよう、対象者のニーズに応じた横断的支援の構築を図ります。

(5) 居住・就労に関するニーズへの支援

生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難のある方や居住に課題のある方に対し、本人の支援ニーズに寄り添った適切な支援を行います。

(6) 分野横断的な福祉サービスの検討

今後の国の動向を踏まえ、年齢や障がいの有無にかかわらず横断的な利用が可能で、多様な課題・ニーズに対応する機能を持つ共生型サービス*の実施を検討します。

【基本目標3 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
災害時の避難場所を知らないと回答した方の割合	36.1%	減少	町民調査
自主防災組織があるのか知らないと回答した方の割合	62.2%	減少	町民調査
認知症サポーター養成人数	163人 (H29年度)	増加	福祉課 高齢者支援課
高齢者サロン開催場所	28か所	増加	福祉課 高齢者支援課
障がい者福祉施設から一般就労への移行者数	0人 (H29年度)	2人以上	福祉課
障がい者に対応する地域生活支援拠点等の整備	未設置	圏域で 1か所	福祉課
ファミリー・サポート・センター事業の年間利用件数	228件 (H29年度)	増加	福祉課
放課後児童クラブ登録人数	444人 (H29年度)	増加	福祉課
生活自立支援相談窓口の設置	未設置	設置	福祉課 高齢者支援課
子どもの貧困対策推進のための協議会の設置	未設置	設置	福祉課
年間自殺者数	6人 (H29年度)	0人	福祉課

第3部 障害者基本計画



第1章 計画策定に関する事項

1 計画策定の背景

障がい者を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。

高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等の様々な要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも明確化、多様化しています。また、難病^{*}、発達障がい^{*}、高次脳機能障がい^{*}といった様々な障がいへの対応が必要となっています。

国においては、平成26年1月に、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約^{*}」を批准しました。この条約は、障がいに基づくいかなる差別もなしに、全ての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、促進するための措置を締約国が取ることを定めています。

また、障害者権利条約の締結に先立ち、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）、「障害者総合支援法^{*}」の施行（平成25年4月）、「障害者差別解消法^{*}」の成立及び「障害者雇用促進法^{*}」の改正（平成25年6月）など、国内法令の整備が進められてきました。

こうした国の動向を踏まえ、本町では関係法との整合を図りながら、障がい者施策を総合的かつ計画的に展開していくため、「三股町第3次障害者基本計画」を策定します。

2 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

【根拠法令（抜粋）】

障害者基本法（第11条3項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 国・宮崎県の動向

(1) 国の動向

① 近年の主な法整備等

障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。

平成25年6月	障害者差別解消法の制定
平成25年6月	障害者雇用促進法の改正
平成26年1月	障害者権利条約の批准
平成28年4月	成年後見制度の利用の促進に関する法律の制定
5月	障害者総合支援法の改正
6月	児童福祉法の改正
6月	発達障害者支援法*の改正
平成29年3月	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（第5期障害福祉計画等基本指針）の告示
平成30年3月	障害者基本計画（第4次）の策定

② 障害者基本計画（第4次）の概要

「障害者権利条約」の理念に基づき平成30年3月に策定された「障害者基本計画（第4次）」は、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」を基本理念とし、4つの基本的方向が示されています。

【障害者基本計画（第4次）（平成30年3月策定）の概要】

【基本理念】

「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」

【基本的方向】

- ・2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア除去を強力に推進
- ・障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- ・障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
- ・着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

(2) 宮崎県の動向

宮崎県では、平成26年3月に「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくり」を基本目標とする宮崎県障がい者計画が策定されています。

【宮崎県障がい者計画（平成26年3月策定）の概要】

【基本目標】

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくり」

【施策の体系】

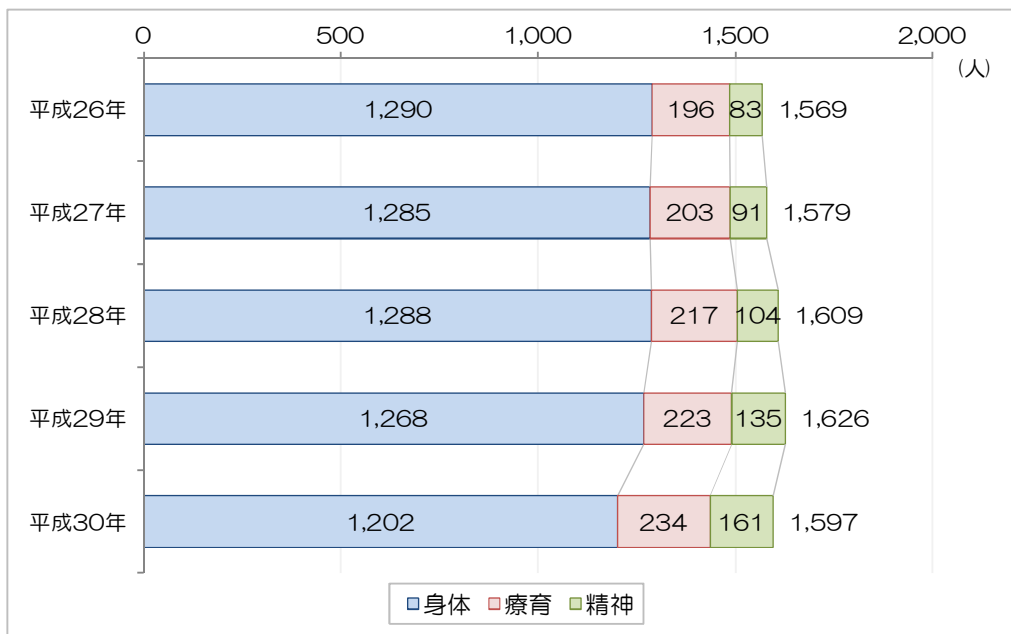
「啓発・広報」、「生活支援」、「教育・育成」、「保健・医療」、「雇用・就業、経済的自立の支援」、「情報・コミュニケーション」、「生活・環境」、「福祉を支える人づくり」、「行政サービス等における配慮」の9項目

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

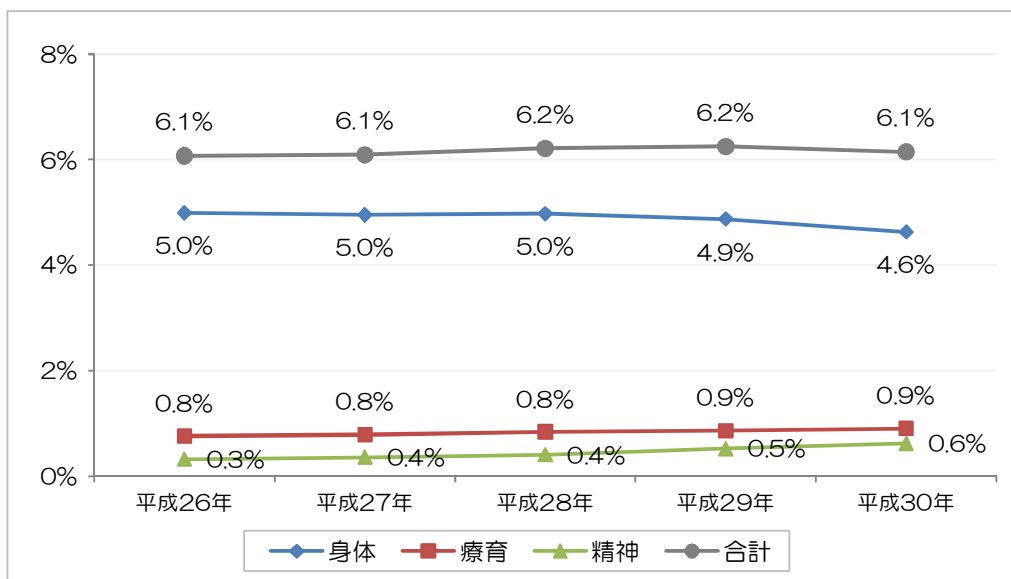
平成30年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者1,202人、療育手帳所持者234人、精神障害者保健福祉手帳所持者161人となっています。



出典：三股町福祉課資料（各年4月1日現在）

(2) 総人口に占める手帳所持者割合の推移

平成30年の総人口に占める手帳所持者の割合は6.1%（うち身体4.6%、療育0.9%、精神0.6%）となっています。



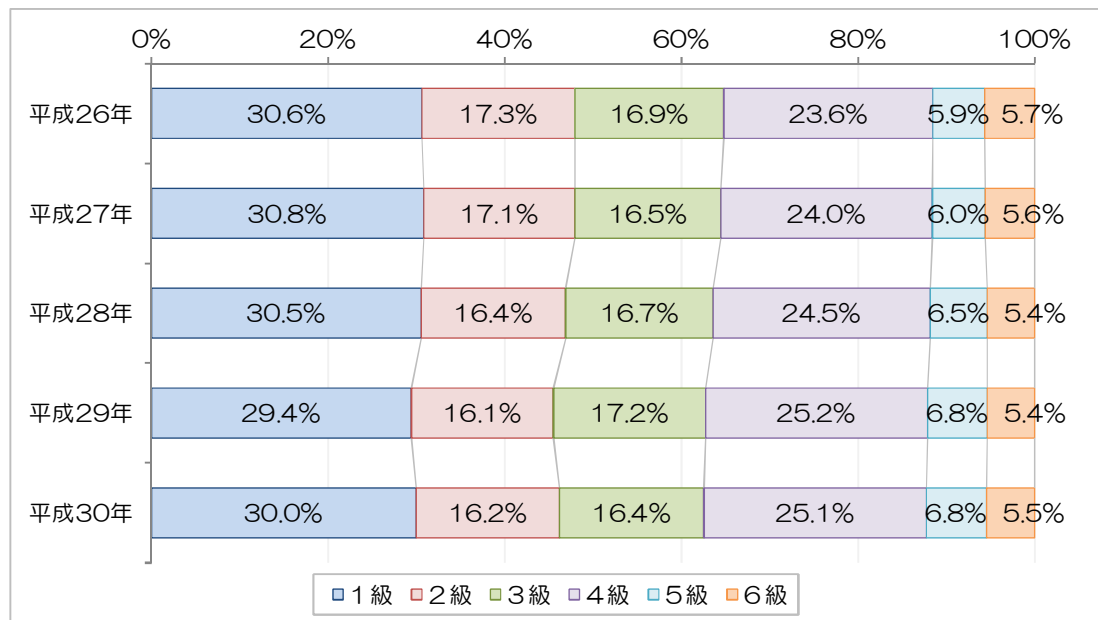
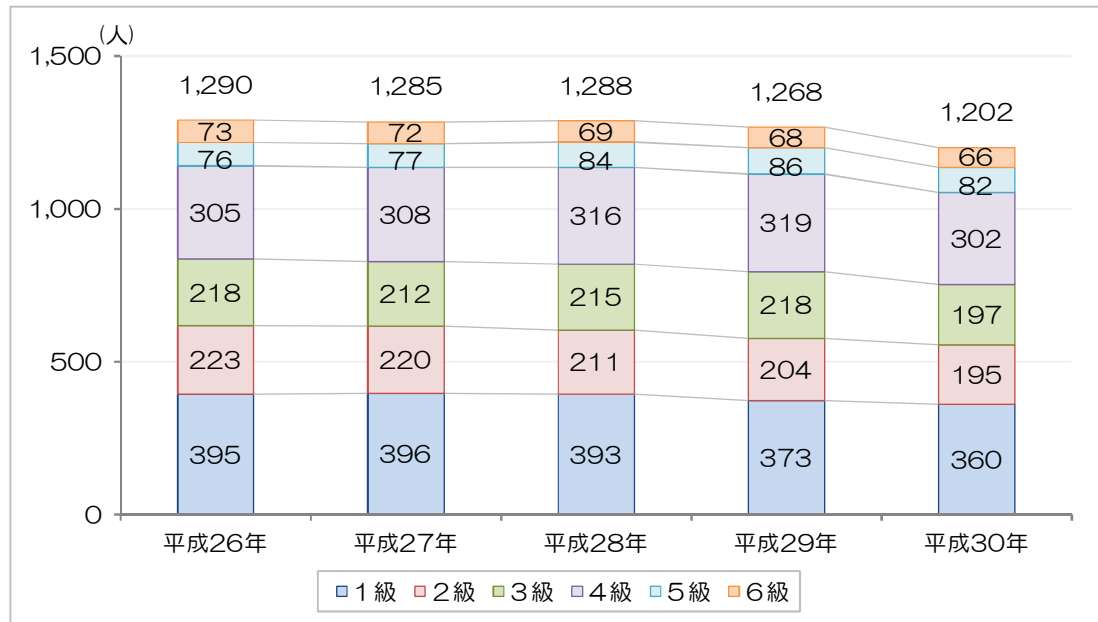
出典：三股町福祉課資料（各年4月1日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

① 等級別の推移

平成30年の身体障害者手帳所持者は1,202人となっており、平成26年と比較して88人減少しています。

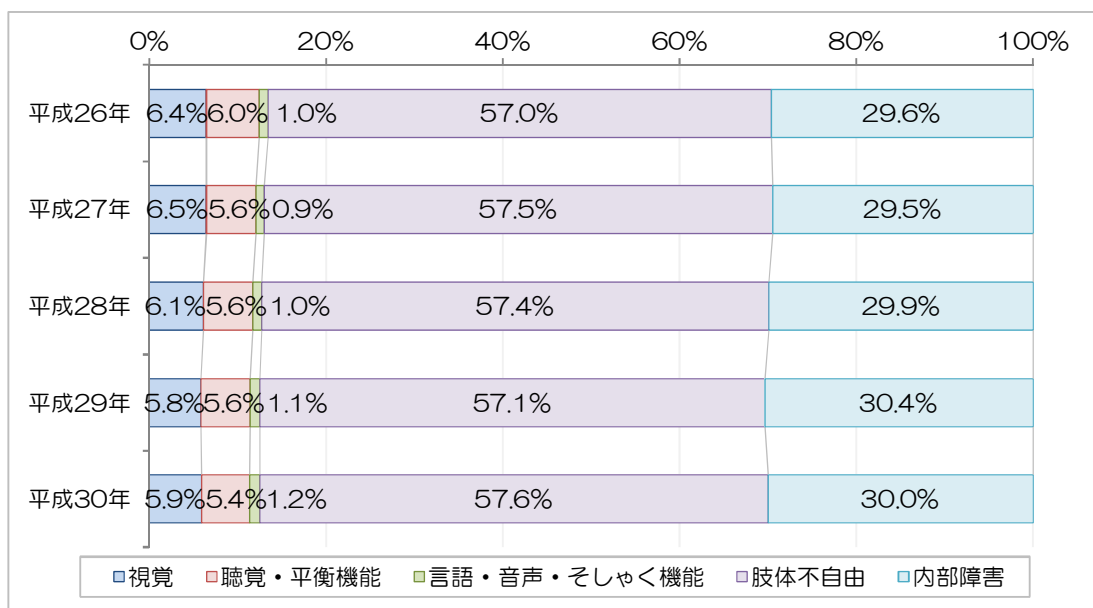
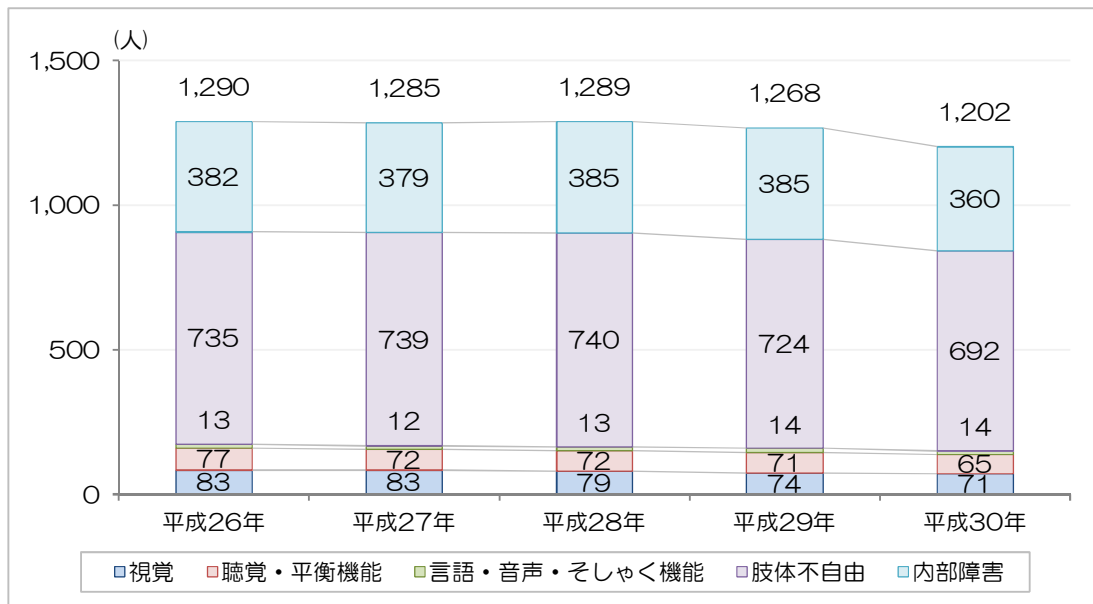
平成30年の等級別割合をみると、1級の割合が最も高く30.0%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が約5割（46.2%）を占めています。



出典：三股町福祉課資料（各年4月1日現在）

② 部位別の推移

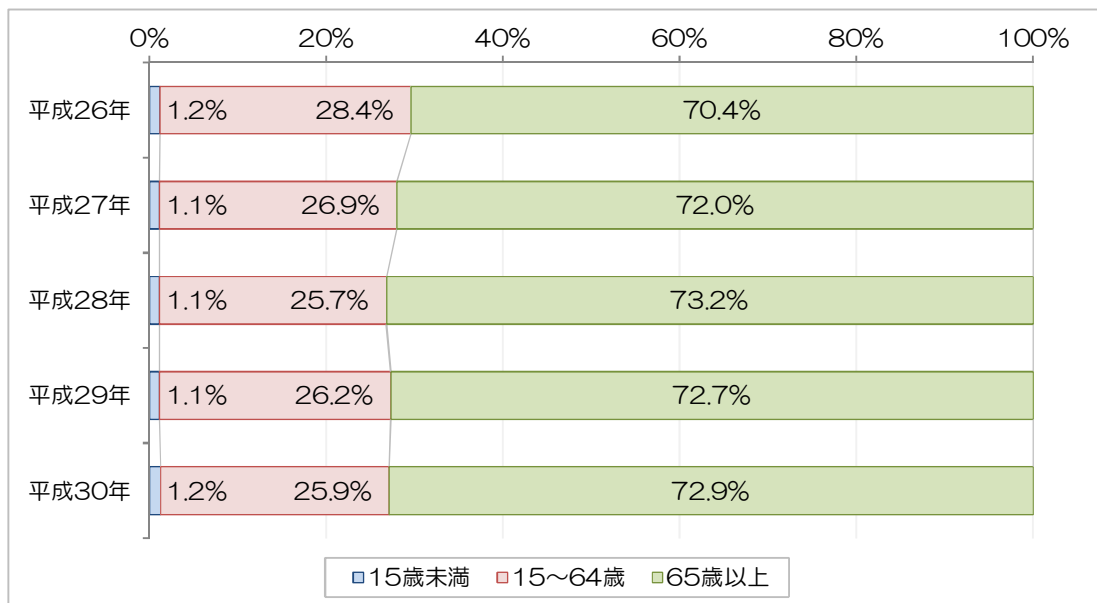
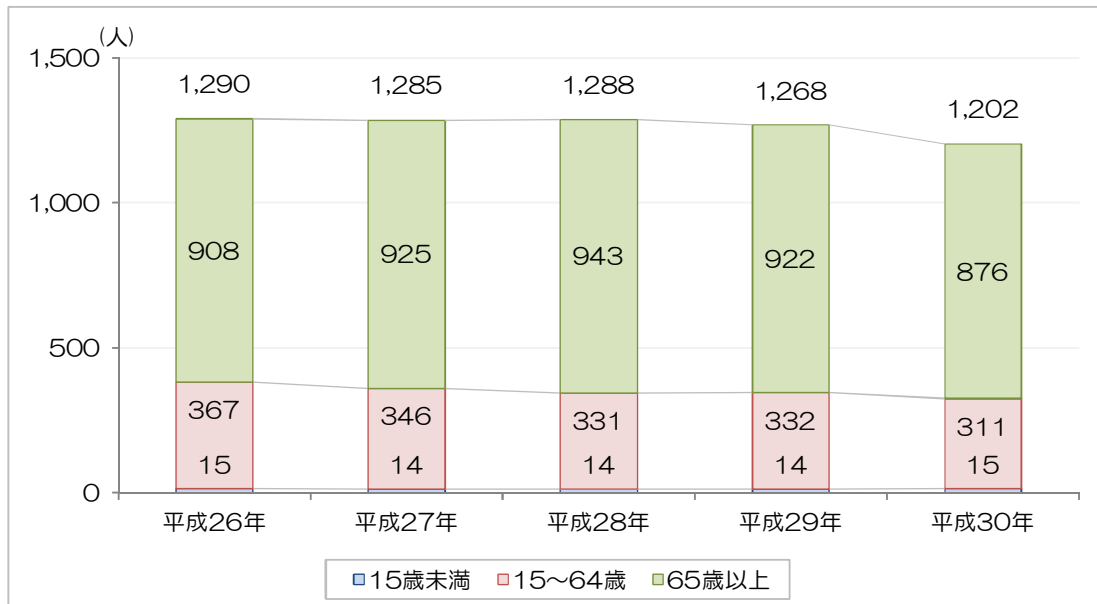
平成30年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が57.6%と最も多く、次いで「内部障害」の30.0%となっています。



出典：三股町福祉課資料（各年4月1日現在）

③ 年齢階層別の推移

平成30年の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳以上の高齢者の割合が72.9%と7割を超えており、近年ほぼ同水準で推移しています。

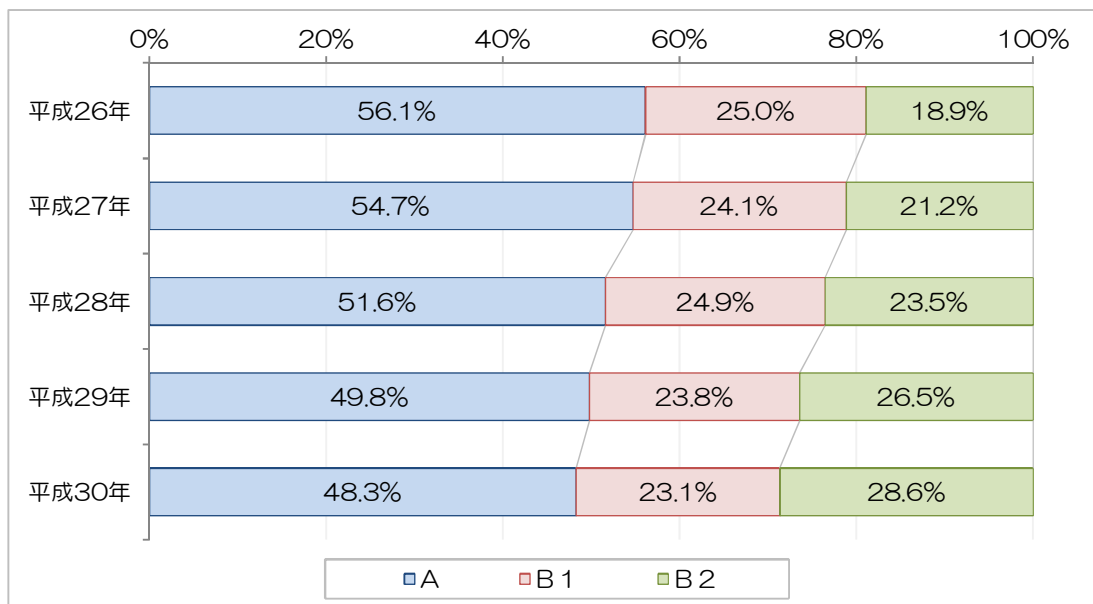
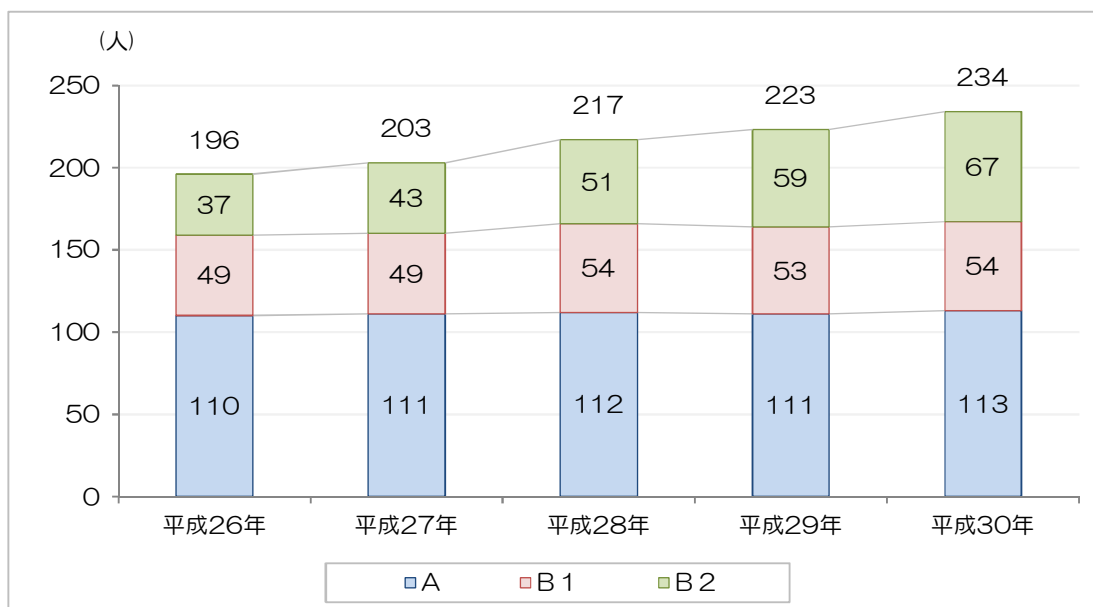


出典：三股町福祉課資料（各年4月1日現在）

(4) 療育手帳所持者の状況

① 等級別の推移

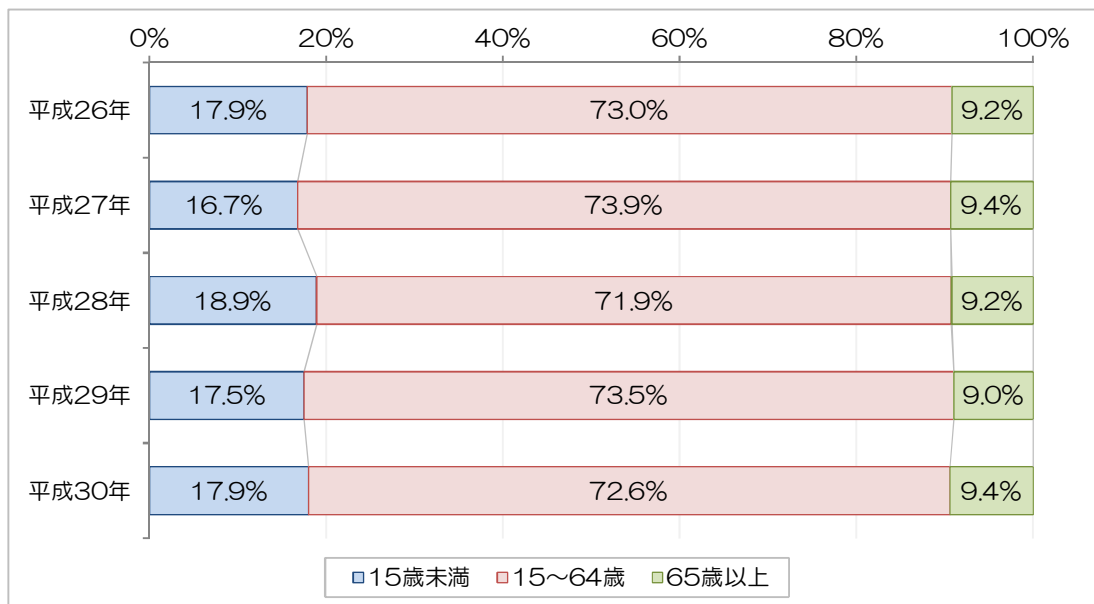
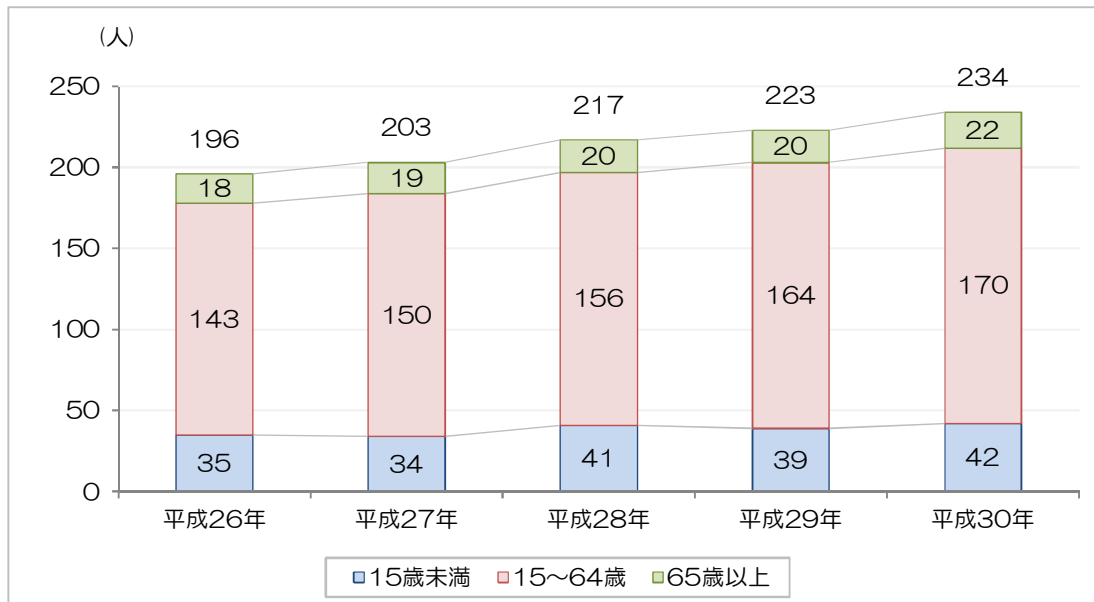
療育手帳所持者は増加傾向で推移しており、平成30年は234人となっています。
また、平成30年の等級別割合をみると、重度者であるAが約5割（48.3%）となっています。



出典：三股町福祉課資料（各年4月1日現在）

② 年齢階層別の推移

平成30年の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、15～64歳が170人（構成割合72.6%）、15歳未満が42人（構成割合17.9%）、65歳以上が22人（構成割合9.4%）となっており、65歳未満の構成割合が9割を超えています。



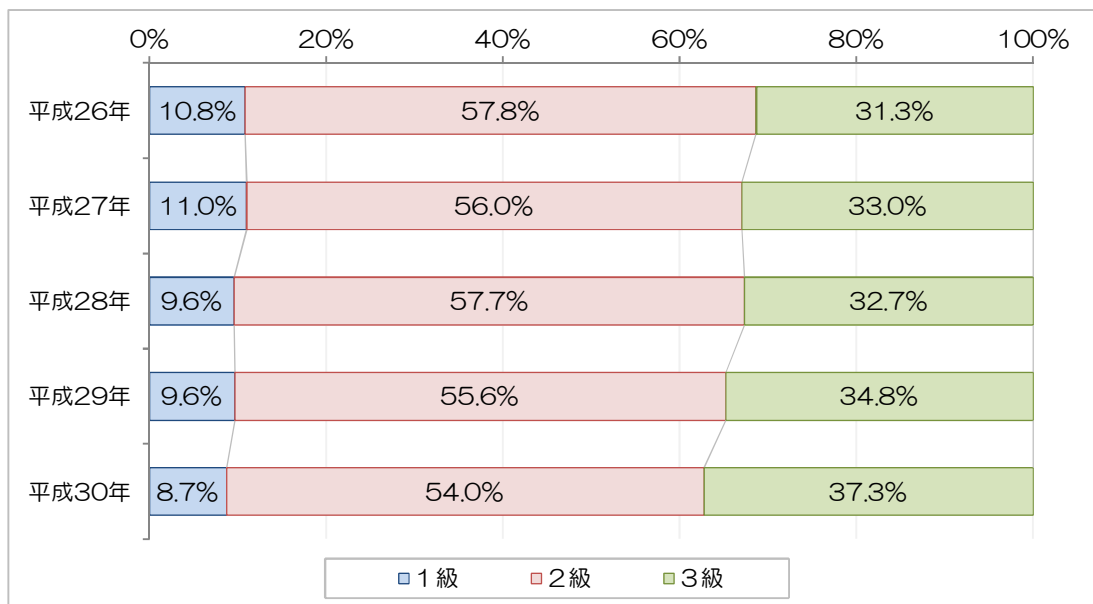
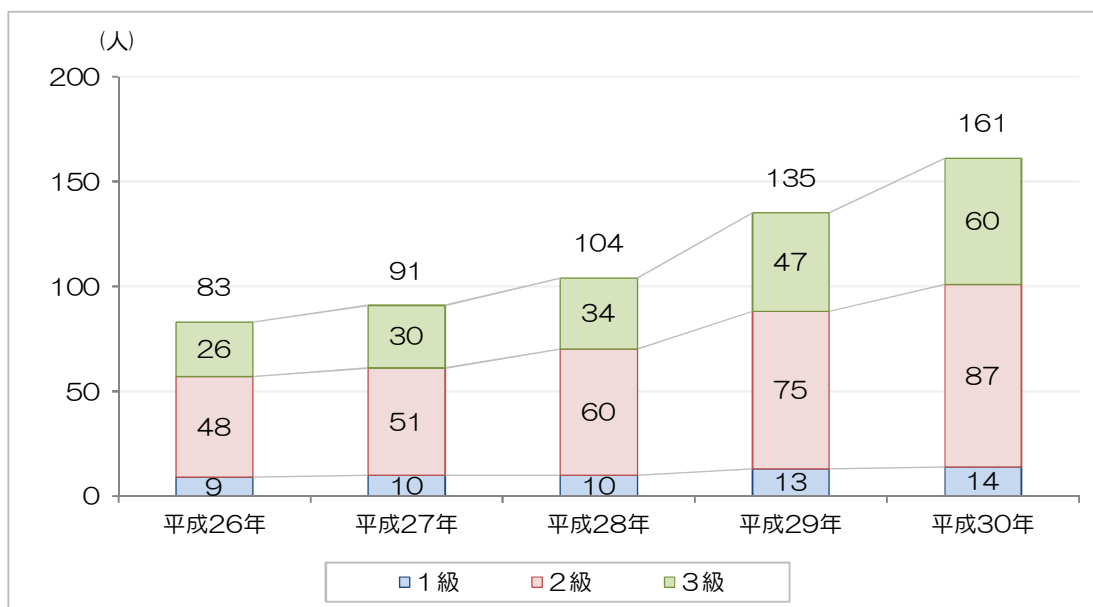
出典：三股町福祉課資料（各年4月1日現在）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移しており、平成30年は161人となっています。

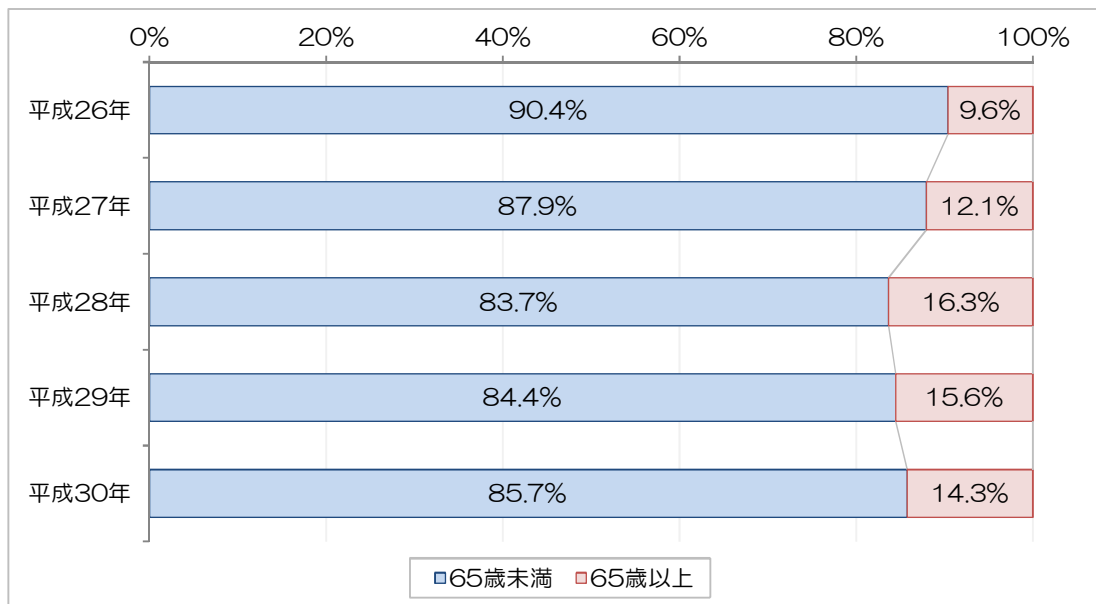
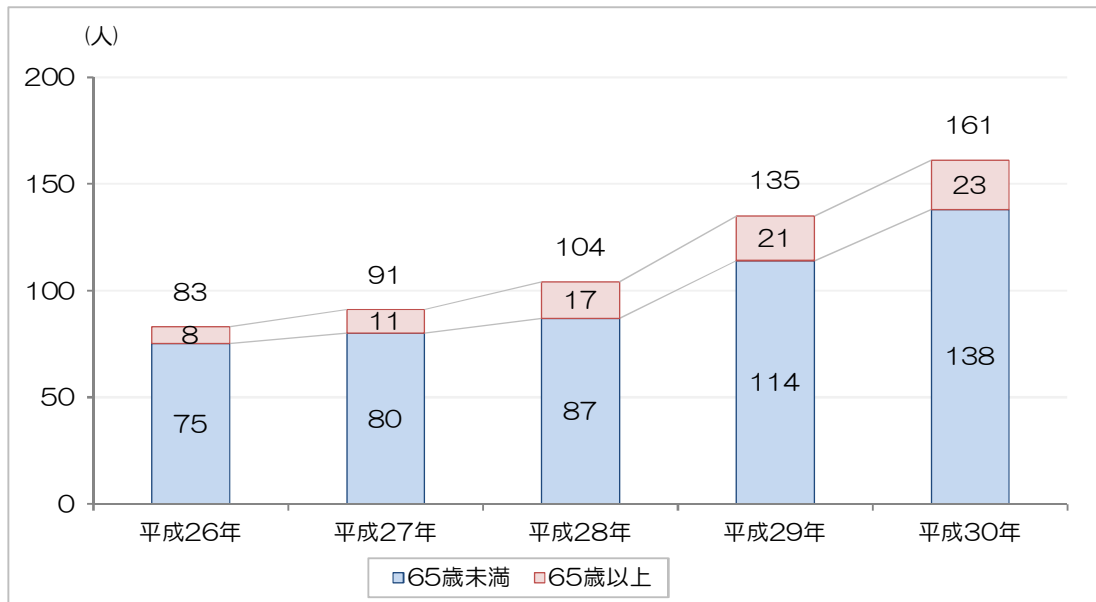
また、平成30年の等級別割合をみると、2級が54.0%と最も多くなっています。



出典：三股町福祉課資料（各年4月1日現在）

② 年齢階層別の推移

平成30年の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳未満が138人（構成割合85.7%）、65歳以上が23人（構成割合14.3%）となっており、65歳未満の構成割合が約9割となっています。



出典：三股町福祉課資料（各年4月1日現在）

2 障害者手帳所持者アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

平成30年9月から10月まで実施しました。

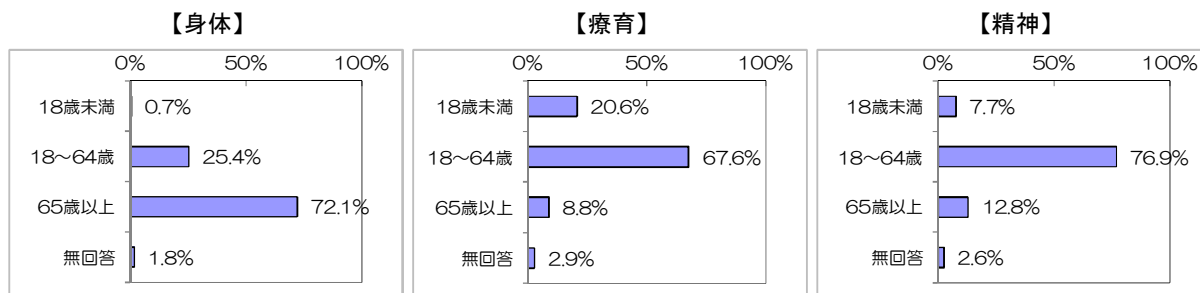
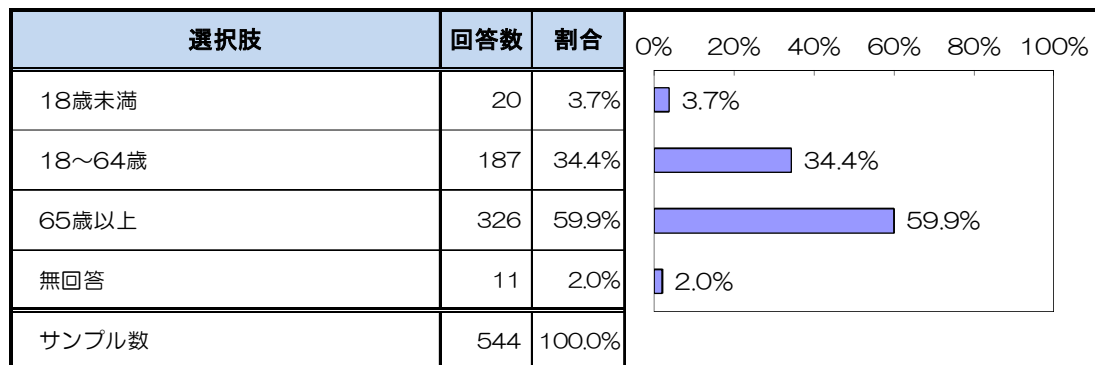
② 調査対象者及び調査方法

本町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とし、郵送による配付回収を行いました。

障がい種別	配付数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳所持者	927人	437人	47.1%
療育手帳所持者	153人	68人	44.4%
精神障害者保健福祉手帳所持者	105人	39人	37.1%
合計	1,185人	544人	45.9%

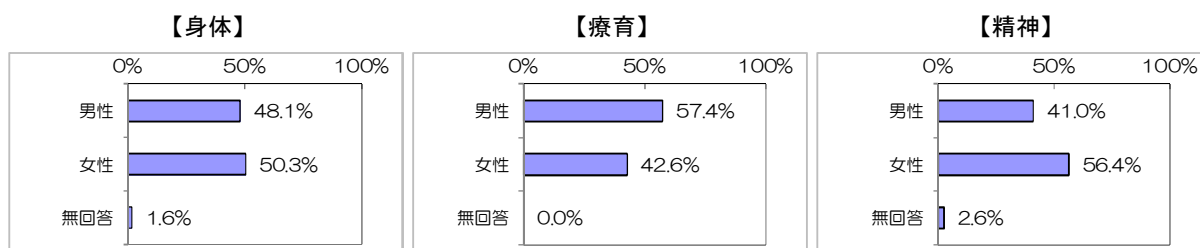
(2) 調査結果（抜粋）

① 年齢（平成30年4月1日現在）



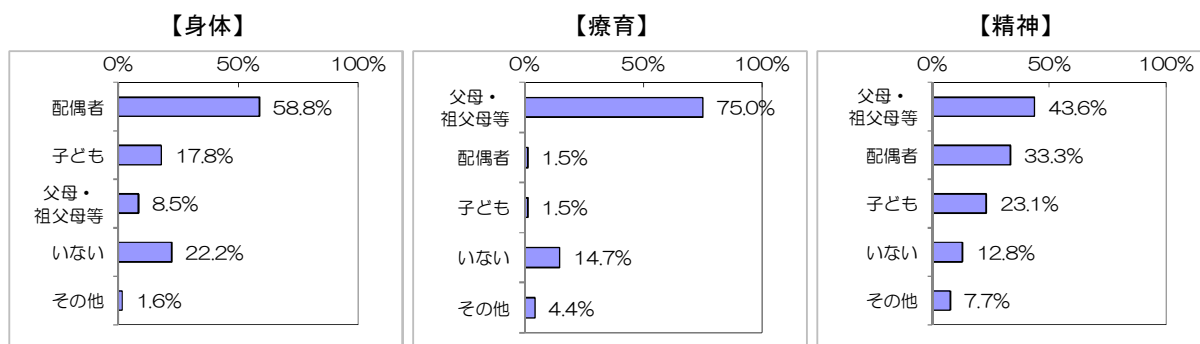
② 性別

選択肢	回答数	割合
男性	265	48.7%
女性	271	49.8%
無回答	8	1.5%
サンプル数	544	100.0%



③ 同居者（複数回答）

選択肢	回答数	割合
配偶者（夫または妻）	271	49.8%
父母・祖父母・兄弟	105	19.3%
子ども	88	16.2%
いない（一人で暮らしている）	112	20.6%
その他	13	2.4%
サンプル数	544	

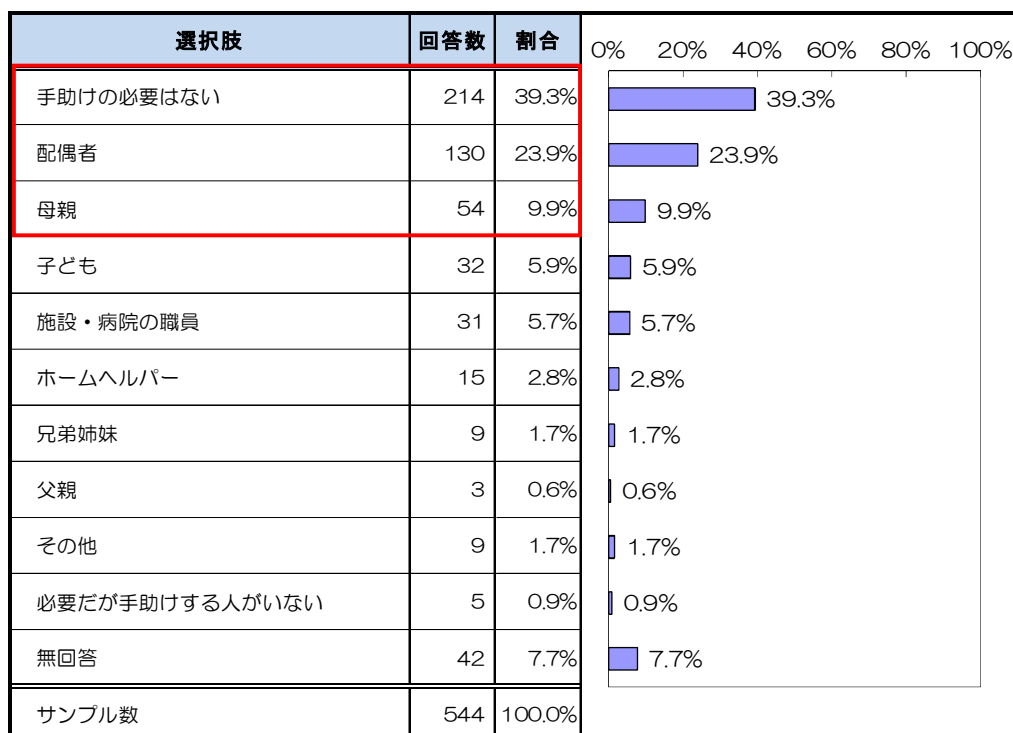


④ 介助者の状況

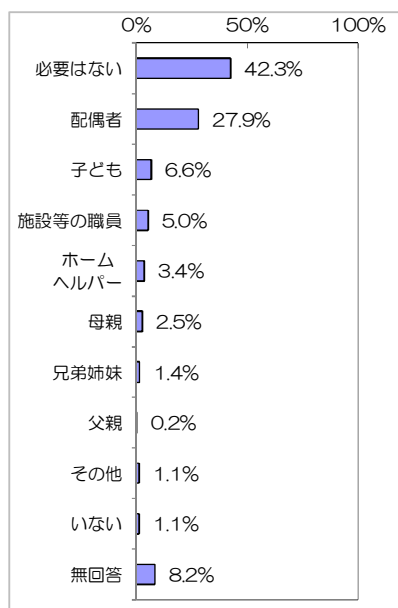
問 あなたは日常生活の手助けを主にどなたにしてもらっていますか。

「手助けの必要はない」が39.3%と最も多く、次いで、「配偶者」の23.9%、「母親」の9.9%の順となっています。

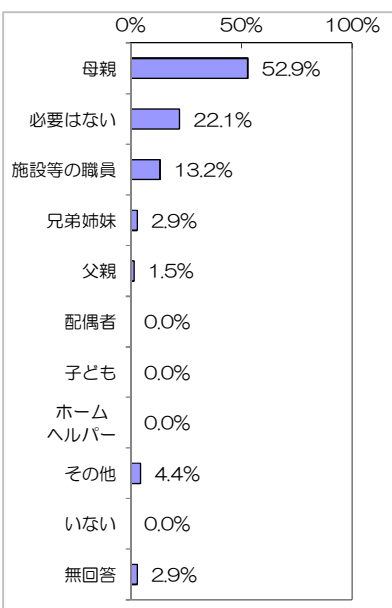
障がい種別で見ると、身体、精神は「手助けの必要はない」、療育は「母親」が最も多くなっています。



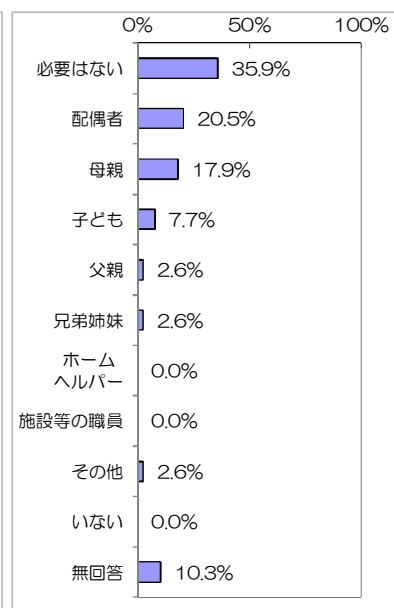
【身体】



【療育】



【精神】



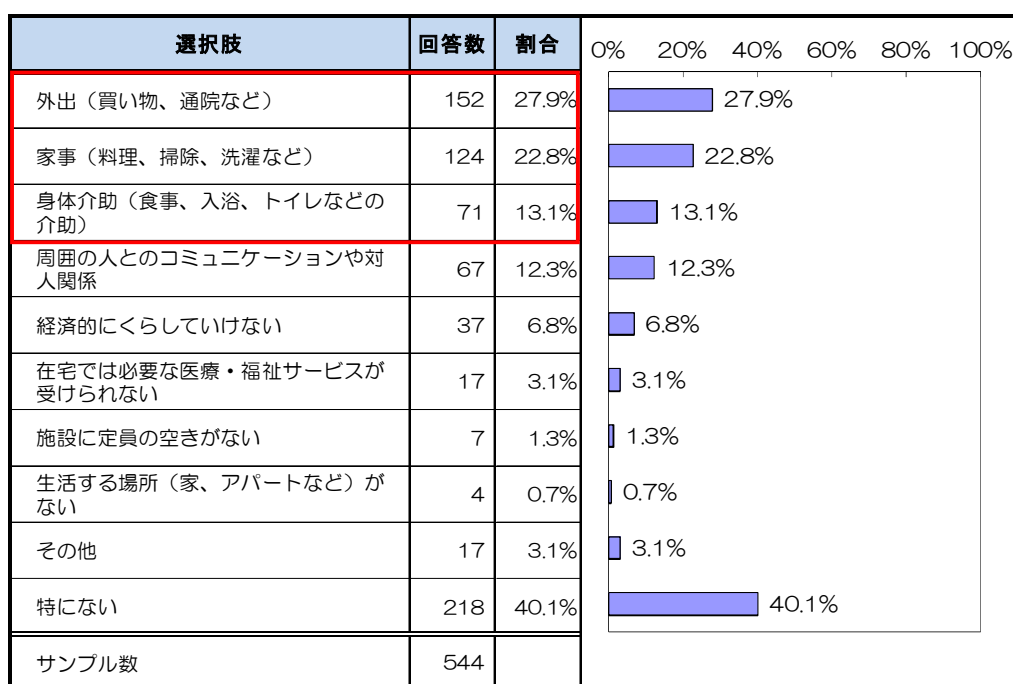
⑤ 困りごとや不安なこと

問 あなたは、現在の生活で困っていることや不安に思っていることがありますか。
(複数回答)

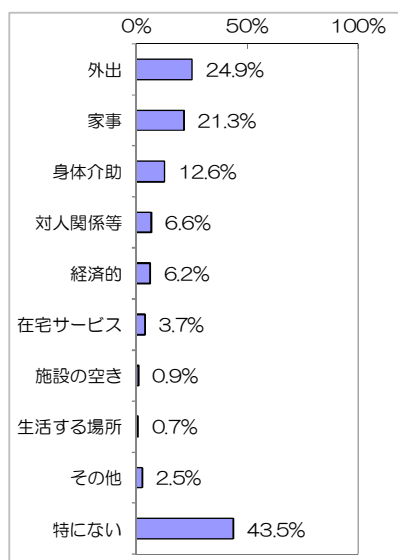
「外出」が27.9%と最も多く、次いで、「家事」の22.8%、「身体介助」の13.1%の順となっています。

障がい種別でみると、身体、療育は「外出」、精神は「対人関係」が最も多くなっています。

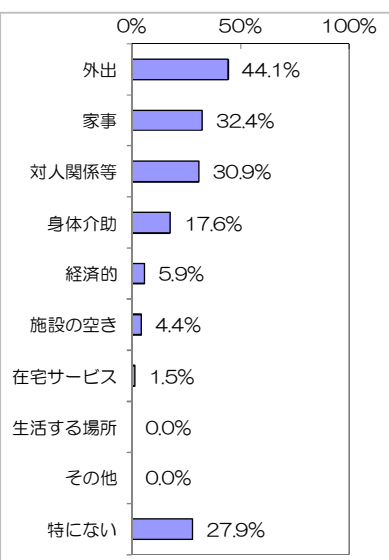
障がい者の困りごとや不安解消の対応として、信頼できる相談者の確保をはじめ、多様な相談への対応等が必要となっています。



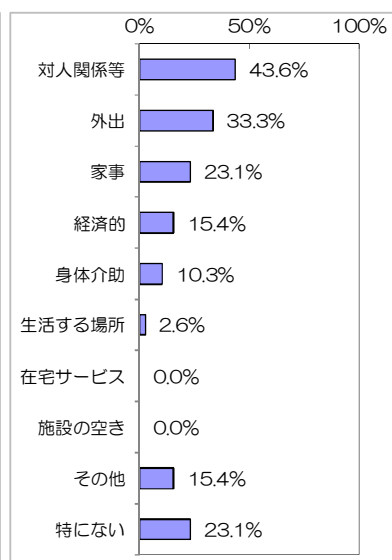
【身体】



【療育】



【精神】



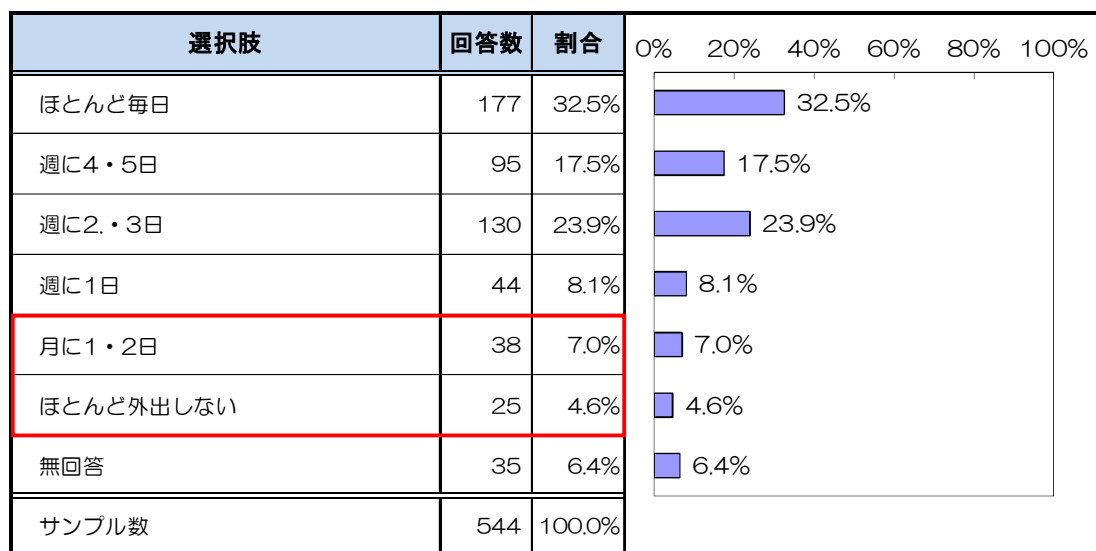
⑥ 外出の状況

問 あなたはふだん、どれくらい外出しますか。※通院・通所を含む

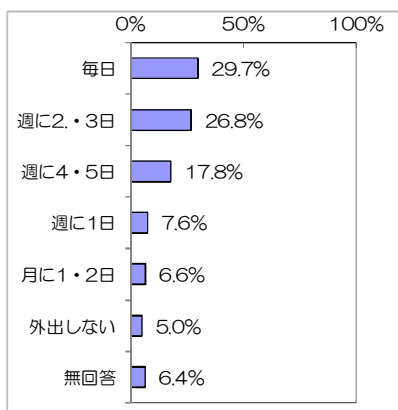
「月に1・2日」が7.0%、「ほとんど外出しない」が4.6%となっています。

障がい種別で「月に1・2日」、「ほとんど外出しない」と回答した方の割合の合計をみると、身体が11.6%、療育が10.3%、精神が12.9%となっています。

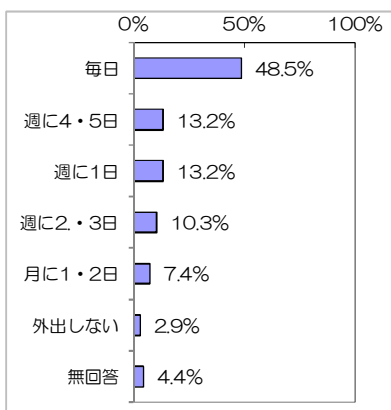
約1割の方が、「月に1・2日」、「ほとんど外出しない」と回答していることから、外出手段の確保や障がい者の社会参加促進に取り組む必要があります。



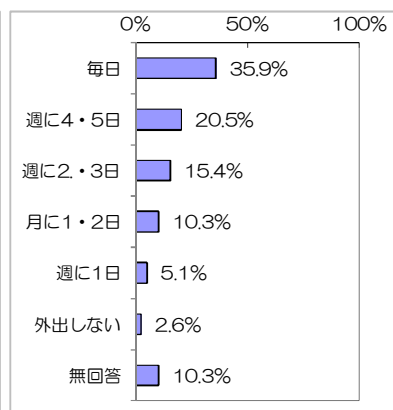
【身体】



【療育】



【精神】

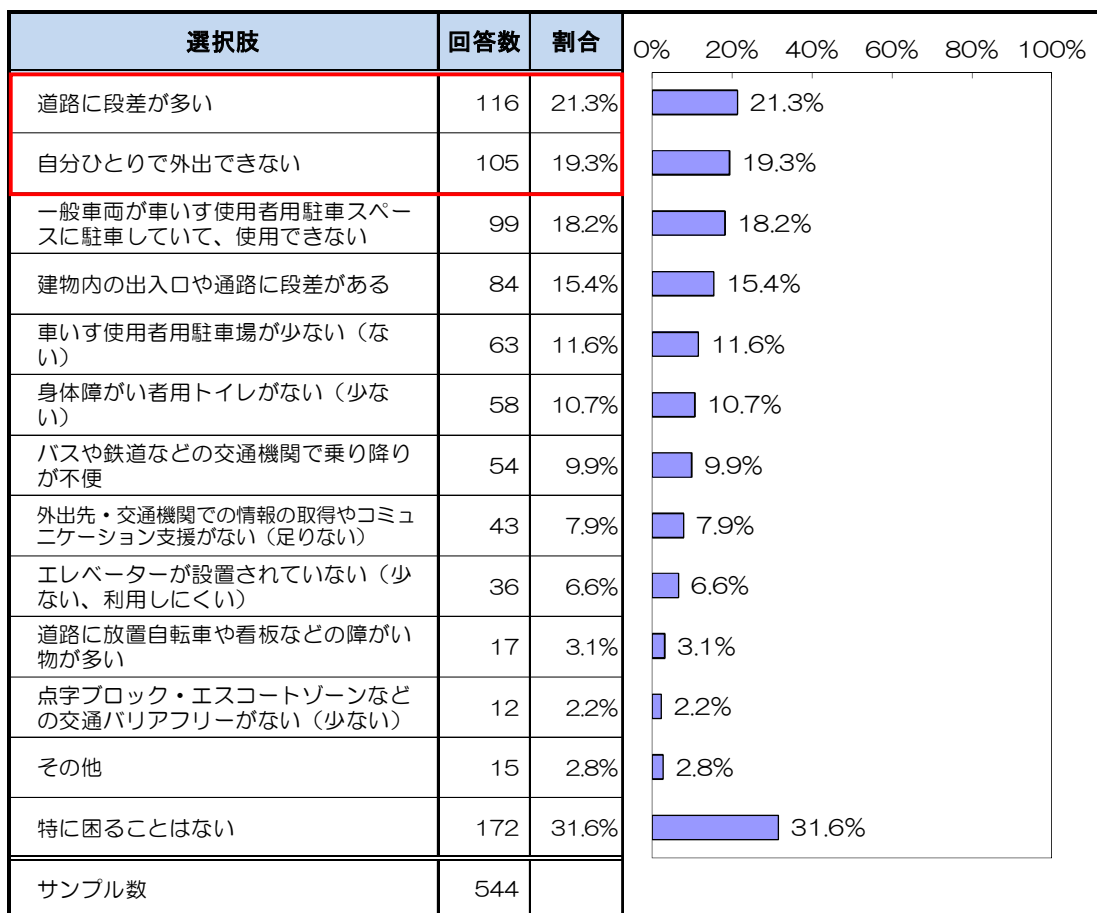


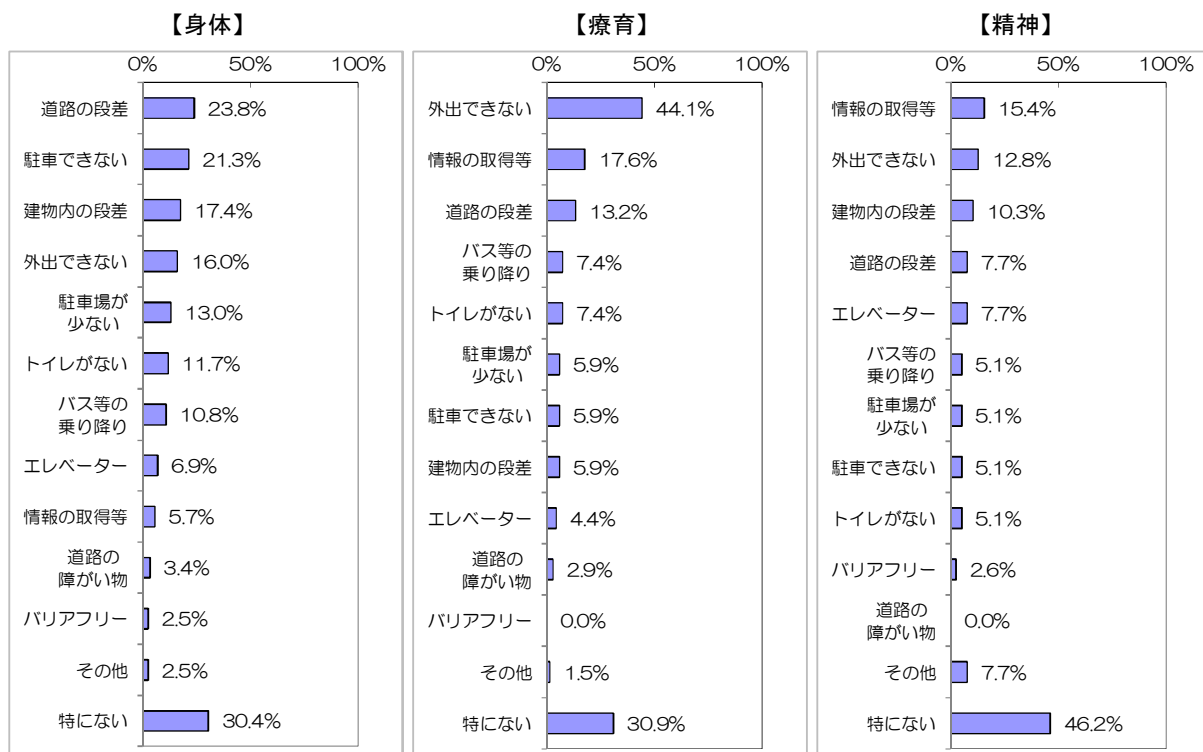
問 あなたは外出する時どんなことに困っていますか。

「道路に段差が多い」が21.3%、「自分ひとりで外出できない」が19.3%などとなっています。

障がい種別でみると、身体は「道路の段差」、療育は「ひとりで外出できない」、精神は「情報の取得等」が最も多くなっています。

障がい者の社会参加促進のためにも、外出しやすい環境整備が求められます。





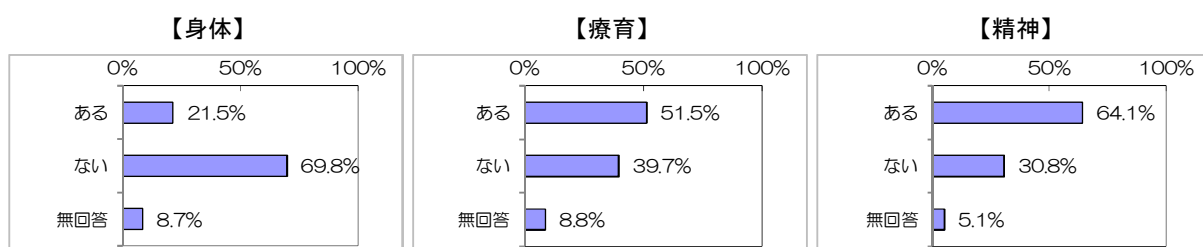
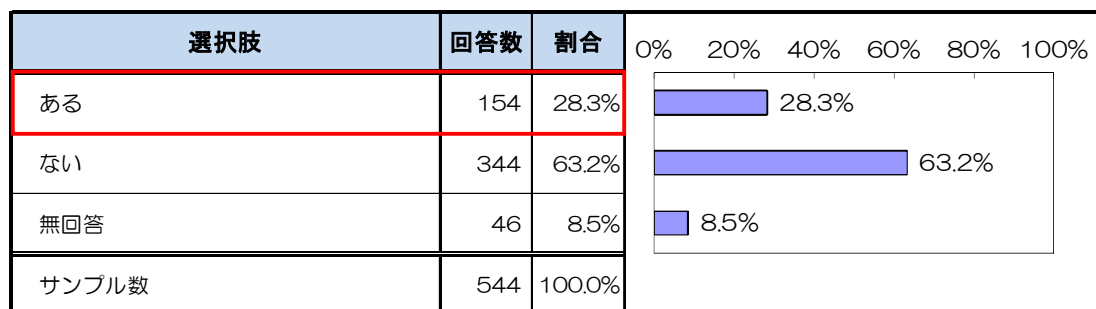
⑦ 差別の経験、本町の暮らしやすさ

問 あなたはこれまでに障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

「ある」が28.3%となっています。

障がい種別で「ある」と回答した方の割合をみると、身体が21.5%、療育が51.5%、精神が64.1%となっています。

約3割の方が障がいがあることで不当な扱いを受けたと回答していることから、あらゆる場面で町民の理解を深められるよう、啓発・広報等に取り組む必要があります。

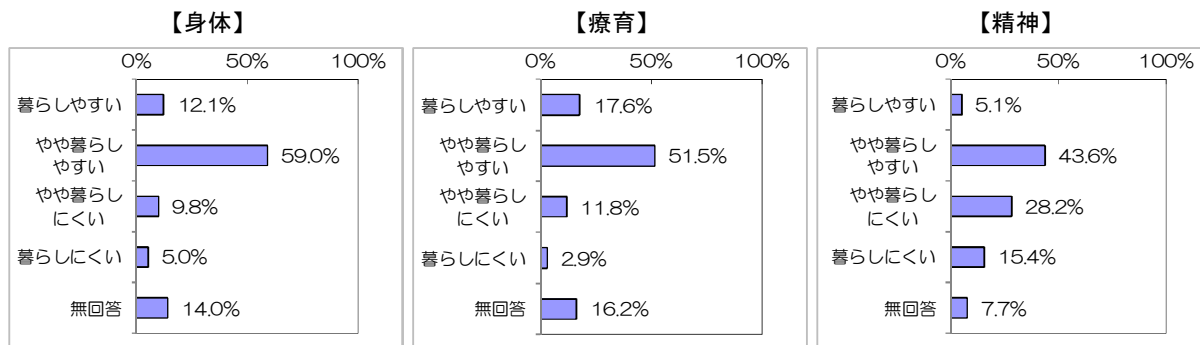
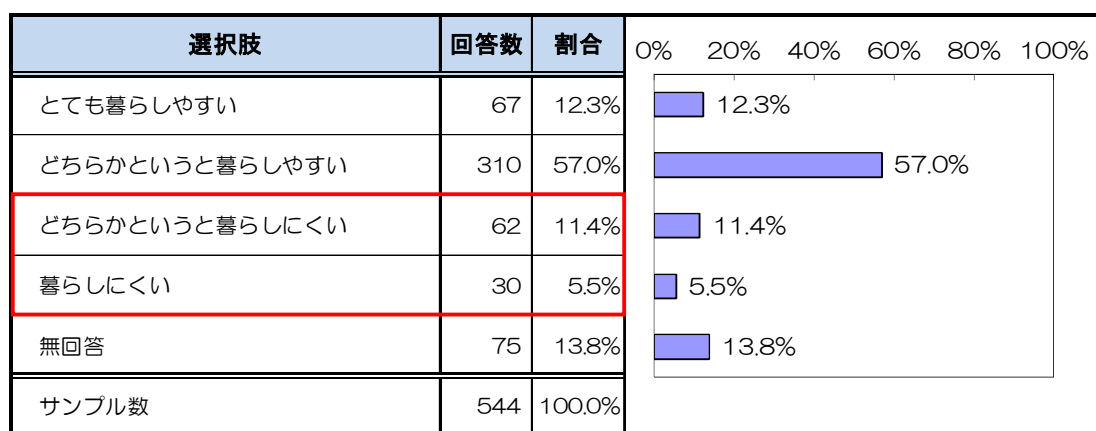


問 三股町は、障がいのある方にとって、暮らしやすいまちだと思いますか。

「暮らしにくい」が5.5%、「どちらかという暮らしにくい」が11.4%となっています。

障がい種別で「暮らしにくい」、「どちらかという暮らしにくい」と回答した方の割合の合計をみると、身体が14.8%、療育が14.7%、精神が43.6%となっています。

約2割の方が暮らしにくい（「暮らしにくい」、「どちらかという暮らしにくい」の合計）と感じており、障がい者のニーズの把握に努め、暮らしやすいまちづくりに取り組む必要があります。



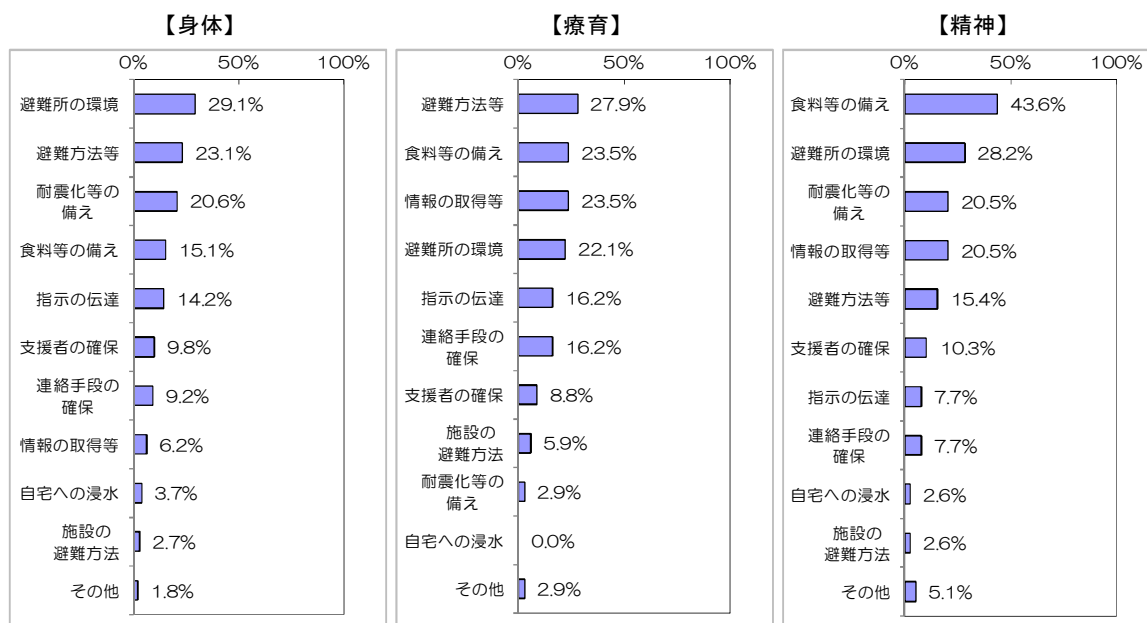
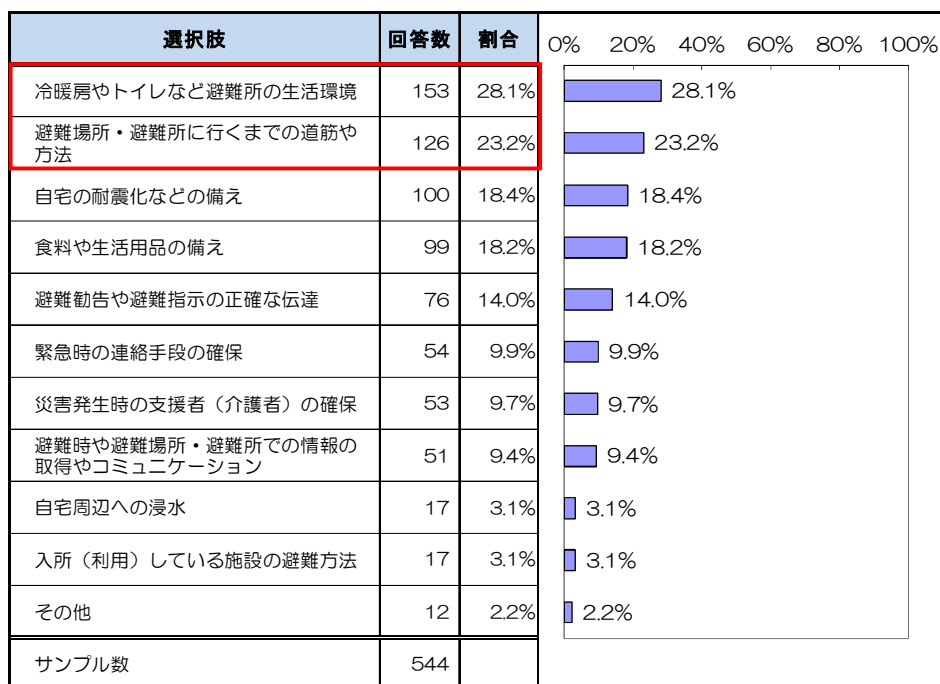
⑧ 防災対策に関して不安なこと

問 あなたが、防災対策に関して不安を感じる点は何ですか。（複数回答）

「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」が28.1%、「避難場所・避難所に行くまでの道筋や方法」が23.2%などになっています。

障がい種別でみると、身体は「避難所の環境」、療育は「避難方法等」、精神は「食料等の備え」が最も多くなっています。

災害や非常時に対応した様々な取組が必要です。



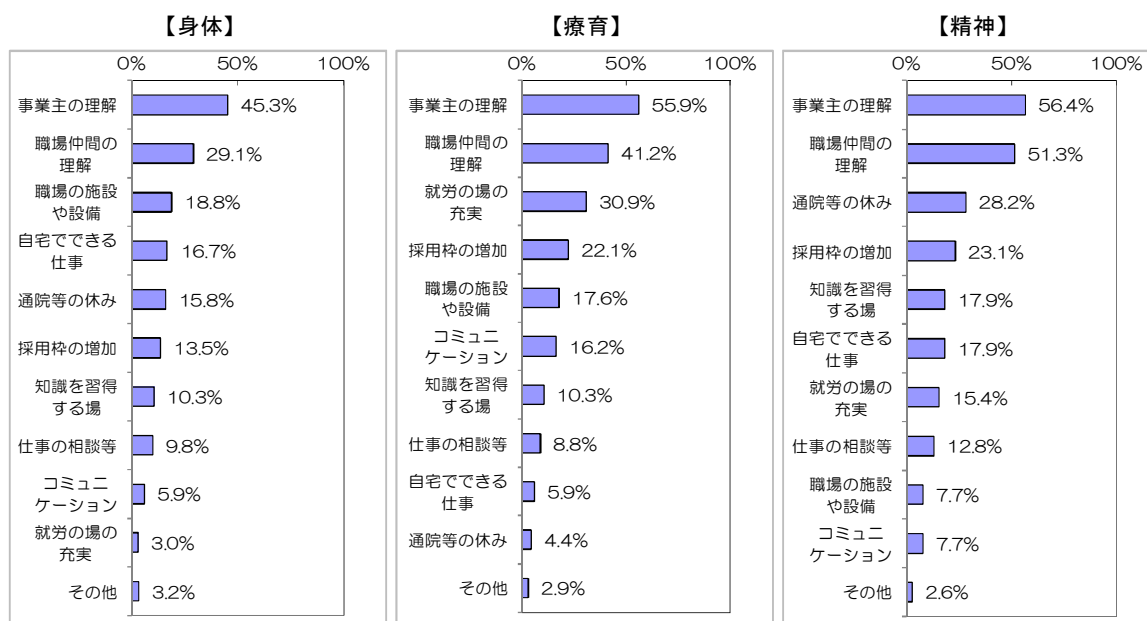
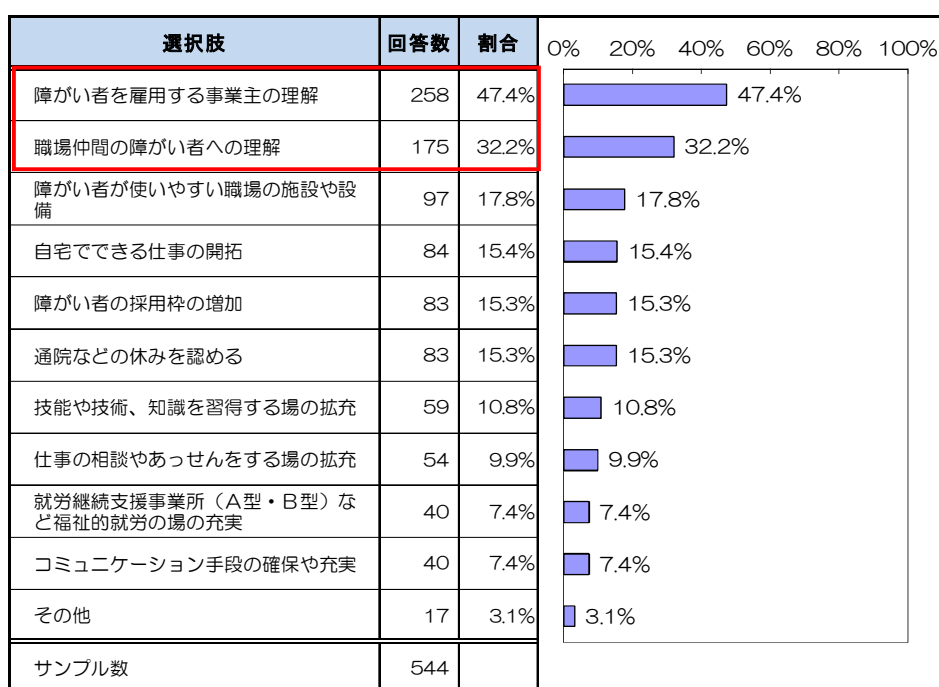
⑨ 障がい者への就労支援

問 あなたは障がい者が仕事をするために、どんな環境や条件整備が必要だと思いますか。（複数回答）

「障がい者を雇用する事業主の理解」が47.4%、「職場仲間の障がい者への理解」が32.2%などとなっています。

障がい種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「事業主の理解」が最も多くなっています。

障がい者への理解を求める回答が多くなっていることから、職場での障がい者に対する偏見等の払拭とともに、就業全般を支援する体制の構築が必要です。



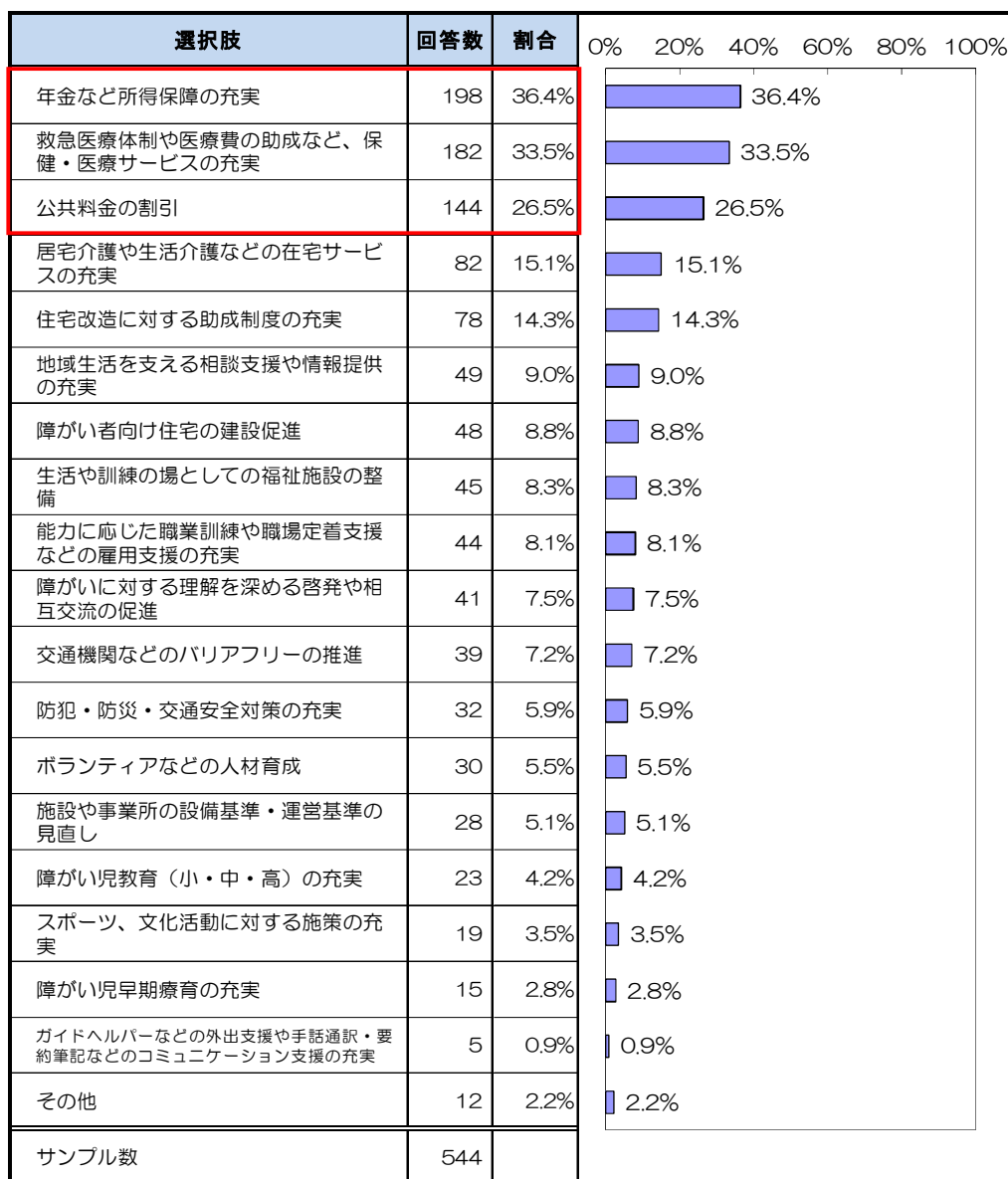
⑩ 行政に対して希望する取組

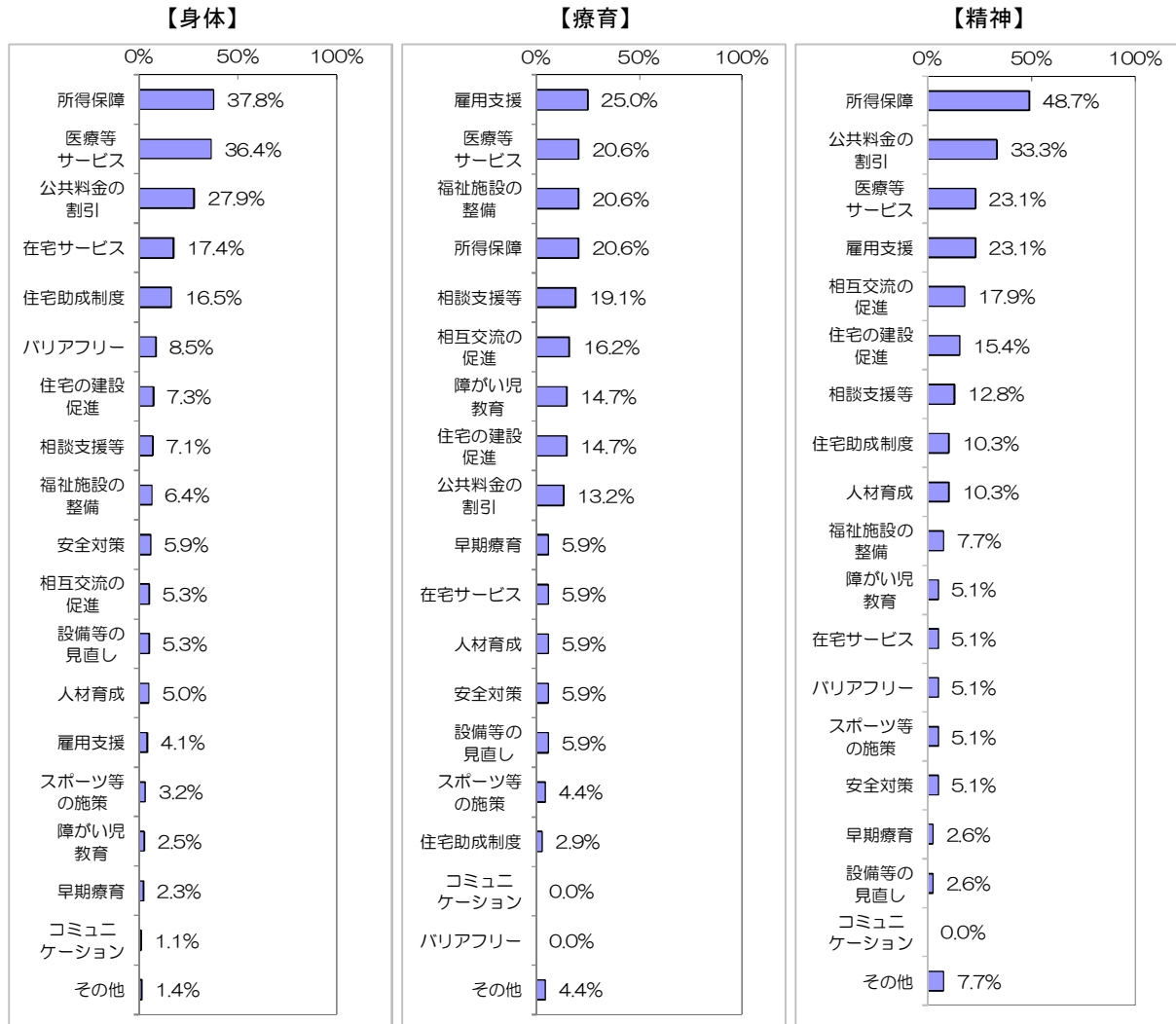
問 あなたは今後、国や県、市町村の行政にどのような取組（施策やサービス）を希望しますか。（複数回答）

「年金など所得保障の充実」が36.4%と最も多く、次いで、「救急医療体制や医療費の助成など、保健・医療サービスの充実」の33.5%、「公共料金の割引」の26.5%の順となっています。

障がい種別で見ると、身体、精神は「所得保障」、療育は「雇用支援」が最も多くなっています。

障がい者にとって暮らしやすい環境づくりを図っていくため、多様なニーズへの対応が必要です。





3 障がい福祉サービス事業所アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 調査概要

① 調査実施時期

平成30年9月から10月まで実施しました。

② 調査対象及び調査方法

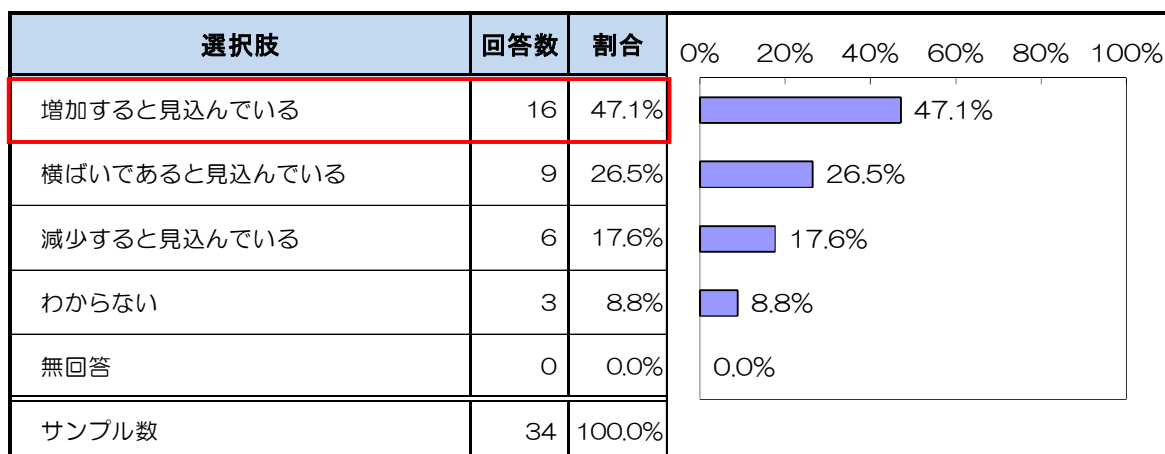
本町に在住する障がい者、障がい児が利用している障がい福祉サービス事業所を対象とし、郵送による配付回収を行いました。

配付数	有効回答数	有効回答率
59 事業所	34 事業所	57.6%

(2) 調査結果（抜粋）

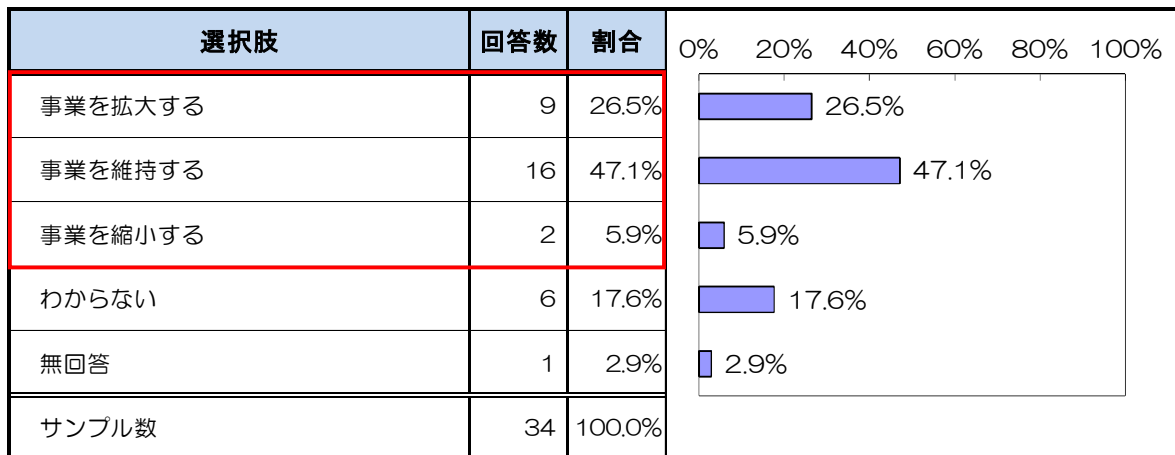
問 貴事業所では、今後障がい福祉サービス利用を希望する人数がどのように変化すると見込んでいますか。

約5割の事業所が「増加すると見込んでいる」と回答しています。



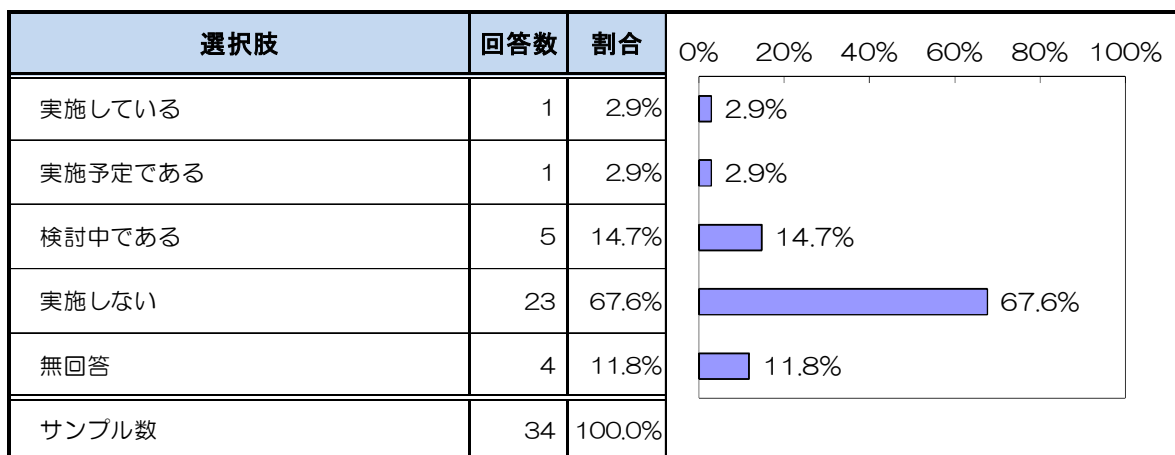
問 貴事業所では、今後の障がい福祉サービス利用動向を受けて、どのように対応する方針を持っていますか。

「事業を維持する」が47.1%、「事業を拡大する」が26.5%、「事業を縮小する」が5.9%となっています。

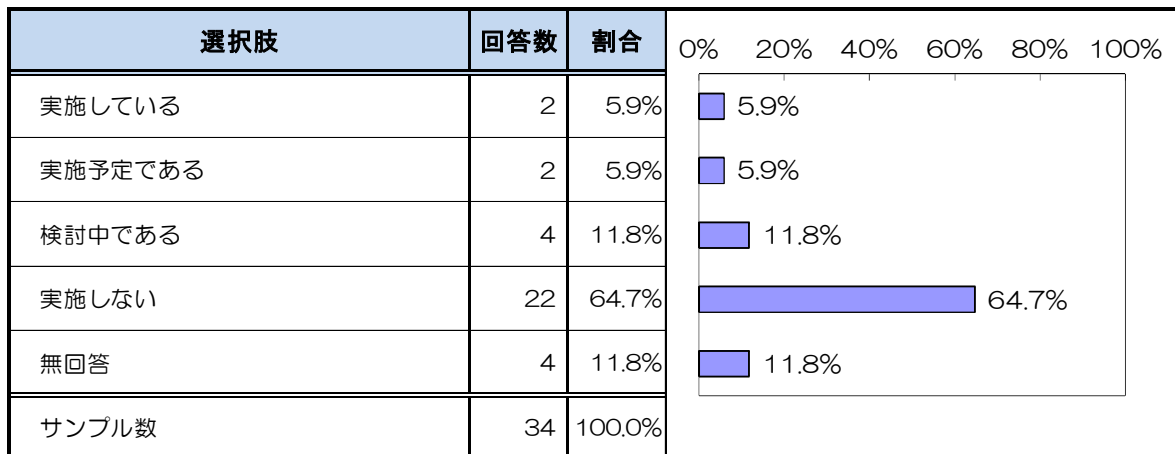


問 平成30年4月に施行された新たな障がい福祉サービスについて、実施する意向がありますか。

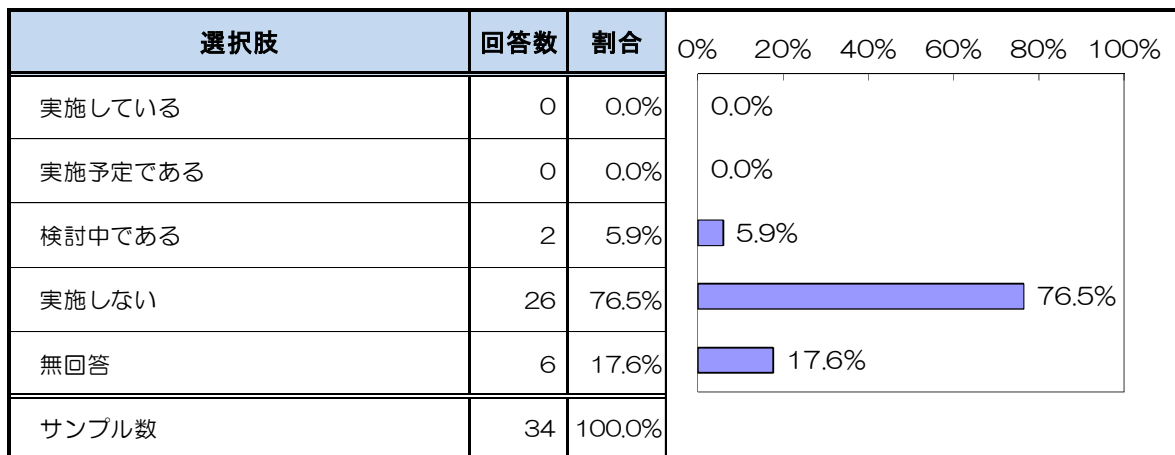
(1) 自立生活支援



(2) 就労定着支援

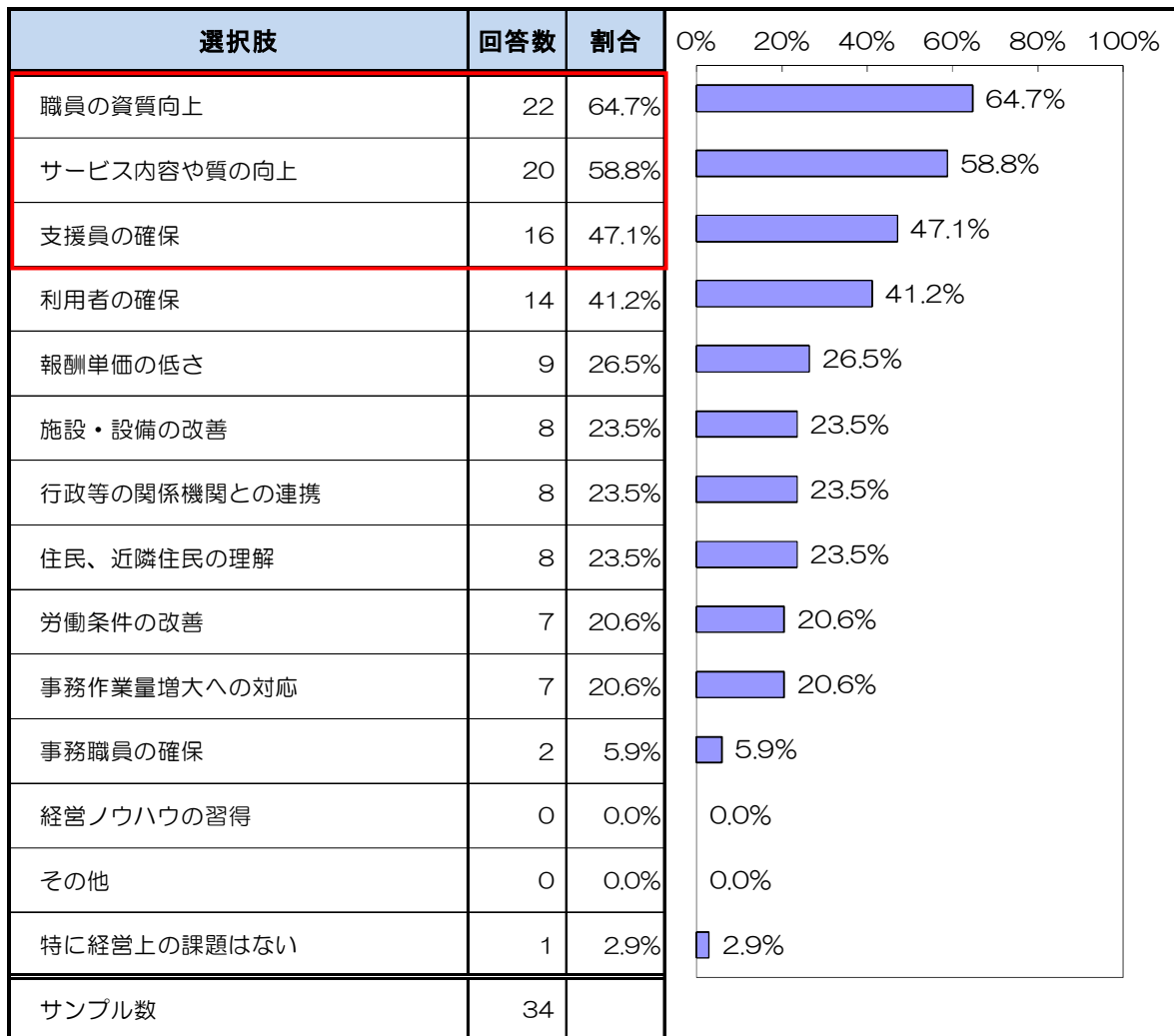


(3) 居宅訪問型児童発達支援



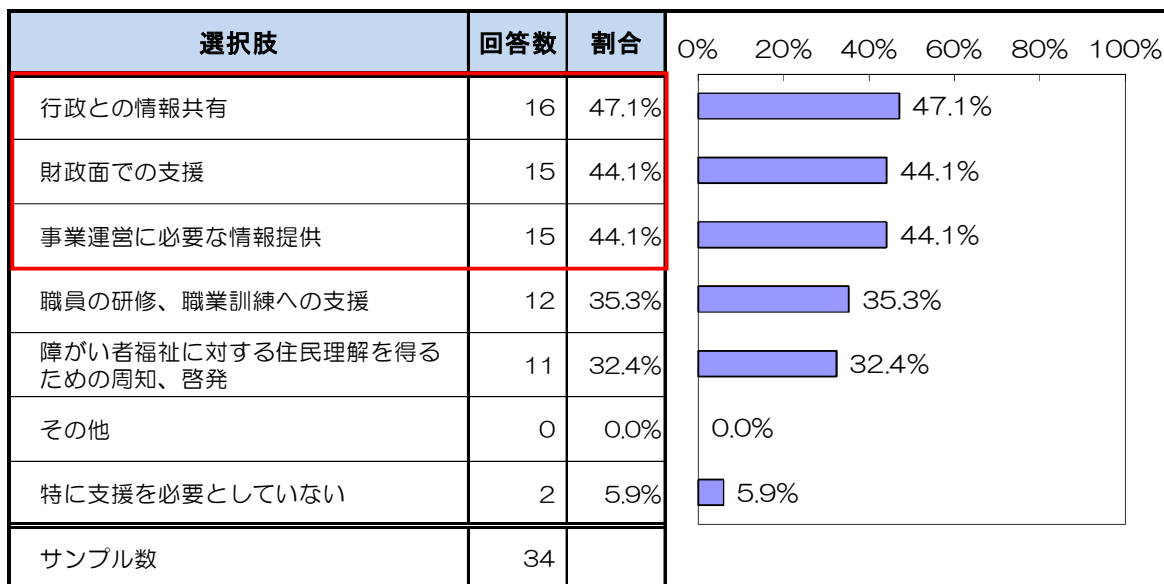
問 円滑な事業運営のために、改善したい経営上の課題は何ですか。（複数回答）

「職員の資質向上」が64.7%と最も多く、次いで、「サービス内容や質の向上」の58.8%、「支援員の確保」の47.1%の順となっています。



問 今後の事業運営にあたって、行政等の関係機関のどのような支援が必要でしょうか。（複数回答）

「行政との情報共有」が47.1%と最も多く、次いで、「財政面での支援」、「事業運営に必要な情報提供」の44.1%の順となっています。



問 障がい者と家族が地域生活を送っていくにあたっての問題点等がありましたら、自由にご記入ください。

主な意見
医療的ケアが必要な障がい者や障がい児について、医師が常駐しているような通所施設が少なく看護師の確保も難しい状況がある。また、介護者の負担軽減のため、短期入所等のサービスを利用したくても、近くに利用できる医療機関や医師が常駐している施設がない。
障がい者本人だけでなく、家族へのサポートや相談体制の充実が必要。
障がい児を持つ保護者が高齢化のため、障がい福祉サービスの利用手続きが出来ず、在宅で介護している状況もある。
障がい者、障がい児に対する地域の理解が必要。
学校や保育所等での受け入れ体制の充実。
精神障がい者が地域域移行するための住居の確保。
親亡き後のことを心配される方々が多い。
障がい者用のトイレが少ない。また、障がい者用の駐車場が利用出来ないことがある。
地域生活支援拠点の整備が必要。

問 貴事業所で行っている福祉サービス等に関連して、利用者本人やご家族から要望等を聞かれたことがあれば、その内容についてご記入ください。

主な意見
買物支援や病院への通院のための移動支援。
グループホームや短期入所施設の増床。
誰に相談をすれば良いのか分からないとの意見が複数あった。

問 貴事業所から見て、障がい者の就労を促進するために、今、特に求められているものは何だと思えますか。また、どのようにしたら良いと思えますか。

主な意見
福祉的な就労であれば可能であっても、一般の企業での就労となると企業側の受け入れ体制や障がい特性の理解が必要。
制度ばかりが先行し、企業の障がいに対する理解が促進されていない様を感じる。企業や共に働く社員を対象とした障がいの理解のための研修会やジョブコーチ、就労定着支援などの障がい福祉サービス活用などの推進が必要。
就労先の障がいに対する理解や通勤手段の確保。
企業側からの就労情報の発信。
ハローワーク、行政、社会福祉協議会等が連携し、幅広い就労の場の提供が望まれる。

問 障がい者施策に関するご意見やご要望がありましたらご記入ください。

主な意見
同じ障がいを持った方が集える機会がもっと多くあれば、当事者同士での情報交換できると思う。
障がい施策の内容について、分かりやすく地域に伝わると良い。
自立支援協議会や地域生活支援拠点の整備など都城市と連携して推進していけば、圏域として障がい福祉のより良い発展につながるのではないかと。
障がいの理解のための交流機会の拡充が必要。

第3章 基本理念等

1 基本理念

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの選択により意思決定ができ、社会参加が促進されるよう、施策の充実を図っていくことが必要です。また、障がい者を取り巻く物理的な障壁や、障がい者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁等の社会的障壁を取り除き、誰もが地域で安心して生活できる環境の整備が求められます。

本町に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介助や支援が必要になっても一人一人が尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進するため、以下の基本理念を定めます。

【基本理念】

安心して地域で自立した生活ができるまち みまた

2 基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す7つの基本的視点の下に施策の展開を図ります。

【基本的視点】

- (1) 障がいを理由とする差別の禁止
- (2) 地域社会における共生等
- (3) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (4) 当事者本位の総合的な支援
- (5) 障がい特性等に配慮した支援
- (6) アクセシビリティ^{*}の向上
- (7) 総合的かつ計画的な取組の推進

(1) 障がい理由とする差別の禁止

障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、障がい者団体等との連携を図りながら、町民や事業者・事業主の理解の下、障がい理由とする差別の解消を図ります。

(2) 地域社会における共生等

すべての障がい者は、障がいのない人と平等に、基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。このことを前提に、町民一人一人が障がいについて理解を深めることを推進するとともに、障がい者施策の実施を図ります。

(3) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、障がい者の意思決定を支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(4) 当事者本位の総合的な支援

障がい者がライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野と連携を図り、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

(5) 障がい特性等に配慮した支援

性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、施策を実施します。

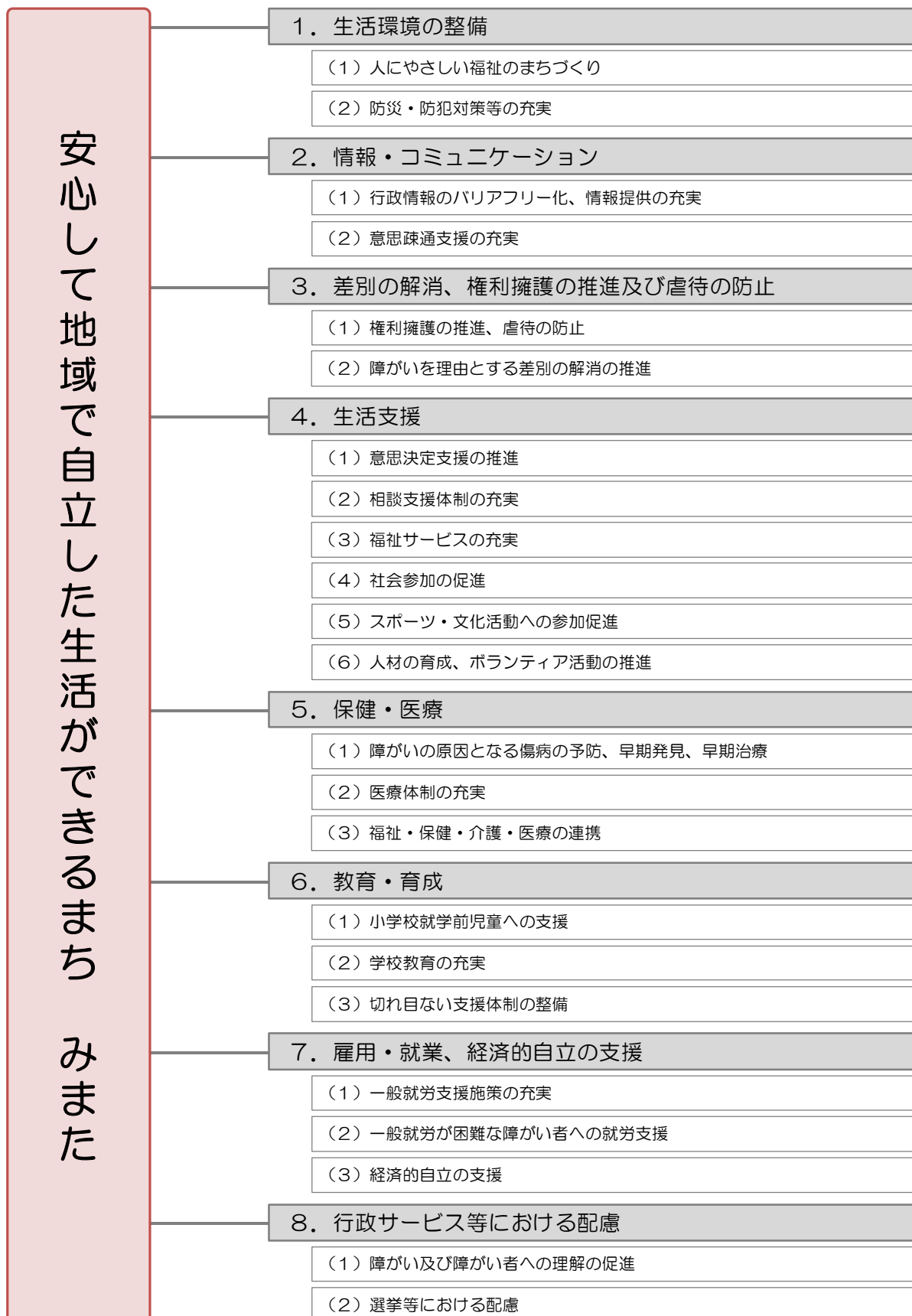
(6) アクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるよう、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を進め、アクセシビリティの向上を図ります。

(7) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な連携及び役割分担の下、障がい者施策を実施します。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

1 生活環境の整備

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障がい者が安心して生活できる公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を推進します。

また、町民一人一人が障がいや障がい者に対する正しい理解や認識、関心を深めていけるよう、啓発・広報活動を推進します。

(1) 人にやさしい福祉のまちづくり

広報による障がいに関する情報提供やイベント等の機会における啓発等を行い、町民の理解促進を図るとともに、学校や関係機関の教育活動を通じた障がいや障がい者に対する理解を深める人権・福祉教育を推進します。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備を推進するとともに、地域生活移行や保護者の高齢化等を見据え、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、居住場所の確保に努めます。

① 広報・啓発活動の充実

広報紙、町ホームページ等の活用や民生委員・児童委員、障がい者団体等と連携した広報活動により、町民の理解を深めるための啓発活動に努めます。啓発活動については、障害者週間（毎年12月3日から12月9日まで）、精神保健福祉普及運動期間（毎年10月下旬の1週間）、世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）、発達障害啓発週間（毎年4月2日から4月8日まで）、障害者雇用支援月間（毎年9月）などの機会を捉えた実施に努めます。

また、人権に関する学習機会の提供や、人権擁護委員との連携による人権週間期間（毎年12月4日から12月10日まで）中の街頭啓発活動など、障がいへの理解を深めるための啓発活動を実施します。

② 発達障がいへの理解の促進

発達障がいのある子どもの特性を理解し、特性に応じた適切な支援・早期療育につながるよう、広報紙やパンフレット等を通じて情報提供を行い、発達障がいに対する理解促進を図ります。

③ 学校における福祉教育の推進

社会福祉協議会と学校とが連携し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。
また、総合的な学習の時間等の中で、発達段階に応じた福祉教育を推進します。

④ 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発

精神保健福祉についての知識・理解を深めるために、関係機関と連携して交流会等を開催するとともに広報紙等による啓発活動に努めます。

⑤ 公園、道路等のバリアフリー化の推進

公園、道路等の改修や整備時においては、障がい者に配慮したものとなるよう、バリアフリー化に努めるとともに、誰でも利用しやすい公園や道路の改修、整備を行い、利便性・安全性の向上に努めます。

⑥ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

路線バス等の公共交通機関について、障がい者が利用しやすいように利便性・安全性の向上の推進に努めます。

⑦ 公共施設のバリアフリー化の推進

公共施設の整備時においては、宮崎県が制定している「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化に努めます。

⑧ 居住の確保

障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、三股町障害者住宅改造助成事業に基づく住宅改修に要する費用の助成を継続するとともに、グループホームの開設に対して支援します。

(2) 防災・防犯対策等の充実

障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を推進します。

① 防災情報の提供体制の整備

防災に関する情報を障がい者に的確に伝えるため、自主防災組織との連携を図り、情報を直接伝達できる体制を整備します。

② 避難行動要支援体制の充実

災害等の緊急時に安否確認や避難支援が適切に行えるよう、避難行動要支援者の更新と情報共有を図り、体制の充実に努めます。

③ 災害時における医療機関との連携

医師会や消防署、警察等の関係機関と連携を図り、地域における災害時の医療体制を確保します。

④ 障がい者に配慮した避難所の整備

福祉避難所の周知を図るとともに、避難所において、間仕切り等のプライバシーを保護できる資機材の確保に努めます。

また、特別な配慮を必要とする人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の確保と関係機関との連携に努めます。

⑤ 防犯対策の啓発、防犯活動

関係機関、防犯団体との情報共有・連携強化を図るとともに、地域における防犯に対する意識を高め、防犯活動の推進に努めます。

⑥ 防災対策の啓発

町内の各自治公民館等において防災についての啓発を行い、地域住民が平時からお互いに協力し自助・共助を目的とする自主防災組織の充実に努めます。

⑦ 消費者トラブルの防止と支援

消費者トラブルの情報や防止策等の情報周知に努め、消費者としての利益を守れるよう消費生活に関する相談体制等の充実に努めます。

【生活環境の整備 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
理解促進研修・啓発事業 [*] の実施	未実施	実施	福祉課
精神障がいにも対応した保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	未設置	設置	福祉課
共同生活援助 [*] の1か月当たり利用人数	22人	増加	福祉課
自立生活援助 [*] の1か月当たり利用人数	0人	増加	福祉課
外出の時、道路に段差が多くて困っていると回答した方の割合	21.3%	減少	手帳所持者調査

2 情報・コミュニケーション

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

（1）行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示を行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

① 情報提供体制の充実

広報紙、町ホームページ等の活用により、障がい者や介助者等に対し、福祉サービスの制度・内容等について、わかりやすい情報提供ができる体制の充実に努めます。

② 行政情報のバリアフリー化

本町では、視覚障がい者等に対して、町の広報を音訳して届ける「点字・声の広報等発行事業」を実施し行政情報のバリアフリー化を図っています。今後も継続実施するとともに、様々な障がい特性に対応したバリアフリー化の充実に努めます。

（2）意思疎通支援の充実

聴覚障がい者のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者[※]・要約筆記者[※]の確保に努めます。また、障がい者が必要な支援や配慮を受けられるよう、障がい者に関するマークの周知を図ります。

① 手話通訳者・要約筆記者等の確保

手話通訳者派遣事業について、制度の周知等を図るとともに、講座等を開催し、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。

② 障がい者に関するマーク等の周知

意思疎通に困難がある等、外見では分かりにくい障がい者が、必要な支援や配慮を受けられるよう、絵記号や障がい者に関するマーク等の周知を図ります。

【情報・コミュニケーション 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業※年間延べ利用人数	5人	増加	福祉課
手話通訳者設置事業の実施箇所	0か所	1か所以上	福祉課
点字・声の広報等発行事業	実施	実施	福祉課

3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、「障害者虐待防止法※」に基づく障がい者への虐待防止等、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

障がい者の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護や成年後見制度を推進します。また、障がい者への虐待の未然防止や早期発見等の取組を一層推進します。

① 権利擁護の推進

障がい等の理由で判断能力やコミュニケーションが不十分な人が、住み慣れた地域で安心した生活を続けるために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理の支援、相談等を行う成年後見制度の推進に努めます。

② 虐待防止に向けた取組の充実

相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。

また、児童については、要保護児童等対策地域協議会における研修の実施と、関係機関との連携を強化した支援体制づくりを推進します。

(2) 障がい理由とする差別の解消の推進

日常生活及び社会生活全般に係る分野における差別の禁止や合理的配慮の提供に向け、「障害者差別解消法」の内容について周知・啓発を行います。また、障がい者及びその家族からの障がい理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう、必要な体制の整備を図ります。

① 障害者差別解消法の周知

広く町民に対して「障害者差別解消法」の趣旨・目的等の周知及び啓発を行い、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

② 差別に関する連携体制の充実

障がい者に対する差別やその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等の連携体制の充実を図ります。

【差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
障がいがあることで不当な扱い等を受けたことがあると回答した方の割合	28.3%	減少	手帳所持者調査
三股町は障がい者にとって暮らしにくいと回答した方の割合	16.9%	減少	手帳所持者調査
成年後見制度利用支援事業※年間実利用人数	1人	増加	福祉課 高齢者支援課
成年後見制度法人後見支援事業※の実施	未実施	実施	福祉課 高齢者支援課

4 生活支援

障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人一人の障がい者のニーズ・実態に応じた相談支援体制及び障がい福祉サービス等の量的・質的充実を図ります。

また、障がい者が安心して自由に意思表示ができるように支援します。

(1) 意思決定支援の推進

平成29年3月に国から示された「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン※」を踏まえ、障がい者の意思決定支援のより一層の充実を図ります。

① 意思決定のための支援

障がい者の意思確認ができるよう、あらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示ができるように支援します。

また、意思決定支援推進のため、家族や事業者等との連携強化を図ります。

② 意思決定支援体制の促進

自己決定や意思決定が困難な障がい者を支援するため、関係者間で、本人の日常生活や福祉サービスでの表情、感情、行動に関する記録等の情報に加え、これまでの生活史、人間関係等の様々な情報を共有し、本人の意思及び選考を推定する体制の促進を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

障がい者の様々な相談に対応できるよう、専門機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員等の協力により、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

① 障害者基幹相談支援センターによる相談体制の充実

障がいに関する総合的窓口である障害者基幹相談支援センターの相談体制の充実を図ります。また、円滑な相談支援を実施するため、保健所や町内の障がい者に関する相談機関との連携強化を図ります。

② 身近な相談員による相談体制の充実

地域における身近な相談者である民生委員・児童委員等の相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。

(3) 福祉サービスの充実

障がい者の地域生活・在宅生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス等の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

① 訪問系サービスの充実

障がい者が、その適性に応じて、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、重度訪問介護等のサービスにより介護や家事援助等の支援を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

障がい者の状況に応じて、主に日中において通所等による生活介護や自立訓練等のサービスを提供します。

③ 居住系サービスの充実

障がい者が、主に夜間において施設や共同生活を行う住居に必要な援助を提供します。

④ 地域生活支援事業の推進

障がい者が、その有する能力と適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業等を実施し、障がい者や介助者の地域生活を支援します。

⑤ 家族介護者への支援

短期入所サービスや日中一時支援事業等の周知を図り、障がい者を介護している家族の負担軽減に努めます。

⑥ 福祉サービスの質の向上

利用者本位のサービスが提供され、障がい福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。

(4) 社会参加の促進

障がい者が「生きがい」や「やりがい」を感じて暮らすことができるよう、関係機関と連携し、地域交流や地域行事への参加の促進を図ります。

① 地域交流の促進

障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、関係機関と連携し地域交流を促進します。

② 地域行事への参加促進

障がい者がより参加しやすいイベント内容を計画し、出展のスペースの確保等に努め、参加の促進を図ります。

(5) スポーツ・文化活動への参加促進

潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動等への参加を促進し、障がい者の地域の中での生きがいづくりを支援します。

① スポーツ活動の参加機会の充実

宮崎県障がい者スポーツ大会への参加を支援するとともに、障がい者のスポーツニーズに対応するため、関係機関と連携し、障がい者スポーツ大会の開催等を支援します。

② 文化活動の参加機会の充実

障がい者が、文化・芸術活動に参加しやすくなるように関係団体等と連携し、要約筆記者等による支援を行いながら教室や講座の開催に努めます。

また、図書館においては、大活字本を揃えるなど、障がい特性に応じた対応に努めます。

(6) 人材の育成、ボランティア活動の推進

サービス等の担い手である福祉に関わるマンパワーの確保と活用、障がい者団体・ボランティア団体の活動支援を行い、障がい者の多様化するニーズに対応します。

① ホームヘルパー等の確保

ホームヘルパー等の障がい者福祉に携わる人材の確保と資質向上のために、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。

② ボランティア活動への参加の促進

関係機関と連携し、ボランティアの養成及びボランティア団体の機能強化を図り、ボランティア活動への参加の促進に努めます。

③ ボランティアに関する情報提供の充実

ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、福祉教育の支援等を行い、講座等の情報提供の充実に努めます。

【生活支援 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
地域生活支援拠点 [※] 等の整備	未設置	圏域で 1か所	福祉課
福祉施設入所者の地域移行人数	0人	1人以上	福祉課
地域移行支援 [※] の1か月当たり利用人数	0人	3人以上	福祉課
地域定着支援 [※] の1か月当たり利用人数	0人	3人以上	福祉課
自発的活動支援事業 [※] のボランティア活動延べ参加人数	151人 (H29年度)	増加	福祉課
日中一時支援事業 [※] 年間延べ利用人数	88人 (H29年度)	200人以上	福祉課

5 保健・医療

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病を予防するとともに、疾病を早期に発見して適切な治療を行うなど、障がい者がきめ細やかな保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを推進します。

(1) 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療

障がいの早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期まで、すべてのライフステージに応じた健康に関する取組を進めます。

① 小学校就学前における支援体制の充実

乳幼児健診等を通して、療育の必要な児童を早期に療育につなげられるよう、定期健診の受診率の向上に努めます。

また、児童発達支援事業所及び保育所等の関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行います。

② 各種検（健）診等の実施

障がいの原因となる疾病等の予防や病気の早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種検（健）診等を実施します。

また、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。

③ 精神保健対策の充実

障がいの状況に応じて、心の健康づくり等の幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。

また、医療が必要な場合は、医療機関等と連携を図ります。

(2) 医療体制の充実

障がい者が、身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関と連携を図り、医療体制の充実を図ります。

① 歯科治療に関する情報提供

障がい者が安心して歯の治療を受けられるよう、関係機関等と連携し、専門の歯科医等の情報提供を図ります。

② 救急医療体制の充実

疾病等による障がい発生の予防・軽減のため、医師会や関係機関等と連携し、救急医療体制の充実を図ります。

(3) 福祉・保健・介護・医療の連携

地域社会において障がい者が安心して生活を送るため、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。また、福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するよう、計画相談の質の向上を図ります。

① 関係機関等との連携強化

地域社会において障がい者が、安心して生活を送れるよう、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。

② 計画相談の質の向上

福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するため、障がい者を対象とする計画相談（ケアマネジメント）の質の向上を図ります。

③ 医療的ニーズへの対応

医療的ニーズの高い障がい者や障がい児のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

【保健・医療 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
医療的ニーズに対応するための協議の場の設置	未設置	圏域で 1か所	福祉課
医療的ケア児支援の調整を行うコーディネーターの配置人数	0人	1人	福祉課

6 教育・育成

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢、能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない子どもと共に受けることができる仕組み（インクルーシブ教育^{*}システム）の構築を目指し、障がいのある子どもの保育・教育の充実を図ります。

(1) 小学校就学前児童への支援

障がいのある子どもが、身近な地域で保育等を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、保育の充実を図ります。

① 保育士等への研修の実施

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限引き出せるよう、研修等を行い、保育士等の専門的な知識の習得と資質向上を図ります。

② 発達障がい児への支援

保育所等と県や町の関係機関との連携を図り、発達障がいの早期発見、早期支援に努めます。

③ 多様な教育・保育サービスの充実

個々の状況にあった支援ができるよう、受け入れ施設のバリアフリー化や保育士等の特別支援保育に係る質の向上を図り、柔軟な受け入れ体制の整備に努めます。

④ 相談支援体制の充実

保育士、保健師等が身近な支援者として相談支援を行い、療育施設や医療機関等と連携を図ります。

また、小学校就学前の子どもの保護者を対象とした就学相談で小学校入学への不安の解消を図るとともに、関係機関との連携で入学後の学習又は学校生活において支援を行います。

⑤ 保護者への子育て支援

障がいのある子どもの保護者に対し、学習の場の提供や、保護者同士の交流・活動を促進し、育児への不安や悩みを解消するとともに、精神的負担の軽減が図られるよう、保護者への子育て支援に努めます。

⑥ 保育所等訪問支援

保育所等を利用している障がいのある子どもが、保育所等で集団活動を行うにあたり、専門的な援助を必要とする場合に、訪問指導を行うなどの支援に努めます。

(2) 学校教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や専門性の向上に努めます。

① 個別支援体制の推進

障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じように教育が受けられるよう、児童生徒の障がいの特性に応じた個別の支援を図ります。

② 特別支援教育の充実

関係機関、特別支援学校と連携を図り、支援の必要な子どもに対する適切な教育を進めます。

③ 教育上の相互理解

障がいについての理解を深めるため、小中学校において、特別支援学校との交流を積極的に進めます。

④ 学校施設、設備の改善

新たな学校施設の整備は、児童生徒の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施するとともに、既存施設についても、宮崎県が制定している「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化の整備を検討していきます。

⑤ 教員の専門性の向上

教員の資質向上のための研修の充実に努めます。

また、インクルーシブ教育の推進を図り、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学べる体制を構築していきます。

⑥ 放課後等の居場所づくり

障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に行うことにより、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりとして放課後等デイサービス等の充実に努めます。

(3) 切れ目ない支援体制の整備

障がいのある子どもが、将来、自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携を図り、小学校就学前から卒業後までの一貫したきめ細やかな支援の構築を進めます。

① 小学校就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築

「改正発達障害者支援法」に基づき、小学校就学前から卒業後に至るまで、切れ目のない支援体制を促進するため、福祉関係機関及び教育関係機関等が連携し、一貫した支援体制の整備に努めます。

② 児童発達支援事業の充実

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の充実を図ります。

【教育・育成 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
保育所等訪問支援 [*] の1か月当たり利用人数	7人	増加	福祉課
居宅訪問型児童発達支援 [*] の1か月当たり利用人数	0人	増加	福祉課
保育士等や教員を対象とした研修の実施	未実施	実施	福祉課

7 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が、地域で自立した生活を送るための基盤として、就労は重要であり、働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、可能な限り本人の希望に応じた就労を実現するために、雇用支援・就労支援を推進します。

また、障がい者やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

(1) 一般就労支援施策の充実

県の雇用関係の機関やハローワーク等と連携を図り、障がい者の雇用に対する理解を深め、働く機会の充実に努めます。また、障がい者就労支援事業等により、障がい者の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

① 企業等における理解の促進

広報紙やパンフレット等により改正障害者雇用促進法の周知を図り、法定雇用率^{*}等の障がい者雇用についての理解促進を図ります。

② 均等な雇用機会、待遇の確保

関係機関と連携し、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務についての周知・啓発に努め、障がいの有無にかかわらず均等な雇用機会及び待遇の確保を図ります。

③ 障がい者就労支援事業の活用

ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者の雇用促進に向け、情報の共有化や合同説明会等、各種事業の周知に努めます。

④ 一般就労への移行

ハローワークや関係機関との連携を図り、雇用・就労機会の拡大や職場定着の支援を行い、福祉施設から一般就労への移行の促進に努めます。

(2) 一般就労が困難な障がい者への就労支援

働く意欲があっても、一般就労の難しい障がい者に対して、個々の特性に合った仕事が見つけられる支援体制の整備を支援します。また、「三股町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

① 福祉的就労の支援

一般就労が困難な障がい者が、障がいの特性に配慮して提供される就労移行支援事業や就労継続支援事業を活用した福祉的就労を支援します。

② 物品・役務の調達の推進

「三股町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

(3) 経済的自立の支援

障がい者が、必要とされる適切な医療を継続して受診できる環境を整えるため、障がい者やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

① 医療費の助成

障がい者が、必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。

② 障がいのある子どもへの就学奨励

障がいのある児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて扶助します。

③ 各種手当等の支給

特別障害者手当^{*}、障害児福祉手当^{*}、特別児童扶養手当^{*}についての周知を図り、支給を行います。

【雇用・就業、経済的自立の支援 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
福祉施設から一般就労への移行者数	0人 (H29年度)	2人以上	福祉課
就労移行支援 [*] の1か月当たり利用人数	4人	6人以上	福祉課
就労定着支援 [*] の1か月当たり利用人数	2人	増加	福祉課

8 行政サービス等における配慮

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、職員等における障がい者への理解の促進に努めます。

また、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

(1) 障がい及び障がい者への理解の促進

障害者差別解消法に基づき国が定める「障害を理由とする差別解消の推進に関する基本方針」を踏まえ、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、職員等における障がい者への理解の促進に努めます。

① 必要かつ合理的な配慮の実施

事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

② 職員への啓発

職員に対して障がい者への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

(2) 選挙等における配慮

障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

① 投票機会の確保

投票所での投票が困難な障がい者の投票の確保を図るため、選挙の公正を確保しつつ、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進に努めます。

【行政サービス等における配慮 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
職員を対象とした研修の実施	未実施	実施	福祉課

第4部 自殺対策行動計画



第1章 計画策定に関する事項

1 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスク低下を推進していく必要があります。

我が国の自殺対策は平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、それでも自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。

このような状況の中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。改正法には、自殺対策が「生きることの包括的な支援^{*}」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

近年の自殺対策に関する情勢を踏まえ、「三股町第2期自殺対策行動計画」を策定します。

2 計画の根拠

この計画は、自殺対策基本法第13条2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、本町の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものです。

【根拠法令（抜粋）】

自殺対策基本法（第13条2項）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3 国の主な動向

我が国においては、平成10年に自殺者数が急増するまでは自殺問題が行政上の課題とされることは少なく、その後も自殺対策について国全体としての基本方針は策定されませんでした。

このような状況の下、自殺予防活動や遺族支援に取り組む民間団体等から、「個人だけでなく社会を対象とした自殺対策を実施すべきだ」といった声が強く出されるようになり、国会においても平成17年7月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が全会一致で行われました。この決議を受けて政府は関係省庁が一体となった取組に着手することとなり、平成18年6月に「自殺対策基本法」が成立しました。

平成19年6月には、自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針を定めた「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

その後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われ、平成29年7月に、「自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

【国の主な動向】

平成10年	全国の自殺者数が3万人を突破
平成18年6月	「自殺対策基本法」成立
10月	内閣府に「自殺総合対策会議」設置
平成19年4月	内閣府に「自殺対策推進室」設置
6月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成20年10月	「自殺対策加速化プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成22年2月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」決定（自殺総合対策会議）
平成24年8月	「自殺総合対策大綱」の見直し
平成28年3月	「自殺対策基本法の一部を改正する法律」成立
平成29年7月	新たな「自殺総合対策大綱」閣議決定

4 宮崎県の動向

宮崎県の自殺者数は、平成10年以降、概ね300人台後半で推移し、自殺死亡率^{*}は全国的に見て、高い状態で推移してきました。平成20年度の自殺対策行動計画策定以降、自殺対策の推進等による減少が進み、平成29年には199人にまで減少しました。しかしながら、自殺死亡率は全国で9番目の高さとなっており、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況の中で、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指して、平成29年3月に「宮崎県自殺対策行動計画（第3期計画）」が策定されています。

【「宮崎県自殺対策行動計画（第3期計画）」の概要】

【施策の体系】

1 自殺対策を進めるための基盤の強化

- (1) 自殺対策に係るネットワークの構築・運営
- (2) 県内の自殺の実態把握
- (3) 市町村自殺対策計画の策定支援や民間団体の活動支援

2 一次予防（事前予防）

- (1) うつ病や自殺予防等に関する普及啓発
- (2) 様々な職種や分野の方々を対象にした人材養成
- (3) 地域の見守りや居場所づくり

3 二次予防（自殺発生への危機対応）

- (1) ハイリスク者の早期発見・早期対応
- (2) 相談対応等による支援

4 三次予防（事後対応）

- (1) 自殺未遂者の支援
- (2) 自死遺族の支援

5 計画の数値目標

「みんなが 気づき・つなぎ・見守りができるまち みまた」の基本理念の下、本町の自殺対策を通じて最終的に目指すのは、国の自殺総合対策大綱にあるとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

本町では毎年5人前後が自殺で亡くなっているという状況から、計画最終年度の平成35年度（2023）までに年間自殺者数を0人とすることを本計画の数値目標とします。

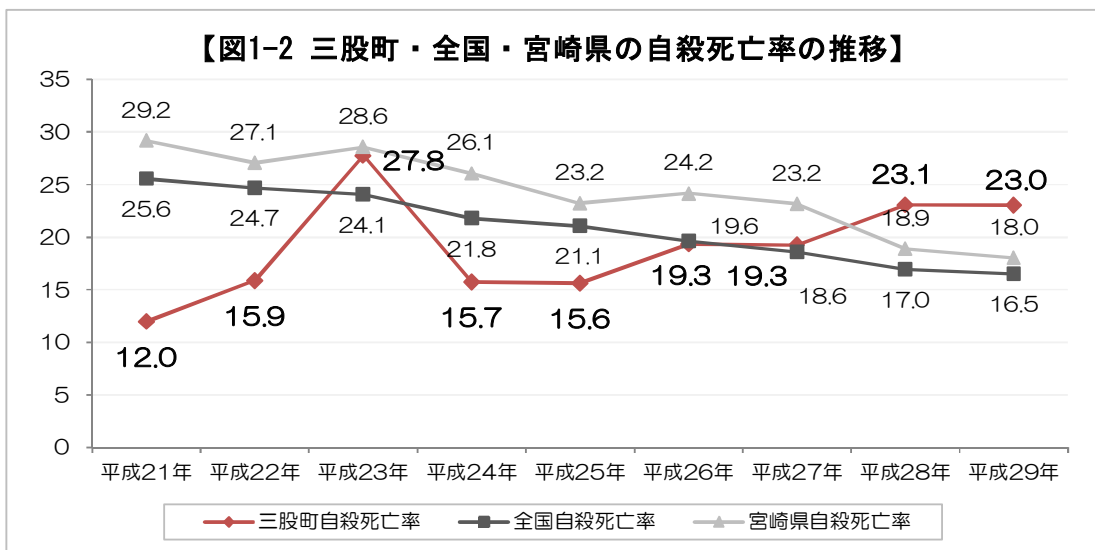
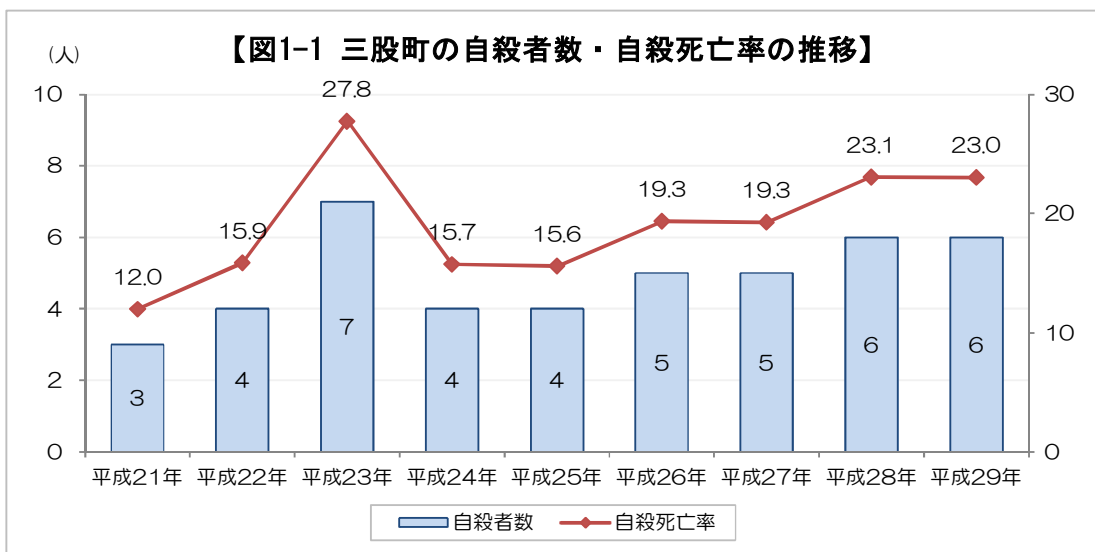
第2章 本町の自殺に関する状況

1 統計データからみる本町の自殺の状況

(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

本町の自殺者数・自殺死亡率の推移（図1-1）をみると、自殺者数は5人前後で推移しています。また自殺死亡率は近年上昇傾向にあります。

本町・全国・宮崎県の自殺死亡率の推移（図1-2）をみると、平成28年、平成29年の自殺死亡率は全国・宮崎県を上回っています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

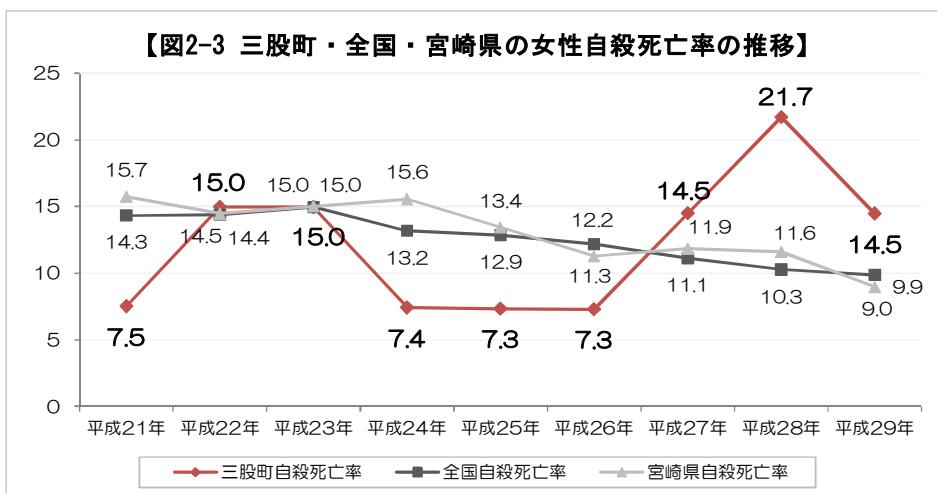
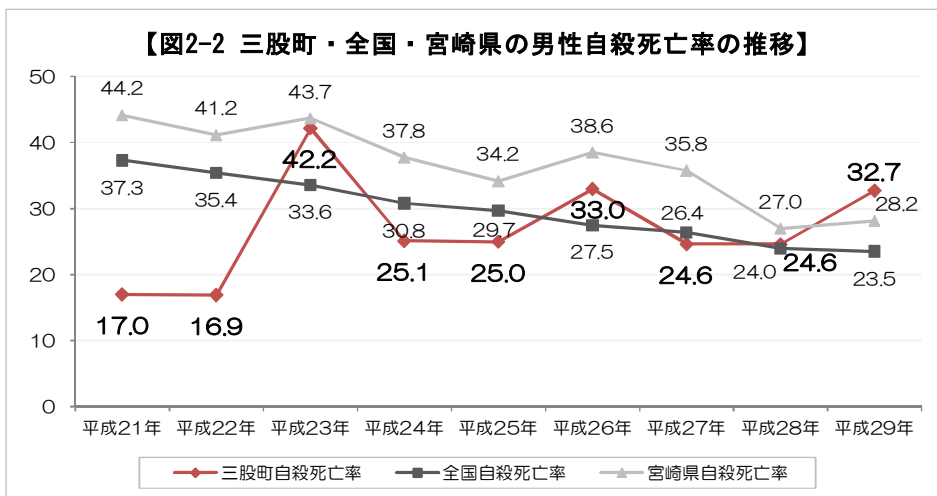
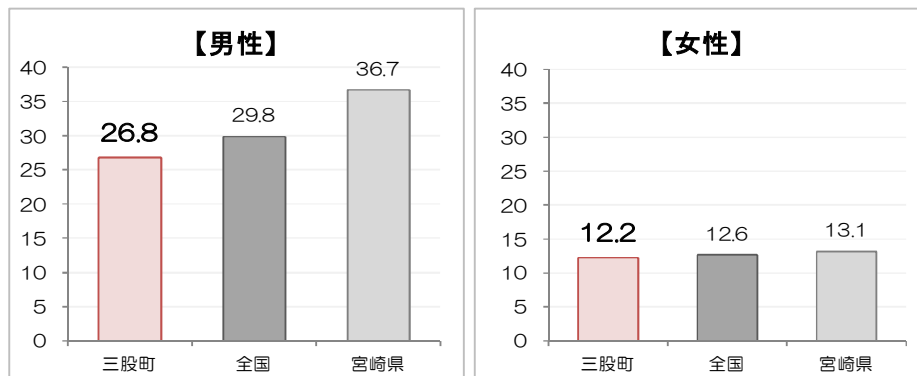
※本町の自殺死亡率の算出方法は、169頁に掲載している「自殺死亡率」の用語解説をご参照ください。

(2) 性別自殺死亡率の推移

平成21～29年（平均）本町・全国・宮崎県の性別自殺死亡率（図2-1）をみると、本町の性別自殺死亡率は男性が26.8、女性が12.2となっています。

また、本町と全国・宮崎県の平成21～29年（平均）性別自殺死亡率を比較すると、本町の男性、女性ともに全国・宮崎県より低くなっています。

【図2-1 平成21～29年（平均）本町・全国・宮崎県の性別自殺死亡率】

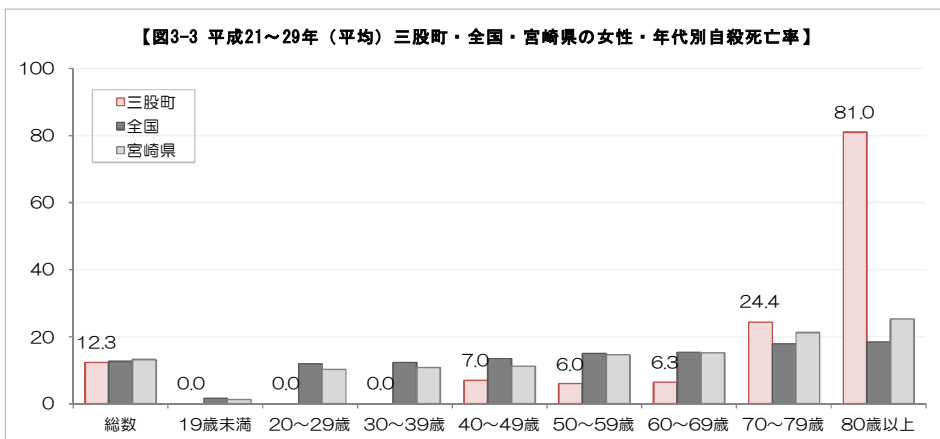
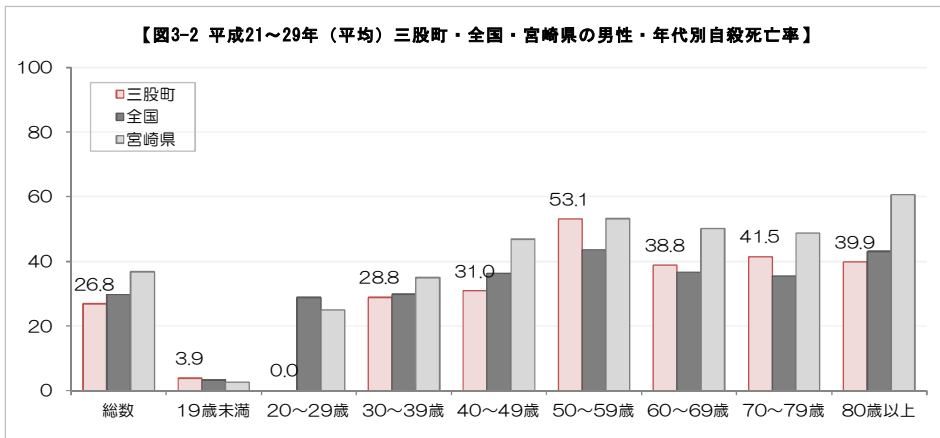
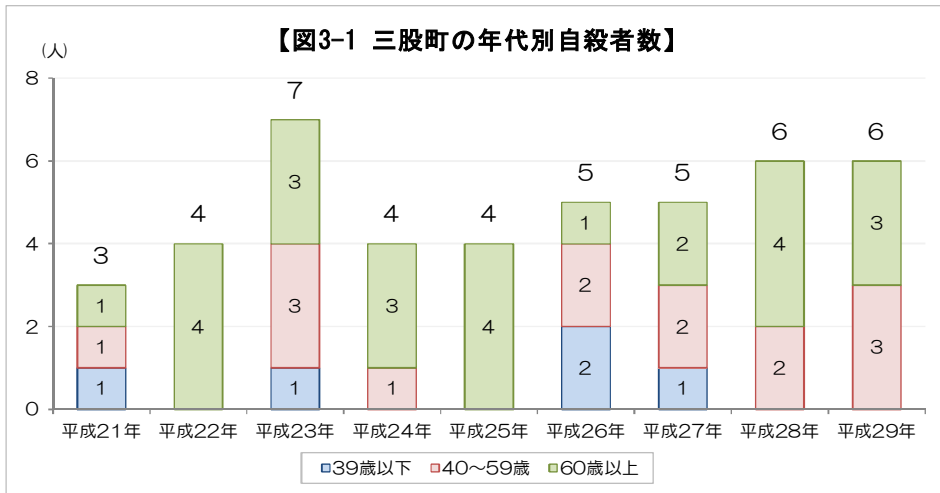


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 年代別自殺者数・自殺死亡率の推移

本町の年代別自殺者数（図3-1）をみると、60歳以上が多くなっています。

また、平成21～29年（平均）本町・全国・宮崎県の性別・年代別自殺死亡率をみると、図3-3のとおり全国・宮崎県と比較して、女性の「80歳以上」が特に高くなっています。

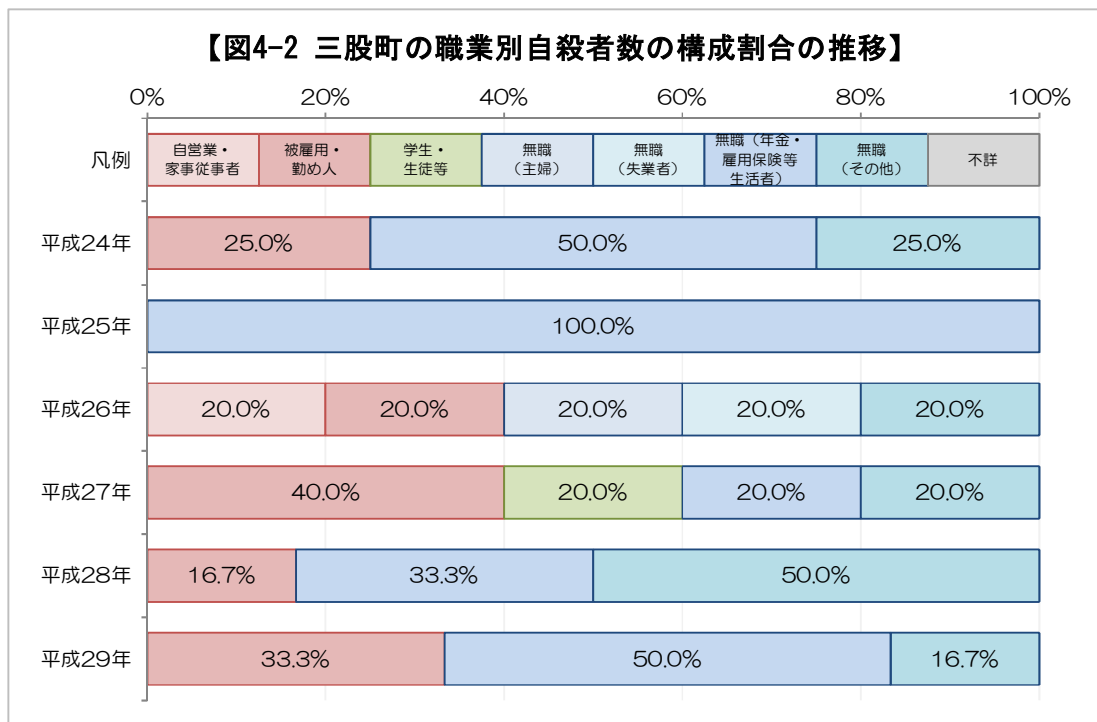
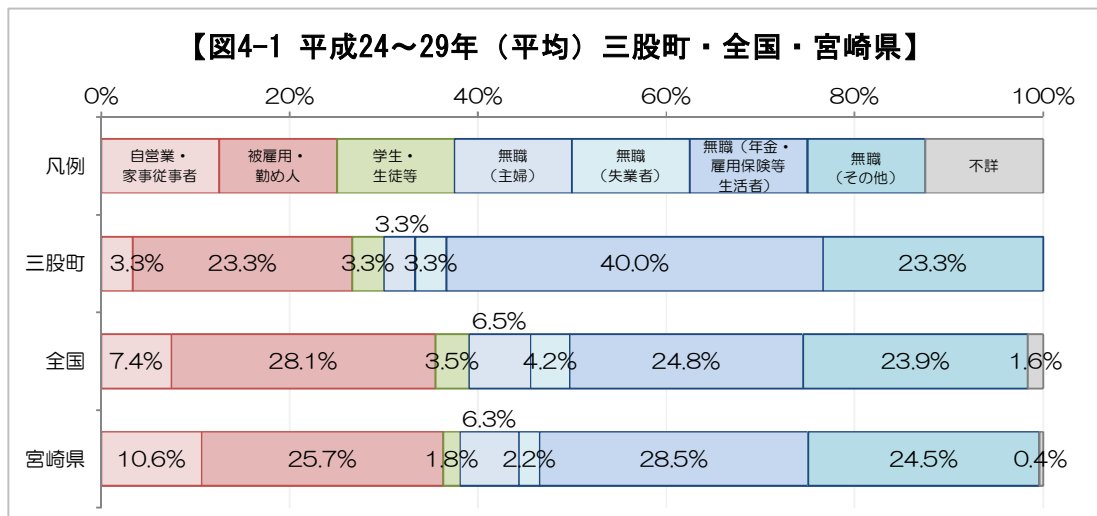


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 職業別の状況

平成24～29年（平均）本町・全国・宮崎県（図4-1）をみると、本町の職業別の自殺者数は、「無職者」が69.9%（うち「主婦」3.3%、「失業者」3.3%、「年金・雇用保険等生活者」40.0%、「その他」23.3%）と最も多く、次いで「被雇用・勤め人」が23.3%となっています。

また、本町と全国・宮崎県の職業別自殺者数の構成割合を比較すると、「無職者」の割合が全国・宮崎県より高くなっています。



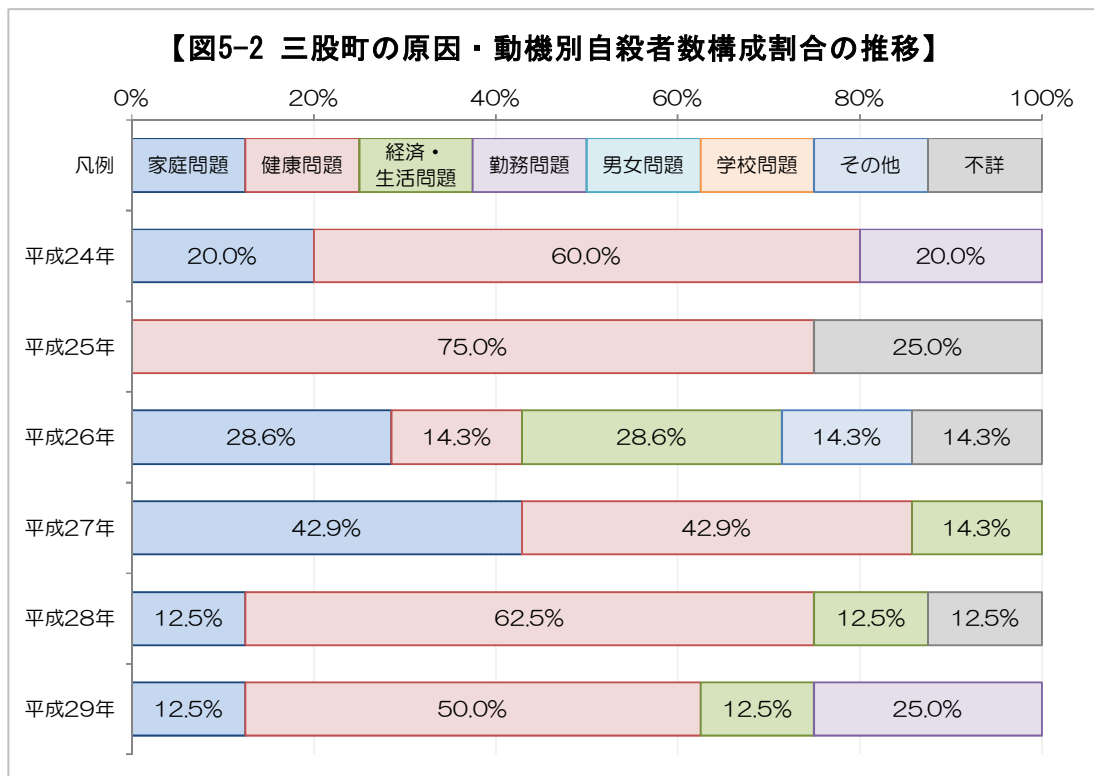
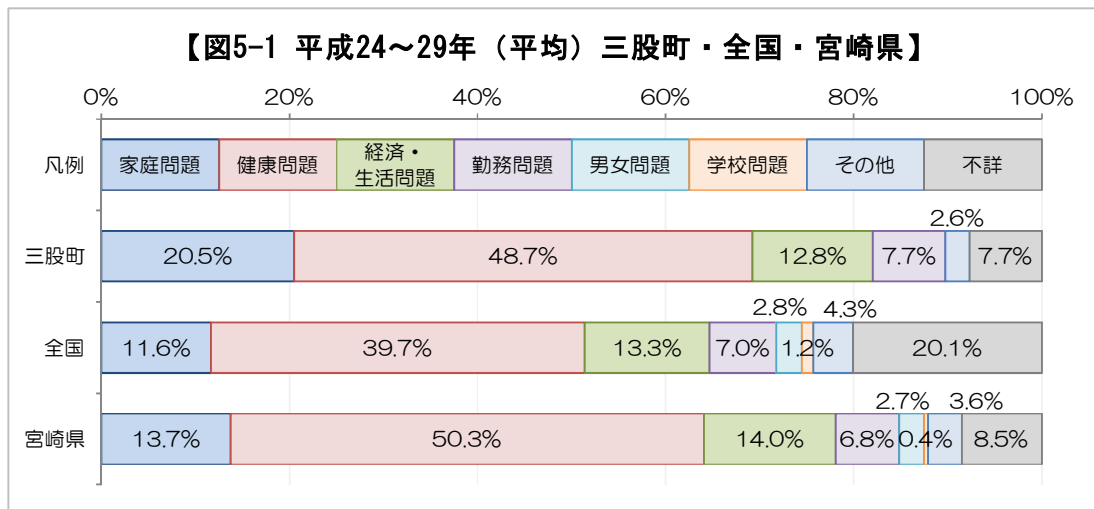
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 原因・動機別の状況

平成24～29年（平均）本町・全国・宮崎県（図5-1）をみると、本町の原因・動機別自殺者数は「健康問題」が48.7%と最も多く、次いで「家庭問題」が20.5%、「経済・生活問題」が12.8%となっています。

また、本町と全国・宮崎県の原因・動機別自殺者数を比較すると、「家庭問題」の割合が全国・宮崎県より高くなっています。

ただし、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているため、総合的な自殺対策が必要となります。

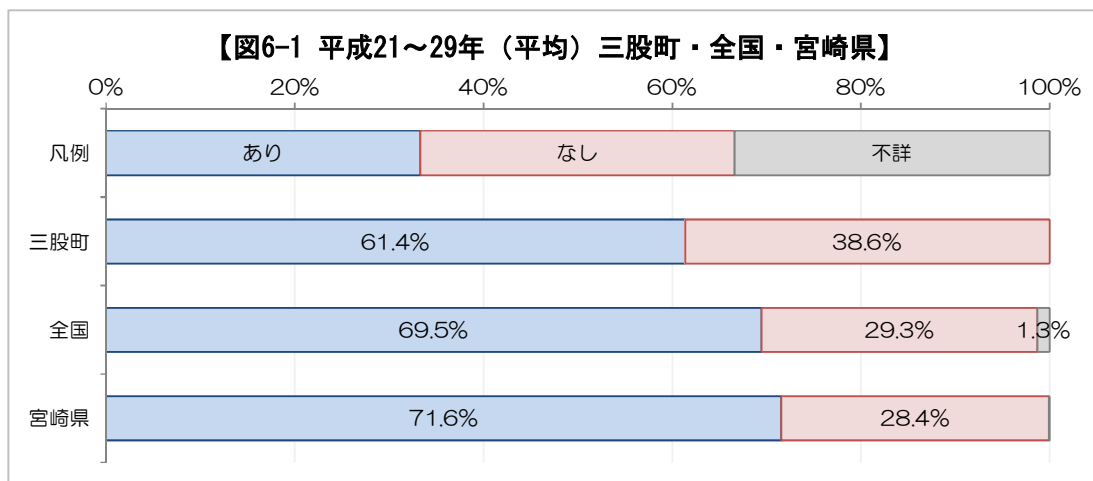


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(6) 同居人別の状況

平成21～29年（平均）本町・全国・宮崎県（図6-1）をみると、本町の同居人の状況別自殺者数の構成割合は「あり」が61.4%、「なし」が38.6%となっています。

また、本町と全国・宮崎県同居人の状況別自殺者数の構成割合を比較すると、「あり」が低く、「なし」が高くなっています。

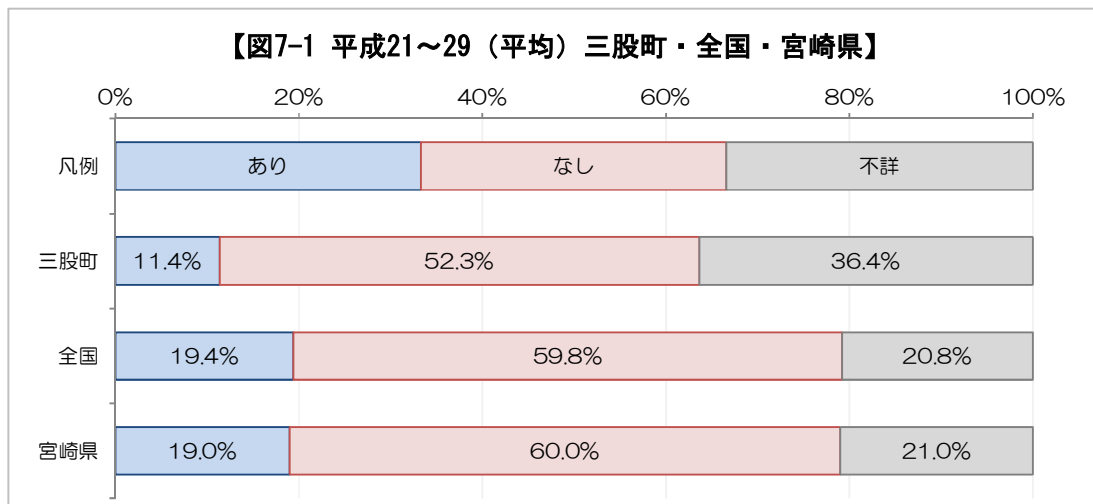


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(7) 自殺未遂の状況

平成21～29年（平均）本町・全国・宮崎県（図7-1）をみると、本町の自殺未遂歴の有無別の自殺者数は「あり」が11.4%、「なし」が52.3%となっています。

また、本町と全国・宮崎県の自殺未遂歴の有無別自殺者数の構成割合を比較すると、「あり」、「なし」の割合のいずれも全国・宮崎県より低くなっています。



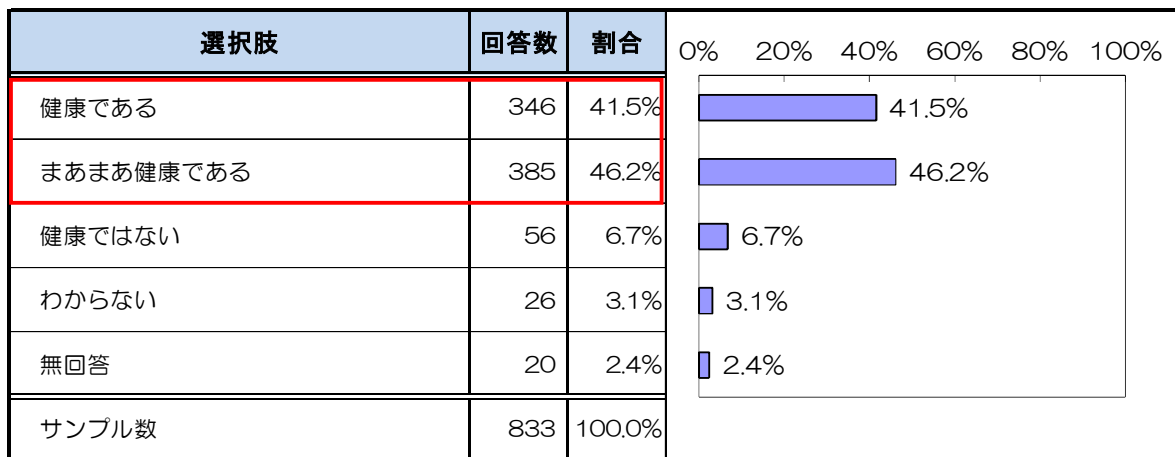
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 町民アンケート調査結果（抜粋）からみる本町の状況

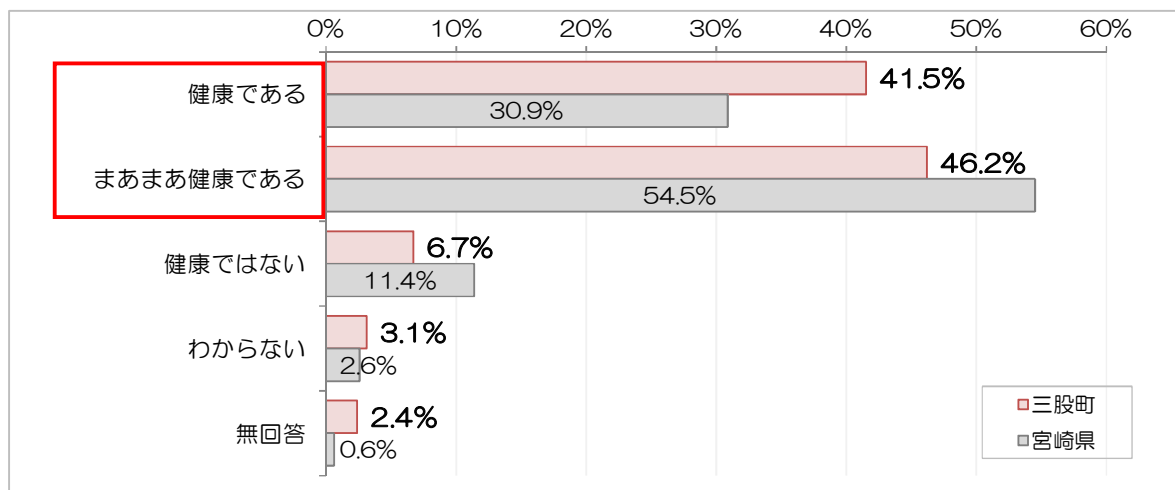
※ 町民アンケート調査の概要については、17頁をご参照ください。

問 現在の自分の「こころ」の健康状態をどう思いますか。

「健康である」、「まあまあ健康である」と回答した方の合計が約9割で、宮崎県調査結果とほぼ同様となっています。

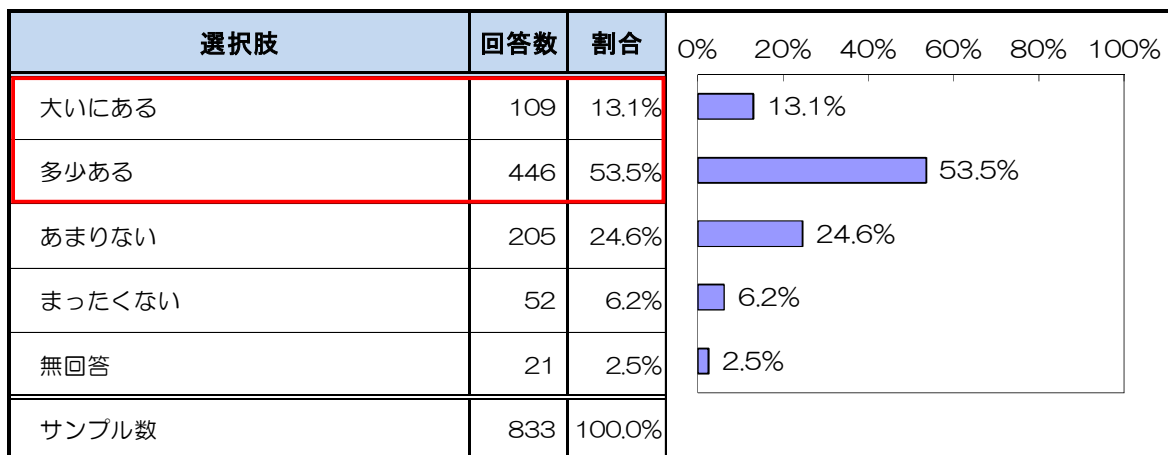


【宮崎県調査結果との比較】

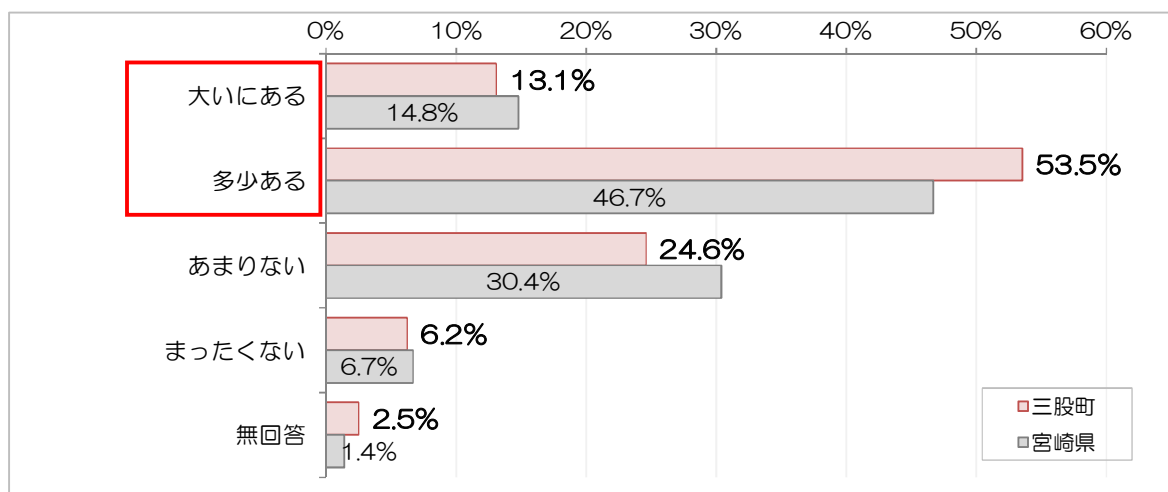


問 あなたは、この1か月間に日常生活で不満、悩み、苦勞、ストレスなどがありましたか。

「大いにある」、「多少ある」と回答した方の合計が約7割で、宮崎県調査結果とほぼ同様となっています。

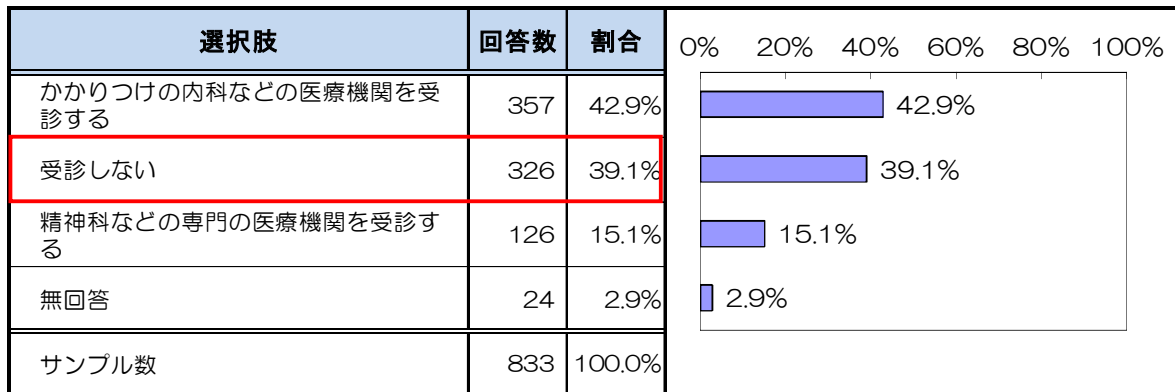


【宮崎県調査結果との比較】

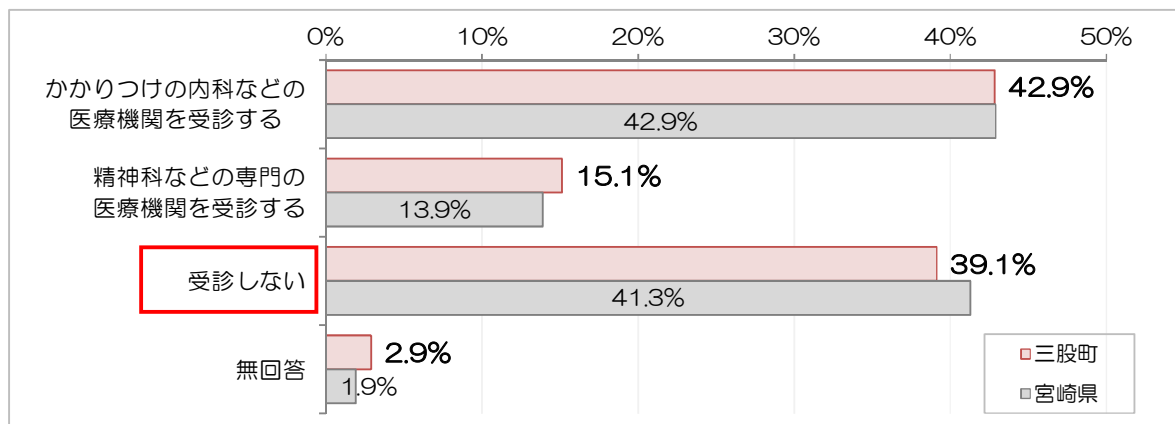


問 仮に、あなたが、よく眠れない日が2週間以上続いたら、医療機関を受診しますか。

「受診しない」と回答した方が約4割で、宮崎県調査結果とほぼ同様となっています。

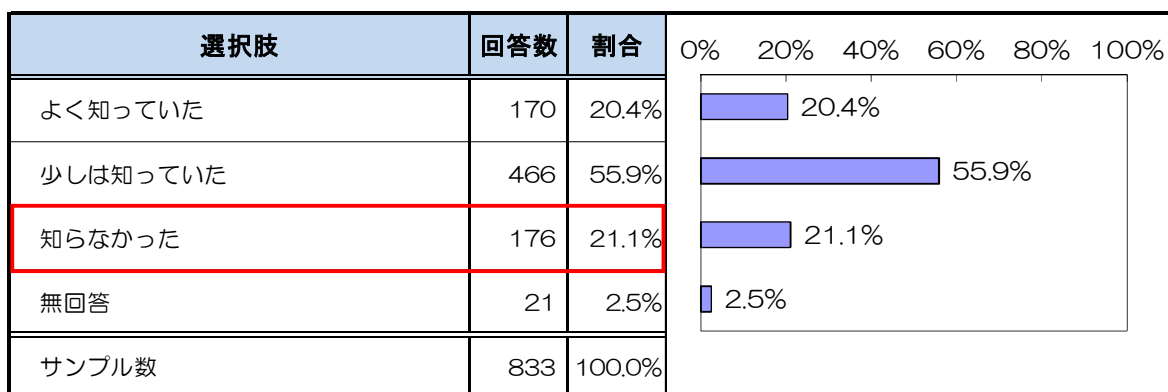


【宮崎県調査結果との比較】

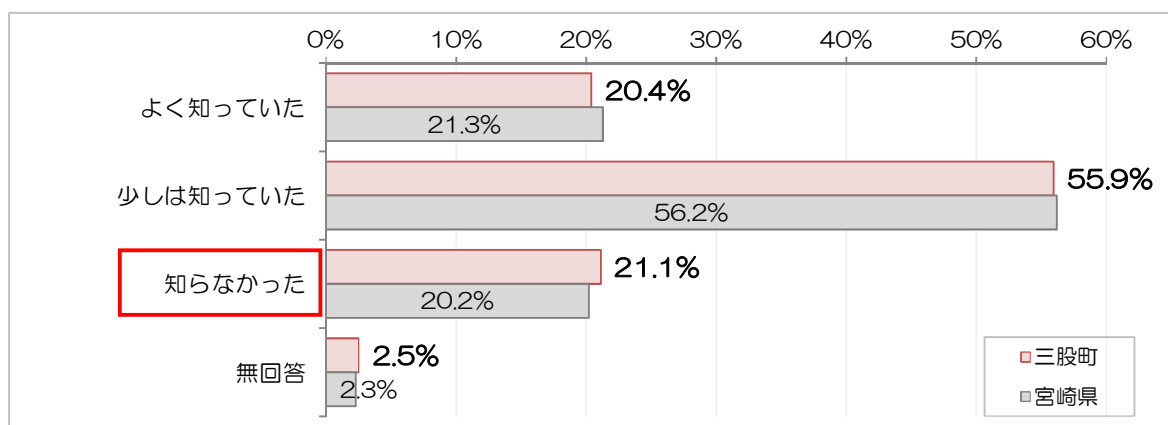


問 あなたは、下記にある「うつ病のサイン」を知っていましたか。

「知らなかった」と回答した方が約2割で、宮崎県調査結果とほぼ同様となっています。



【宮崎県調査結果との比較】



【うつ病のサイン】

○自分で感じる症状

- ・憂うつ、気分が重い、何をしても楽しくない、興味がわかない、イライラする、眠れない、いつもよりかなり早く目が覚める、決断が下せない、悪いことをしたように感じて自分を責める、死にたくなる など

○周りから見てわかる症状

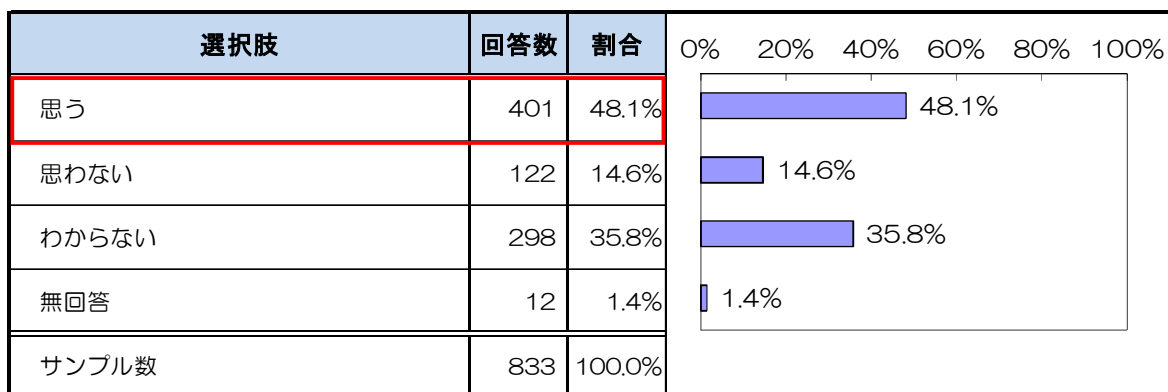
- ・表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着かない、飲酒量が増える など

○身体に出る症状

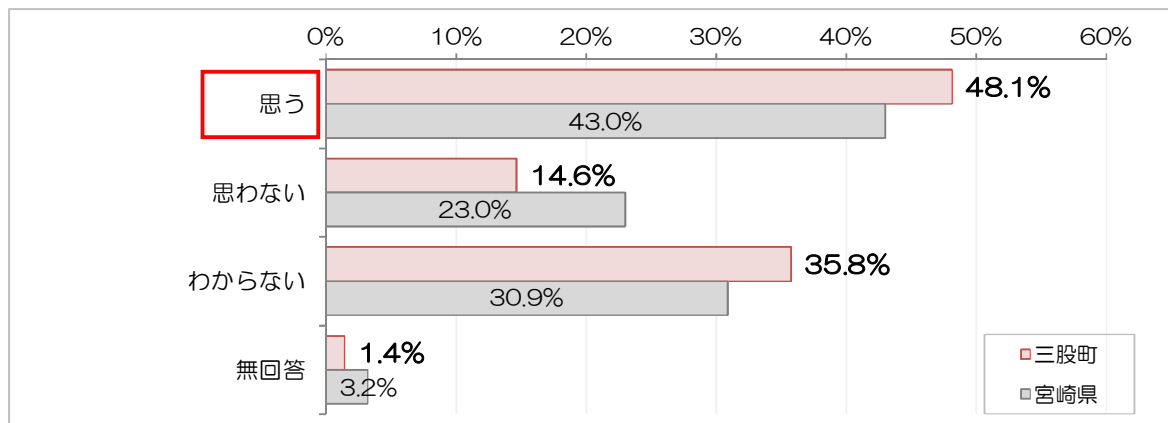
- ・食欲がない、体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛や肩こり、動悸、胃の不快感、便秘がち、めまい、口が渇く など

問 仮に、あなたが自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、自分から精神科などの専門の医療機関へ相談しに行こうと思いますか。

「思う」と回答した方が48.1%で、宮崎県調査結果と比較して5.1ポイント上回っています。

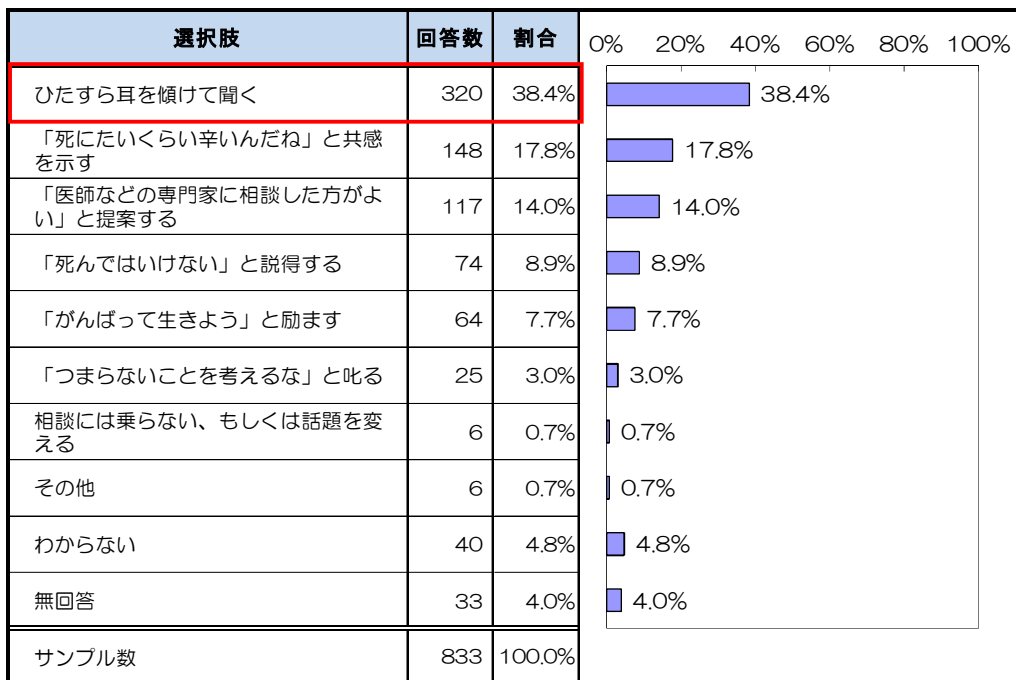


【宮崎県調査結果との比較】

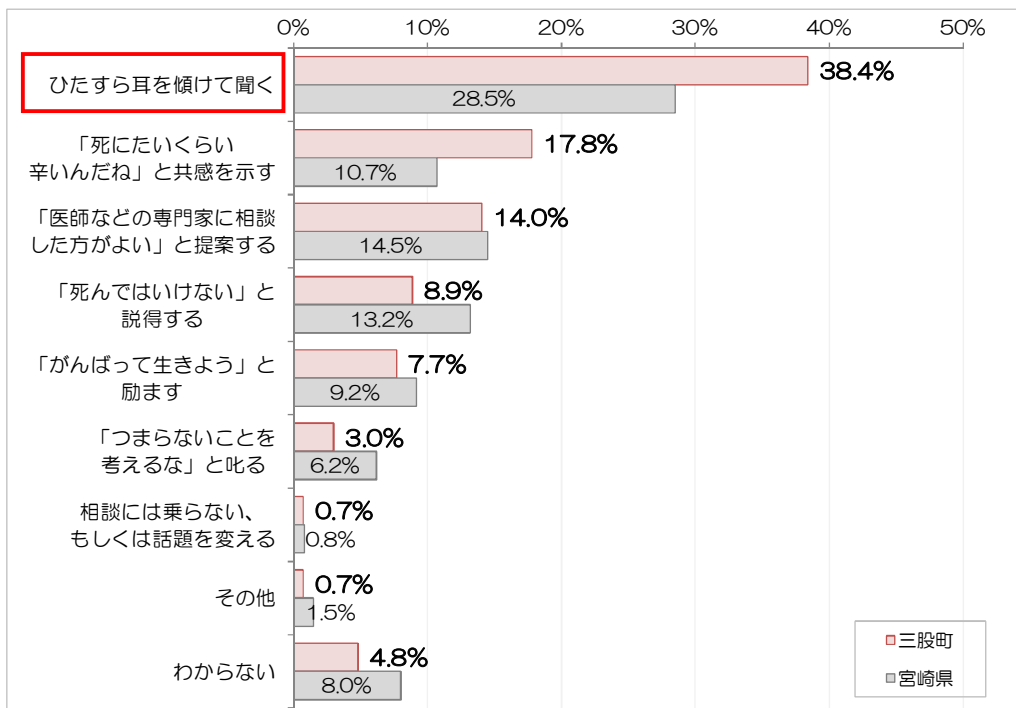


問 あなたは、もしも身近な人から「死にたい」と打ち明けられたとき、どう対応するのがよいと思いますか。

「ひたすら耳を傾けて聞く」が38.4%と最も多く、宮崎県調査結果と比較して9.9ポイント上回っています。



【宮崎県調査結果との比較】

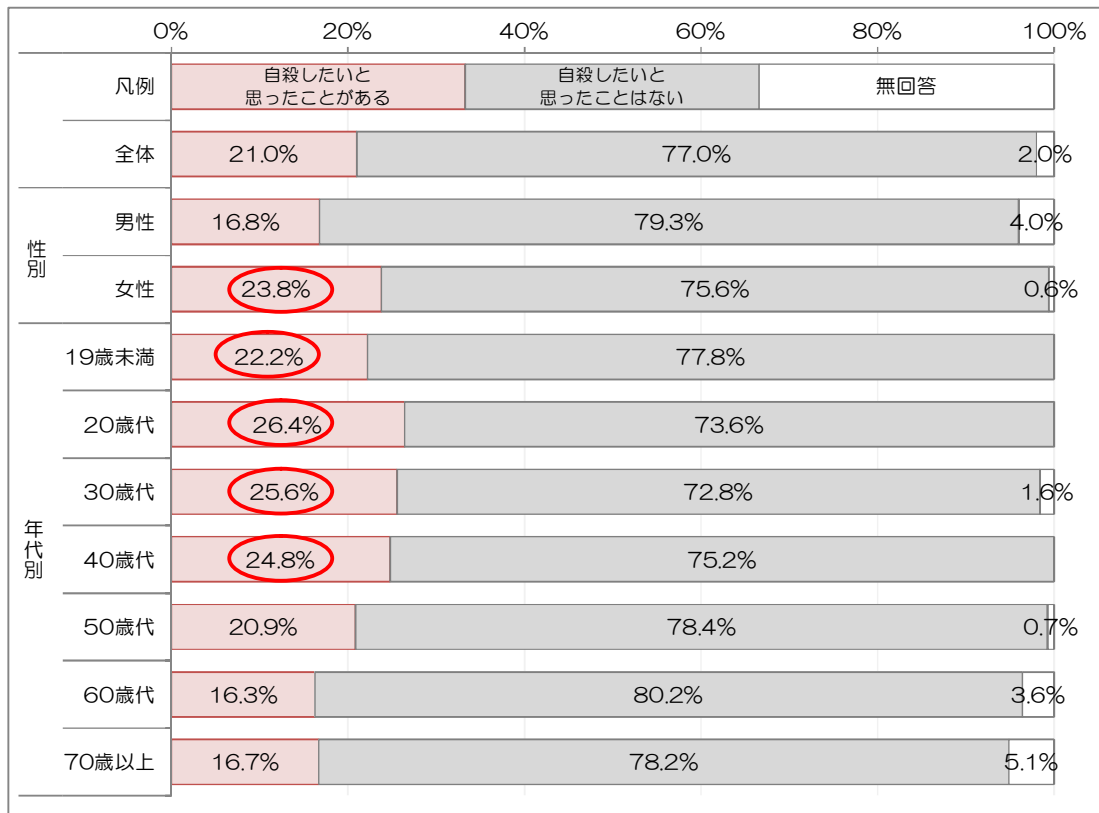


問 あなたは、これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。

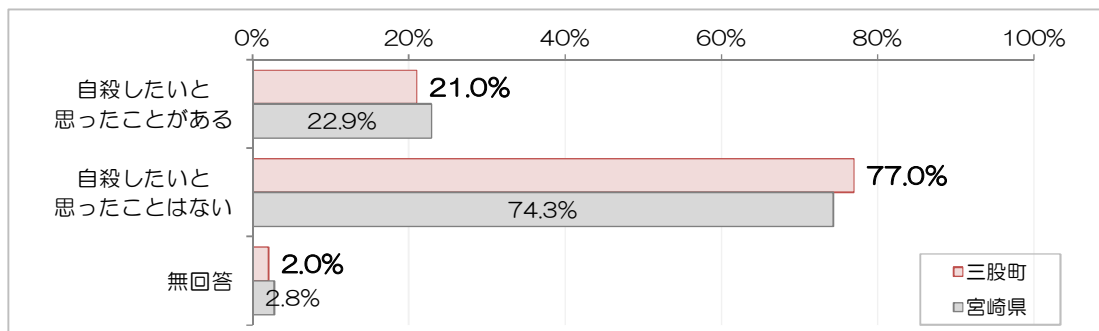
「自殺したいと思ったことがある」と回答した方が約2割で、宮崎県調査結果とほぼ同様となっています。

性別で見ると、女性が23.8%で男性より7.0ポイント多くなっています。

年代別で見ると、19歳未満、20歳代、30歳代、40歳代が全体の割合の21.0%より多くなっています。



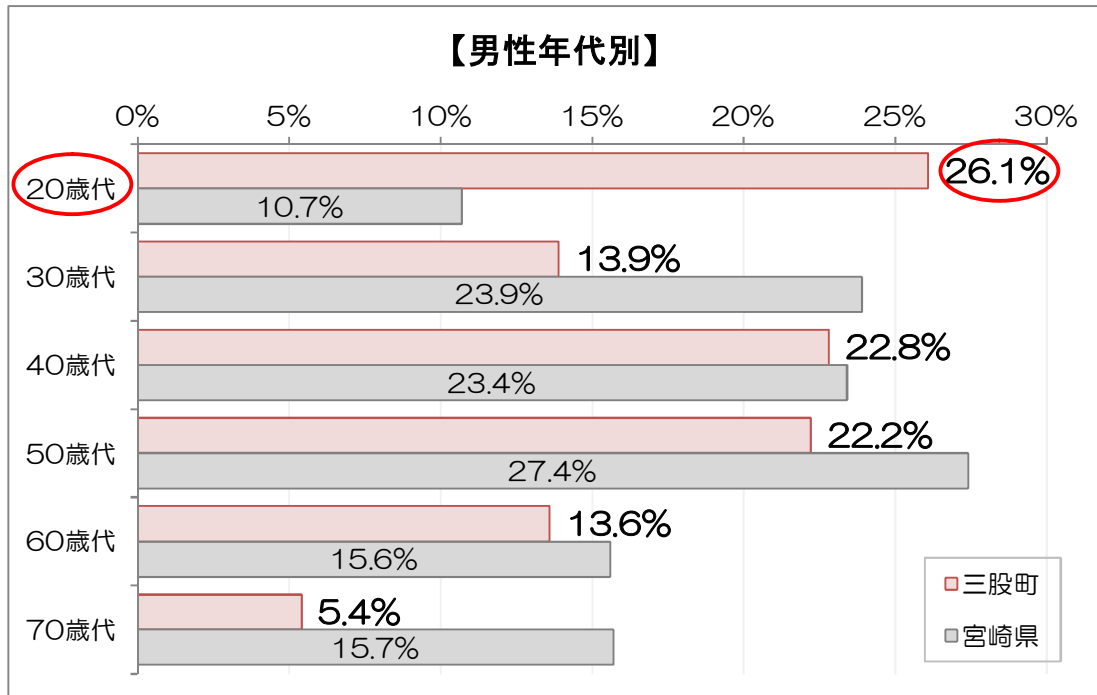
【宮崎県調査結果との比較】



【性別・年代別（自殺したいと思ったことがあると回答した割合）】

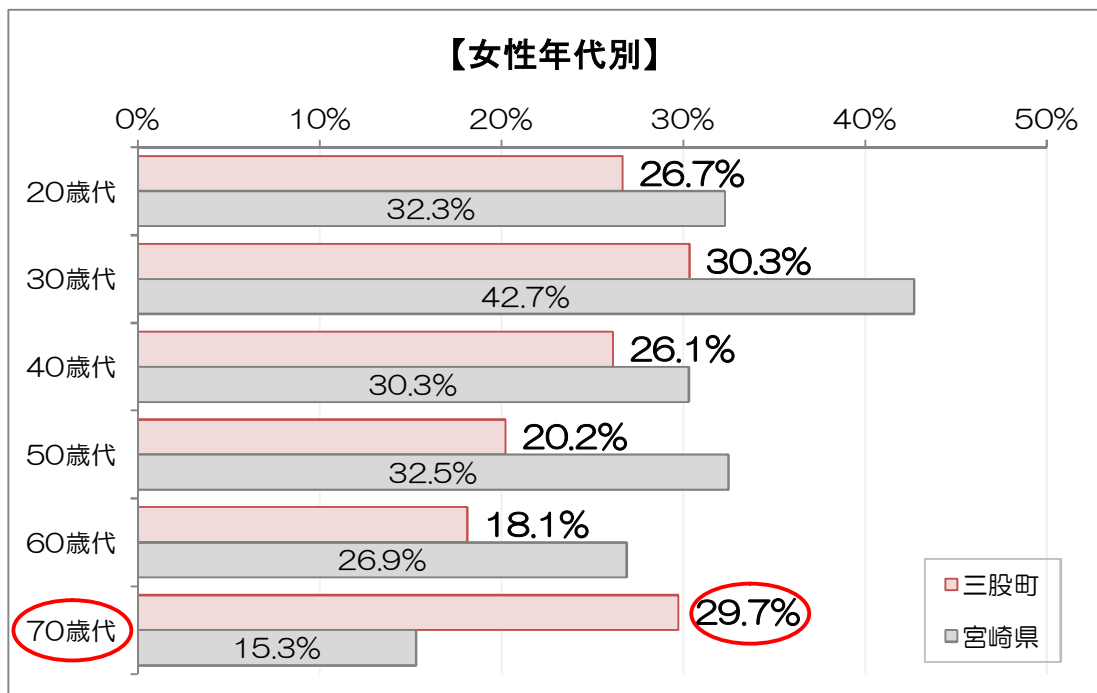
【男性】

宮崎県調査結果と比較すると、20歳代で上回っています。



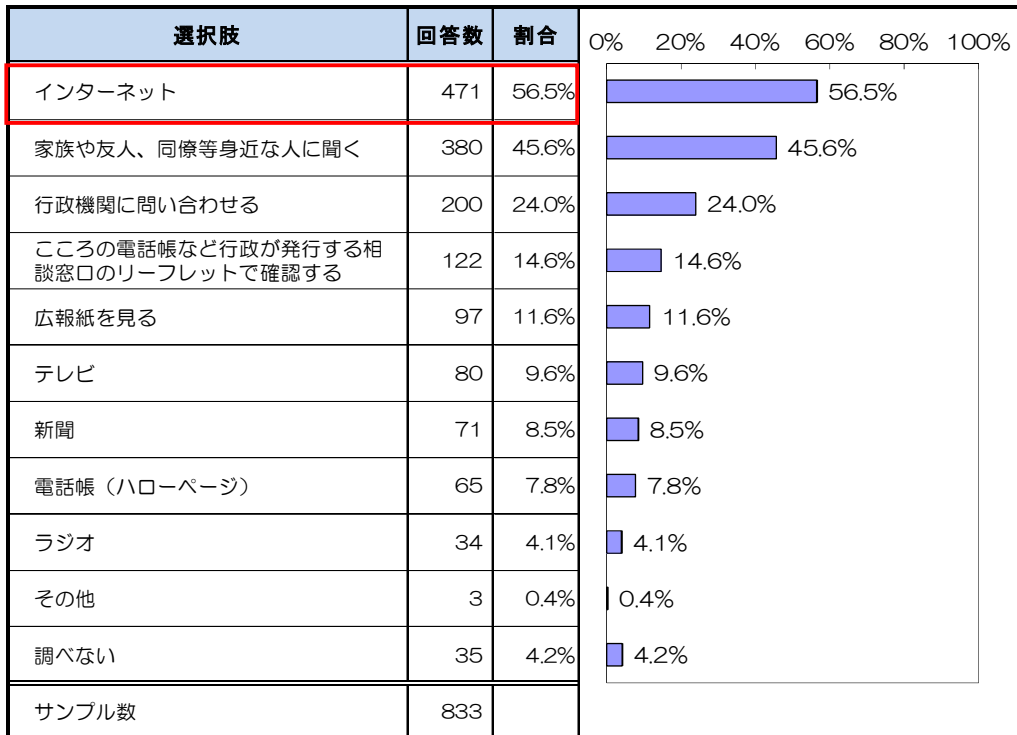
【女性】

宮崎県調査結果と比較すると、70歳代で上回っています。

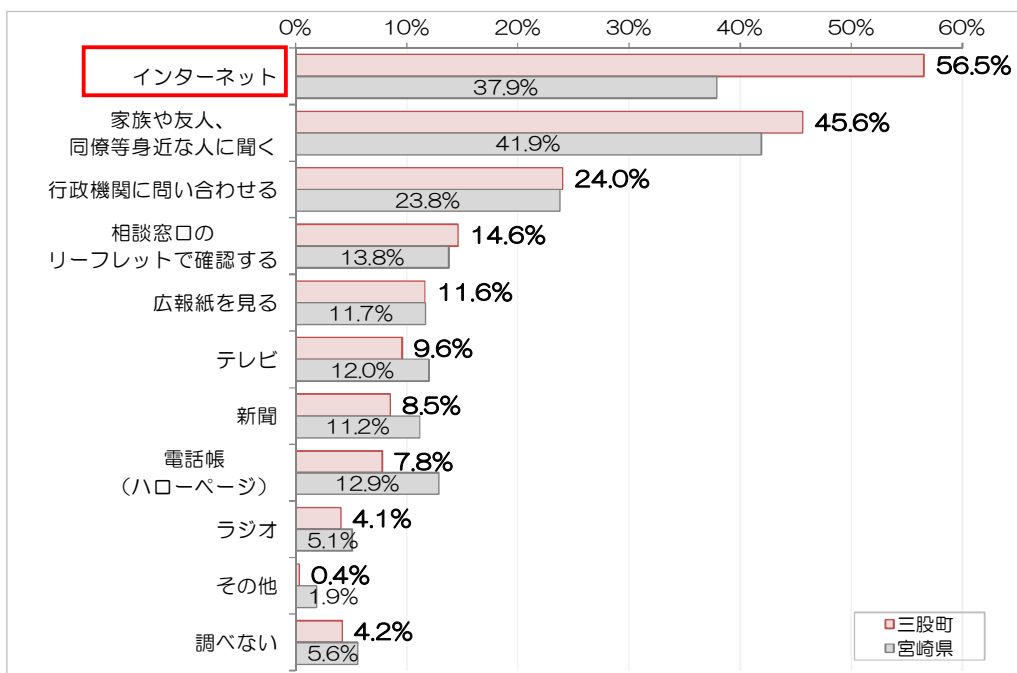


問 あなたがこころの悩みの相談をしたいと思った場合、相談先の情報をどのように得ますか。（複数回答）

「インターネット」が56.5%と最も多く、宮崎県調査結果と比較して18.6ポイント上回っています。

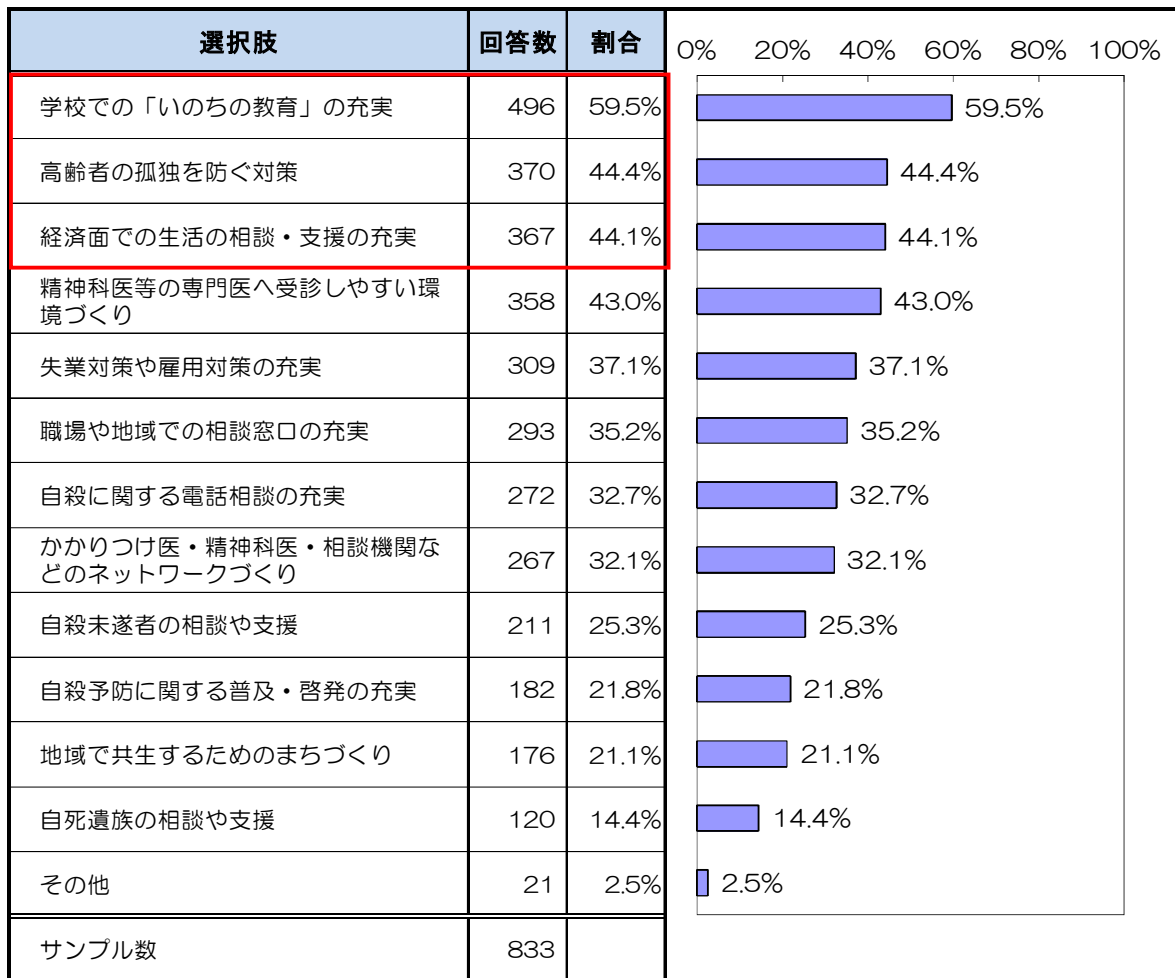


【宮崎県調査結果との比較】

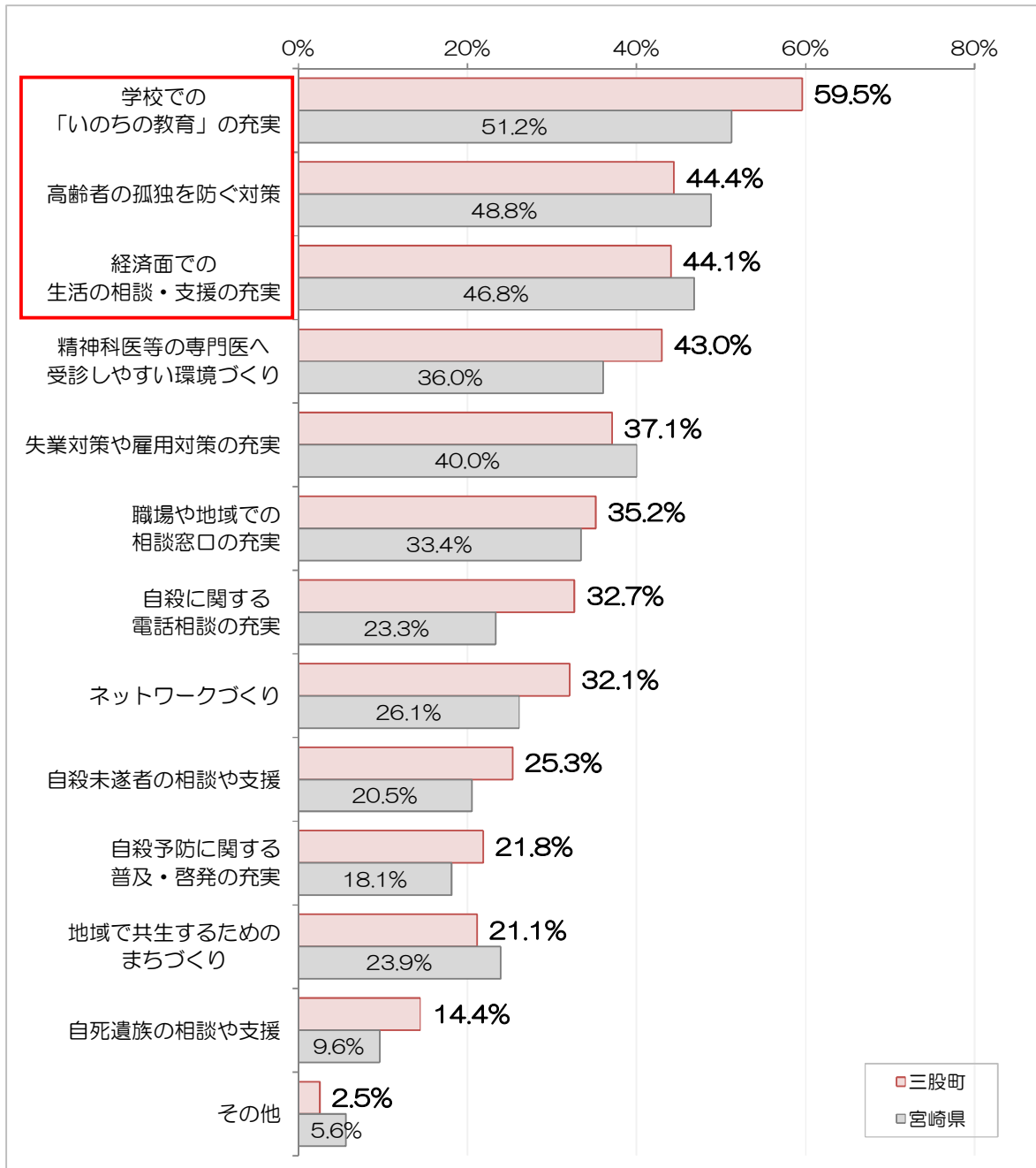


問 今後、必要と思われる自殺対策は何だと思えますか。（複数回答）

「学校での『いのちの教育』の充実」が59.5%と最も多く、次いで、「高齢者の孤独を防ぐ対策」の44.4%、「経済面での生活の相談・支援の充実」の44.1%の順となっており、宮崎県調査結果とほぼ同様となっています。



【宮崎県調査結果との比較】



3 本町の自殺の特徴・傾向

性別・年代別自殺死亡率をみると、図1のとおり全国・宮崎県と比較して、女性の「80歳以上」が特に高くなっています。

また、職業別自殺者数の構成割合をみると、図2のとおり「無職者」の割合が全国・宮崎県より高くなっています。

図1 性別・年代別自殺死亡率（女性）

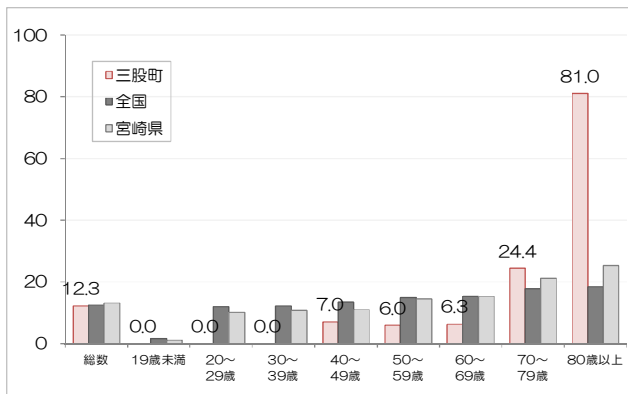
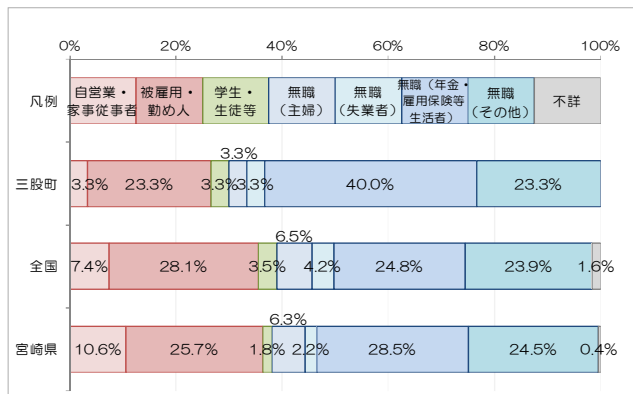


図2 職業別自殺者数の構成割合



さらに、自殺総合対策推進センターが作成した本町の「地域の主な自殺の特徴」は次のとおりとなっています。

地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成24～28年合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路(注)
1位:男性60歳以上無職同居	5	20.8%	56.2	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:女性60歳以上無職独居	4	16.7%	80.9	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位:男性60歳以上無職独居	3	12.5%	190.6	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位:男性40～59歳有職同居	3	12.5%	25.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5位:女性60歳以上無職同居	2	8.3%	15.6	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

(注)「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしています。

以上のことから、本町で重点的に支援を展開する対象者を「高齢者」及び「生活困窮者」とし、本計画「第5章 第2節 重点施策」に基づき取組を推進します。

第3章 これまでの実施状況と今後の課題

平成26年度から平成30年度までの第1期計画期間では、本町の年間自殺者数0人の実現のために、4つの基本的施策を設定し総合的に計画を推進してきました。それぞれの基本施策に応じた実施状況と今後の課題は以下のとおりです。

基本施策1 自殺予防に向けた普及啓発の充実

(1) 自殺に関する情報提供

【実施状況】

- 回覧、広報を通じて自殺予防に関する啓発を行っています。
- 必要に応じて、社会福祉協議会や三股町基幹相談センター、福祉課などの関係機関で情報の共有化を図っています。

【今後の課題】

- ホームページやフェイスブックを活用した啓発。
- 全庁的な情報共有化。

(2) 普及啓発活動の推進

【実施状況】

- 自殺予防週間*や自殺対策強化月間*は、役場庁舎内、図書館、福祉・消費生活相談センター、総合福祉センターの各所でのぼり旗や、資料の掲示など啓発ブースを設置しています。
- 民生委員・児童委員を対象とした傾聴講座を行い、精神疾患や自殺に対する理解を深めてもらいました。

【今後の課題】

- 高齢者サロンリーダーや健康づくり推進員など地域の様々なリーダーへの普及啓発。
- 町内の学校や企業を対象とした普及啓発。

基本施策2 自殺予防のための相談・支援の充実

(1) 自殺に関する相談窓口の充実

【実施状況】

- 相談窓口の周知のため、福祉・消費生活相談センターの案内が記載されたティッシュやマスク等を、自殺対策予防週間や自殺対策強化月間、特定健診時やふるさとまつりの際などに配布を行っています。
- 自殺対策に関して、各相談機関の連携を図っています。

【今後の課題】

- 福祉・消費生活相談センターのより一層の周知。
- 各相談機関の連携強化。

(2) 各種相談機関ネットワークの強化**【実施状況】**

- 自殺対策に係る連絡調整など地域における見守りや相談体制の充実のために、関連機関、関連団体等を構成員とする三股町自殺対策連絡協議会を設置しています。
- 本町の自殺の実態や自殺対策の取組に関する事項について、庁内関係課との情報共有を図っています。

【今後の課題】

- 各相談機関の連携強化。(再掲)
- 全庁的な情報共有化。(再掲)

(3) 相談従事者等の資質の向上**【実施状況】**

- 各相談機関と自殺に関する情報を共有することにより、相談従事者等の資質の向上につながっています。

【今後の課題】

- 資質向上のための研修会等の開催。

基本施策3 心の健康づくりと心の病気の早期発見・早期治療の促進**(1) 心の健康づくり推進****【実施状況】**

- 様々な機会を捉えて、ストレスの対処法や自殺、精神疾患等についての正しい知識の普及に努めています。

【今後の課題】

- 宮崎県等が開催する心の健康づくり推進のための講演会や教室の周知。

(2) 心の病気の早期発見の促進**【実施状況】**

- 福祉課や福祉・消費生活相談センター、健康管理センター等で随時相談を受け付けており、継続した支援が必要と判断した場合は、関係機関で連携を行いながら支援を行っています。

【今後の課題】

- 福祉・消費生活相談センターのより一層の周知。(再掲)

基本施策4 自殺未遂者、遺族等への心のケアの充実

(1) 自殺未遂者等のハイリスク者への対応

【実施状況】

- 三股町役場担当職員、都城保健所、都城市内の救急医療機関、都城市役所担当職員を構成員として、定期的に自殺未遂者支援連絡会を行っています。
- 自殺未遂者が、協力の得られている救急医療機関に搬送されてきた際、全員に相談先のリーフレット等を配布しています。

【今後の課題】

- 関係機関等との更なる連携強化。

(2) 遺族等へのこころのケアの支援

【実施状況】

- 宮崎県が定期的で開催している「自死遺族のつどい」の案内カードを福祉課窓口に着置するなど、周知に努めています。

【今後の課題】

- 宮崎県等が開催する心のケアに向けた勉強会や講演会等の周知強化。

第4章 基本理念等

1 基本理念

自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、町全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開します。

そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

「みんなが 気づき・つなぎ・見守りができるまち みまた」

2 基本施策・重点施策

基本理念の実現に向けて、全国的に実施することが望ましいとされている「5つの基本施策」、本町の自殺の実態分析から優先的な課題とする「2つの重点施策」を定めます。

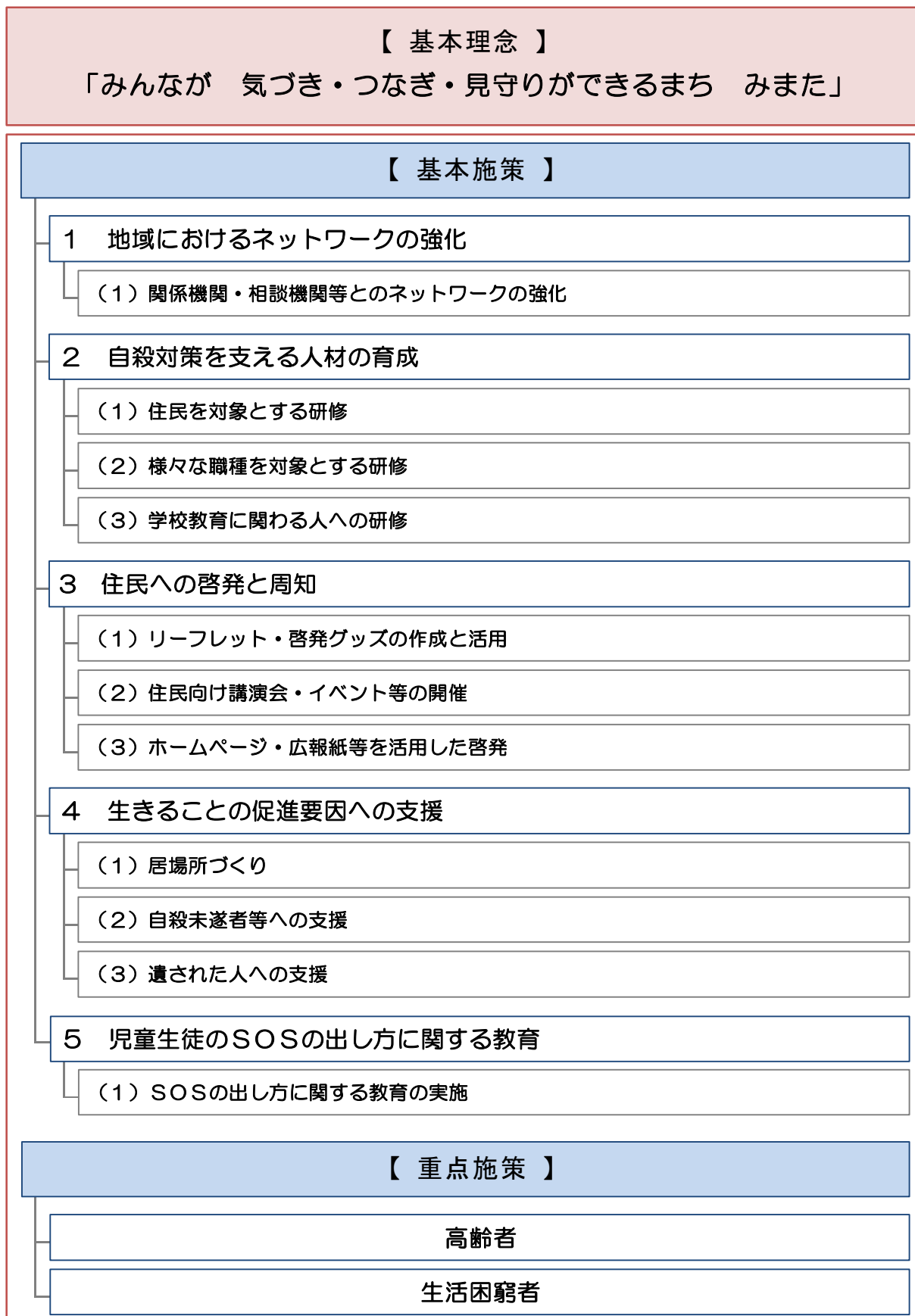
【基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【重点施策】

高齢者、生活困窮者

3 施策の体系



第5章 いのちを支える自殺対策における取組

第1節 基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

本町の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、ネットワークの強化です。

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

(1) 関係機関・相談機関等とのネットワークの強化

① 三股町自殺対策連絡協議会における連携強化

本町では自殺対策に係る連絡調整など地域における見守りや相談体制の充実のために、都城保健所、都城警察署、宮崎県南部福祉こどもセンター、医療機関、関係団体、関係企業、民生委員児童委員協議会、庁内関係課職員を構成員とする三股町自殺対策連絡協議会を設置しています。今後も、本町の自殺実態の情報共有化を図り、連携を強化していきます。

② 庁内自殺対策ワーキングチームにおける連携強化

庁内関係部署で組織されており、緊密な連携と協力により、庁内横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

③ 自殺未遂者支援連絡会への出席

都城保健所が実施する自殺未遂者支援連絡会では、三股町役場担当職員、都城市内の救急医療機関、都城市役所担当職員が構成員となり、情報共有化を図っています。今後も継続的に会議への出席をしていきます。

④ 三股町福祉・消費生活相談センターでの相談業務

本町では、こころと消費の相談窓口として三股町福祉・消費生活相談センターを設置しています。今後も継続して実施するとともに情報の共有化を図り、必要に応じて専門機関につながります。

⑤ 相談機関との連携強化

庁内の相談窓口や地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者基幹相談支援センター等との連携を強化し、個別に対応が必要な場合はケース会議を開催するなど自殺の未然防止を図ります。

【基本施策1 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
三股町自殺対策連絡協議会の開催	1回/年	1回以上/年	福祉課
ワーキングチームでの「生きる支援関連施策」 の評価・検証	未実施	1回以上/年	福祉課

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、本町の自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の施策を充実させる必要があります。町民や様々な分野の関係者等に対し研修会を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

(1) 住民を対象とする研修

① 傾聴講座の開催

本町では、ゲートキーパー^{*}を養成する目的で、町民向けの傾聴講座を実施しています。今後も傾聴講座を幅広く町民に周知し、より多くの受講者の参加促進を図ります。

② 傾聴スキル講演会の実施

地域のリーダーとして町民と接する機会の多い民生委員・児童委員や高齢者サロンリーダー、健康づくり推進員など地域の様々なリーダーを対象にした傾聴スキル講演会の開催に向けて取り組みます。

(2) 様々な職種を対象とする研修

① 様々な分野の団体等を対象とした研修の実施

保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野における団体に、傾聴講座を幅広く周知し、受講者の参加促進を図ります。また、団体向けの出前講座の実施を検討します。

② 役場職員を対象とした研修の実施

庁内における窓口や相談、徴収業務等の際、早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施を検討します。

(3) 学校教育に関わる人への研修

① 学校関係者を対象とする研修

学校関係者が児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育*内容を把握できるように、必要時は圏域で連携を行いながら研修の開催を検討します。

【基本施策2 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
傾聴講座開催回数	2クール/年	2クール以上/年	福祉課
役場職員を対象とした研修の実施	未実施	1回以上/年	福祉課

3 住民への啓発と周知

行政としての町民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで町民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

(1) リーフレット・啓発グッズの作成と活用

① 啓発ブースの設置

命の大切さの理解を深めるとともに、町民一人一人の気づきと見守りを促すため、自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）は、役場庁舎内、図書館、福祉・消費生活相談センター、総合福祉センターの各所でのぼり旗や、資料の掲示など啓発ブースを設置しており、今後も継続します。

② 自殺予防コーナーの設置

役場庁舎内において、自殺予防コーナーを設置し、自殺対策に関するパンフレット等を設置しています。今後も継続するとともに、コーナー内の充実を図ります。

③ 公園内の看板の設置

町内の公園施設が自殺発生場所となる場合もあるため、公園内に自殺予防に関する啓発物の設置をしています。今後も継続して啓発を行います。

(2) 住民向け講演会・イベント等の開催

① 街頭キャンペーンの実施

自殺対策強化月間に、町内2か所の商業施設で街頭キャンペーンを実施しており、今後も継続します。

② 各種イベントでの啓発活動

町民の多く集う「春まつり」、「ふるさとまつり」及び「モノづくりフェア」といった各種イベントの際に自殺対策ブースの設置を行ったり、自殺予防に関するリーフレット等の配布を行うなど、広く住民に心の健康や自殺問題に対する理解の促進と啓発に努めます。

③ 地区座談会でのリーフレット等の配布

自立と協働で創る元気なまちの実現に向けて、地域の方々のご意見を町政に反映させるために、各地区単位で座談会を実施しています。その際に、自殺対策の啓発物等の配布を行うことを検討します。

④ 成人式でのリーフレットの配布

新成人にリーフレットを配布し、実行委員や主催者側から新成人に対して、いのちや暮らしの危機に陥った際に相談できる場所として様々な相談機関があることを伝えます。

(3) ホームページ・広報紙等を活用した啓発

① 広報紙や回覧を活用した啓発

広報紙や回覧を通じて自殺予防に関する啓発を行っています。今後も継続するとともに、誰もが理解しやすい情報提供に努めます。

② 町ホームページやフェイスブックを活用した啓発

町ホームページやフェイスブックなど若年層がアクセスしやすいインターネットサイトでの啓発を行っていきます。

【基本施策3 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
啓発ブースの設置	5か所	5か所以上	福祉課
自殺予防コーナーの設置	福祉課のみ	全課	全課
町ホームページやフェイスブックを活用した啓発	未実施	1回以上/年掲載	福祉課
うつ病のサインを知らなかったと回答した方の割合	21.1%	15%以下	福祉課
うつ病のサインに気づいたとき、自ら医療機関に相談しに行くとは回答した方の割合	48.1%	55%以上	福祉課

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本町においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

(1) 居場所づくり

① 図書館の管理事業

町民の生涯学習の場として読書環境の充実や、映画鑑賞会・お話会の開催など教育・文化サービスの提供を行っています。住民の生涯学習や憩いの場、居場所として開かれた図書館づくりを行い、自殺対策担当課と協力しながら住民の支援を行っていきます。

② いきがいデイサービス

三股町社会福祉協議会に委託し、閉じこもりがちな高齢者（チェックリスト該当者や要支援1、2の方）が交流を図ったり入浴等を日帰りで受けています。家に閉じこもりがちな高齢者が、外に出て他者と交流の機会を持つことは、重要な自殺対策になると考えられるため、今後も事業の継続を行い、高齢者の交流の場の確保を行います。

③ 介護予防事業

高齢者が要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減や重度化の防止を目的として「足もと元気教室」や「こけないからだ体操」、「元気アップ教室」、「脳ハツラツ俱樂部」の事業を実施しています。教室に参加することで、地域住民同士の交流が図れたり、参加者の生きがいとなっていることから、今後も継続して事業を続けていきます。

④ 健康づくり教室の運営

町民の健康増進のために、リズムウォーキングやエクササイズクラブといった運動ができる場の提供や健康づくり教室の開催を行っています。参加者同士の交流の場になっていることから、今後も事業を継続していきます。

⑤ 相談窓口の周知等

相談窓口の周知のため、三股町福祉・消費生活相談センターの案内が記載されたティッシュやマスク等を、自殺対策予防週間や自殺対策強化月間、特定健診時やふるさとまつりの際などに配布を行っており、今後も継続します。また、気軽に相談できるような相談窓口の運営に努めます。

(2) 自殺未遂者等への支援

① 自殺未遂者支援連絡会への出席（再掲）

都城保健所が実施する自殺未遂者支援連絡会では、三股町役場担当職員、都城市内の救急医療機関、都城市役所担当職員が構成員となり、情報共有化を図っています。今後も継続的に会議への出席をしていきます。

② 自殺未遂者等に対する対応

自殺未遂者が、協力の得られている救急医療機関に搬送された際には、医療機関スタッフによる自殺の経緯等について聞き取りを行っています。その中で、同意が得られた方へは保健所保健師に同行して訪問を行っています。また、自殺未遂で搬送されてきた方全員に、相談先のリーフレット等を配布しています。今後も継続し、心のケアを行っています。

(3) 遺された人への支援

① 「自死遺族のつどい」の周知

宮崎県では、大切な方を自殺で亡くされた方同士がお互いの悩みや体験などを分かち合う場としての交流会「自死遺族のつどい」が開催されています。窓口等の案内カードの設置を継続し、周知に努めていきます。

【基本施策4 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
相談窓口の周知活動	実施	継続	福祉課

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育の展開にあたっては、自殺予防の知識を受ける特別なプログラム（専門家の指導のもとに保護者等の同意を前提とする特別な授業）として位置づけるのではなく、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、学校の教育活動として位置づけ、保健師などの外部講師が授業を行うという形で実施していくことが考えられます。

今後、国の動向や他自治体の先進的な事例を参考にして、本町に合った取組の実施に向けた環境づくりを進めます。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など国の動向や他自治体の先進的な事例を参考にして取組を検討します。

【基本施策5 評価指標】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	担当部署 (関係機関)
町内の全ての小中学校においてSOSの出し方に関する授業を実施	未実施	実施	福祉課 教育課

第2節 重点施策

1 高齢者

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまうなど、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、本町は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人一人が生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

（1）高齢者向けの支援に関する啓発の推進

高齢者や支援者に対して、高齢者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談・支援機関の存在を伝える取組を進めます。

① 集いの場でのリーフレットの配布

足もと元気教室やこけないからだ体操、元気アップ教室、脳ハツラツ倶楽部などの参加者に高齢者向けの相談窓口が掲載された啓発リーフレットを配布し、相談先の周知を図ります。

② 民生委員・児童委員等によるリーフレットの配布

民生委員・児童委員等が地域の見守り活動を行う際、必要に応じて相談窓口が掲載された啓発リーフレットを配布することにより、相談先の周知を図ります。

（2）傾聴講座の実施及び受講推奨

高齢者の周囲にいる一人一人が「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を活かして必要に応じて早期に支援へとつなげ、相談等の対応・支援を行う取組を進めます。

① 高齢者との接点のある方への受講推奨

高齢者サロンリーダーや健康づくり推進員、介護保険サービス事業所の管理者や職員等に対して、傾聴講座の受講を推奨します。

(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における交流会や講座等を通じて、高齢者と地域がつながる機会を増やすなど、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

① 高齢者サロン活動等への支援

高齢者サロンをはじめとする高齢者自身による自主的なグループ活動や生涯学習活動は、地域交流の場として、あるいは仲間づくりの場として大切な役割を果たしていることから、継続して活動を支援します。

② 就労への支援

高齢者の豊富な経験や技術を活かした就業機会を確保するとともに、シルバー人材センターの活動を継続して支援します。

(4) 高齢者を支援する家族等への支援の提供

家族の介護疲れによる心中などを予防するためにも、高齢者本人への支援だけでなく、高齢者を支える人（家族等）への支援も推進します。

2 生活困窮者

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

本町では、多分野の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への支援の強化を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関による支援のための基盤整備にも取り組めます。

(1) 生活困窮者への支援の強化

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自殺対策との連携を強化して、自殺のハイリスク者（潜在的なハイリスク者も含めて）に対する支援を充実させます。

① 生活困窮者自立支援制度に基づく取組との連携

生活困窮に陥っている対象者に寄り添いながら、より詳細な状況把握に努め、就労支援や学習支援などの生活困窮者自立支援制度による支援だけでなく、関係機関との連携による横断的な支援に努めます。

② 生活保護制度等に基づく取組との連携

生活保護制度による支援とともに、精神疾患等への対応など、支援対象者が持つ様々なリスクに応じて保健所等の関係機関と連携しながら「包括的な支援」を行います。

(2) 支援につなぐ取組の強化

生活困窮者の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう人が少なくありません。そこで、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援へと積極的につなぐための取組を推進します。

① 税金等の滞納者に対するつなぎの強化

税金・保険料・保育料・貸付金等の未納・滞納がある人は、様々な生活上の問題がある可能性があり、徴収の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるために、徴収業務の担当課や担当職員との連携を密にします。

② リスクが深刻化する前に相談につなげる仕組みづくり

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知等の機会を捉え、支援につながるきっかけづくり（相談先の紹介、引き継ぎ）を行います。また、地域で生活困窮に陥ってリスクのある人の把握を速やかに行い、相談につなげるための仕組みづくりを検討します。

第6章 生きる支援関連施策

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であることから、庁内横断的に支援体制を推進していくことが重要です。そのため、庁内各課の代表からなる「ワーキングチーム」を設置し、各課の既存事業で自殺対策と関連のある事業を拾い上げ、リスト化しました。これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方を踏まえ、町の基本施策（5項目）及び重点施策（2項目）に基づき、関連あるものとして分類しています。

各課の事業でそれぞれ住民と関わる際、もし悩んでいる人に気づき、必要に応じて関係機関を紹介し、問題解決にあたる必要がある場合においては、話しを聴き、関係部署につなぐ役割を、一人一人が担っていくことが望まれます。

さらに、ここに掲載した事業の他にも多くの業務がありますが、あらゆる機会を捉え、住民に対する啓発と周知を行っていくよう、努めるものとします。

【生きる支援関連施策の表の見方】

- (1) **担当課**: 事業等を行う担当課
- (2) **事業名（事務内容）**: 事業名、事務内容
- (3) **自殺対策の視点からの事業の捉え方**: 事業の概要及び事業における自殺対策の取組
- (4) **施策**: 本計画の5つの基本施策と2つの重点施策。具体的には以下のとおり。

各事業で該当する施策に「●」をつけています。

施策名		表での表記
基本施策 1	地域におけるネットワークの強化	ネットワーク強化
基本施策 2	自殺対策を支える人材の育成	人材育成
基本施策 3	住民への啓発と周知	啓発と周知
基本施策 4	生きることの促進要因への支援	生きる支援
基本施策 5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	児童生徒等対策
重点施策 1	高齢者	高齢者
重点施策 2	生活困窮者	生活困窮者

(1) 担当課	(2) 事業名 (事務内容)	(3) 自殺対策の視点からの事業の捉え方	(4) 施策						
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	高齢者	生活困窮者
福祉課	障害者福祉事業	障がい者の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談、サービスの提供や案内等を行っています。自殺のリスクを抱えた相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるように、障害者福祉事業に携わる職員に対してゲートキーパー研修の実施を検討します。	●	●					

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策						
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	高齢 者	生活 困窮者
福祉課	障害者福祉事業	障がい者の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談、サービスの提供や案内等を行っています。自殺のリスクを抱えた相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるように、障害者福祉事業に携わる職員に対してゲートキーパー研修の実施を検討します。	●	●					
	障害者基幹相談支援センター事業	基幹相談支援センターは、各種障がいを抱えて地域で生活している方が多く利用されており、様々な方面からの継続した支援が必要な対象者に関して、関係機関で情報共有を行いながら支援を行っています。今後も相談員として、対象者への気づきや、関係機関との連携に努めていきます。	●						
	ひとり親家庭等の生活支援 ・児童扶養手当 ・母子及び父子家庭医療費助成 ・母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の経済負担を軽くするため、手当等の支給を行っています。ひとり親家庭への生きる支援に関する情報提供を継続して進めます。また相談があった場合は、必要に応じて関係機関につなぐ支援を行います。	●		●		●		●
高齢者支援課	各種介護サービス事業	各種介護サービス事業を展開しています。 自殺に至る要因に、健康に関する不安や介護疲れ等があるため、相談を受けた場合は関係機関につなぐなどして連携した支援を行います。	●						●
	いきがいデイサービス	三股町社会福祉協議会に委託し、閉じこもりがちな高齢者（チェックリスト該当者や要支援1、2の方）が、交流を図ったり入浴等を日帰りで受けています。 利用者負担：300円/回（昼食は個人負担） 家に閉じこもりがちな高齢者が、外に出て他者と交流の機会を持つことは、重要な自殺対策になることから、今後も事業の継続を行い、高齢者の交流の場の確保を行います。				●		●	
	在宅高齢者福祉サービス (食の自立支援)	在宅で調理が困難な高齢者に対して、定期的に自宅に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行っています。(平日の昼食のみ) 配食サービスによる安否確認を行うことで、顔の見える関係性を築いています。対象者からの相談があり、継続した支援が必要な場合には、関係機関と連携を図りながら支援を行います。	●			●		●	

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策						
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	高齢 者	生活 困窮者
高齢者支援課	介護予防事業	<p>高齢者が要介護状態となることの予防又は、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として「足もと元気教室」や「こけないからだ体操」、「元気アップ教室」、「脳ハツラツ倶楽部」の事業を実施しています。</p> <p>教室等に参加することで、地域住民同士の交流が図れたり、参加者の生きがいがとれています。今後も継続して事業を続けていきます。</p>				●		●	
町民保健課	食生活向上委員、健康づくり推進員及び地区活動に関する業務	<p>適度な運動や、バランスの取れた栄養・食生活などは、身体だけでなく、こころの健康においても重要な要素となるので、今後も事前研修にて様々な健康知識の伝達を行います。各推進員が、事前研修会で学んだ知識を各地区に伝達し、住民の健康への意識を高めることは、こころの健康づくりに効果的であると考えられます。</p>		●	●	●			
	健康づくり教室に関する業務	<p>町民の健康増進のために、運動ができる場の提供や、健康づくり教室の開催を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リズムウォーキング：町にお住まいのすべての方を対象に、月に1回、外部講師による、運動教室を行っています。 ・エクササイズクラブ：町にお住まいの19歳以上の方に対し、運動器具の無料開放を行い、自主的な運動への取り組みを推進しています。 <p>教室参加者に、健康づくりのきっかけを与え、自主的に健康管理を行えるようにします。また、参加者同士の交流の場にもなっているので、今後も事業を継続していけるようにします。</p>				●			
	健康相談に関する業務	<p>健康に関する不安や悩みの相談に随時応じ、健康に関する不安の軽減に努めます。また、健康管理センターに来た方の目に付く場所に、自殺防止に関する掲示物を貼る、パンフレットを置く等の啓発を行い、相談しやすい環境を整えます。</p>			●	●			
	検診事業 (各種がん検診、結核検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診、人間ドック事業)	<p>疾病の早期発見・早期治療を目的に、各種健診事業を実施していきます。検診結果をもとに、健康に関する不安の軽減や重症化予防に努めます。また、検診が受けやすくなるように、適宜体制の見直しを行っていきます。</p>				●			
	特定健診、特定保健指導に関する業務	<p>特定健診を受けた人に、健康相談や保健指導、家庭訪問等を実施していく中で、健康面や生活面での不安の早期把握を行い、相談に応じます。また、健康面での不安の軽減のため、町民自ら健康管理を行っていくことができるよう、健康に関する知識の普及を行います。</p>				●			

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	高齢 者	生活 困窮 者	
町民保健課	母子健康手帳交付業務	手帳交付の際、心の健康に関する聞き取りや心療内科通院歴の確認を行い、随時相談に応じます。また、妊娠中、出産後の相談窓口の紹介を行います。	●		●					
	新生児訪問・乳児全戸訪問事業	育児に対する不安の聞き取り、また、エジンバラ産後うつ (EPDS) 質問表を活用しながら、産後うつ発見に努めます。必要に応じて、訪問の実施や乳児健診時の確認など、継続支援を行います。				●				
	パパママ教室	出産を控えた家庭を対象とし、擬似体験や育児の情報提供を行います。 教室を通して、母親同士の交流を図れるよう、内容の充実に努めます。妊娠中・産後のホルモン変化による心の健康への影響、及び、妊娠中・産後の相談窓口に関する情報提供を行い、育児不安の軽減に努めます。			●	●				
	乳幼児健診、育児教室に関する業務	健診や教室を通して、育児不安の早期発見に努め、随時相談に応じます。また、必要に応じて関係機関につなぎます。未受診者勧奨に努めます。	●		●	●				
	未熟児養育医療に関する業務	育児不安を早期に把握し相談に対応し、不安の軽減に努めます。				●				
	戸籍届の審査・受理に関すること	戸籍に関する届（離婚等）の中で、その後の手続きや今後の生活に不安をかかえている場合、相談対応を行い担当係への連携、必要時には他の関係機関への案内を行います。	●							
	住民の住所異動に関すること	業務の中でも、住民との関わりが強いことから、対応時に相談等があった場合には、状況の聞き取りを行い、支援担当課へ案内しつなげます。	●							
	住民基本台帳事務におけるDV支援措置に関すること	DV支援者に関する様々な手続き及び相談について、関係機関及び関係課と情報を共有し、対応します。	●							
	国民健康保険・後期高齢者医療の資格に関すること	手続き時に支払いに関する相談や問題を抱えているような場合には、担当課につなげ支援します。	●					●	●	
	40歳以上の国民健康保険加入者の特定検診	特定検診の機会に、健康に関する不安やその他相談等があった場合は、必要に応じて様々な支援機関につなげます。	●							
重複多受診者の訪問指導	心身の健康面で不安や問題を抱えている場合が多く、自殺リスクも高い方もいると思われることから、訪問際には個々の状況を聞き取り、専門機関や担当課への支援へつなげます。	●								

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策						
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	高齢 者	生活 困窮 者
税務財政課	納税相談事業	窓口業務のスキルを高める研修に参加するとともに、必要に応じ「三股町福祉・消費生活相談センター」などの相談窓口との情報共有に努めます。	●	●					●
環境水道課	公害・環境関係の苦情相談	近隣から来る雑草・悪臭・騒音等の住環境に関する苦情について、トラブルの背景には当事者の精神疾患等が絡んでいる場合も想定されるため、実際に現場確認と当事者からの聴き取りを行い、必要と思われる場合は、各関係機関に情報提供を行います。	●						
	水道会計	督促状、催告書、給水停止予告状等を滞納者へ送付後、来庁された際に、分納等の支払い方法や生活状況の聴き取りを行い、必要と思われる場合は、各関係機関に情報提供を行います。	●						●
総務課	男女がともに活躍できる環境づくり	自殺に至る背景には、健康問題や家庭問題のトラブルのほか、仕事の悩み等が関係している場合もあるため、ワークライフバランスの実現に向けた啓発活動を実施します。			●				
	人権を尊重しあらゆる暴力を許さないまちづくり	「三股町女性相談所」において、DV被害者の相談や支援を行っています。 自殺対策と直結する取組であり、継続的に実施します。また、相談のケースに応じて、適切な相談支援先につながるよう関係機関との連携を強化します。	●			●			
	差別のない明るい社会の推進	基本的な人権を守るため相談に応じ、住民の人権意識を高めるための啓発などを行う人権擁護委員の活動に対する支援を行っています。(人権相談、SOSミニレター、「子どもの人権110番」電話相談所の啓発) 自殺対策と直結する取組であり、継続的に実施します。また、相談のケースに応じて、適切な相談支援先につながるよう関係機関との連携を強化します。	●		●		●		
	行政相談委員活動の支援	国や独立行政法人等の行政に対する苦情や相談に応じ、その問題解決を図る行政相談委員の活動に対する支援を行っています。 今後も継続的に実施します。				●			
	消費者行政推進	三股町福祉・消費生活相談センターに相談員を配置しています。 自殺対策と直結する取組であり、継続的に実施します。相談のケースに応じて、適切な相談支援先につながるよう関係機関との連携を強化します。また、相談員は、研修会に参加し資質向上を図ります。	●	●	●	●			●

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策					
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	高齢 者
総務課	防犯活動の推進	地域安全活動として、商業施設において防犯のチラシを配布する際に、自殺対策のチラシを配布します。			●			
	職員の健康管理事務	職員の心身面の健康の維持増進を図るために、職員のストレスチェックを行います。また、職員向けのメンタルヘルスに関する講習会の開催を検討します。				●		
都市整備課	公園等の管理及び設置に関すること	町内の公園施設が自殺発生の場所となる場合もあるため、公園内に自殺予防に関する啓発物の設置をしています。今後も継続して啓発していきます。			●			
	町営住宅の管理及び整備に関すること	ゲートキーパー研修を職員が受講することを推奨し、支援のつなぎを強化します。	●	●				
農業振興課	農業・林業に関する悩み等の総合相談窓口の開設	農業・林業に関する悩みを受付ける担当を置き、悩みに関する情報を一元化し管理します。また、その情報については、月1回開催する課内会議の場で、情報を共有し今後の対応について協議し、必要に応じて、関係機関につながります。	●			●		
	新規就農者に対する支援	就農支援をする中で、農業に関する様々な悩み等を聞きながら、必要に応じて課内会議で情報を共有し、今後の対応を協議します。	●			●		
	農地所有者に対する支援	農業委員会が実施する「農地あっせん売買事業」を活用する中で、農業を廃止した者の経済的な背景等を聞き取りながら、必要に応じて課内会議で情報を共有し、今後の対応を協議します。	●					●
企画商工課	地区座談会	自立と協働で創る元気なまちの実現に向けて、地域の方々のご意見を町政に反映させるために、各地区単位で座談会を実施しています。その際に、自殺対策の啓発物等の配布を行うことを検討します。			●			
	各種イベントの開催	町民が多く集う「春まつり」、「ふるさとまつり」及び「モノづくりフェア」といった各種イベントの際に自殺対策ブースの設置を行ったり、自殺予防に関する啓発物の配布を行うなど、広く住民に心の健康や自殺問題に対する理解の促進と啓発に努めます。			●			
	中小企業等特別融資制度の補助	町商工会が行う、融資制度の説明等といった会員企業に対する研修会時には、生きる支援に関する相談先一覧情報を資料の中にもめたり、自殺対策に関する講義も合わせて導入するよう働きかけます。		●	●			

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策						
			ネットワー ク強化	人材育 成	啓発と周 知	生きる支 援	児童生徒等 対策	高齢者	生活困窮者
企画商工課	ネットなお仕事誘致・創出事業	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間では、「いのち支える自殺対策」に関する啓発の機会として、情報交流センター「あつまい」の情報コーナーに、関連チラシを置いたり、パネル展示をするなど検討していきます。			●				
	ちっちゃなハートが織り成す みまたん雇用創造プロジェクト(実践型地域雇用創造事業)	本事業を実施している「三股町地域雇用創造協議会」は、本町の雇用創出を目的として設立された団体で、雇用を拡大したい町内企業や、地元で就職や創業を希望している方にセミナーを開催し、地域の雇用機会を増やすことで地域の活性化を目指しています。また、町内の特産物を活かした商品開発も行っており、地域での普及と雇用の拡大につなげています。 9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間のセミナー開催時には、生きる支援に関する相談先一覧情報を資料の中にも含めることを検討します。また、各種相談窓口において、当事者と接する機会がある場合は、必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットの手渡しに努めます。			●				
教育課	自殺予防に関する展示コーナーの設置	図書館を啓発活動の拠点として、今後も自殺対策担当課と協力を行いながら、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて啓発を行っていきます。			●				
	居場所や図書の提供	住民の生涯学習や憩いの場、居場所として開かれた図書館づくりを行い、自殺対策担当課と協力しながら住民の支援を行っていきます。	●		●				
	芸術の提供	芸術に触れる機会をつくることで、住民の生きがい支援を自殺対策担当課と協力しながら行っていきます。				●			
	教育の情報化と教育の質の向上	平成21年に町教育施策として「教育の情報化」を掲げ、その具現化に向けて町教育委員会と教育研究所が連携し、ICT機器の効果的な活用の在り方や環境整備を推進し、教育の質及び児童生徒の学力向上に取り組んでいます。 ネットにおける誹謗中傷などをしない教育を取り入れ、自殺対策に取り組みます。				●	●		
	不登校児童生徒対策(適応指導教室:サンライトルーム)	当該児童生徒及びその保護者の心身の状態に応じて、適切な相談支援先につなぎ、連携を図っていきます。				●	●		

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策						
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	高齢 者	生活 困窮 者
教育課	学校における人権教育	学校における人権教育は、児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養う必要があり、ゲートキーパー研修等を推奨します。		●			●		
	特別支援教育	当該児童生徒及びその保護者の心身の状態に応じて、適切な相談支援先につなぎ、連携を図っていきます。	●				●		
	就学援助	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者を対象に、学用品や給食費などの一部を援助します。 就学援助対象者の経済状況の把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意していきます。	●				●	●	
	青少年育成町民会議	町民会議は、家庭・学校・地域社会や関係機関、諸団体と連携のもと、明日のふるさと三股を担う青少年が、社会の一員として自らの責任を自覚し、広い視野と見識を養い、心身ともにたくましく成長するため、青少年を取り巻く環境の改善、啓発の取組を実施しています。 青少年育成町民会議において、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。			●		●		
	人権に関する教育	人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を学ぶための機会を提供しています。また、様々な手法や媒体を活用した人権啓発に取り組むとともに、民主団体、教育関係機関、町内連絡体制等を通じて人権施策を推進し、人権尊重への町民の自主的・主体的な活動を支援しています。 各種団体の人権学習会で「いのち支える自殺対策」をテーマとした研修を実施します。	●	●			●		
	三股町子どもの明るい未来創造事業	地域住民や関係団体等の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む教育環境づくりを進め、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、「三股町子どもの明るい未来創造事業」を実施しています。 ・学校サポート事業(学校支援地域本部事業) ・放課後子ども教室推進事業 ・土曜学習事業(土曜日の教育支援体制等構築事業) 「いじめ」が原因等により「生きる支援」が必要と認められる場合は、適切な相談支援先につなぐことができるよう留意していきます。	●				●		

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネット ワーク 強化	人材 育成	啓発 と周知	生きる 支援	児童 生徒等 対策	高齢 者	生活 困窮者	
教育課	生涯健康スポーツ活動の推進	<p>町民誰もがスポーツを楽しむことができるよう、ニーズに即して多様な分野でスポーツ活動プログラムを提供し、広く町民にスポーツ活動の普及を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のスポーツ活動の推進 ・成人のスポーツ活動の推進 ・障がいのある人のスポーツ活動の推進 ・高齢者のスポーツ活動の推進 <p>講演会や研修会等の会場に「いのち支える自殺対策」のパネルの展示やチラシ配布など啓発を行います。</p>			●	●	●	●		
	スポーツ施設の整備・充実	<p>スポーツ活動の場の拡充を進めるため、スポーツ施設設備の整備充実や効果的な管理運用を図るとともに、学校体育施設等の一層の活用を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の整備充実 ・身近なスポーツ活動の場の多様な確保・提供 <p>施設貸出窓口やスポーツ施設の場に、「いのち支える自殺対策」のチラシを設置するなど啓発を行います。</p>			●	●				
	スポーツ推進体制の整備と競技力向上支援	<p>関係団体における自発的活動としての研修会で「いのち支える自殺対策」をテーマとした研修を実施するように働きかけます。</p>		●						
	スポーツによるまちの活力づくりの推進	<p>スポーツ大会等のイベントの場に、「いのち支える自殺対策」に関するブースを設置し、パネルの展示やチラシを配布するなど啓発を行います。</p>			●	●				

第5部 計画の推進



1 計画の推進体制

(1) 地域福祉計画の推進

行政は住民の福祉向上を目指して社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかしながら、地域における多様な生活課題を解決するためには行政の取組だけでは担いきれない現状があります。

本計画を円滑に推進するためには、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うことが必要です。それぞれが果たす責務と期待される役割は以下のとおりです。

① 地域住民

一人一人が地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への参加や福祉施策への意見を聴取する機会を持つことなどの役割が求められています。

② 民生委員・児童委員、ボランティアなど

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し、行政や事業者等と協力・連携するとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行うなどの役割が求められています。

③ 医療機関、福祉サービス事業者など

福祉サービス提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業やサービスの内容の情報提供及び公開、他サービスとの連携に取り組むとともに、地域の福祉ニーズに基づく新たなサービスやプログラムの開発、住民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画などの役割が求められています。

④ 社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。併せて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

⑤ 行政

地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進及び健全な発達のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

(2) 障害者基本計画の推進

① 計画の周知

障がいのある人もない人も共に暮らす地域の実現に向けて、障がい、障がい者及び障がい者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がい者及び家族や地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進します。

② 計画の推進体制の整備

障がい者施策の推進のためには、福祉のみならず、保健、医療、教育、労働、まちづくり等、様々な分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、障がい者施策の効果的・効率的な推進を図ります。

(3) 自殺対策行動計画の推進

① 住民等への啓発と周知

行政としての町民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで町民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

② 自殺対策を支える人材の育成

住民や様々な分野の関係者等に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

③ 地域におけるネットワークの強化

自殺対策に係る連絡調整など地域における見守りや相談体制の充実を主な目的として設置している「三股町自殺対策連絡協議会」において、本町の自殺実態の情報共有化を図り、連携を強化していきます。

また、庁内関係部署で組織されている「庁内自殺対策ワーキングチーム」における緊密な連携と協力により、庁内横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

2 計画の点検・評価

計画の推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

計画の進行管理と点検・評価に当たっては、各計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

（1）地域福祉計画の点検・評価

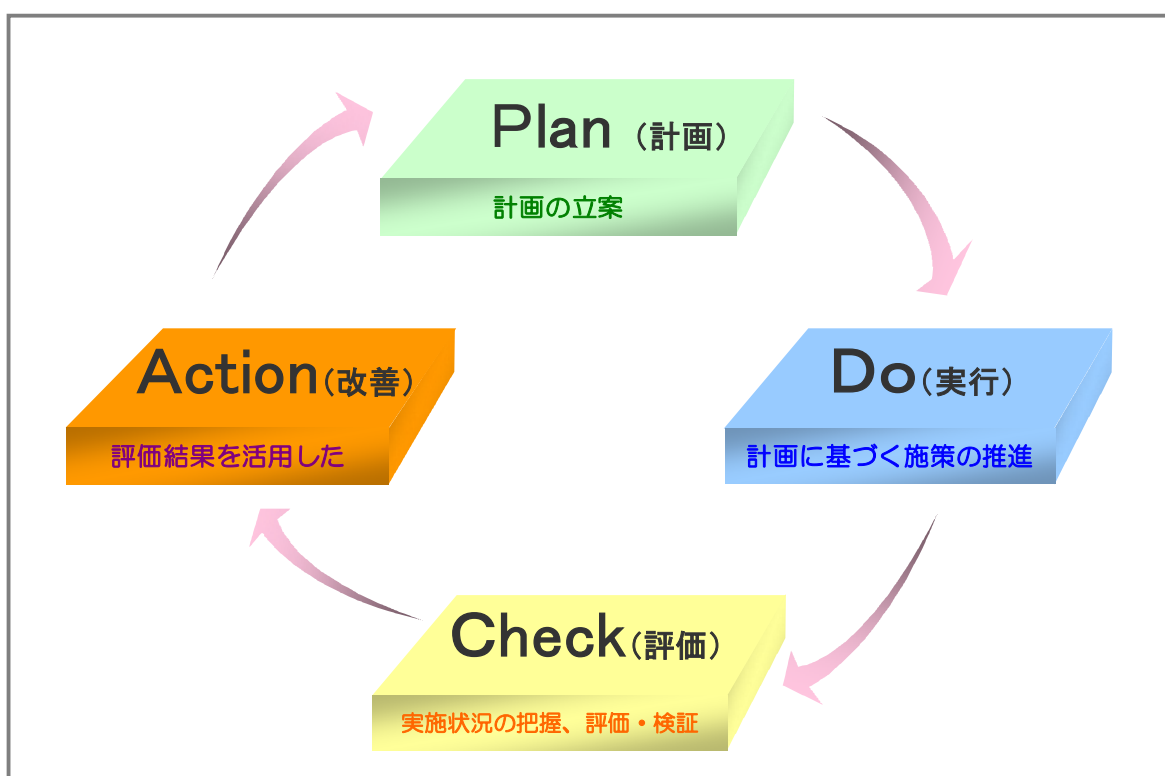
住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。

（2）障害者基本計画の点検・評価

三股町自立支援協議会において、障がい者、障がい者団体、障がい福祉サービス事業者、町民等の参加のもとに、計画の進行管理と点検・評価を行います。

（3）自殺対策行動計画の点検・評価

庁内自殺対策ワーキングチームにおいて、各課から出された「生きる支援関連施策」の進行管理を行うとともに、計画全体の点検・評価を行います。



資料編



1 三股町総合福祉計画審議会設置要綱

(平成 26 年 1 月 24 日告示第 1 号)

(設置)

第 1 条 三股町における地域福祉に関する基本計画を策定するため、三股町総合福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 高齢者福祉関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

2 三股町総合福祉計画審議会委員名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名
子どもの保護者	三股町PTA連絡協議会	会 長	馬渡 隆博
子育て支援に 関する事業者	三股町保育会	会 長	瀬尾美和子
	学校法人三樺学園認定子ども園 みまた幼稚園	園 長	福澤 晃二
識見を有する者	医療法人 長倉病院	理事長	長倉穂積
関係行政機関 の職員	三股町小・中学校校長会	会 長	和田小夜子
	三股町社会福祉協議会	事務局長	内村陽一郎
	三股町	副町長 ◎	西村 尚彦（会長）
	三股町役場 福祉課	課 長	斎藤 美和
	三股町地域包括支援センター（福祉課）	管理者	黒木 尚美
	三股町健康管理センター（町民保健課）	副主幹	野口 陽子
	三股町役場 教育課	主 査	戸高 志織
その他町長が必 要と認める者	民生委員・児童委員協議会	会 長 ○	下村 勉（副会長）
	民生委員・児童委員協議会	副会長	今村 珠江
	三股町自治公民館連絡協議会	会 長	西山 繁敏
	三股町老人クラブ連合会	会 長	大浦 芳英
	三股町障害児者連絡協議会	会 長	政野 信市
	三股町ボランティア連絡協議会	会 長	竹元 仁伍
	三股町母子寡婦福祉会	会 長	福山 陽子
	三股町壮年連絡協議会	会 長	國分 至
三股町基幹相談支援センター	相談支援専門員	上石 雅樹	
事務局	三股町役場 福祉課（社会福祉係）	課長補佐	上村とも子
	三股町役場 福祉課（児童福祉係）	課長補佐	山田直美
	三股町役場 福祉課（社会福祉係）	主 幹	水久保美良子
	三股町役場 福祉課（社会福祉係）	係 長	上村 竜一
	三股町役場 福祉課（社会福祉係）	技 師	松山 彩乃

3 自殺対策行動計画ワーキングチーム名簿

1	町民保健課	戸籍住民係	兒玉 加代子
2	町民保健課	健康推進係	上村 愛梨沙
3	総務課	行政係	堀之内 環
4	税務財政課	特別収納対策係	永田 祐樹
5	環境水道課	環境保全係	大崎 俊英
6	都市整備課	都市計画係	下石 裕子
7	企画商工課	商工観光係	高山 秀栄
8	農業振興課	農業委員会係	大浦 英一郎
9	教育課	学校教育係	山内 和広
10	教育課	図書館係	繁昌 美智代

4 用語解説

第1部 計画策定にあたって

頁	用語	解説
1	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。
1	障害者基本法	障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。
1	自殺対策基本法	年間の自殺者数が3万人を超える日本の状況に対処するために平成18年に制定された法律。 自殺対策に関する基本的な理念、国や地方公共団体などの責務、自殺対策の基本的な事項などが定められている。
2	パブリックコメント	行政機関が計画等を策定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するもの。
3	母子保健推進員	子育てに関する様々な不安や悩みを抱えた家庭が、地域とつながりを持てるような活動を行っている方。

第2部 地域福祉計画

頁	用語	解説
5	核家族化	夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のこと。
7	ニッポン一億総活躍プラン	「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプラン。
7	我が事・丸ごと	「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくこと。

頁	用語	解説
7	地域包括ケアシステム	団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
14	第1号被保険者	介護保険制度においては、65歳以上の方のこと。第1号被保険者は、原因を問わず、介護や日常生活の支援が必要になったときは、市町村の認定を受けてサービスを利用できる。
29	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織。
47	社会的孤立	家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態。
58	バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味。建物内の段差の解消などのハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられている。
58	福祉避難所	災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に支援が必要な人たちに配慮した避難施設。
58	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、財産管理、契約、遺産分割の協議等の支援を行う制度。
58	日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、自立した地域生活を送れるよう支援する事業。
59	生活困窮者	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
60	共生型サービス	年齢や障がいの有無にかかわらず横断的な利用が可能で、多様な課題・ニーズに対応する機能を持つサービス。

第3部 障害者基本計画

頁	用語	解説
61	難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

頁	用語	解説
61	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
61	高次脳機能障がい	病気や事故など様々な原因で脳が部分的に損傷されたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意などの知的な機能に障がいがあった状態。
61	障害者の権利に関する条約	障がい者の人権および基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定められた条約。
61	障害者総合支援法	障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年6月に障害者自立支援法が改正され、平成25年4月に施行されている。
61	障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした法律で、平成28年4月に施行されている。
61	障害者雇用促進法	障がい者の雇用促進を図るため、事業主の義務や障がい者本人への公的支援措置などを規定する法律。
62	発達障害者支援法	発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がい者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律。
90	アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
95	理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業。
95	共同生活援助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。
95	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行ったり、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う障がい福祉サービス。

頁	用語	解説
96	手話通訳者	聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障がいのある人と聴覚に障がいのない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介する人のこと。
96	要約筆記者	話されている内容を要約し、文字として聴覚障がい者へ伝える通訳者。
97	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、その他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする事業。
97	障害者虐待防止法	障がい者の虐待の予防と早期発見および養護者への支援を講じるための法律で平成24年10月に施行されている。
98	成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行う事業。
98	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業。
98	障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン	事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスの提供を目的とした指針。
101	地域生活支援拠点	相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う拠点。
101	地域移行支援	住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行う障がい福祉サービス。
101	地域定着支援	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行う障がい福祉サービス。
101	自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業。
101	日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び生活支援等を行う事業。

頁	用語	解説
104	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
106	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行う事業。
106	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う事業。
106	法定雇用率	従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用促進法によって義務づけられた障がい者の雇用割合。
108	特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当。ただし、施設等に入所している人及び病院等に3か月以上入院している人は該当しない。
108	障害児福祉手当	20歳未満で、精神（知的も含む）または身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする人に支給される手当。ただし、施設等に入所している人は該当しない。
108	特別児童扶養手当	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわって養育している人に支給される手当。ただし、障がい児が施設等に入所している場合は該当しない。
108	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行う障がい福祉サービス。
108	就労定着支援	一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供する障がい福祉サービス。

第4部 自殺対策行動計画

頁	用語	解説
111	生きることの包括的な支援	全ての人、かけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援。
113	自殺死亡率	自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの。なお、各地方公共団体の人口は、総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」による。 【例：本町の平成29年の自殺死亡率の算出方法】 人口26,054人（男性12,226人、女性13,828人） 自殺者数6人（男性4人、女性2人） 自殺死亡率（全体）： $6 \div 26,054 \times 100,000 \approx 23.0$ 自殺死亡率（男性）： $4 \div 12,226 \times 100,000 \approx 32.7$ 自殺死亡率（女性）： $2 \div 13,828 \times 100,000 \approx 14.7$
132	自殺予防週間	平成19年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、「9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月10日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進」するとしたもの。
132	自殺対策強化月間	自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めたもの。
138	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
139	SOSの出し方に関する教育	「子どもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」や「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。

三股町総合福祉計画

平成31年3月

発行・編集

三股町 福祉課

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1
TEL 0986-52-9061 FAX 0986-52-0001



やさしさとぬくもりあふれる
健康・福祉のまちづくり

三 股 町

